

R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜

屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
001	共-000	表紙、図面リスト	021	AB-008	消防訓練施設 A塔, B塔 換気設備平面図	041	C-020	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム フローシート	061	A-003	平面図 2階	081	S-006	基礎伏図・部材リスト(1)
002	共-01, 02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	022	C-001	消防訓練施設 C塔 平面図(1)	042	C-021	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図(1)	062	A-004	平面図 3階	082	S-007	梁伏図・部材リスト(2)
003	共-03, 04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	023	C-002	消防訓練施設 C塔 平面図(2)	043	C-022	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図(2)	063	A-005	平面詳細図 1階 現況・撤去	083	S-008	軸組図
004	共-05, 06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	024	C-003	消防訓練施設 C塔 平面図(3)	044	C-023	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図(3)	064	A-006	平面詳細図 2階 現況・撤去	084	S-009	鉄骨詳細図
005	改特-01, 02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	025	C-004	消防訓練施設 C塔 立面図(1)	045	C-024	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図(4)	065	A-007	平面詳細図 2階上部 現況・撤去	085	M-001	設備 1階平面詳細図(改修前・後)
006	改特-03, 04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	026	C-005	消防訓練施設 C塔 立面図(2)	046	C-025	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 1・2階平面図	066	A-008	平面詳細図 1階 改修後	086	M-002	設備 3階平面
007	改特-05, 06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	027	C-006	消防訓練施設 C塔 東側立面図 (ウォールディング詳細図)	047	C-026	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 3・4階平面図	067	A-009	平面詳細図 2階 改修後			
008	改特-07, 08	建築改修工事特記仕様書(7)(8)	028	C-007	消防訓練施設 C塔 南側立面図 (塗分け参考図)	048	C-027	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 5階~屋上平面図	068	A-010	平面詳細図 2階上部 改修後			
009	改特-09, 010	建築改修工事特記仕様書(9)(10)	039	C-008	消防訓練施設 C塔 矩計図	049	D-001	水難救助訓練施設・車庫 平面図(1)	069	A-011	矩計図			
010	改特-011	建築改修工事特記仕様書(11)	030	C-009	消防訓練施設 C塔 展開図(1)	050	D-002	水難救助訓練施設・車庫 平面図(2)	060	A-012	展開図			
011	工-001	概略工程表(参考)	031	C-010	消防訓練施設 C塔 展開図(2)	051	D-003	水難救助訓練施設 立面図(1)	071	A-013	天井伏図			
012	AA-001	配置図、付近見取図、仮設計計画図(参考) (消防学校)	032	C-011	消防訓練施設 C塔 天井伏図(1)	052	D-004	水難救助訓練施設 立面図(2)	072	A-014	天井伏図・R2FL伏図			
013	AA-002	仕上表	033	C-012	消防訓練施設 C塔 天井伏図(2)	053	D-005	水難救助訓練施設 矩計図	073	A-015	部分詳細図 歩行者用補助すり(参考図)			
014	AB-001	消防訓練施設 A塔, B塔 平面図	034	C-013	消防訓練施設 C塔 天井伏図(3)	054	D-006	水難救助訓練施設 展開図 (クラック調査図)	074	A-016	部分詳細図 スチールパネル改修図(参考図)			
015	AB-002	消防訓練施設 A塔, B塔 立面図	035	C-014	消防訓練施設 C塔 建具表	055	D-007	水難救助訓練施設 天井伏図	075	A-017	平面図 1階 (ビット内 既存EV制御ケーブル及び油圧配管経路 参考図)			
016	AB-003	消防訓練施設 A塔, B塔 矩計図	036	C-015	消防訓練施設 C塔 部分詳細図(1)	056	D-008	水難救助訓練施設 部分詳細図	076	S-001	鉄骨構造機準図7-1			
017	AB-004	消防訓練施設 A塔, B塔 展開図	037	C-016	消防訓練施設 C塔 部分詳細図(2)	057	D-009	水難救助訓練施設 植栽配置参考図	077	S-002	鉄骨構造機準図7-2			
018	AB-005	消防訓練施設 A塔, B塔 天井伏図	038	C-017	消防訓練施設 C塔 部分詳細図(3)	058	D-010	水難救助訓練施設・車庫 換気設備 平面図	078	S-003	鉄骨構造機準図7-3			
019	AB-006	消防訓練施設 A塔, B塔 部分詳細図(1)	039	C-018	消防訓練施設 C塔 部分詳細図(4)	059	A-001	付近見取図、配置図、仮設計計画図(参考) (防災センター)	079	S-004	鉄骨構造機準図7-4			
020	AB-007	消防訓練施設 A塔, B塔 部分詳細図(2)	040	C-019	消防訓練施設 C塔 部分詳細図(5)	060	A-002	平面図 1階	080	S-005	鉄骨構造機準図7-6			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	係長	課員	担当

徳島県土整備部営繕課	工事名	R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事（着手日指定型）	図面番号	共-000	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	表紙、図面リスト	縮尺		

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- 工事場所

板野郡北島町鯛浜

- 建物概要

建物名称	消防訓練施設A塔・消防訓練施設B塔・消防訓練施設C塔・水難救助訓練施設・車庫・防災センター・消防学校本館
構造・規模	A塔RC造地上2階・B塔RC造地上2階・C塔RC造地上7階・水難RC造地上2階・車庫S造地上1階・本館RC造地上3階
敷地面積	33,543(m2)
延床面積	A塔 21.8(m2)・B塔 91.2(m2)・C塔 724.9(m2)・水難 1,425(m2)・車庫 496(m2)・本館4,088(m2)

- 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	防水改修工事、外壁改修工事、内装改修工事、鉄骨工事、エレベーター工事(エレベーター本体は別工事)
換気設備	換気機器の更新等改修工事
設備 撤去工事	不要となる機器の撤去、処分一式

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 7 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点における WBGT値が31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）」が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

- その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

- 工程表

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

共-01 営繕工事共通仕様書(1)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9

月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。))又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

共-02 営繕工事共通仕様書(2)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ⑫ 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

⑪ 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の賞与（ **あり** ・ なし ）

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

（1）建築物・建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）

（2）工作物：下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
<ul style="list-style-type: none">反応槽 加熱炉 ボイラー及び圧力容器 変電設備 配電設備 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	<ul style="list-style-type: none">焼却設備 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) 送電設備(ケーブルを含む。)
<ul style="list-style-type: none">トンネルの天井板 プラットホームの上家 遮音壁 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。) 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	<ul style="list-style-type: none">煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) 軽量盛土保護パネル 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 これと同等の能力を有する者(※)

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-11によること。

・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

・調査結果は3年間保存すること。

・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。

・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコープス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コープス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサインージによる掲示も可）すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコープス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コープス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- 他の建設現場で利用する場合
- ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

- 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日
- の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none">材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 (注) <ul style="list-style-type: none">部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
--

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">バックホウ ホイールローダ ブルドーザ 発動発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ラフテレーンクレーン	<ul style="list-style-type: none">ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
<ul style="list-style-type: none">油圧ユニット（次に示す基礎工用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		備 考
<ul style="list-style-type: none">ブルドーザー バックホウ（※） ドラグライン、クラムシエル トラクターショベル パイプロハンマー（※） アースオーガー オイルケーシング掘削機 アースドリル	<ul style="list-style-type: none">ざく岩機（コンクリートブレーカー） ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー コンクリートポンプ（車） コンクリート圧砕機 アスファルトフィニッシャー コンクリートカッター 空気圧縮機 発動発電機	<ul style="list-style-type: none">クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機
		（※）印の機械は低振動基準有

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

共-05 営繕工事共通仕様書(5)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般人礼工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般人礼工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般人礼工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
 - ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・工事写真（電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・保安に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をOD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

 - ・杭及び基礎工事
 - ・コンクリート躯体工事
 - ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日まで、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

共-06 営繕工事共通仕様書(6)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 本工事は完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者、受注者、施設管理者の3者立会いのもと、現場検査を行う。
- ⑤ 工事期間中も本施設は営業を行う。
- ⑥ エレベーター改修工事への搬出入及び組立は開館時間外もしくは閉館日に行うこと。
- ⑦ 本館(防災センター)の開館時間は9:00～17:00まで。
- ⑧ 本館(防災センター)の閉館日は月曜日、第一火曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、閉館)
- ⑨ 施工、納まりは別途発注の「防災センターエレベーター改修工事」と調整の上、決定すること。
- ⑩ 3月～4月で3週間程度の休館を予定している。休館日については施設と協議の上、決定すること。

2. 重要備品等

①工事に影響のある範囲内の重要備品：（有 ・ 無 ）

備品等名称　：空気ポンベ充填機
保管場所　　：A塔 空気ポンベ庫
注意事項　　：別室に移設ができない備品であり、A塔改修工事中も施設管理者が該当備品を使用することがある。

②工事範囲(仮設工事の範囲を含む。)について、防災無線システムを構成する備品(屋上のアンテナ等)の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 138 日間配置すること。
① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）

- ② 警備員は、延 138 人、(昼 138 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	3.5	1,200	t
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	3.5	1,500	t
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富西向江傍示1-1	7.4	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字日野6番の地先	9.9	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	11.2	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字日野6番の地先	9.9	35,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	27.4	15,000	t
アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	86.2	36,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 9 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

7. 有価材の処理

- ① 有価材（鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ ）
- ② 古物商で適切に処理すること。

8. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

9. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ○ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

④ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

⑤ 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

- 壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.41)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1) 手すり据置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ⑤ 内部足場(図示の通り)
- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)
- ⑦ ゲート(有) ・ 無 (図示の通り)
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繫ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- ⑫ その他

3. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は工事エリア・屋内施工ヤード。(養生方法:コンパネ敷き)
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)
- ③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種) ・ C種)とし、設置箇所(仮設扉を含む。)は図示による。(養生方法: 片面せっこうボード厚12.5、表面仕上げなし、充填材なし)。

4. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は(設ける (面積 〇 m2程度 ・ 設けない)

5. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

6. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、(図示の場所に) ・ 用意していないので業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. 一般事項
- ① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
- ② 降雨等に対する養生方法は(上屋シート養生) ・ 下階天井養生 ・ その他()) とする。

2. 改修工法の種類及び工程

工 程	工 法	L4X 工 法	工 法	工 法
施工箇所				
1 既存保護層(立上り部等)撤去等				
2 既存保護層(平場)撤去等				
3 既存断熱層撤去等				
4 既存防水層(立上り部等)撤去等				
5 既存防水層(平場)撤去等				
6 既存下地の処理		○		
7 防水層の新設		○		
8 断熱材の新設				
9 保護層の新設				

3. 既存下地の補修材料
- ① アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。
- ② 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は() とする。
- ③ ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4. 既存下地の補修及び処理
- 補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

例外適用及び上表以外の事項については、改標仕3.5.4による。

5. 塗膜防水
- ① 工 法: L4X 種 別: X-2、X-2H
- ② 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。
- ③ プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考
L4X	X-1	A塔、B塔、C塔 庇上・ベランダ等		
	X-2			
	X-1H			
	X-2H			
P1Y	Y-2	A塔、B塔、C塔 屋上		
P2Y	Y-2			

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-03 建築改修工事特記仕様書(3)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

④ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

⑤ 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

- 壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.41)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1) 手すり据置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

6. シーリング
- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けると。
- ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(水難救助訓練施設のみ行う)。
- ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験) ・ 引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せて実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- ⑥ 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系	SR-1	水難救助訓練施設	シーリング 再充填	10×10	なし
PS-2	ポリサルファイド系	PS-2	A塔、B塔、C塔	シーリング 再充填	15×10	あり
MS-2	変成シリコーン	MS-2	コナガード 水切り	シーリング 再充填	20×10	あり
			各棟外部建具周囲	シーリング 再充填	15×10	あり
			コナガード 際、防水端部	シーリング 再充填	15×10	あり
			サッシ水切、外壁付設備機器周囲	シーリング 再充填	10×10	あり
PU-2	ポリウレタン系	PU-2	水難救助訓練施設	シーリング 再充填	15×10	あり

7. 防水保証
- ① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3 ・ 5 ・ 7 ・ 10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

8. 屋上防水上 ライン引き
- ① 屋上防水に使用するメーカー品のトップコートによる。

4章 外壁改修工事

1. 外壁改修の施工数量及び調査方法
- ① 当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の90%を計上している。
- ② 施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)
- ③ 外部足場設置後、施工数量調査を行う。
- ④ 調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。

2. 外壁改修工法の種類及び材料
- ① コンクリート打放し仕上げ外壁

工 法	ひび割れ部	欠 損 部	
樹脂注入工法	工法: 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量: 25 ml/本 注入(口)間隔: 200～300mm エポキシ樹脂: 製造所の仕様		
Uカットシール材充填工法	材料: 可とう性エポキシ樹脂 シーリング材: PU-2(水難救助訓練施設) PS-2(上記以外)		
シール工法	材料:		
充填工法		欠損深さ30mm以下 材料:ポリマーセメントモルタル 欠損深さ30mm超 材料:エポキシ樹脂モルタル	

- ポリマーセメントモルタルの製造所: 評価名簿による。

3. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事
- ① 仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。
- ② 下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類及び材料による。

種 類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法		上塗材
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	水洗い工法	既存仕上塗材	C-1	砂壁状	吹付け		つや無し
複層仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	水洗い工法	既存仕上塗材	C-1	ゆず肌	ローラー塗		つや無し

5章 建具改修工事

1. 一般事項
- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
- ③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-03 建築改修工事特記仕様書(3)

設計者情報：株式会社川建設計 管理建築士 川端壮一郎 1級建築士登録第126265号

改特-04 建築改修工事特記仕様書(4)

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。
 - ⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
 - ⑥ 防火戸の指定は建具表による。
 - ⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. ステンレス製建具

表面の仕上げ	曲げ加工の方法	その他
鋼板等： ステンレス鏡面仕上げ（つずり）： -	普通曲げ ・ 角出し曲げ	SUS304 金属板＝不燃材料(告示)

簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。

3. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
 - ② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
 - ③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
 - ④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
 - ⑤ 木製建具に使用する戸車及びレールは改標仕表5.8.5による。
 - ⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
 - ⑦ マスターキーは、製作する（ 組）。 その他の鍵の制作本数は（ 組）

4. ガラス

① 板ガラス

種 類	品 種	厚 さ	備 考
既存強化ガラス		12mm	EV改修作業への確保の為、取外・再取付

5. ガラス用フィルム

名 称	種 類	張り面
ガラス飛散防止フィルム	第2種	外張り

- ② 品質はJIS A 5759による。

6章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
 - ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系床タイル タイルカーペット	改標仕6. 2. 2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	
合成樹脂塗床	目荒らし工法 改標仕6. 2. 2(1)(イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6. 2. 2(1)(ウ)	C塔3F屋上	
床タイル	改標仕6. 2. 2(1)(エ)	同 上	
床組	改標仕6. 2. 2(1)(オ)	C塔3F屋上	

・ コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照

垂壁スチール板及び一部下地	図示
---------------	----

③ 天井改修 改標仕6.4.2参照

撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容
ボード面まで	撤去範囲はEV支持鉄骨梁の撤去・新設の施工が行える程度とする

3. 木工事

- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は（ [A] ・ B ） 種とする。

② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

JAS 1083(製材)に基づく製材

	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考
下地材	C塔3階屋上 根太	杉	45×60程度	特1等			
透作材	C塔3階屋上 床板	桧	度	特1等			

5. 合成樹脂塗床

施 工 箇 所	材 質	仕上げの種類	備 考
EV機械室	EP 杉樹脂系塗床	平滑仕上げ	

- ① ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ② 以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。
 - ・ 室内空気中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質
 - ・ 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号、令和6年3月29日告示第54号一部改正）第1の1の(8)ア～カの6物質

6. カーペット敷き

種 類	種 別	品 質	帯電性	厚 さ	工 法	防火性能	下 敷	品質検査
ベッ	ル	ナイロン100%	3KV以下	6.5	アップ	防災		

7. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ（mm）	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
繊維強化せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	目透かし	8	不燃	改標仕6.13.2(3)(4)	LGS	
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付け	9	準不燃	改標仕6.13.2(3)(4)	LGS	

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

8. 接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

7. シーリング

- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
 - ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
 - ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
 - ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。
 - ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）を行う。ただし、同じ材料の組合せて実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系	SR-1	強化ガラス復旧部	シーリング 充填	10×10	なし
MS-2	変成シリコーン	MS-2	パネル取合部	シーリング 再充填	20×10	あり
			ステンレスプレート周囲	シーリング 充填	10×10	なし

7章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
 - ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
 - ③ ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

錆止め塗装

錆止め塗装のままとする場合の錆止め塗装塗りの種別は、（A種）とする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)			備 考
	屋外	屋内				
鉄面		B種	C種			

3. 耐候性塗料塗り(DP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備 考
コンクリート面	A-2	RC種		1級(ふっ素)	
鉄鋼面	改標仕表7. 8. 1	RB種	A種	1級(ふっ素)	

4. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)			備 考
	屋外	屋内				
石膏ボード(壁繊維強化PB)		B種	B種			

5. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備 考
石膏ボード(天井天井-4級音板)	B種	B種	

6. 木材保護塗料塗り(WP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備 考
木部	B種	A種	

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

8章 環境配慮(グリーン)改修工事

1 アスベスト含有建材の処理工事

- 一般事項
 - 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
 - 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
 - アスベスト粉塵濃度測定を(「**行う**」・「**行わない**」)。
 - 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。
 - 施工計画
 - 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
 - アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
 - アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有仕上塗材の除去

- 工法：集じん装置付きディスクグラインダー工法(補修に影響する部分のみ撤去)

階数	室名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
－	屋外(外壁)	水難救助訓練施設	下地調整塗材	－	分析

- 隔離養生等
- 除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋により二重で梱包すること。
- 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- 施工記録等
 - 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
 - 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
 - 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

9章 土工事

1. 根切り

- 周辺状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 建設発生土の処理

- 場外搬出適正処分とする。

民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4、000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

- 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

- 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
 - 最終処分場の指定
 - 排出土　　： シルト質砂
 - 会社名　　： 福井興業(株)
 - 所在地　　： 美馬市脇町字東俣名2032ほか4筆
 - 処分単価　： 1t当たり550円(税抜き)
 - 運搬距離　： 49.1kmを見込んでいる。
 - 運搬経路　： 県道29号線→県道14号線→県道2号線→県道377号線→県道105号線

なお、監督員との協議により処分先を変更する場合も、原則として特定事業場での処分とする。

10章 地業工事

1. 一般事項

- 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。

- 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- 材料は、市場品とする。
- 砂利及び砂地業
 - 砂利は、(切込砂利 ・ **切込碎石** ・ 再生クラッシュラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込碎石	水難救助訓練施設 土間コンクリート下	150	C-40

- 締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
- 厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。

- 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

11章 鉄筋工事

- 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D13
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- 鉄筋の継手は(**重ね継手** ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- 鉄筋の継手の位置は図示による。
- 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。
- 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

- 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

- 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。

5. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)

- あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- 施工確認試験を(**行う** ・ **行わない**)。確認強度 引張耐力の2/3)kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。
- あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ **接着系アンカー**)とする。
 - 金属系アンカー
引張耐力()とする。せん断耐力()とする。アンカー本体の径()、埋込深さ()とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。接合筋の種類は()、径()、長さ()とする。
 - 接着系アンカー
引張耐力(20.6kN)とする。アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

7. 鋼板溶接

- 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
 - 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
 - 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
 - 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
 - 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。

8. 鋼板溶接

9. 鋼板溶接

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

10. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)

- あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- 施工確認試験を(**行う** ・ **行わない**)。確認強度 引張耐力の2/3)kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。
- あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ **接着系アンカー**)とする。
 - 金属系アンカー
引張耐力()とする。せん断耐力()とする。アンカー本体の径()、埋込深さ()とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。接合筋の種類は()、径()、長さ()とする。
 - 接着系アンカー
引張耐力(20.6kN)とする。アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

11. 鋼板溶接

12. 鋼板溶接

13. 鋼板溶接

14. 鋼板溶接

15. 鋼板溶接

16. 鋼板溶接

17. 鋼板溶接

12章 コンクリート工事

1. 一般事項

- コンクリートの類別
 - I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - II 類 (I 類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート)
- 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スラブ (cm)	強度試験の有無	種類	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所
普通	18	18	15	無		2.3t/m3程度	水難救助訓練施設 土間コンクリート
普通	21	21+(S)	18	有	I 類	2.3t/m3程度	C塔 床配管貫通孔補修部(開口閉塞)

- 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc)に構造体強度補正值 (S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值 (S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- 第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は（ A ・ **B** ・ C ）種とする。

3. コンクリートの材料及び調合

- ① セメントの種類は、（ **普通ポルトランドセメント** ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ できる ・ **できない** ）。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試練りは（ 行う ・ **行わない** ）。
- ⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。

4. 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

- ③ ひび割れ誘発目地の位置、 図示による ・ **通り芯上**)

5. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

6. 型枠

- ① 型枠は、（ 県産木製型枠 ・ **合板** ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
標仕6.8.2 (2)イ)	A種	なし		12mm	C塔床・壁配管貫通孔補修部

- ③ 打ち放し仕上げの打ち増し厚さは（ ）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

7. 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事

工法 無収縮グラウト厚入工法

8. 無収縮モルタル圧入

- ① グラウト材：早強形特殊セメント系無収縮モルタル
- ② 設計基準強度 Fm=30N/mm2以上(プレミックスタイプ)
- ③ 圧縮強度試験を行う。
- ④ 圧入は、適切な圧力で中断しないように行うこと。
- ⑤ 空気抜き(確認孔)を設け、グラウトモルタルが空気抜き(確認孔)に出てくることを確認する。
- ⑥ 無収縮モルタルと既存コンクリートの接触面は、既存面に目荒らしを行うこと。なお目荒らしのはつり部分は面積にして25～30%程度とする。

13章 プール改修工事

1. 一般事項

- ① プール改修工事に用いる材料は所定のものであること。
- ② プールは漏水等の欠陥がないこと。

2. 撤去及び下地処理等

- ① 既存塗膜の除去に塗膜はく離剤を使用する場合は、既存の下地及び仕上げ材等に無害な材料を使用して撤去する。
- ② 仕上げ塗装等の下地となる面の凹凸及び段差部分等はサンダー掛けまたはエポキシ樹脂系ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルの充てん等により平滑に補修する。
- ③ 表面にさびが認められる場合は、浮き部分をはつり取り、さびの発生している鉄筋の表面を露出させ、さびをクレンシ防さび塗料を塗布した後、エポキシ樹脂モルタル等で補修する。
- ④ コンクリート面またはモルタル面の下地処理は次による。ひび割れ、欠損等の補修は公共改修仕様書4章1節～3節により、その種別は特記による。※外壁改修工事特記事項を参照。

3. プール塗装塗り替え工法

- ① コンクリート製プールは塗装する10日以上前に排水し、塗装に悪影響を与えないように十分乾燥させること。
- ② 塗装されたコンクリート面の下地調整はRA種とする。
- ③ プール塗装塗り替え用材料は水質（学校環境衛生基準（文部科学省告示）に定める基準）に悪影響を与えない材料とする。また、防滑製を持たせるために塗装表面に混入する材料は特記による。特記がなければ、鋭利な角部のない微細珪砂とする。
- ④ 施工に当たっては、塗装面、その周辺及び床等に汚染または損傷を与えないようあらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生をする。
- ⑤ 塗り替え工法の工程は表1.4.1を標準とし、種別は特記による。なお、各工程の塗付量はプール塗装塗り替え材料の製造所の仕様による。

摘要箇所	プール槽	プール槽(底)	プールサイド
工法	プール槽内一般工法	プール槽内防滑工法	防滑工法
種別	エポキシ樹脂系＋ウレタン樹脂系塗料塗り替え	エポキシ樹脂系＋ウレタン樹脂系塗料塗り替え	エポキシ樹脂系＋アクリルウレタン樹脂系塗料塗り替え
工程	〈PEU-1〉		
下地調整	RA種	RA種	RA種
補修塗り			
下塗り	○	○	○
下塗り(2回目)			
中塗り	○	○	○
中塗り(2回目)			
けい砂散布			
上塗り	○	○(弾性骨材入)	○(弾性骨材入)
上塗り(2回目)	○	○	

※1.〈PEU〉-1の中塗りまではエポキシ樹脂系塗料、上塗りはウレタン樹脂系塗料とする。

14章 ユニット及びその他工事

1. レンジャーネット

工事名：R 8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事（着手日指定型）

- ① ネット種別 φ4.2×90×90 菱形無結節ナイロン製
- ② ネット寸法 5650W×24000L
- ③ ネット縁ロープ：φ12 ナイロン製
- ④ ネット筋ロープ：φ6 ナイロン製

2. 防鳥ネット

- ① 材質： HDPE(高密度ポリエチレン)
- ② 網目ピッチ 34×34程度
- ③ 備考： 営巣防止用

13章 鉄骨工事

1. 一般事項

- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による（ H ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を**置く** ・ 置かなくともよい)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板 (30～35×45cm) (H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料

- ① 鋼材の種類は次により、形状及び寸法は図示による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SS400	一般構造用圧延鋼板	柱、梁、小梁およびそれらに取合うPL類

- ② 高力ボルトは、（ JIS形高力ボルト ・ **トルシア形高力ボルト2種** ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ）とする。

径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき認定	トルシア形高力ボルト	JSSⅡ09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種(F8T)

- ③ 普通ボルト及びナットの材料等は、JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181） ・ JIS本体規格品 (ISO規格))とする。

径は、（ ）とし、使用箇所は図示による。

- ④ 構造用アンカーボルトの材質は（ SS400 ）とする。

- ⑥ 溶接材料は、標仕7.2.5による。

- ⑨ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。
 - ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
 - ・混和材は、セメント系膨張材（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
 - ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。
 - ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。

3. 材料試験

- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- ③ 板厚方向の引張試験を（ 行う ・ **行わない** ）。

4. 工作一般

- ① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- ② 床書き現寸図は作成 する ・ **しない**)。
- ③ 鉄骨の製作精度は、 標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 仮組を（ 実施する ・ **実施しない** ）。

5. 高力ボルト接合

- ① すべり係数試験は（ 行う ・ **行わない**)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
 - 表面粗度測定機による測定
 - プラスト機器の性能表による確認
 - スライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ 行う ・ **行わない**)。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ **行う** ・ 行わない ）。
- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.5[締付け施工法の確認]に準じる。
- ⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合

- ① 普通ボルトの戻止めは（ **三重ナット** ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は（ JIS B 1256 ・ ）による。

7. 溶接接合

- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。

- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を（ 行う ・ 行わない ）。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。
- ⑤ スカップの形状は、図示による。
- ⑥ 鋼製エンドタブの切断は（ 行う ・ 行わない ）を行う場合は図示による。
- ⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。
なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
- ⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- ⑨ 溶接部の外観試験は、「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日建設省告示第1464号）第二号に関する試験 及び JASS 6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕の付表3〔溶接〕に関する試験を行うものとし、試験方法等は、JASS 6 10.4 e.「溶接部の外観検査」に準じて行う。
- ⑩ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（ 行う ・ 行わない ）。
試験を行う場合の平均出検品質限界（AOQL）は（ 2.50% ・ 4% ）とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	突き合せ溶接部	工場検査(事前)1回、 現場立会検査1回	第6水準

8. 錆止め塗装

- ① 素地ごしらえは、標仕 表18.2.2（ A ・ B ・ C ）種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。
- ② 塗料種別
・鉄面 標準仕様書 表18.3.1の（ A ・ B ）種
- ③ 塗料塗り種別
・鉄面 標準仕様書 表18.3.3の（ A ・ B ）種 （工場1回＋工場又は現場1回）

9. 工事現場施工

- ① 鉄骨建方の精度は、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
・軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 建方用アンカーボルトを（ 使用する ・ 使用しない ）。
- ③ 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトを（ 使用する ・ 使用しない ）。
- ⑤ 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。
- ⑥ アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（ A ・ B ）種とする。
- ⑦ 柱底均しモルタル工法は（ A ・ B ）種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

10. あと施工アンカー工事

- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- ③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- ④ 施工確認試験を（ 行う ・ 行わない ）。
確認強度（ ）kN
1ロットは 1日に施工されたものの径・仕様ごと ・ ）とする。
- ⑤ あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ）とする。

7章 ユニット及びその他改修工事

1. 手摺工事

- ① 歩行者用補助手摺(ベースプレート納まり) 施工箇所:強化ガラス壁周囲 寸法:図示
- ② ステンレス手摺 施工箇所:EVピット周り 寸法:図示

2. ステンレスプレート

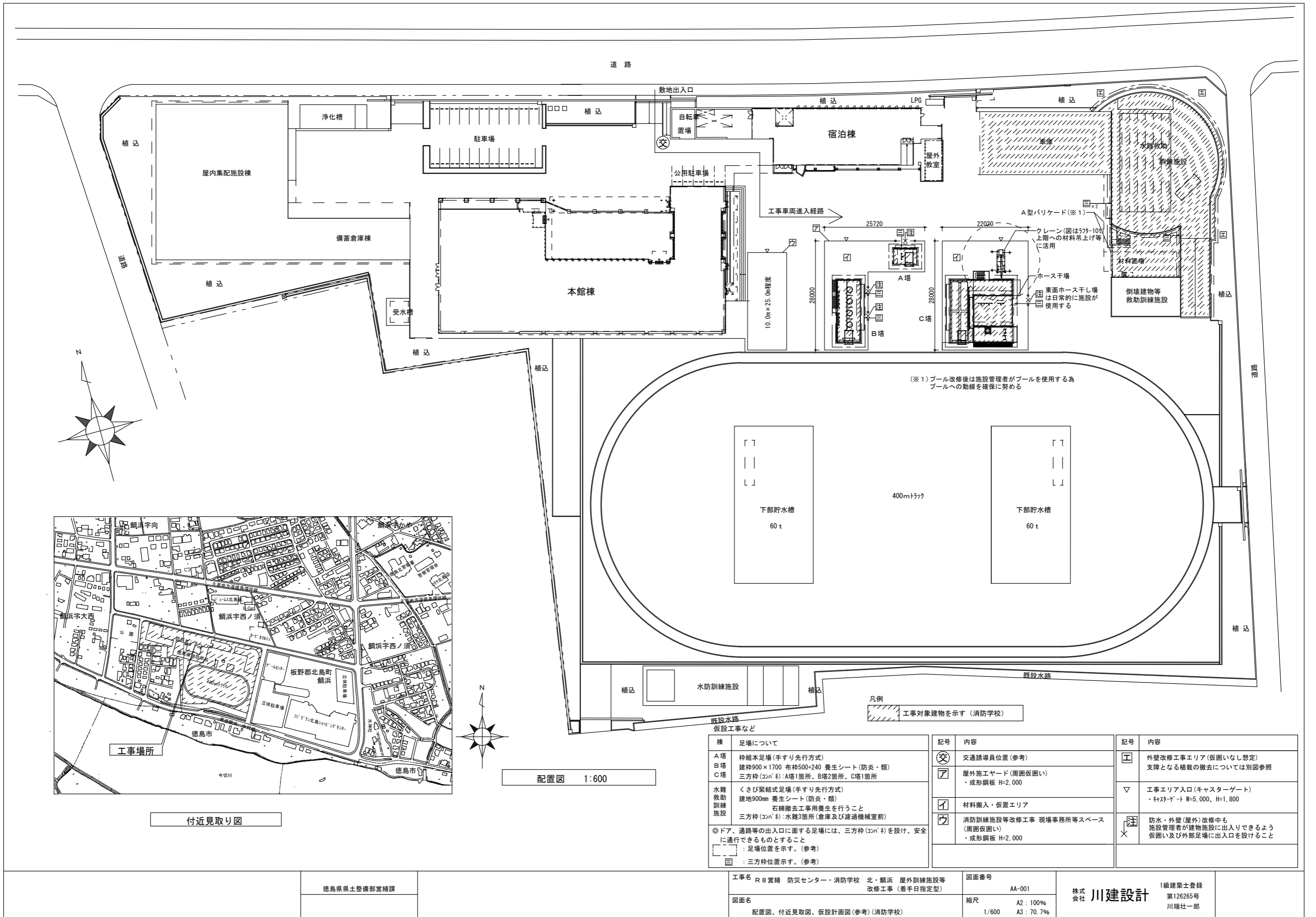
- ① 施工箇所:既存エレベーターピット内の油圧シリンダー保護管小口の隠蔽に施工 寸法:図示

3. 金属パネル工事

- ① スチールパネル 厚1.2 アクリル樹脂焼付 施工箇所:壁 寸法:図示
- ② アルミパネル 厚2.0 アクリル樹脂焼付 施工箇所:天井 寸法:図示

			令和8年度										令和9年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	工事着手日：R8.12.1				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
消防訓練施設等改修工事 (本工事)	A塔改修工事	全体				契約					準備工事	足場組立	外壁調査・補修		足場撤去	検査等										
	◎施設管理者との協議事項 A塔屋内には施設管理者が継続的に使用する備品がある為、施工者は施設管理者と事前打合せの元、施工を止める時間帯を決める等の対応が必要となる。											屋上防水 (ライン引き)		現場検査 ※足場がないと屋上への昇降が難しい為												
	B塔改修工事	全体									準備工事	足場組立	外壁調査・補修		足場撤去	検査等										
	◎施設管理者との協議事項 A塔と同じ。											準備	建具改修													
	C塔改修工事	外部									準備工事	足場組立	外壁調査・補修		サイン改修	足場撤去	2階屋上防水	検査等								
◎施設管理者との協議事項 C塔屋外にあるホースリフター(消火ホース干し)は施設管理者が継続的に使用する為、施工者は施設管理者と事前打合せの元、施工を止める時間帯を決める等の対応が必要となる。											カウチデッキ 3階屋上防水 (ライン引き) (注意1)															
		内部									熱気供給システム撤去	配管孔 足場組立 補修	内壁、床、天井スラブ(躯体内面)調査・補修													
		全体								準備工事	足場組立	内・外壁調査・補修		外壁塗装	サイン改修	足場撤去	検査等									
◎施設管理者との協議事項 プール防水については、R9年3月末までにプールの部分使用を開始させること。											準備	手摺改修 換気設備改修														
		全体								準備工事	(発注等)	建具改修 高所作業車	検査等													
エレベーター 改修工事(本工事)						調査・製作 契約	鉄骨製作			準備	仮設工事	足場	内装・鉄骨撤去	鉄骨工事	内装復旧	足場撤去	検査									
エレベーター 改修工事(別発注工事)						準備 契約			エレベーター製作期間 6.5ヶ月			配管・配線撤去		配線工事												
備考																										
◎各棟の工事は同時進行を想定おり、工事を終えた箇所から順次、検査・引き渡しを行う。																										
◎(注意1) B塔屋上とC塔3階屋上は訓練で相互に使用するので、工事で使用できない期間はラップさせることが望ましい。																										
◎設備工事は上記建築工事に追従して行う必要こととなる。																										
◎A、B、C塔及び水難救助訓練施設は12月から工事着手すること。																										

徳島県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鶴浜 屋外訓練施設等 改修工事(着手日指定型)	図面番号 工-001	株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 概略工程表 (参考)	縮尺 NON		



道路

敷地出入口

LPG

屋内集配施設棟

浄化槽

駐車場

植込

宿泊棟

植込

備蓄倉庫棟

植込

本館棟

受水槽

工事車両進入経路

25720

22020

クレーン(図は3700-100上階への材料吊上げ等に活用)

ホース干場
東面ホース干し場は日常的に施設が使用する

水難救助訓練施設

材料置場

倒壊建物等救助訓練施設

(※1) プール改修後は施設管理者がプールを使用する為
プールへの動線を確保に努める

下部貯水槽
60 t

400㎡

下部貯水槽
60 t

植込

水防訓練施設

植込

既設水路

凡例

工事対象建物を示す(消防学校)

既設水路
仮設工事など

棟	足場について	記号	内容	記号	内容
A塔	枠組本足場(手すり先行方式)	⊗	交通誘導員位置(参考)	工	外壁改修工事エリア(仮囲いなし想定) 支障となる植栽の撤去については別図参照
B塔	建枠900×1700 布枠500×240 養生シート(防災・類)	㊦	屋外施工ヤード(周囲仮囲い) ・成形鋼板 H=2,000	▽	工事エリア入口(キャスターゲート) ・キャスターゲート W=5,000、H=1,800
C塔	三方枠(コバネ): A塔1箇所、B塔2箇所、C塔1箇所	㊧	材料搬入・仮置エリア	㊨	防水・外壁(屋外)改修中も 施設管理者が建物施設に出入りできるように 仮囲い及び外部足場に出入口を設けること
水難救助訓練施設	くさび緊結式足場(手すり先行方式) 建地900mm 養生シート(防災・類) 石綿撤去工事用養生を行うこと	㊩	消防訓練施設等改修工事 現場事務所等スペース(周囲仮囲い) ・成形鋼板 H=2,000	×	
◎ ドア、通路等の出入口に面する足場には、三方枠(コバネ)を設け、安全に通行できるものとする					
□ : 足場位置を示す。(参考)					
⊞ : 三方枠位置を示す。(参考)					

配置図 1:600

付近見取り図

徳島県土木整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等改修工事(着手日指定型)

図面番号 AA-001

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

図面名 配置図、付近見取り図、仮設計画図(参考)(消防学校)

縮尺 A2: 100%
1/600 A3: 70.7%

◎外部仕上表

棟名	部位	既存(現況・撤去)	改修後	
A塔	屋上	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ	
	外壁	コンクリート打放し 撥水材吹付け	高圧水洗浄の上、クラック、欠損部の補修 外壁仕上げ改修なし	
	庇	上面	ウレタン系塗膜防水 コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2)
		見上げ面	コンクリート打放し 撥水材吹付け	クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし
B塔	屋上	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ	
	外壁	コンクリート打放し 撥水材吹付け	高圧水洗浄の上、クラック、欠損部の補修 外壁仕上げ改修なし	
	庇	上面	ウレタン系塗膜防水 コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
		上面立上り部	硬質ゴム(撤去)	エチレンゴム(EPDM)シート t=20 ステンレス金具止め
		見上げ面	コンクリート打放し アクリルシリコン吹付け	高圧水洗浄の上、下地調整 外装薄塗り材E
屋外階段	階段踏板 鋼調板	既存のまま		
C塔	屋上	2 F	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
			スチールプレート 根太L=50×50×5	既存のまま
		3 F	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
			床板 木根太共撤去	栓 床板t=21 木材保護塗料塗り 木根太
	6 F	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ	
	R F	ウレタン系塗膜防水(6号㌕砂入) コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ	
	外壁	コンクリート打放し 撥水材吹付け	高圧水洗浄の上、クラック、欠損部の補修 外壁仕上げ改修なし	
	庇	上面	ウレタン系塗膜防水 コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、2F北・ウレタン塗膜防水(X-2) 3F西・ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
		上面立上り部	硬質ゴム(撤去)	エチレンゴム(EPDM)シート t=20 ステンレス金具止め
		見上げ面	コンクリート打放し 撥水材吹付け	クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし
	屋外階段	床 モルタルこて押え	既存のまま	
ベランダ	上面	ウレタン系塗膜防水 コンクリートこて押え	高圧水洗浄の上、 ウレタン塗膜防水(X-2)	
	見上げ面	コンクリート打放し 撥水材吹付け	クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし	
水難救助訓練施設	屋根	上面	ガラス繊維瓦棒t=0.45	既存のまま
		見上げ面	外部用岩面吸音板	既存のまま
		鉄部	溶融亜鉛メッキの上、塗装	既存のまま
	ブーム槽(側面)	ウレタン系塗床(6号㌕砂入) 押えコンクリート	高圧水洗浄の上、下地調整、下地処理 ブーム用塗料塗りブーム槽内一般工法	
	ブーム槽(底)	ウレタン系塗床 押えコンクリート	高圧水洗浄の上、下地調整、下地処理 ブーム用塗料塗りブーム槽内防滑工法	
	ブーム材ト	ウレタン系塗床(6号㌕砂入) 押えコンクリート	高圧水洗浄の上、下地調整、下地処理 ブーム材ト用塗料塗り防滑工法	
	スロープ	コンクリート刷毛目仕上	既存のまま	
	外壁	コンクリート打放し 複層仕上塗材	クラック、欠損部の補修 水洗いの上、下地調整、防水形複層仕上塗材E	
屋外階段	床 防水モルタル ウレタン塗床	既存のまま		
車庫	建具(シャッター)改修工事のみ 内外共 仕上は既存のまま			

◎【A塔】内部仕上表

室名	部位	既存(現況・撤去)	改修後
空気ポンプ 充填機室	床	コンクリートこて押え	既存のまま
	壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ (指定部のみ)
	天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
空気ポンプ 庫	各部位	空気ポンプ 充填機室 に同じ	
少量危険物庫	各部位	空気ポンプ 充填機室 に同じ	

◎【B塔】内部仕上表

室名	部位	既存(現況・撤去)	改修後
廃車車両等倉庫	床	コンクリート刷毛目地仕上	既存のまま
	壁・巾木	コンクリート打放し	高圧水洗浄の上、クラック、欠損部の補修のみ
	天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
燃焼実験室	床	コンクリート刷毛目地仕上	既存のまま
	壁	コンクリートブロックt=150化粧積	既存のまま
	柱型・梁型等	コンクリート打放しの上 セラミック系耐火被覆t=25	既存のまま
天井	コンクリート打放しの上 セラミック系耐火被覆t=25	既存のまま	

◎【水難救助訓練施設】内部仕上表

室名	部位	既存(現況・撤去)	改修後
濾過機械室	床	コンクリートこて押え 防塵塗床	既存のまま
	壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
	天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
物置・物置奥	床	コンクリートこて押え	一部地面露出部 土間コンクリート新設
	壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
	天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ
倉庫(1)	各部位	濾過機械室 に同じ	
倉庫(2)	各部位	濾過機械室 に同じ	
観察室	床	コンクリートこて押え 防塵塗床	既存のまま
	壁・巾木	壁：コンクリート打放し 巾木：ビニル巾木 H=60	壁：高圧水洗浄の上、クラック、欠損部の補修 巾木：既存のまま
	天井	アルミリブ板	既存のまま
女子便所	床	磁器タイル	既存のまま
	壁・巾木	陶器質タイル	既存のまま
	天井	アルミリブ板	既存のまま
男子便所	各部位	女子便所 に同じ	
多目的便所	各部位	女子便所 に同じ	
シャワー室	各部位	女子便所 に同じ	

◎【C塔】内部仕上表

階	室名	部位	既存(現況・撤去)	改修後		
1	竖穴救助訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修		
	機械室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ	クラック、欠損部の補修		
教官室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ				
2	竖穴救助訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
	消火訓練室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ			
教官室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ				
3	竖穴救助訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
	消火訓練室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ			
教官室	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ				
4	住宅火災消火訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
	教官室	各部位	住宅火災消火訓練室 に同じ			
5	共同住宅消火訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
	訓練指定場所	各部位	竖穴救助訓練室 に同じ			
6	はじご自動車 架梯訓練室	床	コンクリートこて押え	既存のまま		
		壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)		
		天井	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
7	はじご自動車 架梯訓練室	各部位	6階 に同じ			
		共通	階段室	床	モルタルこて押え	既存のまま
			壁・巾木	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ(指示部のみ)	
	天井		コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ		
煙道	床	モルタルこて押え	既存のまま			
壁・巾木	耐火レンガt=60	既存のまま				
柱型・梁型等	コンクリート打放しの上 セラミック系耐火被覆t=25	既存のまま				

○RC壁及びRC床の指示箇所(位置・寸法は各階平面図に記載)を開口閉塞を行うこと。

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鶴浜 屋外訓練施設等

改修工事(着手日指定型)

図面番号

AA-002

縮尺

NON

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

徳島県土木整備部営繕課

記号	箇所数	形態	寸法(W×H)	改修内容
①SS	1箇所	シャッター 軽量電動シャッター	(1440×3)×2800	座板(3)、電動上廻り(3)、開閉器(3)、押釦 刈替え 二次側結線調整
②SS	2箇所	シャッター 耐火耐熱シャッター	2000×2800	ローチェーン、座板、電動上廻り、開閉器、押釦 障害物検知座金スイッチ、無線信号装置 刈替え
①SSW	2箇所	ステンレス製窓 FIX窓	1800×1000	改修なし
②SSW	2箇所	ステンレス製窓 FIX窓	1800×1000	改修なし
①SSG	2箇所	ステンレス製窓 ガリ窓	900×900	改修なし
①SSD	1箇所	ステンレス製扉 片開き戸	800×2000	改修なし

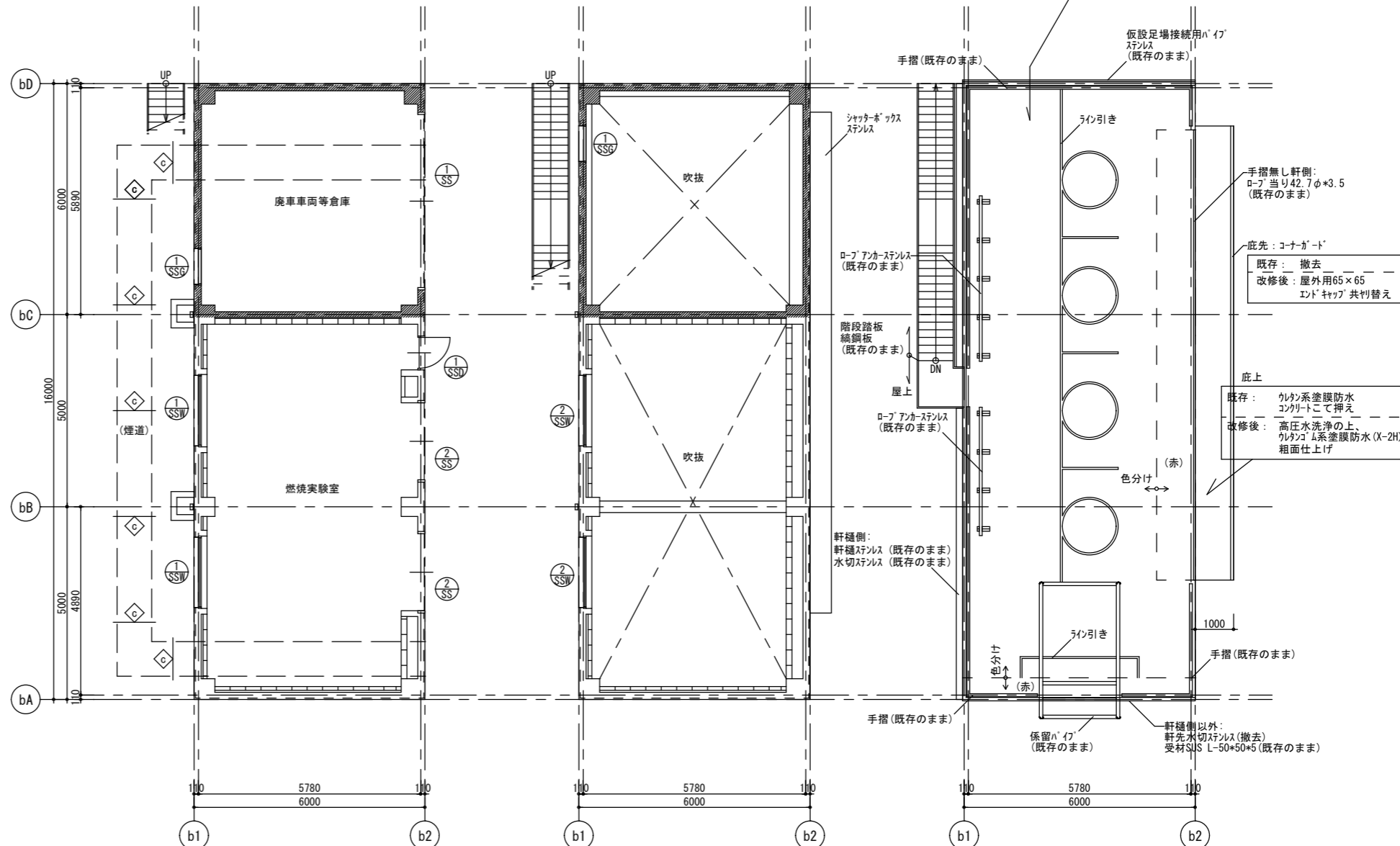
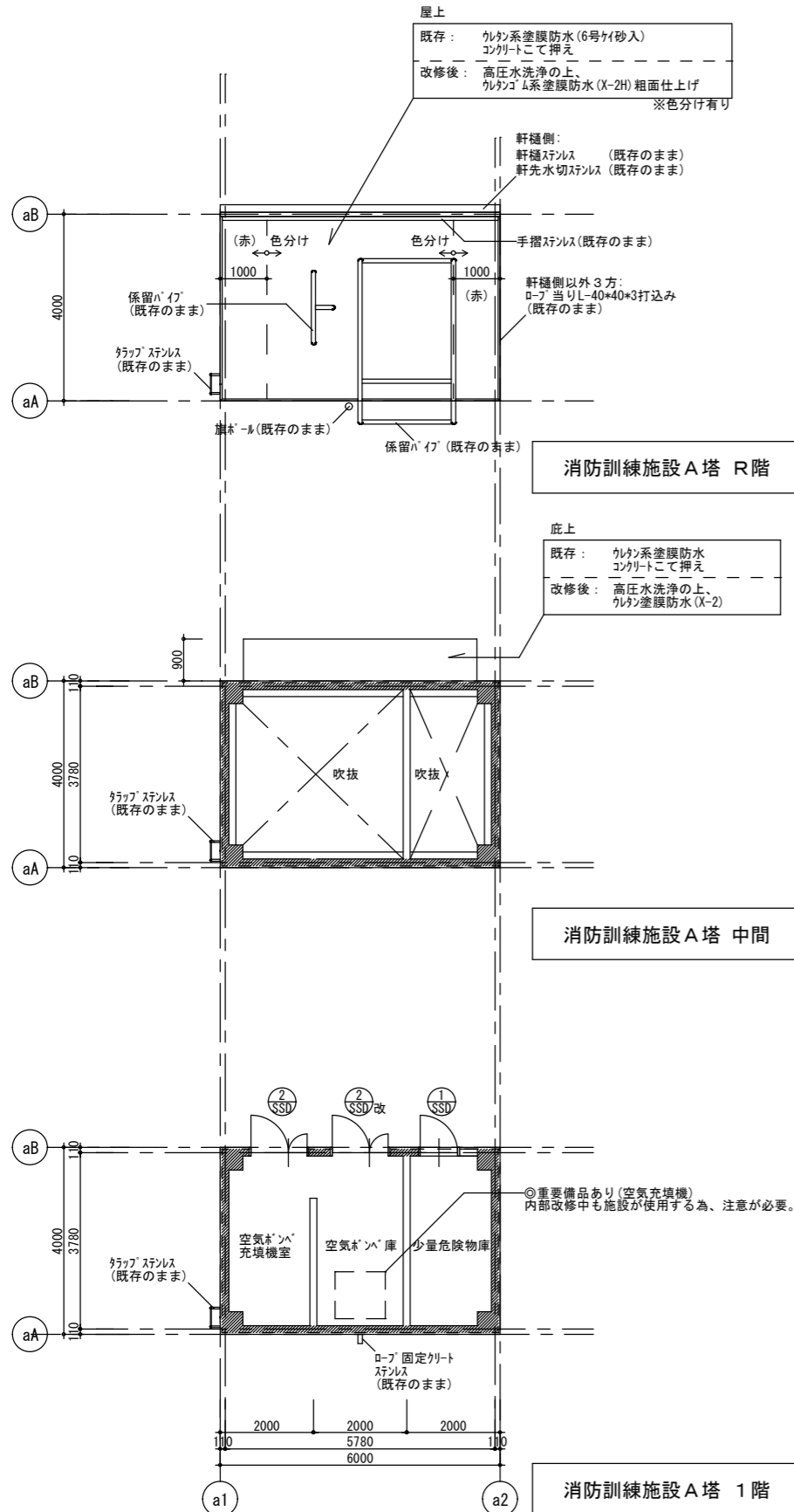
◎各建具周囲シーリング打替え(内外共)

外壁改修仕様(消防訓練施設B塔)

記号	現況・撤去	改修後
◇	訓練用煙道ダクト継目部: シーリング撤去	シーリングやり替え

A塔B塔共通

記号	指定内容
■	クラック、欠損部補修を行う内壁

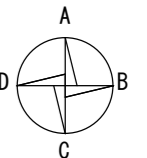


記号	箇所数	形態	寸法(W×H)	改修内容
①SSD	1箇所	ステンレス製扉 片開き戸(ｶﾞﾘ付)	800×2000	改修なし
②SSD	1箇所	ステンレス製扉 親子開き戸(ｶﾞﾘ付)	1200×2000	改修なし
②SSD改	1箇所	ステンレス製扉 親子開き戸(ｶﾞﾘ付)	1200×2000	丁番、ﾄﾞｱﾎｰﾙ-ｷﾞﾝ替

◎各建具周囲シーリング打替え(内外共)

A塔・B塔共通 特記事項

◎屋上の既存保留パイプ及びロープアンカー、手摺は防水改修の際に取外し・再取付を行うものとする。
取外しが行えないものは屋上取合い部にシーリング打ちを行った後に塗膜防水改修を行うものとする。



展開方向

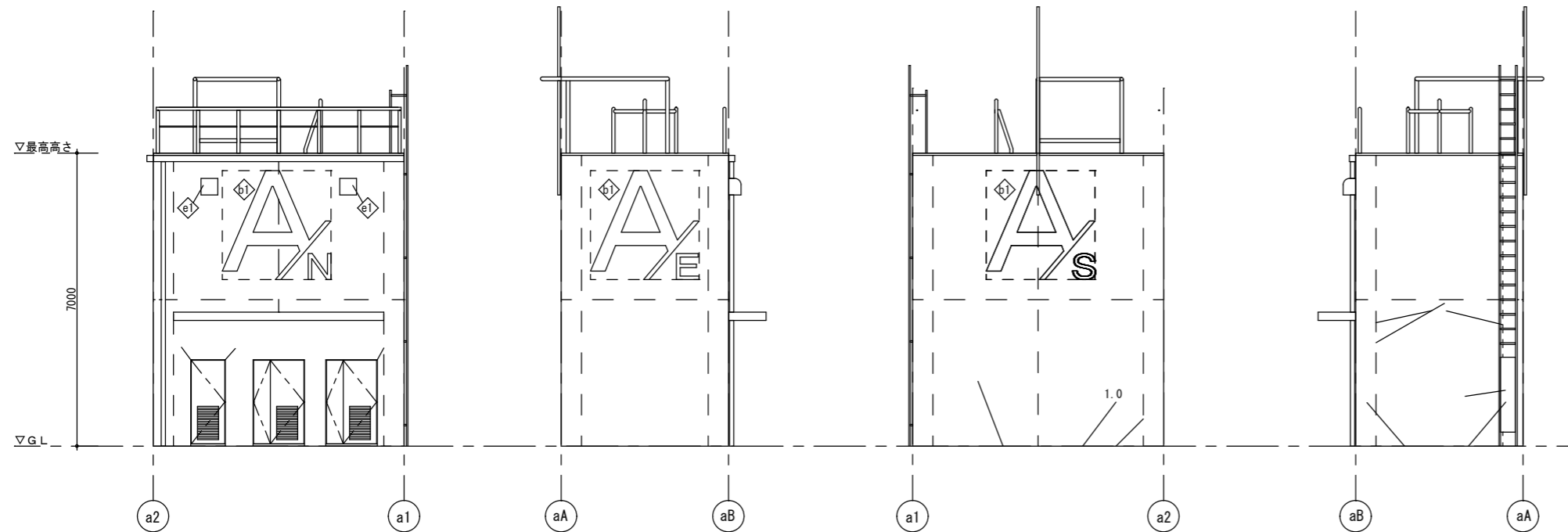
徳島県土整備部宮崎課

工事名 R8宮崎 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)
図面名 消防訓練施設 A塔、B塔 平面図

図面番号 AB-001
縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

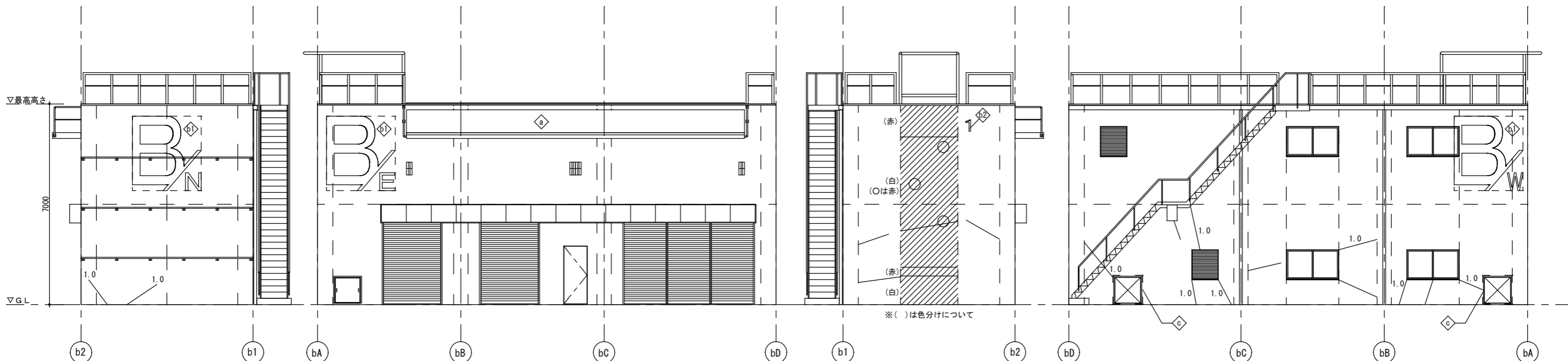


消防訓練施設A塔 北側

消防訓練施設A塔 東側

消防訓練施設A塔 南側

消防訓練施設A塔 西側



消防訓練施設B塔 北側

消防訓練施設B塔 東側

消防訓練施設B塔 南側

消防訓練施設B塔 西側

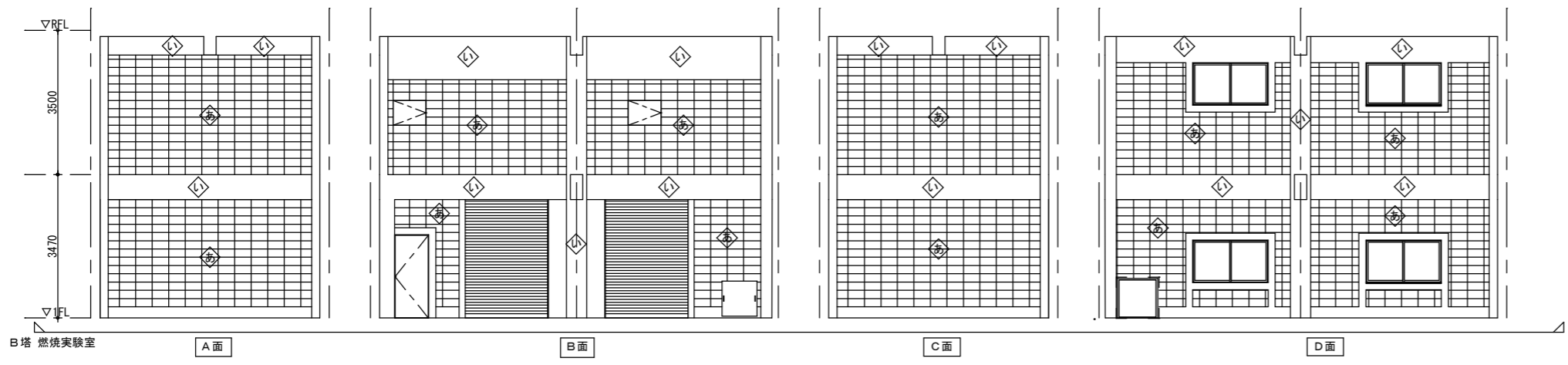
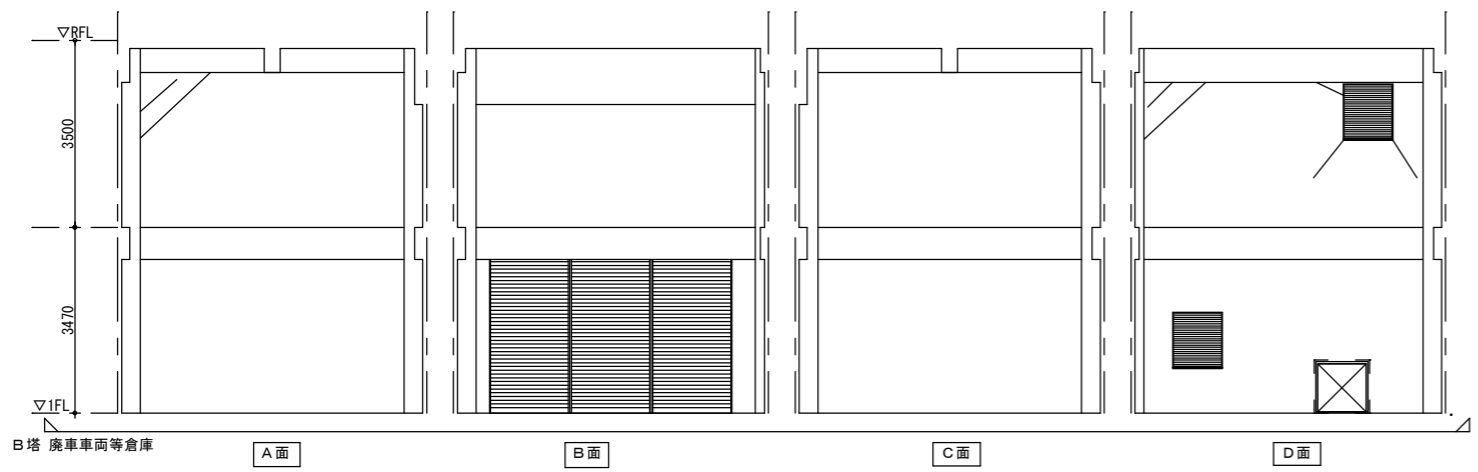
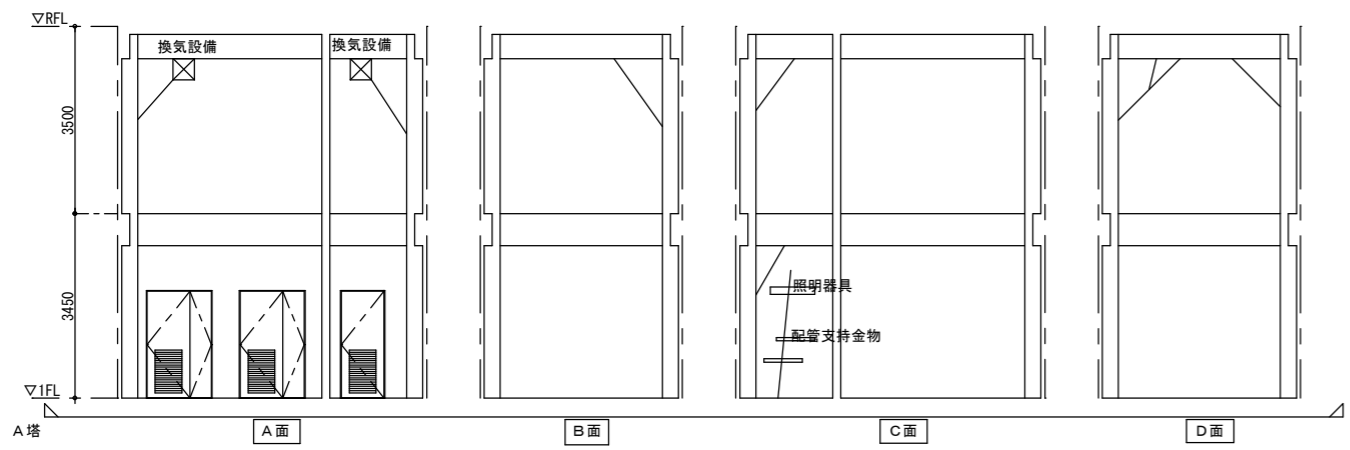
1階部分 外壁補修数量

改修工法	壁クラック (m)		欠損
	0.2mm以上1.0mm以下	1.0mm超 (既存Uカット補修跡含む)	
樹脂注入工法	モルタル面	コンクリート面	鉄筋露出 充填工法 (モルタル樹脂モルタル充填工法)
	コンクリート面	コンクリート面	
A塔 北側		1.04	
東側			
南側	2.58	1.32	
西側	8.36		
B塔 北側		2.33	
東側			
南側	5.98		
西側	4.23	8.13	
計	22.19	11.78	

特記
 壁クラックを示す (クラック幅0.2mm以上、1.0mm以下)
 (クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載) 欠損部: 図示

外壁改修仕様 (消防訓練施設A塔、B塔共通)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打直し 撥水材吹付け	高圧水洗浄、クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし
—	コンクリート打継目地 シーリング材撤去	シーリング打替え
◇a	B塔 庇 立上り部 硬質ゴム撤去	エチレンゴム (EPDM) シート t=20 ステンレス金具止め
斜線	外壁塗装部 フッ素樹脂塗料によるペイント (色分け有り)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え ……上塗り材にて既存色分けを再現すること
◇b1	外壁 方位表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (2600*2600程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇b2	外壁 番号記号表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (160*400程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇c	訓練用煙道ダクト接続部: シール材撤去	シーリング打替え (ダクト継目シール材取替については別図参照)
◇e1	外壁付設備機器 (換気フード)	周囲シーリング打替え



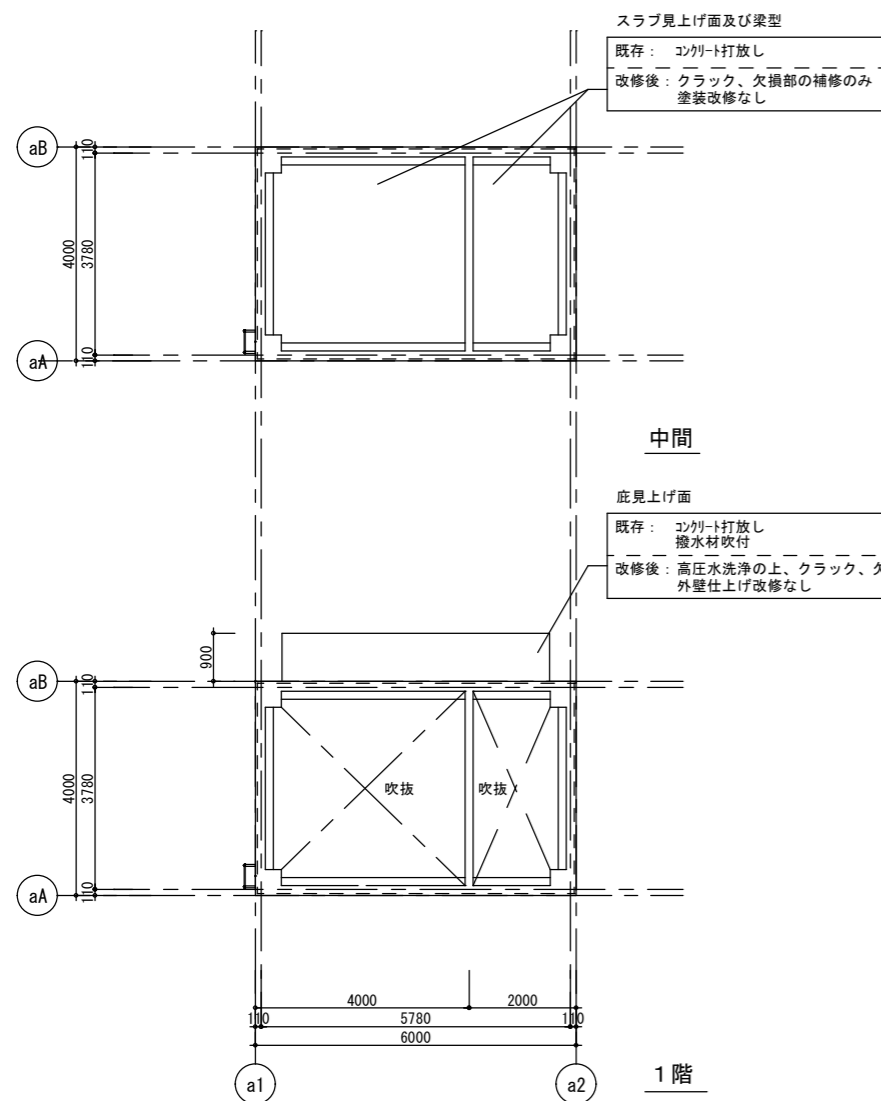
内壁改修仕様(消防訓練施設A塔B塔)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修
あ	コンクリート「ロック」=150化粧積	既存のまま
い	コンクリート打放しの上 セメント系耐火被覆t=25	既存のまま

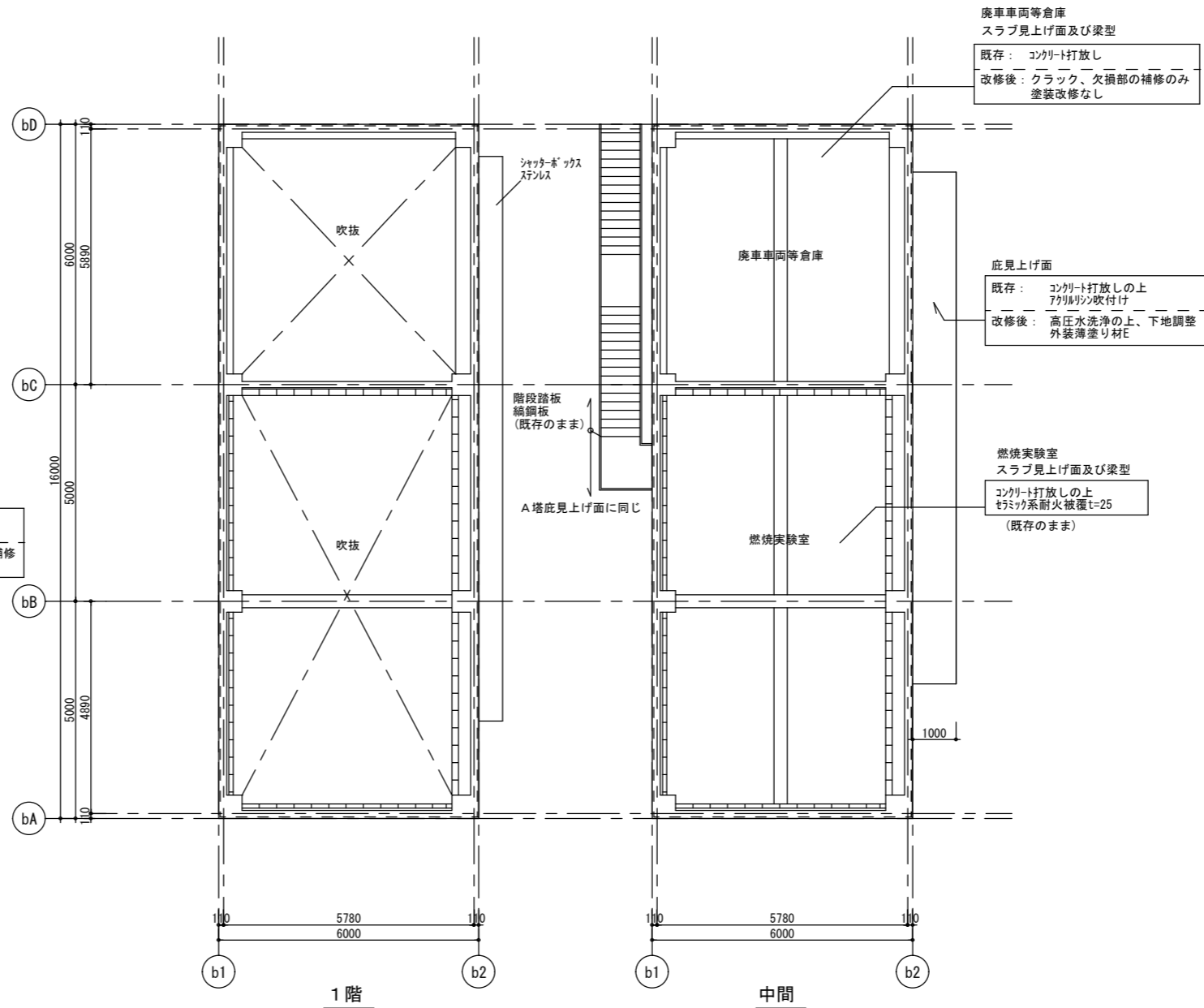
1階部分 内壁補修数量

改修工法	壁クラック (m)		欠損	
	0.5mm以上1.0mm以下	1.0mm超		
	樹脂注入工法	ウレタン材充填工法	鉄筋露出	
	モルタル面	コンクリート面	コンクリート面	充填工法(モルタル樹脂モルタル充填工法)
A塔 A面		2.20		
B面		1.56		
C面		4.67		
D面		3.49		
B塔 廃車A		2.71		
B				
C				
D		4.53		
B塔 燃焼A				
B				
C				
D				
計		17.60		
特記				

壁クラックを示す(クラック幅0.5mm以上、1.0mm以下)
(クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載)
※上記数量は設計時の調査数量である。
施工者の現地調査後、補修数量の設計変更を行う。
また、幅0.5mm未満の壁クラックの補修は行わないものとする。

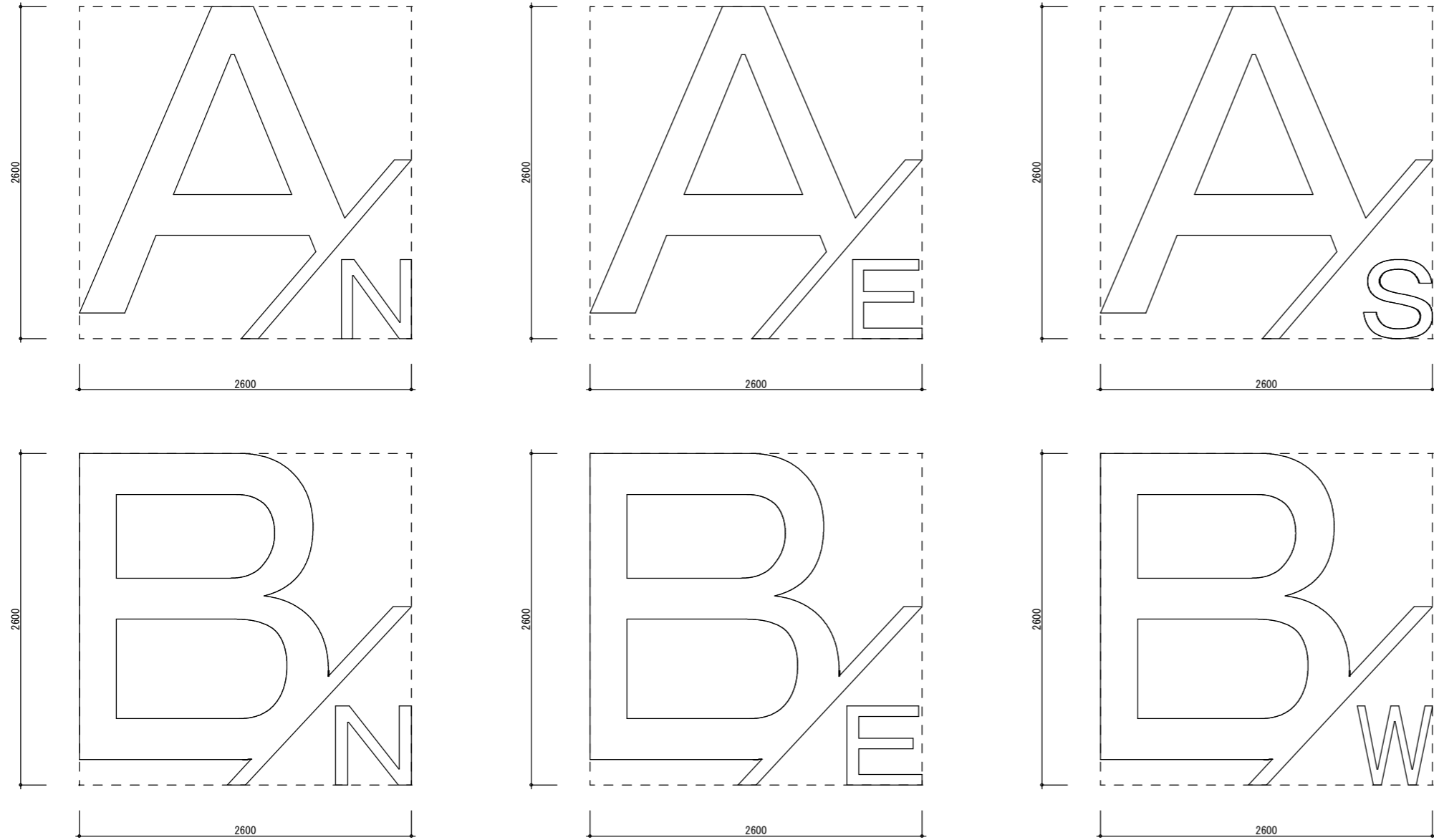


消防訓練施設A塔 天井伏図

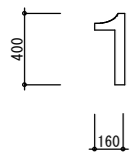


消防訓練施設B塔 天井伏図

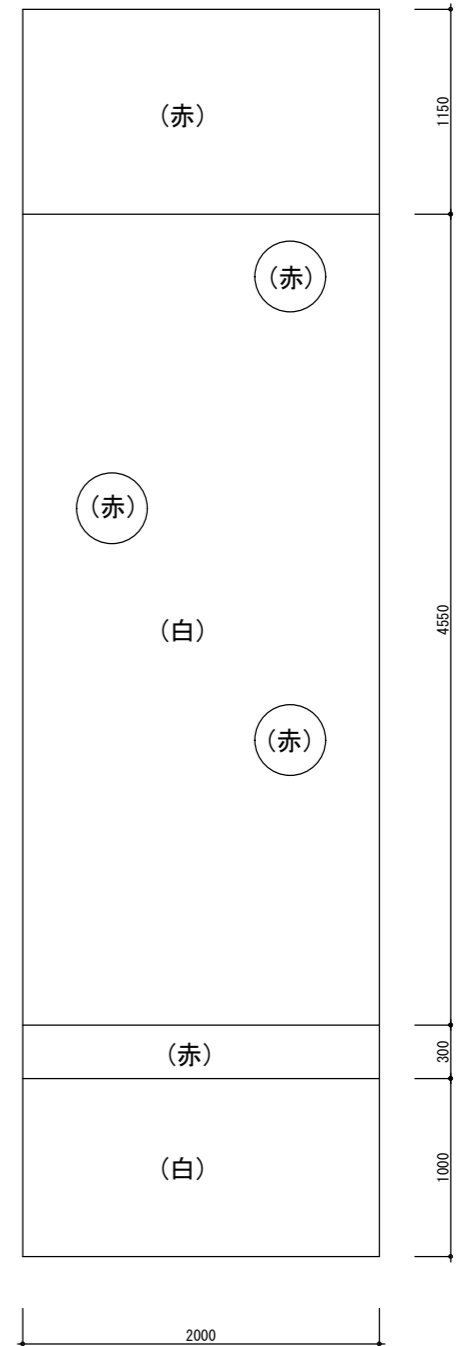
外壁 方位表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (計6ヶ所)



外壁 番号記号表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (1ヶ所)



外壁 塗装部 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (1ヶ所)



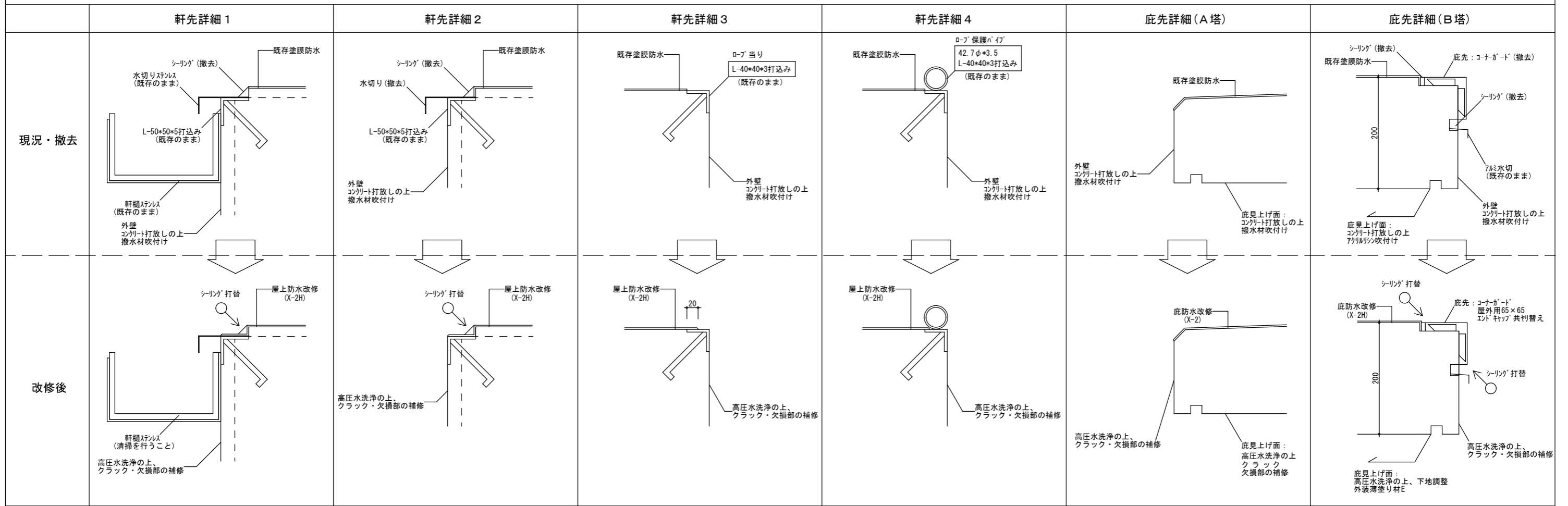
徳島県土整備部営繕課

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鋼浜 屋外訓練施設等
改修工事 (着手日指定型)
図面名
消防訓練施設 A塔, B塔 部分詳細図(1)

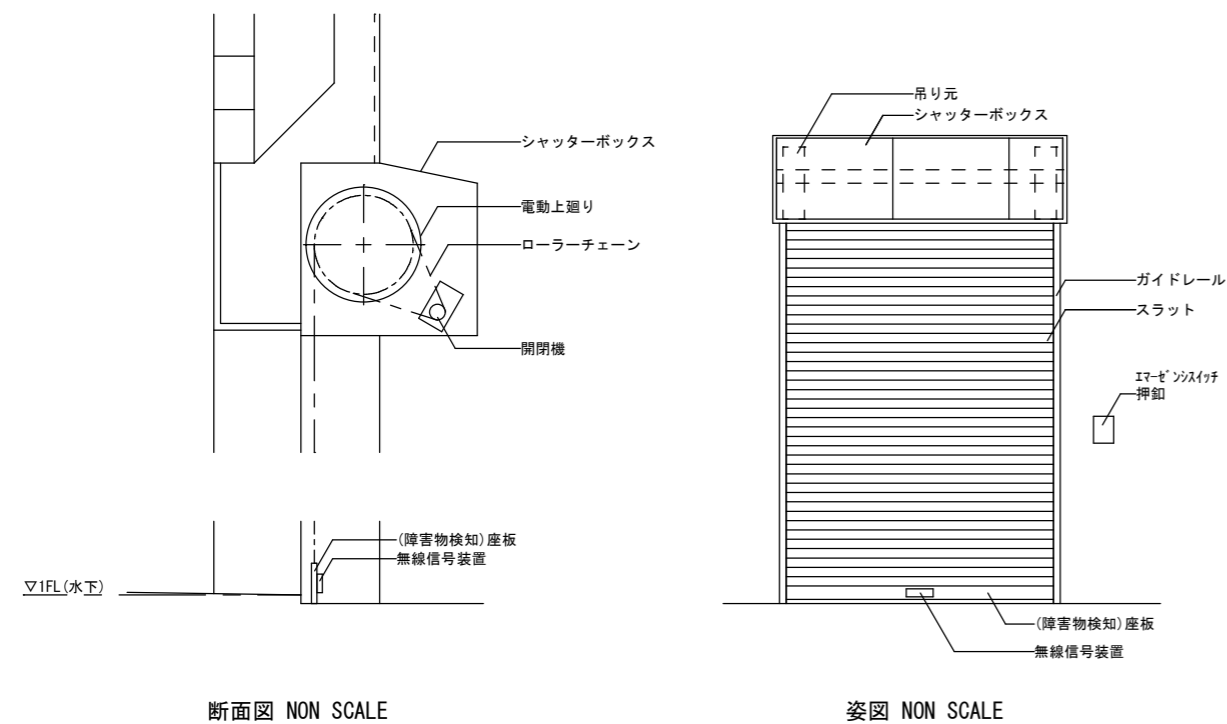
図面番号
AB-006
縮尺
A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎



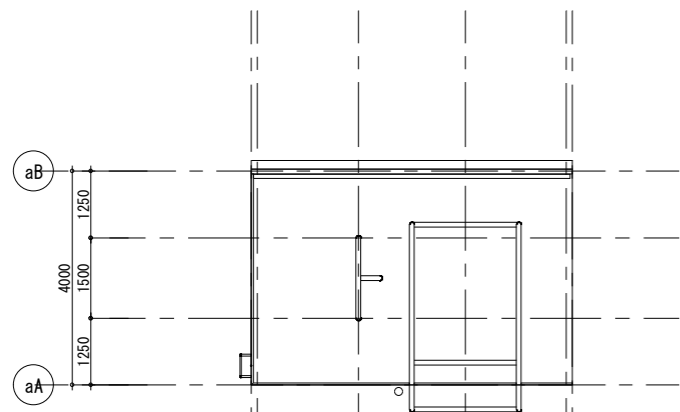
シャッター改修 参考図 NON SCALE



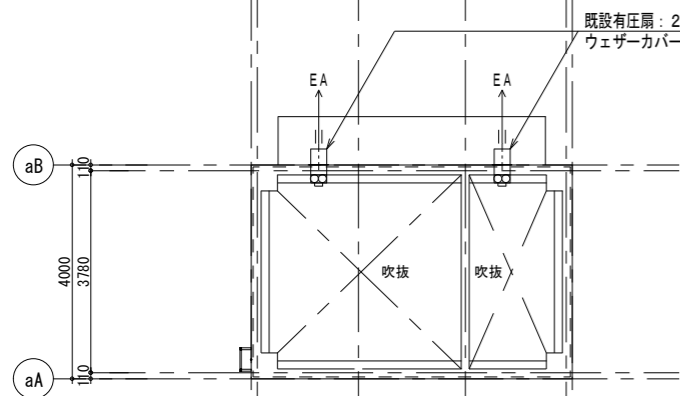
建具表(シャッター抜粋)

記号	箇所数	形態	寸法(W×H)	改修内容
① SS	1箇所	シャッター 軽量電動シャッター	4500×2800	座金、電動上廻り、開閉器、押釦 電装系引替え
② SS	2箇所	シャッター 耐火耐熱シャッター	2000×2800	ローチェーン、座金、電動上廻り、開閉器、押釦 障害物検知座金スイッチ、無線信号装置、電装系引替え

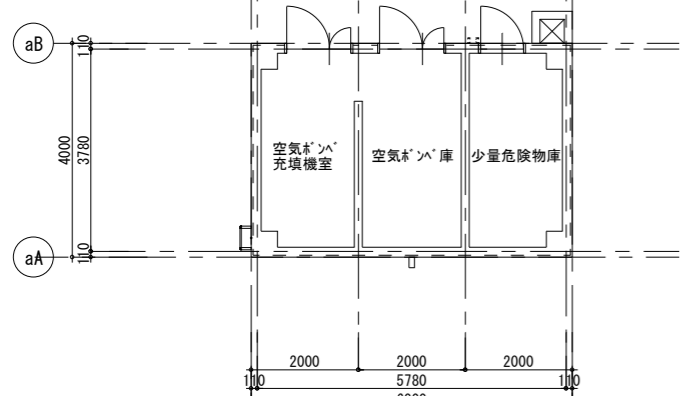
※本工事は参考程度とし、既存シャッターを現地確認の上で施工を行うこと。



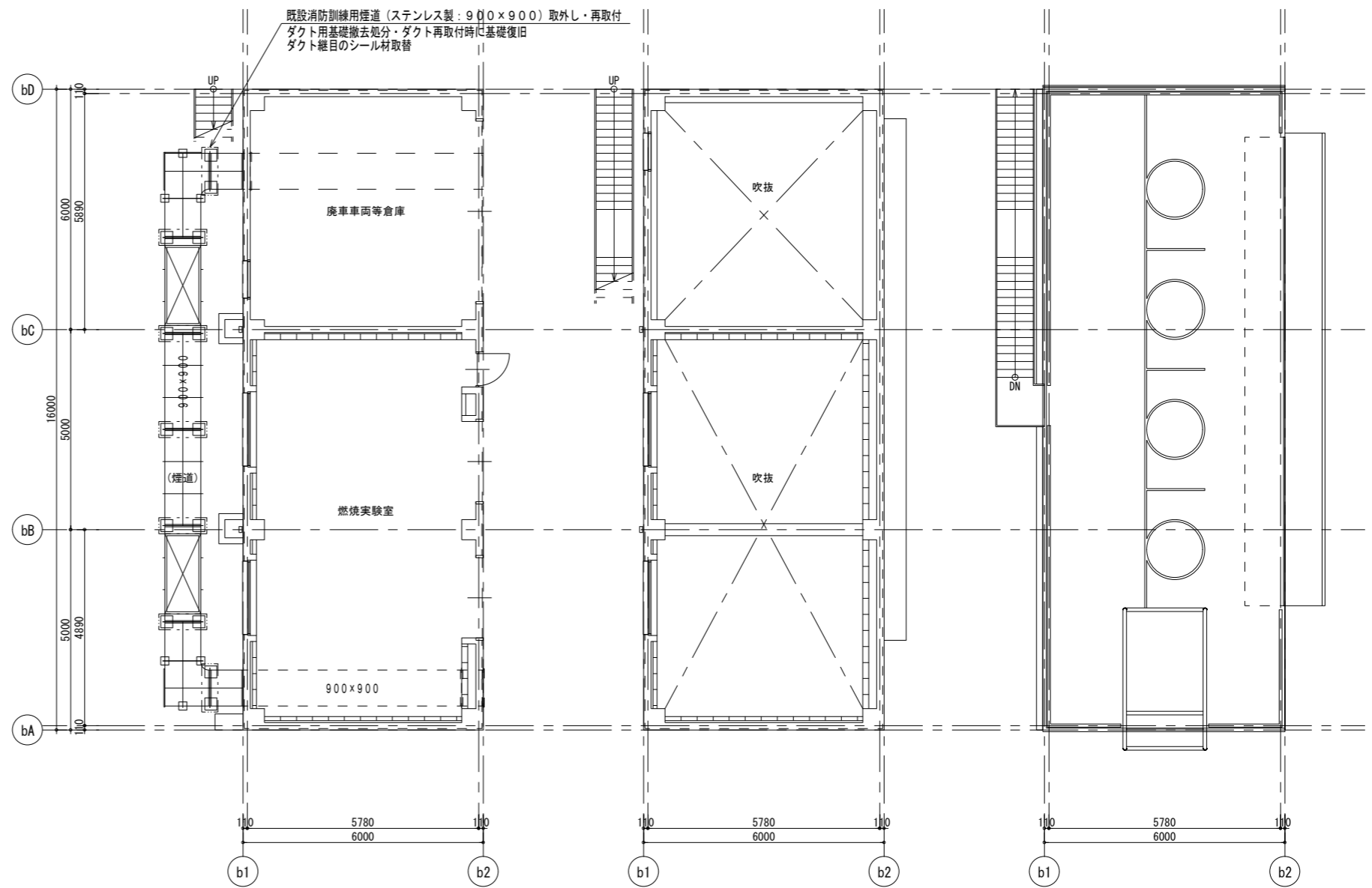
消防訓練施設A塔 R階



消防訓練施設A塔 中間



消防訓練施設A塔 1階



消防訓練施設B塔 1階

消防訓練施設B塔 中間

消防訓練施設B塔 R階

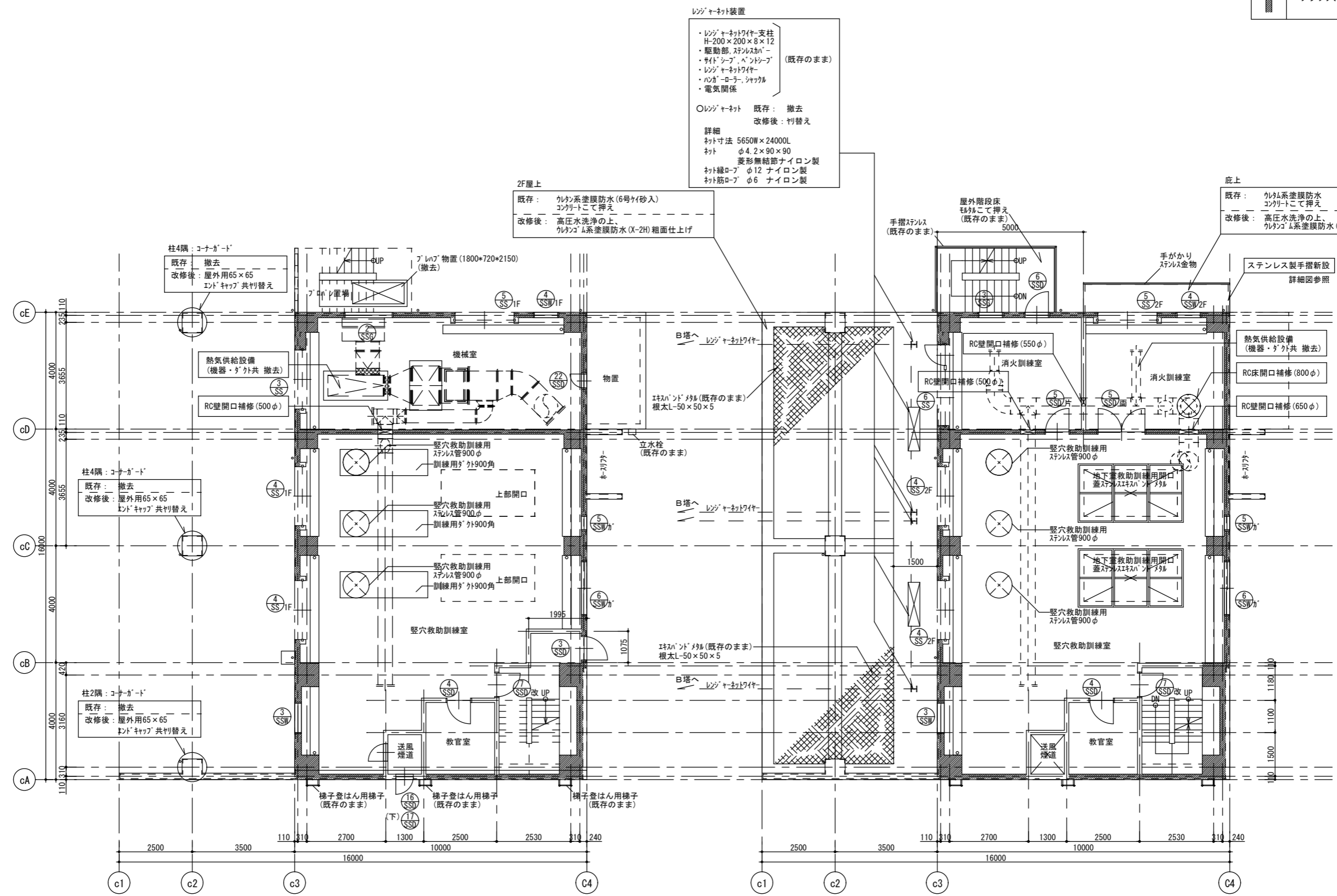
徳島県県土整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事（着手日指定型）
図面名 消防訓練施設 A塔、B塔 換気設備平面図

図面番号 AB-008
縮尺 A2：100%
A3：70.7%
1/100

株式会社 川建設計
1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

記号	指定内容
	クラック、欠損部補修を行う内壁



レンジネット装置

- レンジネットワイヤー支柱 H-200×200×8×12
- 駆動部、ステンレス
- サイドシブ、ベントシブ (既存のまま)
- レンジネットワイヤー
- バルクローラー、シャックル
- 電気関係

○レンジネット 既存：撤去
改修後：竹替え

詳細
ネット寸法 5650W×24000L
ネット φ4.2×90×90
ネット織目 φ12 ナイロン製
ネット筋目 φ6 ナイロン製

2F屋上

既存： クレタム系塗膜防水(6号ケイ砂入) コンクリートで押え
改修後： 高圧水洗浄の上、クレタム系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ

庇上

既存： クレタム系塗膜防水 コンクリートで押え
改修後： 高圧水洗浄の上、クレタム系塗膜防水(X-2)

消防訓練施設C塔 1階

消防訓練施設C塔 2階



記号	指定内容
▨	クラック、欠損部補修を行う内壁

3F屋上

既存：ウレタン系塗膜防水(6号ケイ砂入)
コンクリートで押え
改修後：高圧水洗浄の上、
ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
※防水上塗り材にて屋上の既存引引き、色分けを復旧すること

底上

既存：ウレタン系塗膜防水
コンクリートで押え
改修後：高圧水洗浄の上、
ウレタン系塗膜防水(X-2H)
粗面仕上げ

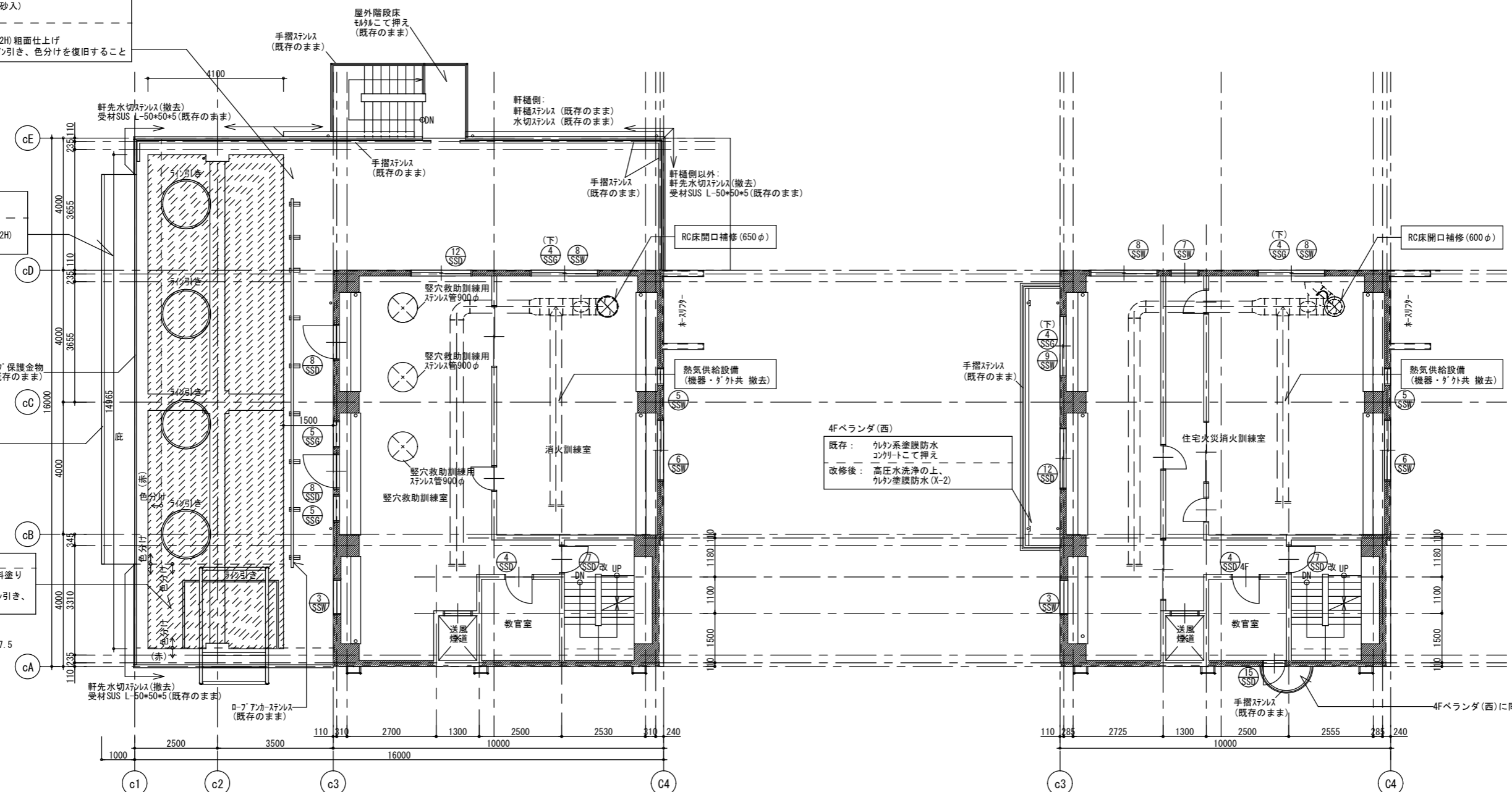
底先：コーナガード

既存：撤去
改修後：屋外用65×65
エンドキャップ共々替え
7mm水切り(既存のまま)

ウッドデッキ(床板)張り

既存：床板 木根本共撤去
改修後：桧 床板t=21 木材保護塗料塗り
木根本
※塗膜上塗り材にて屋上の既存引引き、
色分けを復旧すること

(以下既存のまま) エキスパートメッシュ
根太L-50×50×5
[-100×50×5×7.5

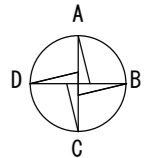


消防訓練施設C塔 3階

消防訓練施設C塔 4階


特記事項

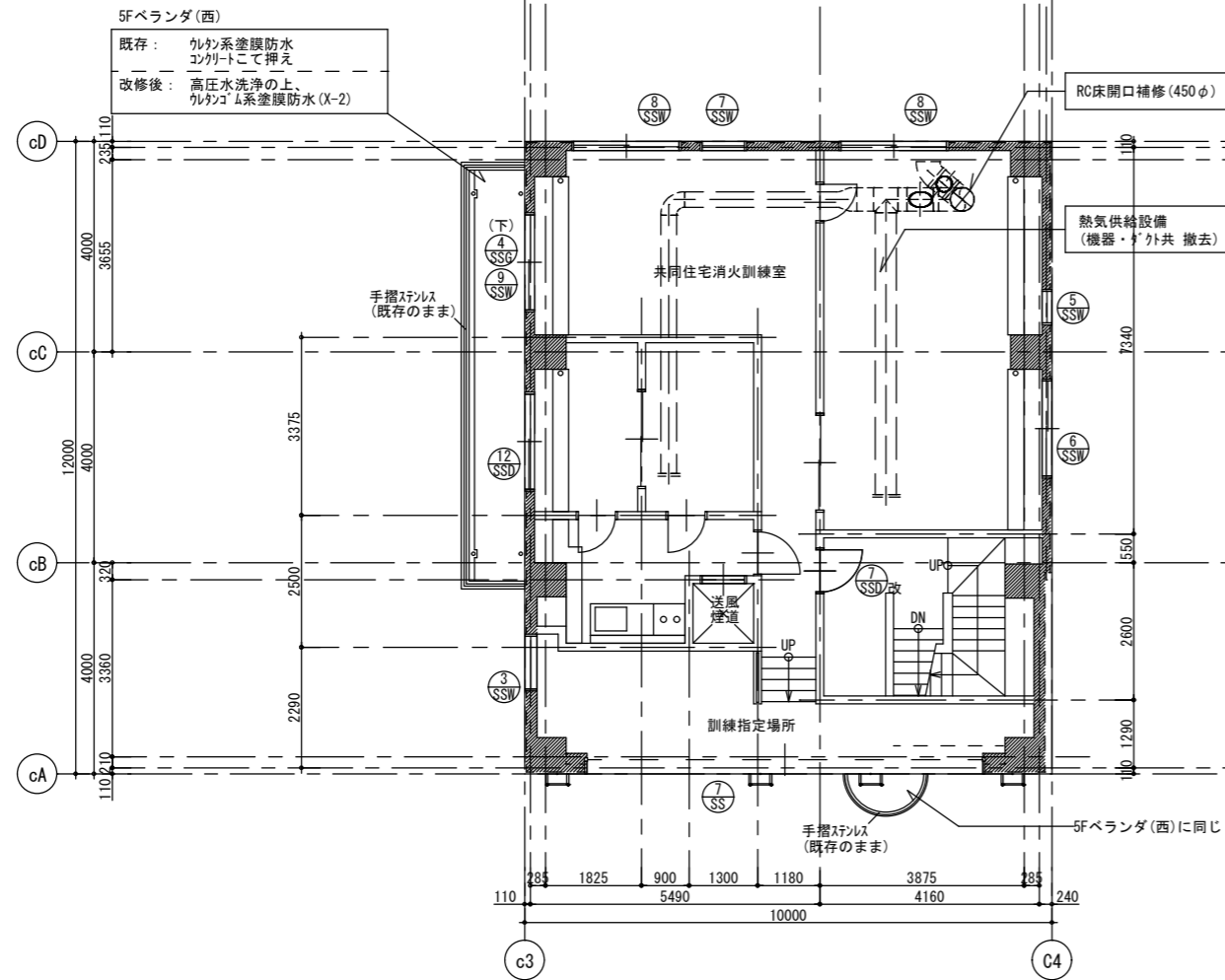
◎屋上の既存係留パイプ及びロープアンカー、手摺は防水改修の際に取外し・再取付を行うものとする。
取外しの行えないものは屋上取合い部にシーリング打ちを行った後に塗膜防水改修を行うものとする。



展開方向

徳島県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・銅浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 C-002	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 消防訓練施設 C塔 平面図(2)	縮尺 A2: 100% A3: 70.7%	

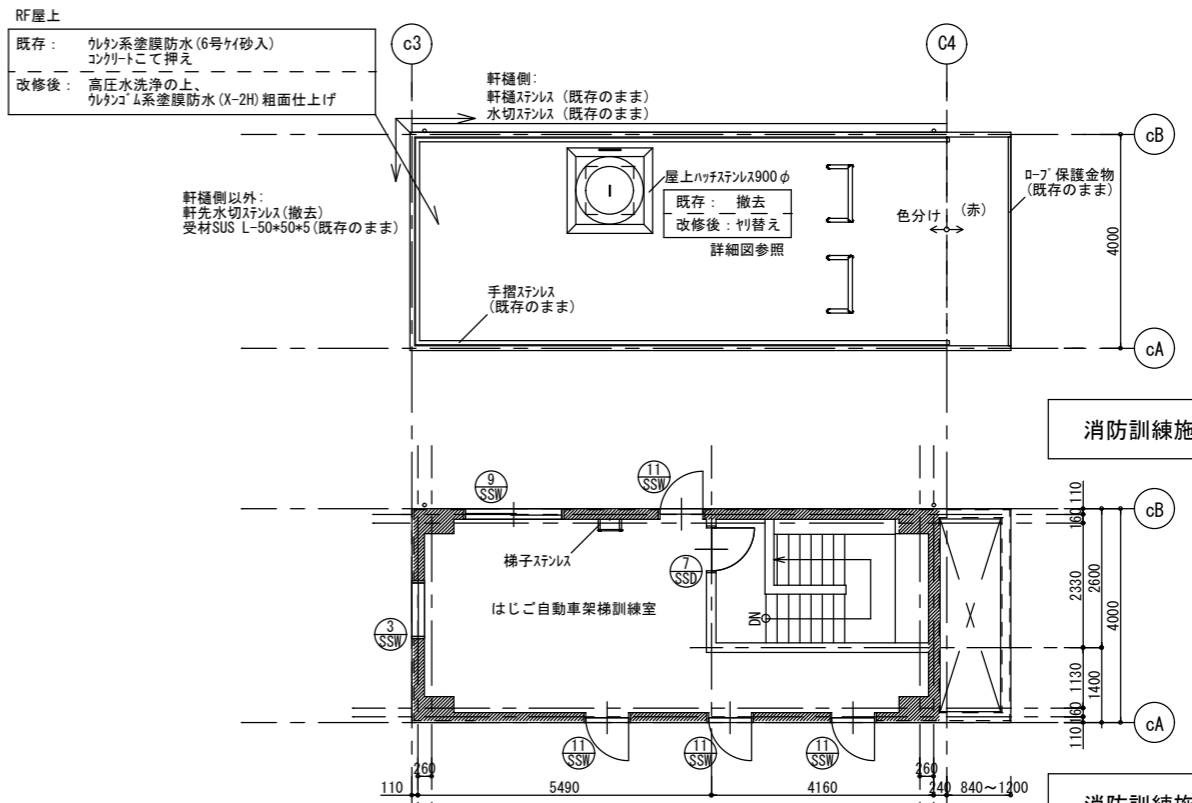
記号	指定内容
	クラック、欠損部補修を行う内壁



消防訓練施設C塔 5階

特記事項

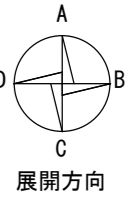
◎屋上の既存係留パイプ及びロープアンカー、手摺は防水改修の際に取外し・再取付を行うものとする。
取外しの行えないものは屋上取合い部にシーリング打ちを行った後に塗膜防水改修を行うものとする。

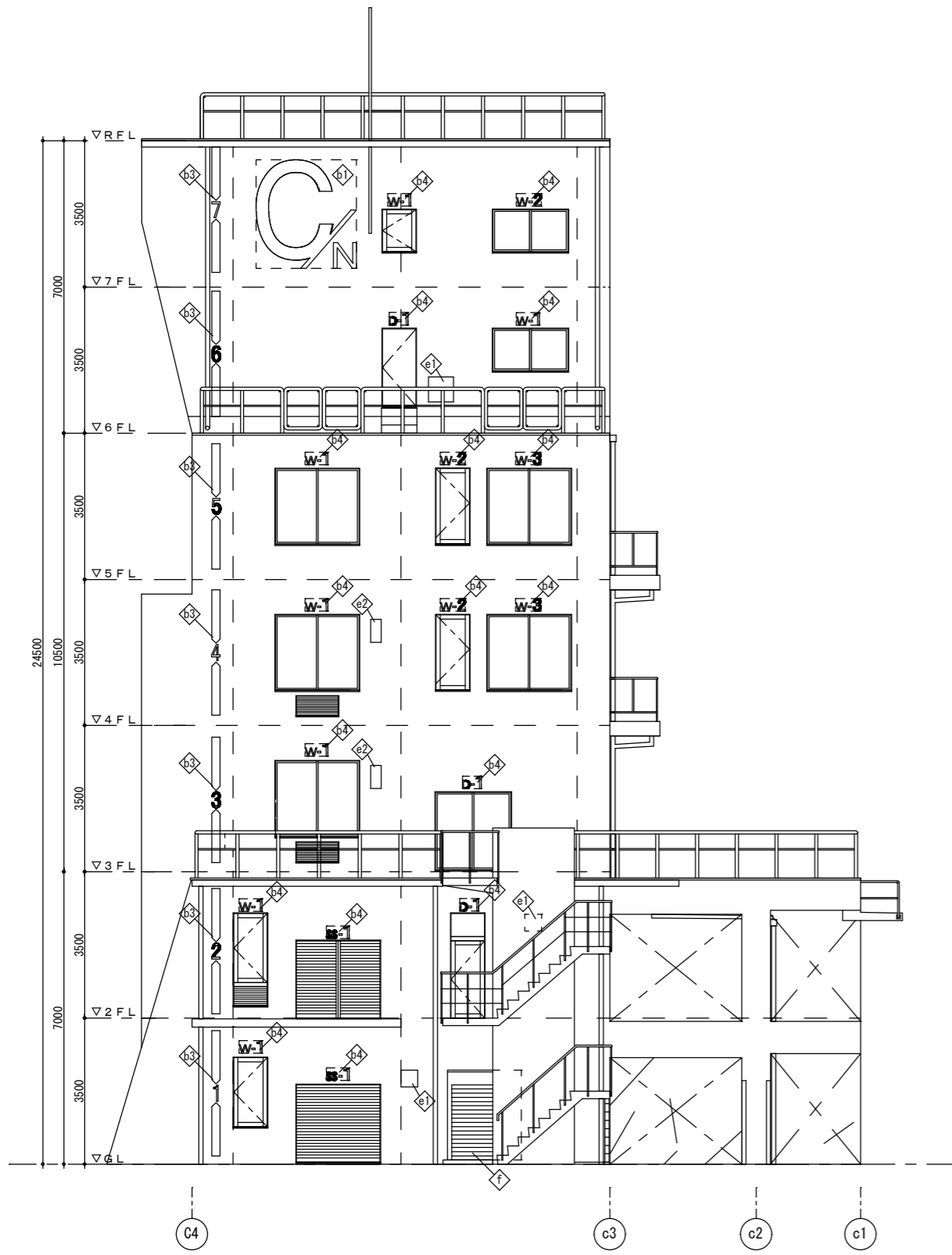


消防訓練施設C塔 屋上

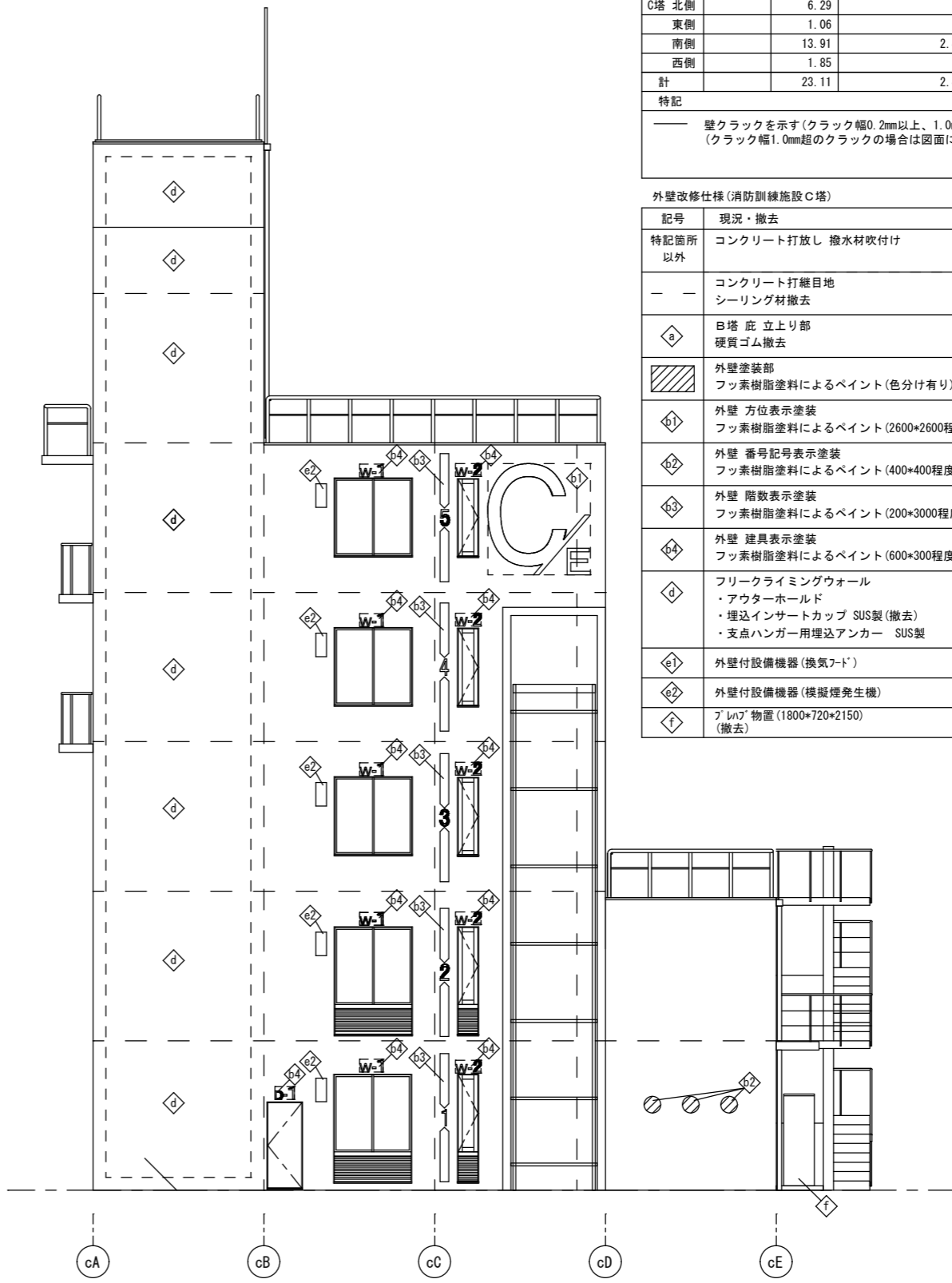
消防訓練施設C塔 7階

消防訓練施設C塔 6階





消防訓練施設 C塔 北側



消防訓練施設 C塔 東側

1階部分 外壁補修数量

改修工法	壁クラック (m)		欠損
	0.2mm以上1.0mm以下	1.0mm超 (既存Uカット補修跡含む)	
樹脂注入工法			鉄筋露出
	Uカット材充填工法		充填工法 (Uカット樹脂材充填工法)
	モルタル面	コンクリート面	
C塔 北側	6.29		
東側	1.06		
南側	13.91	2.42	
西側	1.85		
計	23.11	2.42	

特記
 — 壁クラックを示す(クラック幅0.2mm以上、1.0mm以下) 欠損部: 図示
 (クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載)

外壁改修仕様 (消防訓練施設 C塔)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し 撥水材吹付け	高圧水洗浄、クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし
—	コンクリート打継目地 シーリング材撤去	シーリング打替え
△	B塔 庇 立上り部 硬質ゴム撤去	エチレンゴム (EPDM) シート t=20 ステンレス金具止め
■	外壁塗装部 フッ素樹脂塗料によるペイント (色分け有り)	DP塗り A種 (ふっ素樹脂系) 塗替え …… 上塗り材にて既存色分けを再現すること
◇1	外壁 方位表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (2600*2600程度)	DP塗り A種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇2	外壁 番号記号表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (400*400程度)	DP塗り A種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇3	外壁 階数表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (200*3000程度)	DP塗り A種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇4	外壁 建具表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (600*300程度)	DP塗り A種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇	フリークライミングウォール ・アウターホールド 埋込インサートカップ SUS製 (撤去) ・支点ハンガー用埋込アンカー SUS製	アウターホールド 全撤去 撤去跡 ポリマゼット材埋め 支点ハンガー用埋込アンカー 既存のまま
◇e1	外壁付設備機器 (換気フード)	周囲シーリング打替え
◇e2	外壁付設備機器 (模擬煙発生機)	周囲シーリング打替え
◇f	アサイン 物置 (1800*720*2150) (撤去)	—

徳島県土整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)
 図面名 消防訓練施設 C塔 立面図 (1)

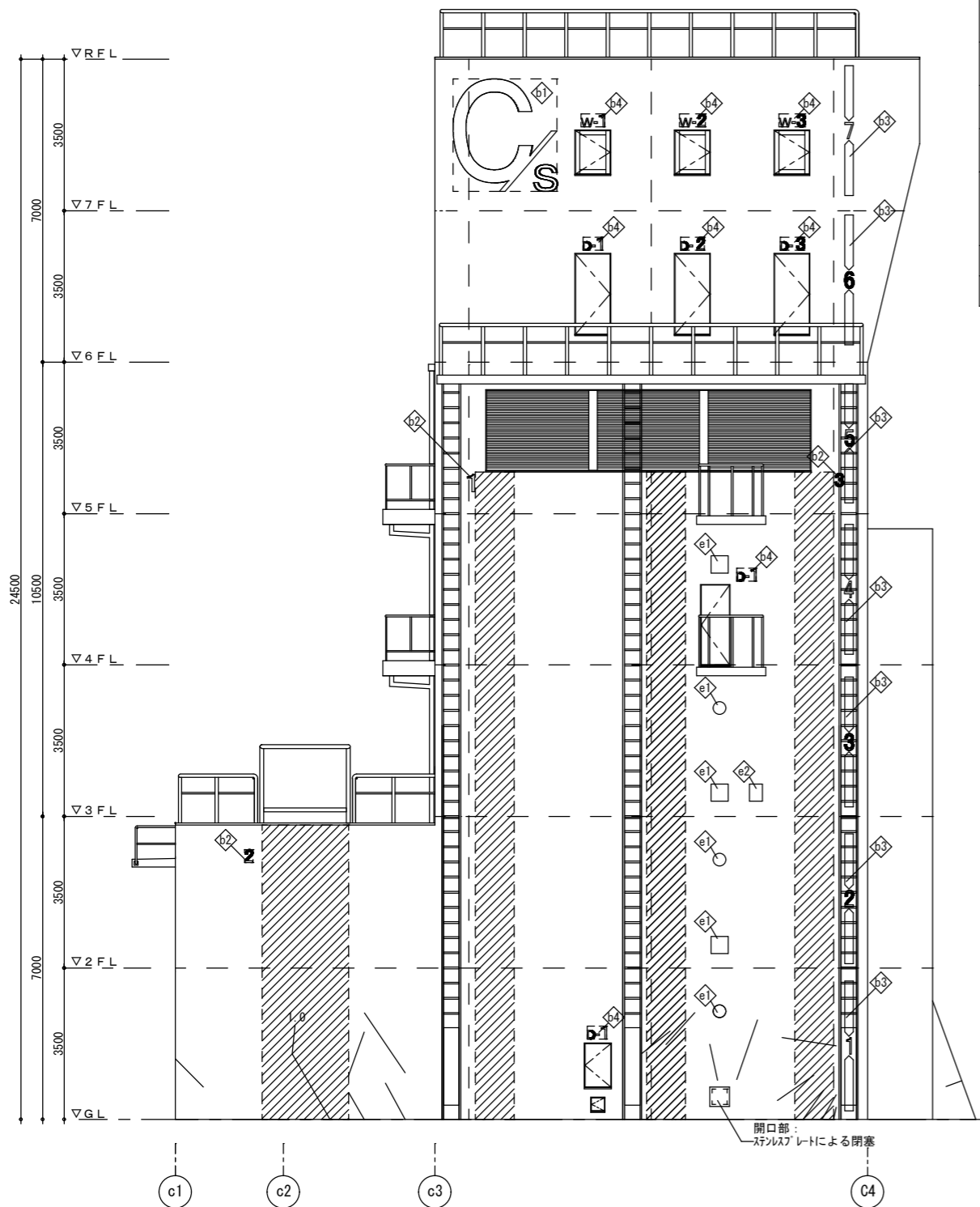
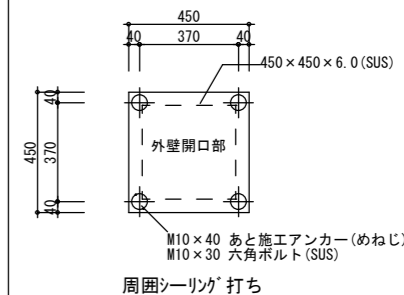
図面番号 C-004
 縮尺 A2: 100%
 1/100 A3: 70.7%

株式会社 川建設
 1級建築士登録 第126265号
 川端社一郎

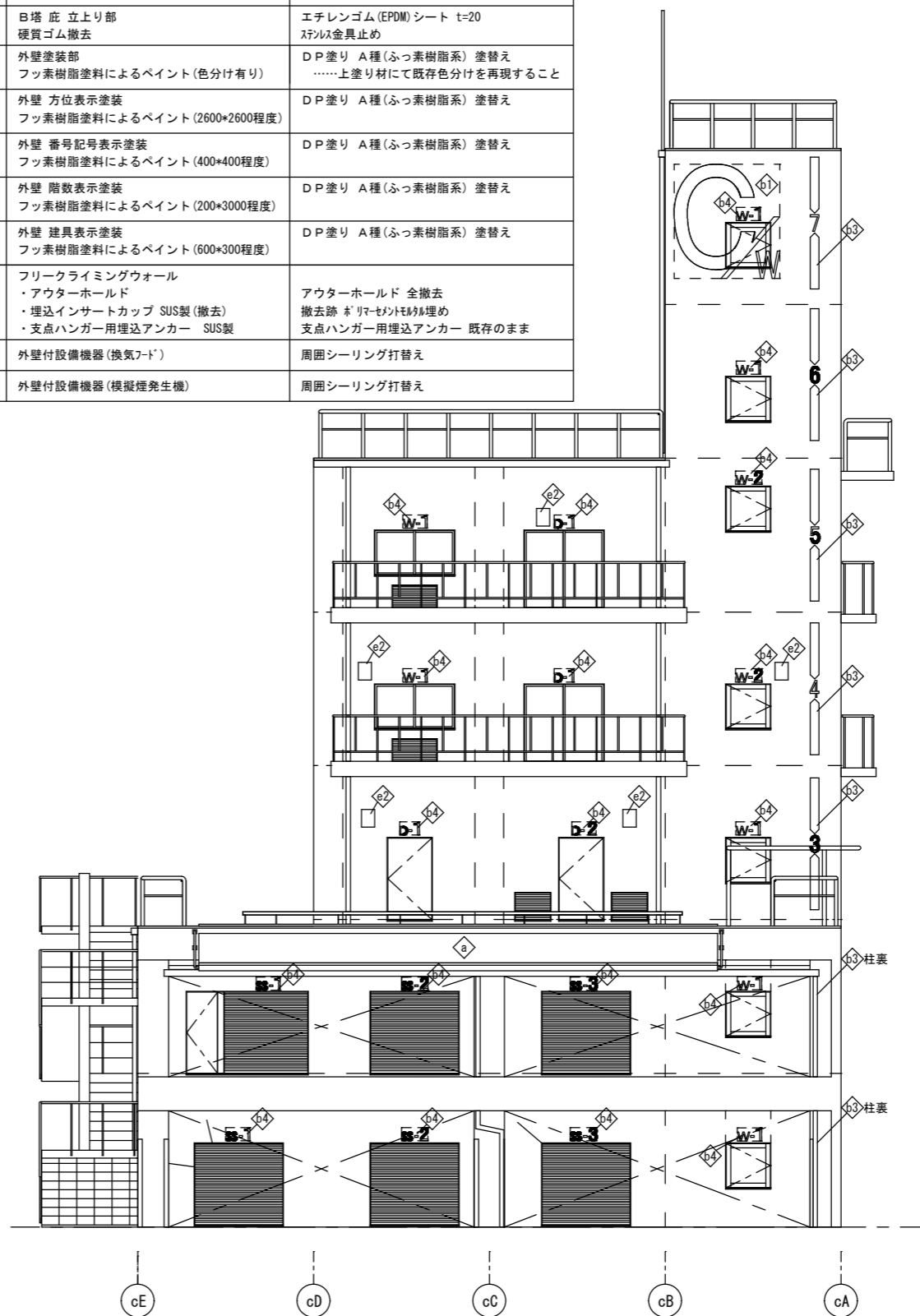
外壁改修仕様 (消防訓練施設C塔)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し 撥水材吹付け	高圧水洗浄、クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし
—	コンクリート打継目地 シーリング材撤去	シーリング打替え
◇a	B塔 庇 立上り部 硬質ゴム撤去	エチレンゴム (EPDM) シート t=20 ステンレス金具止め
斜線	外壁塗装部 フッ素樹脂塗料によるペイント (色分け有り)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え ……上塗り材にて既存色分けを再現すること
◇b1	外壁 方位表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (2600*2600程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇b2	外壁 番号記号表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (400*400程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇b3	外壁 階数表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (200*3000程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇b4	外壁 建具表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント (600*300程度)	D P 塗り A 種 (ふっ素樹脂系) 塗替え
◇d	フリーライミングウォール ・アウターホールド ・埋込インサートカップ SUS製 (撤去) ・支点ハンガー用埋込アンカー SUS製	アウターホールド 全撤去 撤去跡 樹脂モルタル埋め 支点ハンガー用埋込アンカー 既存のまま
◇e1	外壁付設備機器 (換気フード)	周囲シーリング打替え
◇e2	外壁付設備機器 (模擬煙発生機)	周囲シーリング打替え

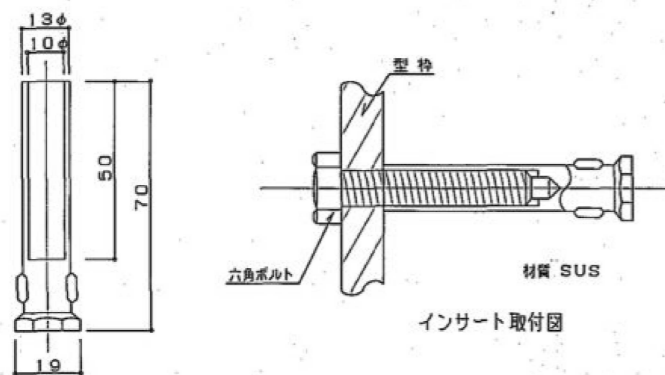
ステンレスプレートによる閉塞 (参考図) 1/20



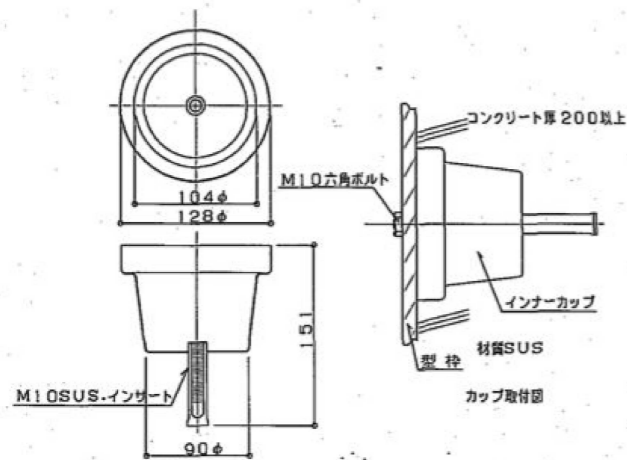
消防訓練施設C塔 南側



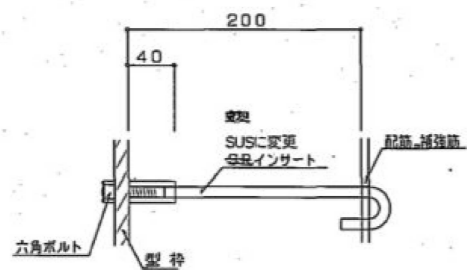
消防訓練施設C塔 西側



アウターホールド用埋込インサート M10 NON SCALE

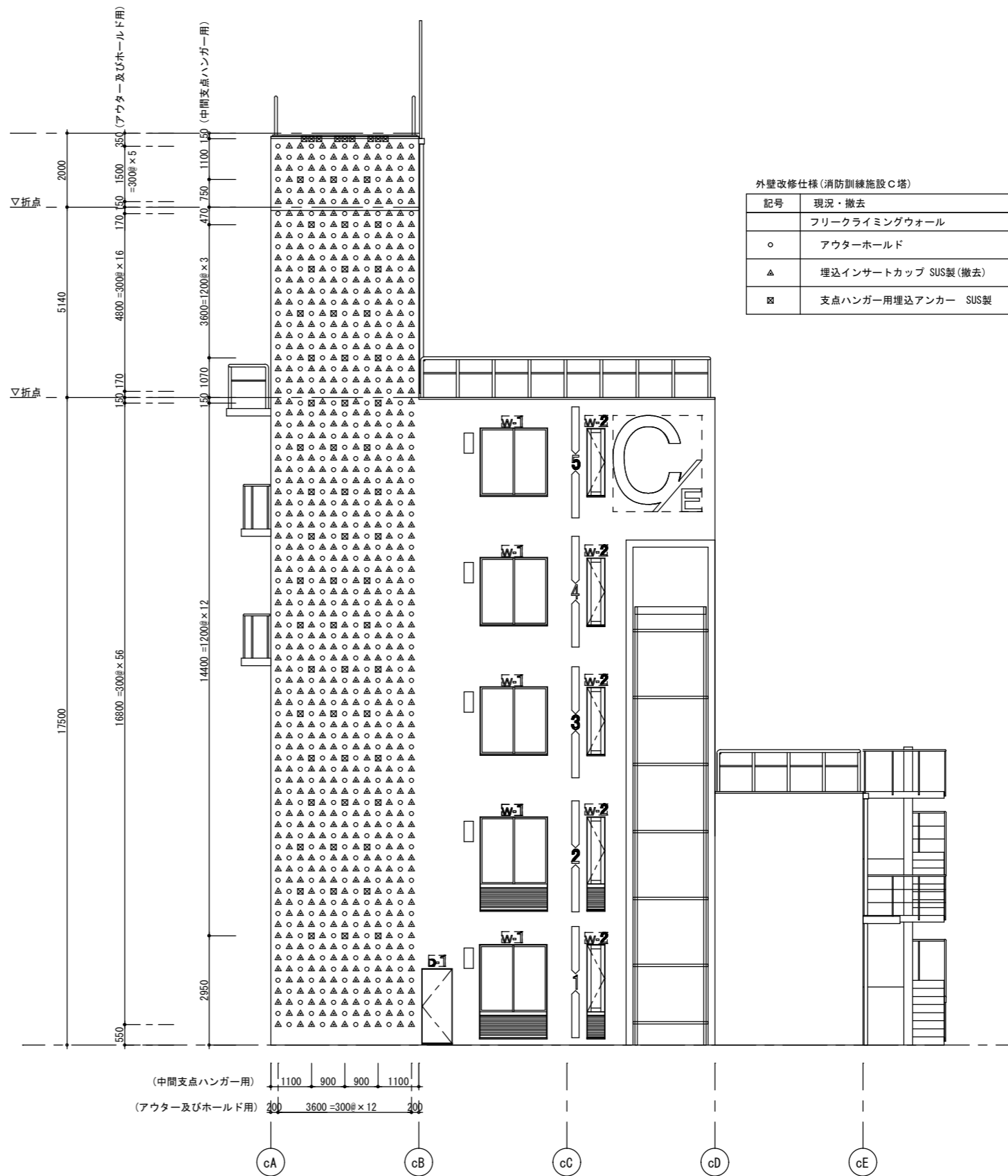


インナーホールド用カップ NON SCALE



中間支点ハンガー用埋込アンカー NON SCALE

製品名: L-インサート
メーカー名: ジャパンライフ株式会社



外壁改修仕様(消防訓練施設C塔)

記号	現況・撤去	改修後
	フリーライミングウォール	
○	アウターホールド	アウターホールド 全撤去
△	埋込インサートカップ SUS製(撤去)	撤去跡 5'リマセメント埋め
■	支点ハンガー用埋込アンカー SUS製	支点ハンガー用埋込アンカー 既存のまま

消防訓練施設C塔 東側

徳島県土木整備部営繕課

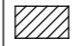
工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)

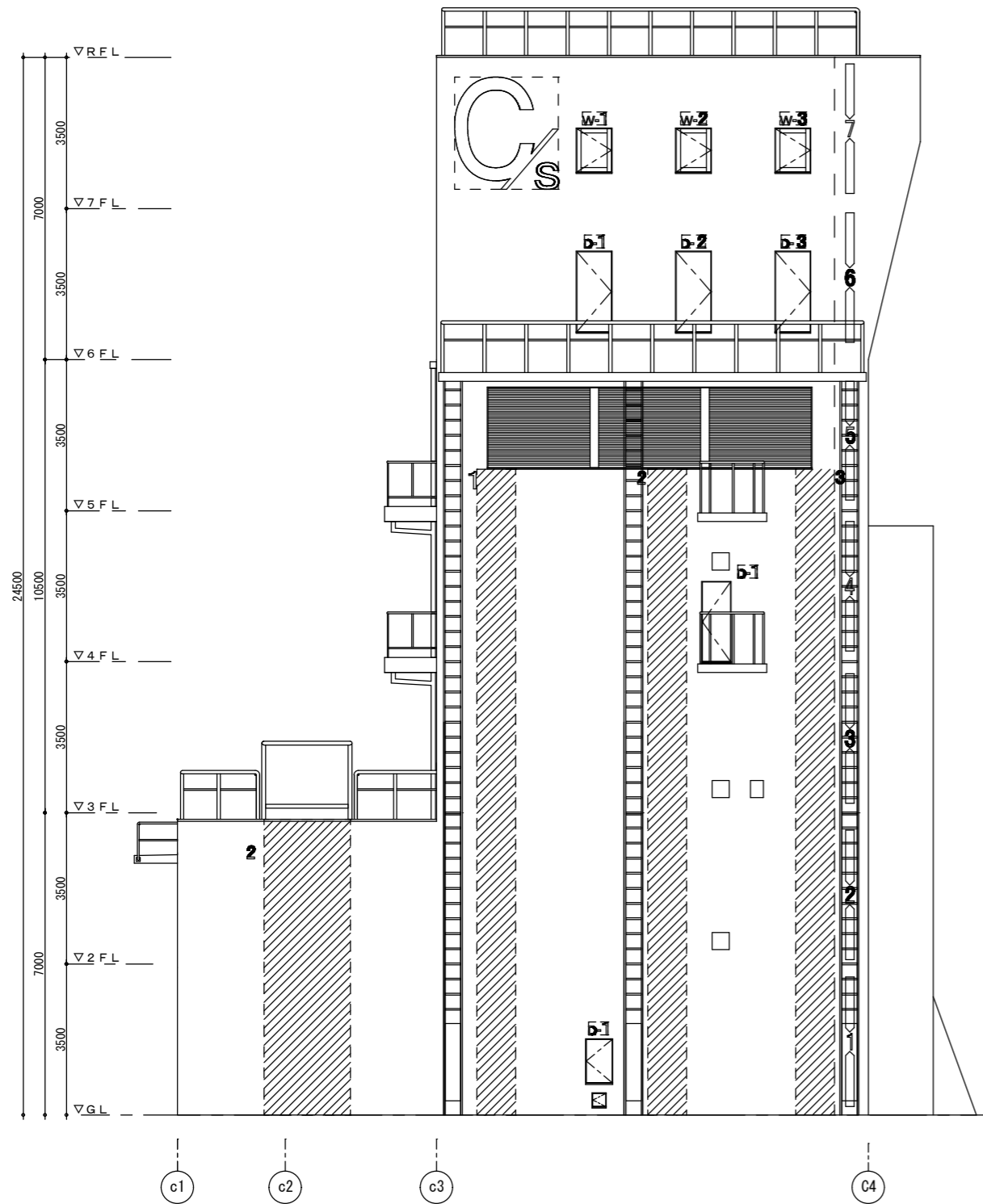
図面番号
C-006
縮尺
A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設計

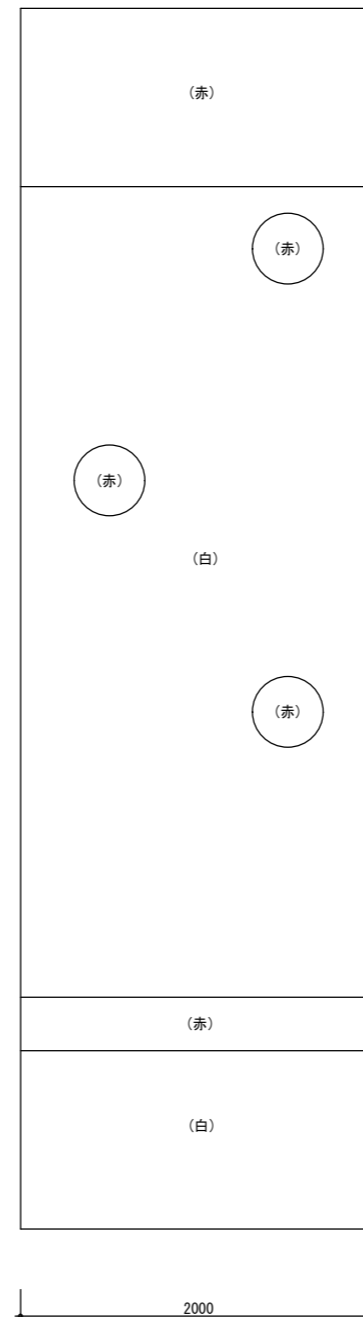
1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

図面名
消防訓練施設 C塔 東側立面図(フリーライミング詳細図)

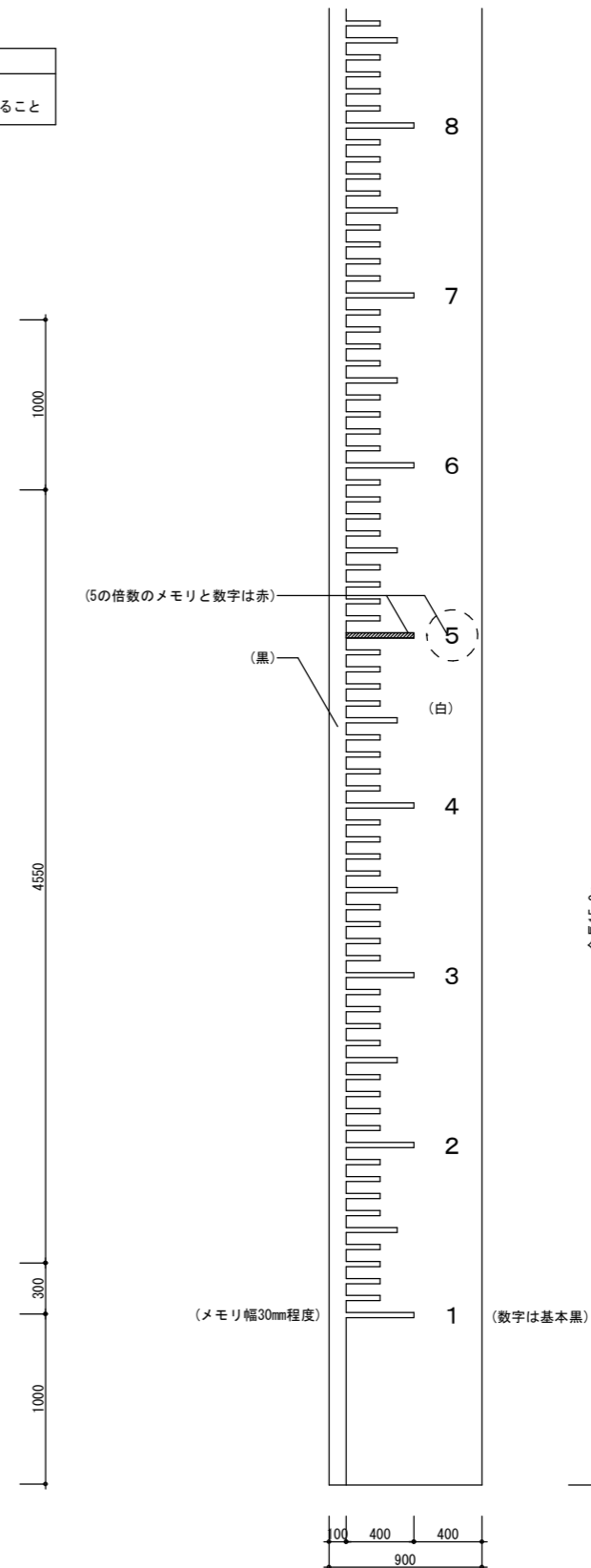
外壁改修仕様(消防訓練施設C塔)		
記号	現況・撤去	改修後
	外壁塗装部 フッ素樹脂塗料によるペイント(色分け有り)	D P塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え ……上塗り材にて既存色分けを再現すること



消防訓練施設C塔 南側

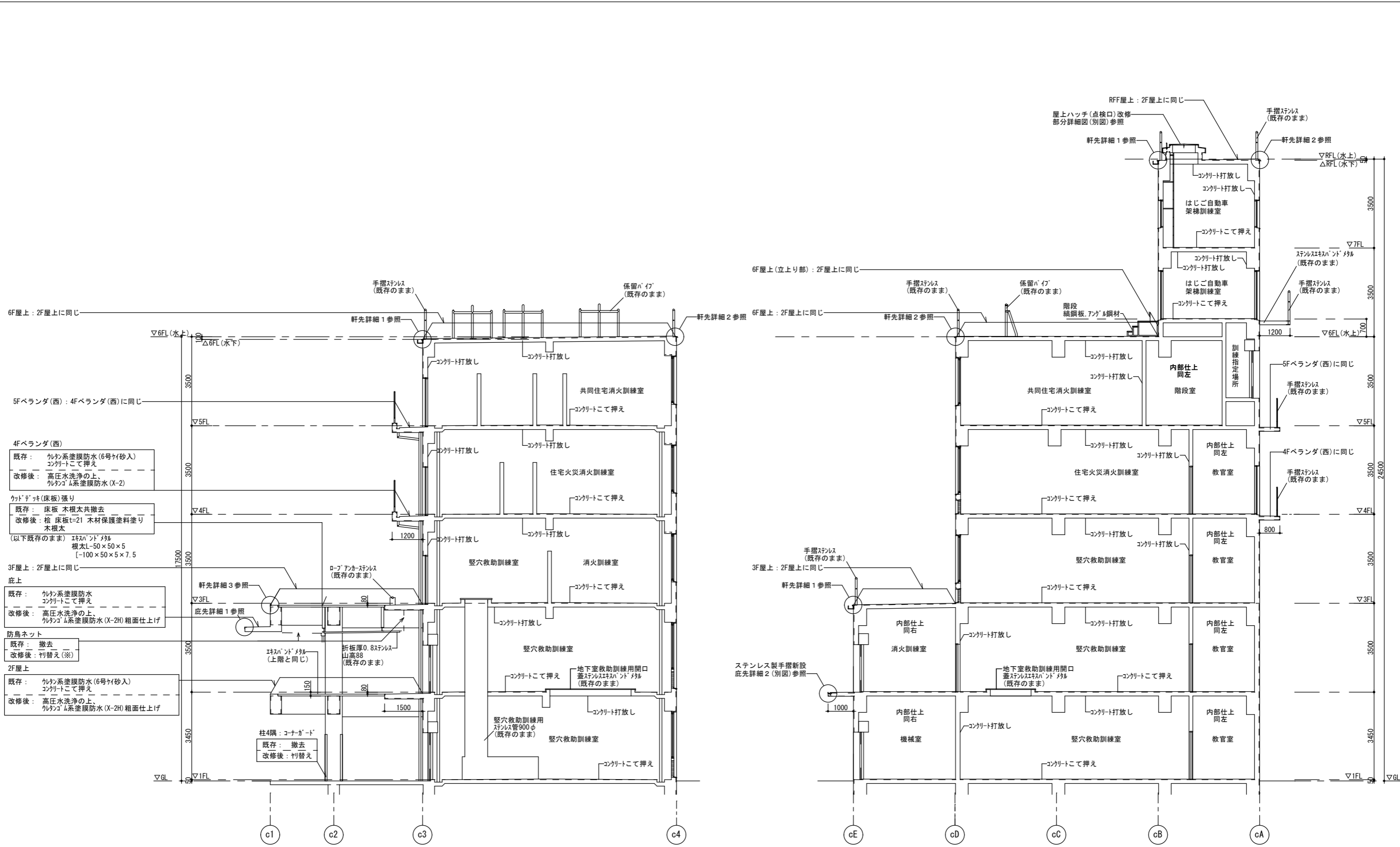


c2通 既存塗分け参考図



c3~c4通 既存塗分け参考図(3箇所共通)

(既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること)



- 4Fベランダ(西)
- 既存: ウレタン系塗膜防水(6号74砂入)
コンクリートこて押え
改修後: 高圧水洗浄の上、
ウレタン系塗膜防水(X-2)
- ウッドデッキ(床板)張り
- 既存: 床板 木根太共撤去
改修後: 桧 床板t=21 木材保護塗料塗り
木根太
- (以下既存のまま) エキスパンドメタル
根太L-50×50×5
[-100×50×5×7.5
- 3F屋上: 2F屋上に同じ
- 庇上
- 既存: ウレタン系塗膜防水
コンクリートこて押え
改修後: 高圧水洗浄の上、
ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ
- 防鳥ネット
- 既存: 撤去
改修後: 柵替え(※)
- 2F屋上
- 既存: ウレタン系塗膜防水(6号74砂入)
コンクリートこて押え
改修後: 高圧水洗浄の上、
ウレタン系塗膜防水(X-2H)粗面仕上げ

※防鳥ネット 柵替え について

材質: HDPE(高密度ポリエチレン)
網目ピッチ: 34×34程度
備考: 営巣防止用

外壁改修仕様(消防訓練施設C塔)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所 以外	コンクリート打放し 撥水材吹付け	クラック、欠損部の補修のみ 外壁仕上げ改修なし

注 立面図と相互参照のこと

特記事項

◎屋上の既存保留パイプ及びロープアンカー、手摺は防水改修の際に取外し・再取付を行うものとする。
取外しの行えないものは屋上取合い部にシーリング打ちを行った後に塗膜防水改修を行うものとする。

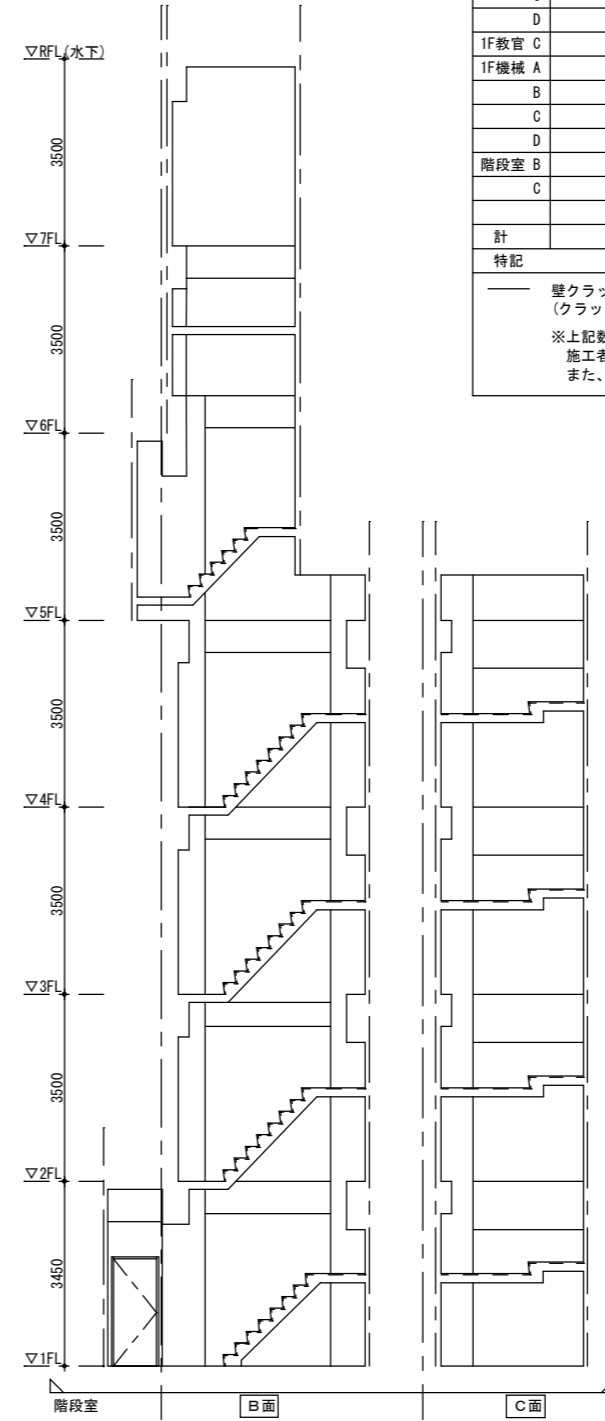
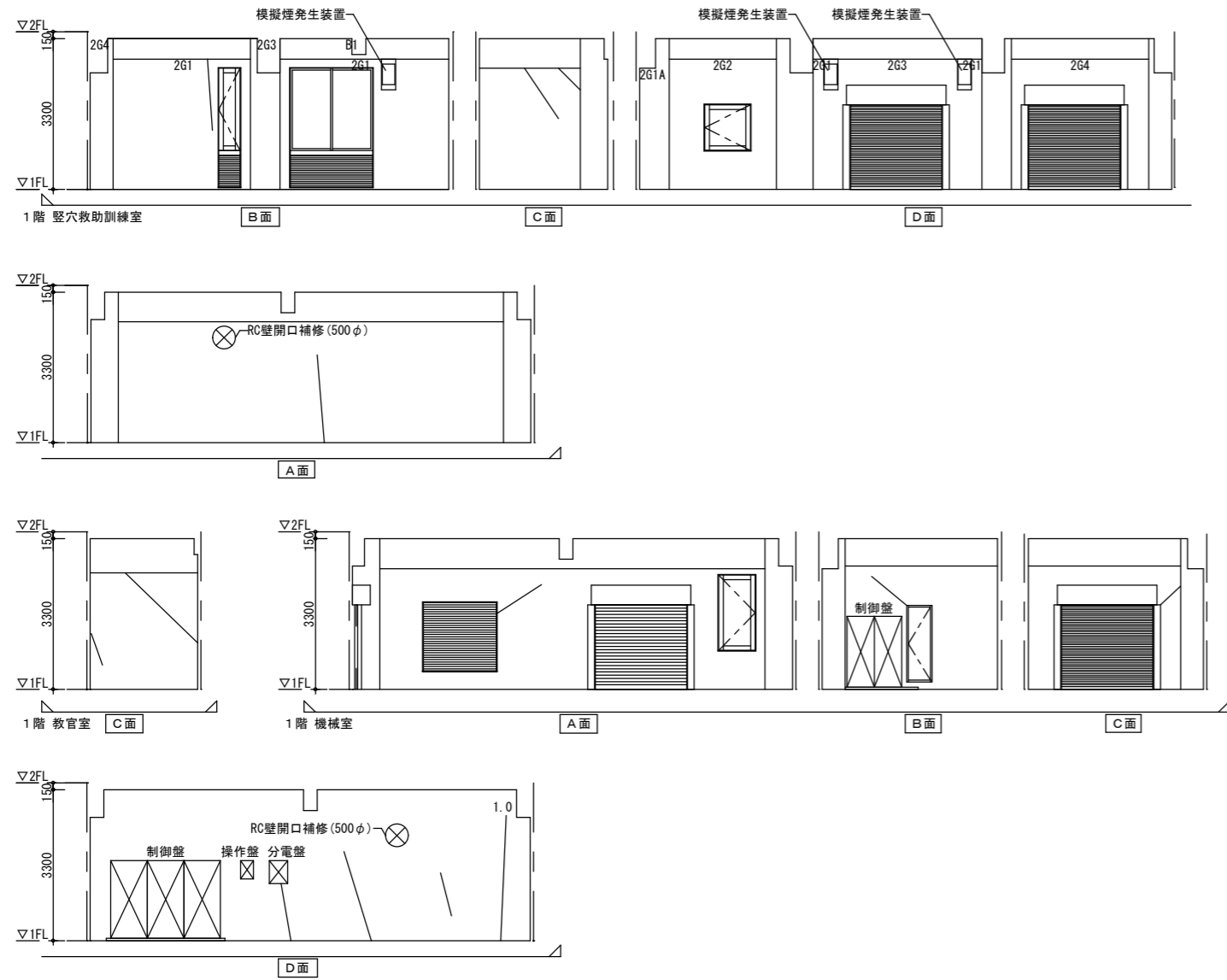
内壁改修仕様(消防訓練施設C塔)

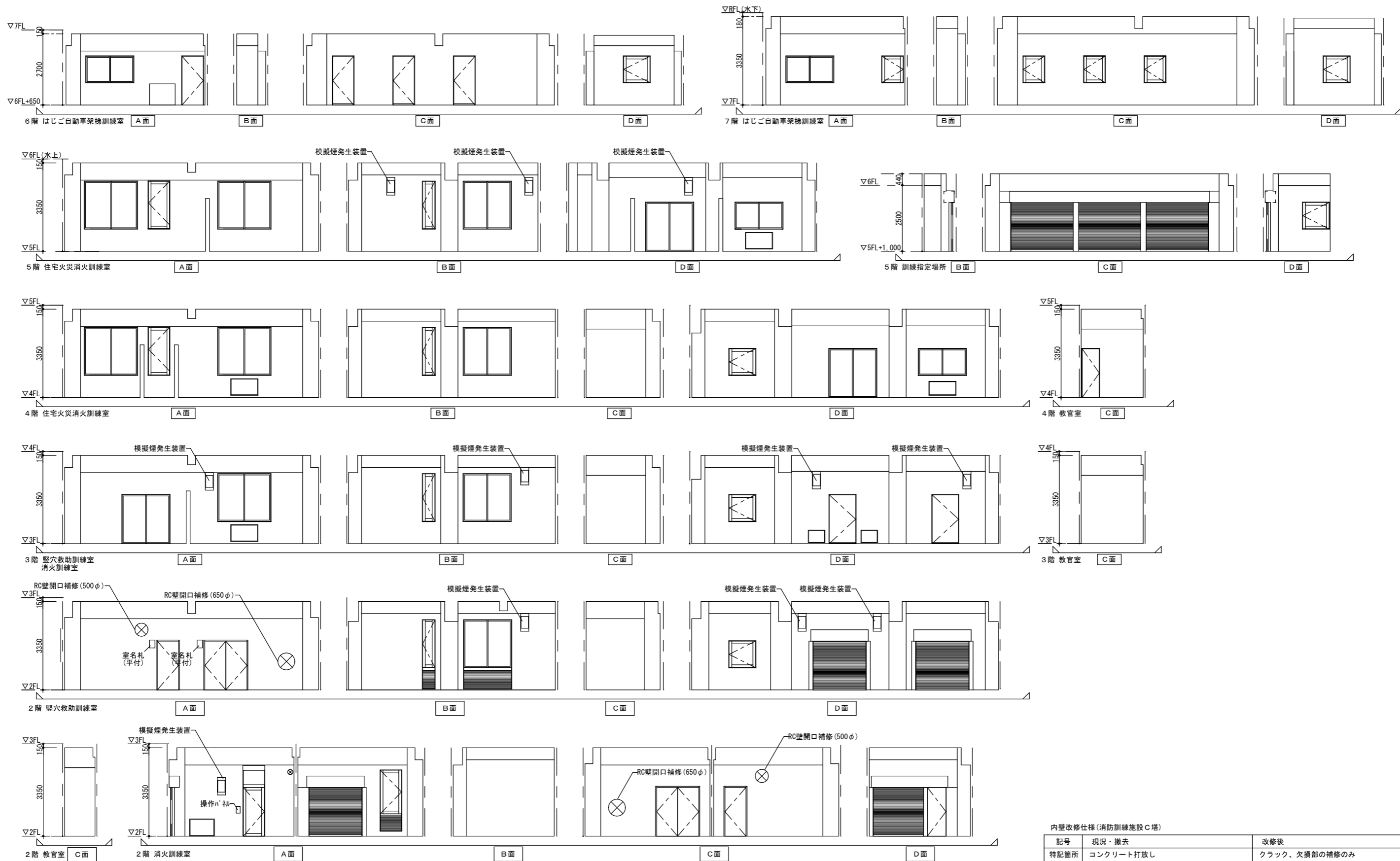
記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打直し	クラック、欠損部の補修のみ

1階部分 内壁補修数量について

改修工法	壁クラック (m)		欠損
	モルタル面	コンクリート面	
1F 堅穴 A	0.5mm以上1.0mm以下		鉄筋露出
	樹脂注入工法		
	1.0mm超		
	ウツソール材充填工法		
1F 教官 C	0.5mm以上1.0mm以下		充填工法(モルタル樹脂充填工法)
	樹脂注入工法		
	1.0mm超		
	ウツソール材充填工法		
1F 機械 A	0.5mm以上1.0mm以下		鉄筋露出
	樹脂注入工法		
	1.0mm超		
	ウツソール材充填工法		
階段室 B	0.5mm以上1.0mm以下		鉄筋露出
	樹脂注入工法		
	1.0mm超		
	ウツソール材充填工法		
計	15.48	2.74	

特記
 壁クラックを示す(クラック幅0.5mm以上、1.0mm以下)
 (クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載)
 ※上記数量は設計時の調査数量である。(設計時の調査は1階のみ)
 施工者の現地調査後、補修数量の設計変更を行う。
 また、幅0.5mm未満の壁クラックの補修は行わないものとする。





内壁改修仕様(消防訓練施設C塔)

記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ

特記

※(設計時の調査は1階のみ)
 施工者の現地調査後、補修数量の設計変更を行う。
 また、幅0.5mm未満の壁クラックの補修は行わないものとする。

徳島県土整備部営繕課

工事名 R B営繕 防災センター・消防学校 北・鋼浜 屋外訓練施設等
 改修工事(着手日指定型)
 図面名 消防訓練施設 C塔 展開図(2)

図面番号

C-010

縮尺

株式会社 川建設

1級建築士登録
 第126265号
 川端社一郎

1階屋内各室
スラブ見上げ面及び梁型

既存：コンクリート打放し
改修後：クラック、欠損部の補修のみ
塗装改修なし

庇 見上げ面 下記と同じ

屋外階段 見上げ面 下記と同じ

外部
スラブ見上げ面及び梁型

既存：コンクリート打放し
撥水材吹付
改修後：高圧水洗浄、の上クラック、欠損部の補修
外壁仕上げ改修なし

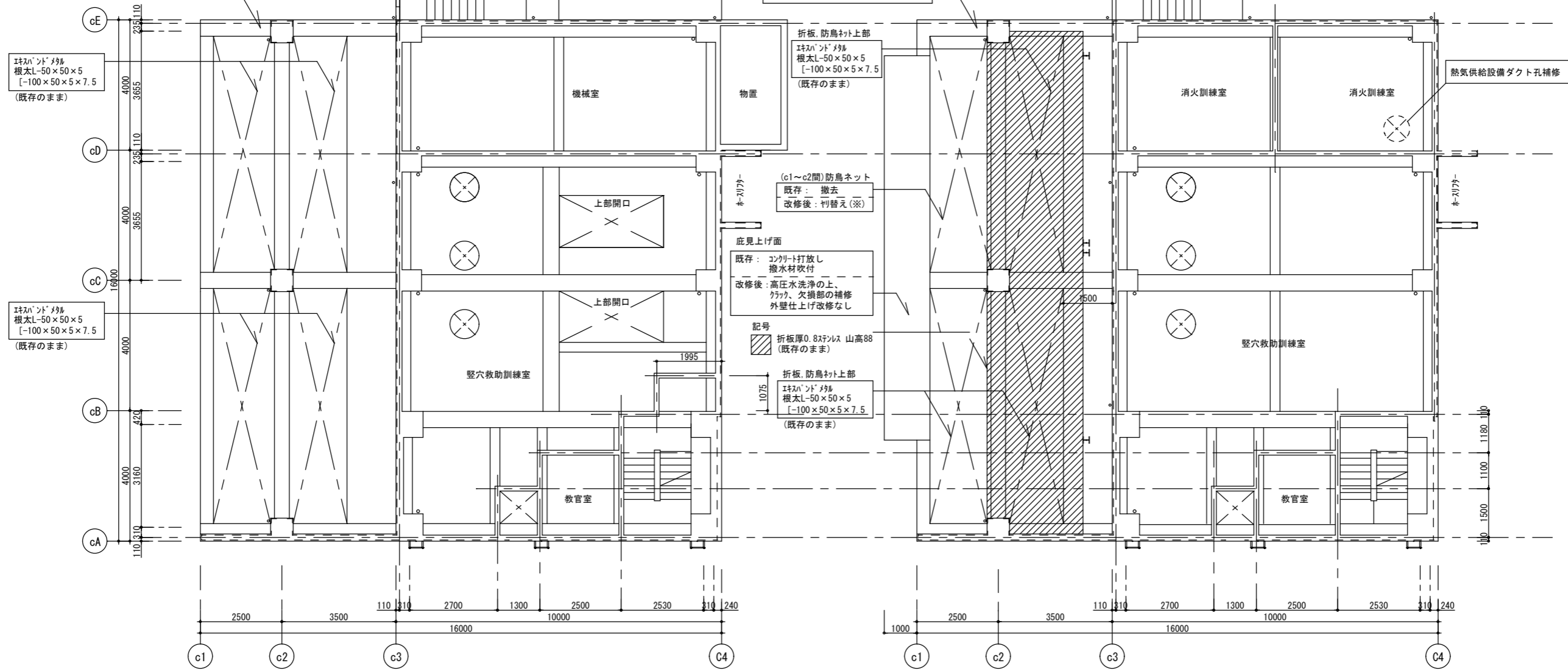
2階屋内各室
スラブ見上げ面及び梁型

既存：コンクリート打放し
改修後：クラック、欠損部の補修のみ
塗装改修なし

屋外階段 見上げ面 下記と同じ

外部
スラブ見上げ面及び梁型

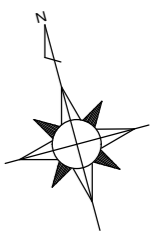
既存：コンクリート打放し
撥水材吹付
改修後：高圧水洗浄の上、
クラック、欠損部の補修
外壁仕上げ改修なし



消防訓練施設C塔 1階

消防訓練施設C塔 2階

※防鳥ネット 羽替えについて
材質：HDPE(高密度ポリエチレン)
網目ピッチ：34×34程度
備考：営巣防止用



3 階屋内各室
スラブ見上げ面及び梁型

既存：コンクリート打放し
改修後：クラック、欠損部の補修のみ
塗装改修なし

ベランダ(西)見上げ面

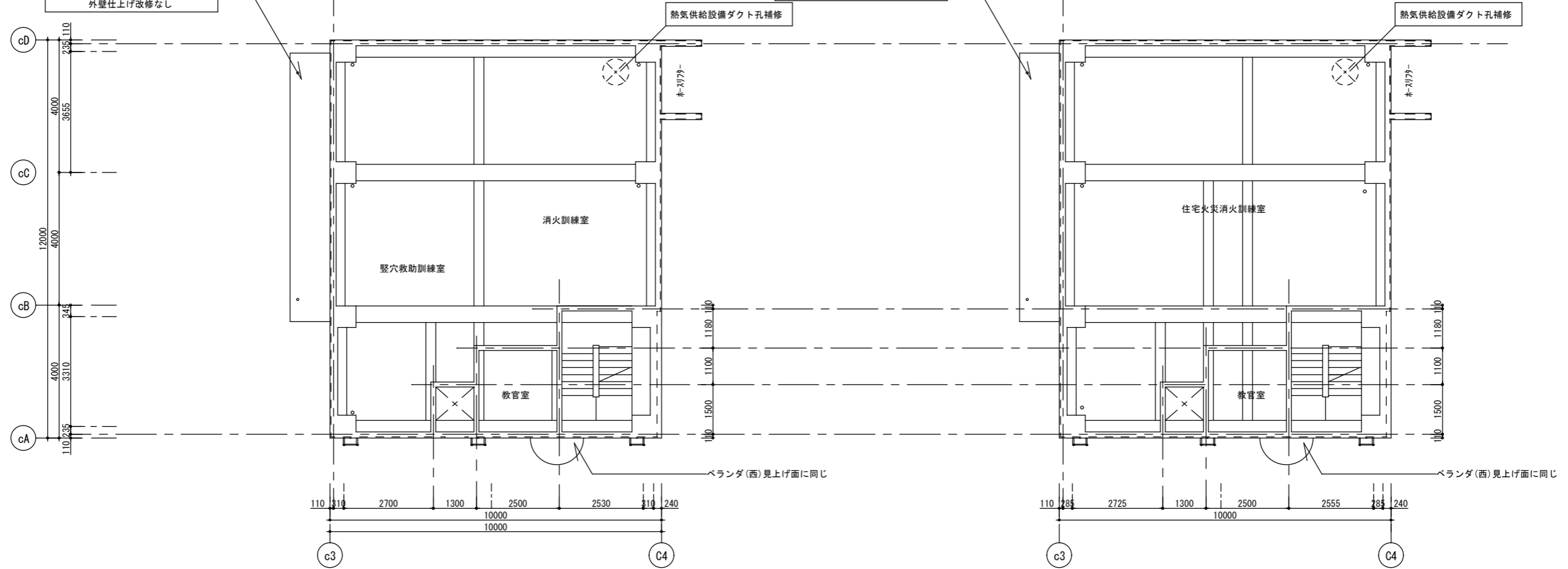
既存：コンクリート打放し
撥水材吹付
改修後：高圧水洗浄の上、
クラック、欠損部の補修
外壁仕上げ改修なし

4 階屋内各室
スラブ見上げ面及び梁型

既存：コンクリート打放し
改修後：クラック、欠損部の補修のみ
塗装改修なし

ベランダ(西)見上げ面

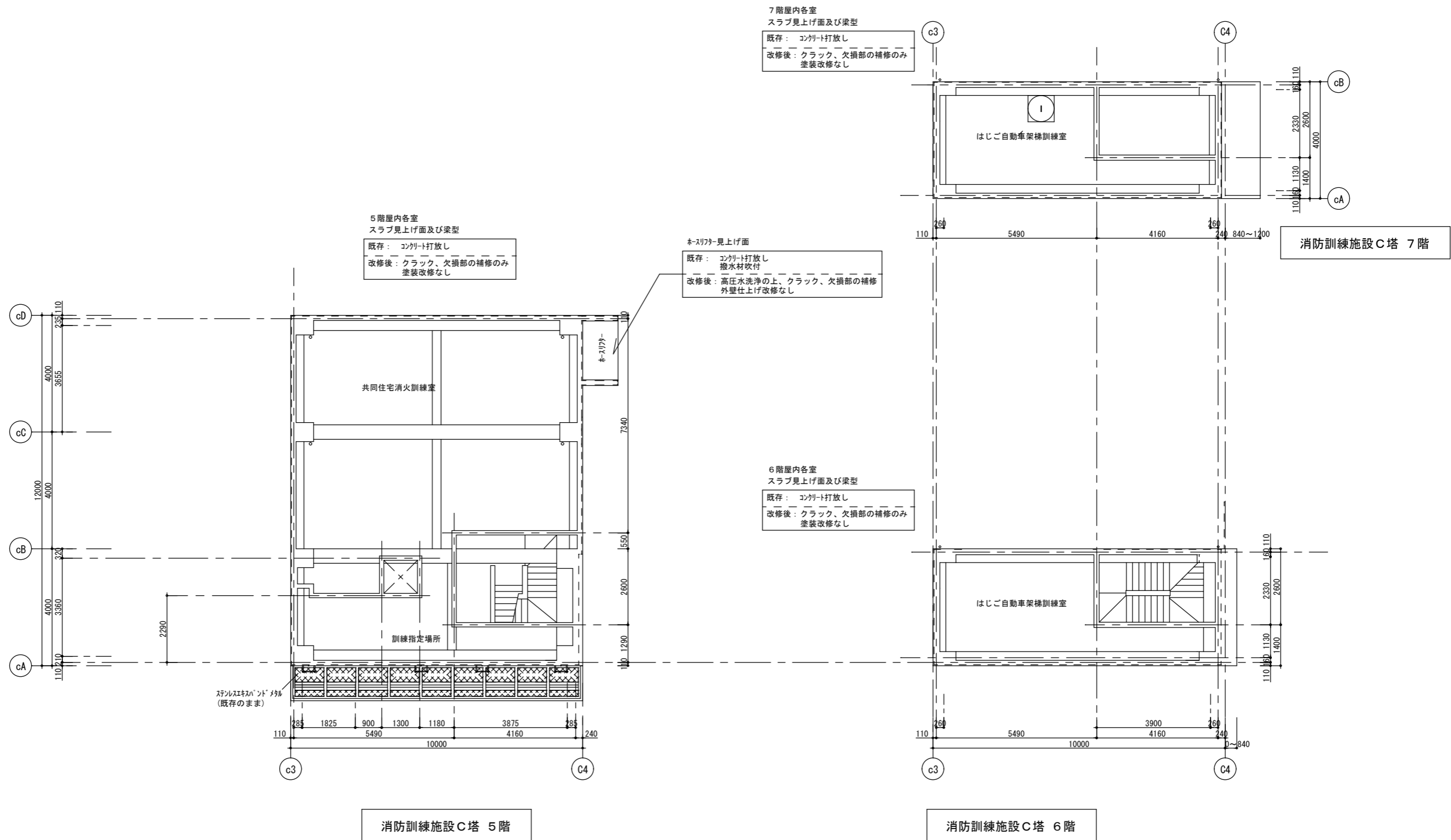
既存：コンクリート打放し
撥水材吹付
改修後：高圧水洗浄の上、
クラック、欠損部の補修
外壁仕上げ改修なし



消防訓練施設C塔 3階

消防訓練施設C塔 4階

徳島県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 C-012	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	図面名 消防訓練施設 C塔 天井伏図(2)	縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	



徳島県土整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事 (着手日指定型)
図面名 消防訓練施設 C塔 天井伏図(3)

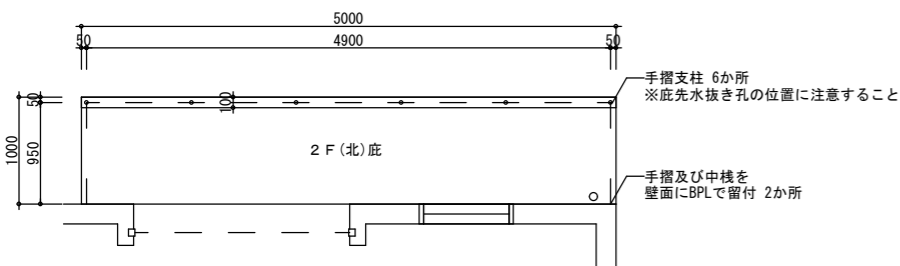
図面番号 C-013
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

株式会社 川建設

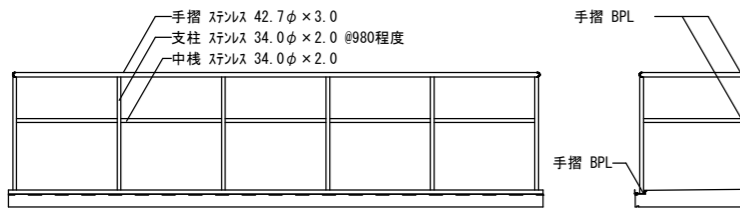
1級建築士登録
第126265号
川端社一部

記号	箇所数	室名	形態	寸法(W×H)	改修内容	記号	箇所数	室名	形態	寸法(W×H)	改修内容
③SS	1箇所	1F/機械室	シャッター 水圧開放シャッター	(955*2)×1850	軽量パランス式上廻り(2) 刈替え	③SSD	1箇所	1F/階段室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	ステンレス扉、レバーハンドル錠、丁番、ドアコーザ- イタイトコム、刈替え
④SS/1F	2箇所	1F/堅穴救助訓練室	シャッター 軽量シャッター	(955*2)×1850	軽量パランス式上廻り(2) 刈替え	④SSD	3箇所	1~3F/教官室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	レバーハンドル錠、丁番、ドアコーザ-、イタイトコム、刈替え 扉下部骨材補修
④SS/2F	2箇所	2F/堅穴救助訓練室	シャッター 軽量シャッター	(955*2)×1850	軽量パランス式上廻り(2)、座板(2)、スラット(2)、 手掛け付スラット、錠付スラット 刈替え	④SSD/4F	1箇所	4F/教官室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	改修なし
⑤SS/1F	1箇所	1F/機械室	シャッター 重量電動シャッター	2000×1850	ローチェン、重量電動開閉器、重量吊り元(2) 無線信号装置、マーベンスイッチ、押釦 刈替え	⑤SSD片	1箇所	2F/消火訓練室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	レバーハンドル錠、丁番、ドアコーザ-、刈替え
⑤SS/2F	1箇所	2F/消火訓練室	シャッター 重量電動シャッター	2000×1850	改修なし	⑤SSD両	1箇所	2F/消火訓練室	ステンレス製扉 両開き戸	1600×1850	改修なし
⑥SS	1箇所	2F/消火訓練室	シャッター 重量シャッター(くぐり戸付)	2750×1850	改修なし	⑥SSD	1箇所	2F/消火訓練室	ステンレス製扉 欄間外倒窓付片開き戸	800×2450 (1850+100+500)	ステンレス扉、レバーハンドル錠、丁番、ドアコーザ-、刈替え
⑦SS	1箇所	5F/訓練指定場所	シャッター 軽量電動シャッター	7486×1850	改修なし	⑦SSD改	5箇所	1~5F/階段室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	丁番、ドアコーザ-、刈替え
						⑦SSD	2箇所	6.7F/階段室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	改修なし
③SSW	7箇所	1~7F/堅穴救助訓練室 他	ステンレス製窓 片開き窓	1000×1000	改修なし	⑧SSD	2箇所	3F/堅穴救助訓練室	ステンレス製扉 片開き戸	1000×1850	丁番、ドアコーザ-、刈替え
④SSW/1F	1箇所	1F/機械室	ステンレス製窓 片開き窓	800×1650	改修なし	⑫SSD	3箇所	3F/堅穴救助訓練室 4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製扉 引違い戸	1800×1850	改修なし
④SSW/2F	1箇所	2F/消火訓練室	ステンレス製窓 片開き窓(下部がすり)	800×2200	改修なし	⑭SSD改	1箇所	6F/はじご自動車架梯 訓練室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	丁番、ドアコーザ-、刈替え
⑤SSWカ	2箇所	1.2F/堅穴救助訓練室	ステンレス製窓 片開き窓(下部がすり)	465×2400	改修なし	⑭SSD	3箇所	6F/はじご自動車架梯 訓練室	ステンレス製扉 片開き戸	800×1850	改修なし
⑤SSW	3箇所	3F/消火訓練室 4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製窓 片開き窓	465×1800	改修なし	⑮SSD	1箇所	4F/教官室	ステンレス製扉 片開き戸	650×1850	改修なし
⑥SSWカ	2箇所	1.2F/堅穴救助訓練室	ステンレス製窓 引違い窓(下部がすり)	1800×2400	改修なし	⑯SSD	1箇所	1F/送風煙道	ステンレス製扉 片開き戸	600×1000	改修なし
⑥SSW	3箇所	3F/消火訓練室 4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製窓 引違い窓	1800×1000	改修なし	⑰SSD	1箇所	1F/送風煙道	ステンレス製扉 片開き戸	300×300	改修なし
⑦SSW	2箇所	4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製窓 片開き窓	800×1700	改修なし	⑳SSD	1箇所	1F/機械室	ステンレス製扉 片開き戸	480×1600	改修なし
⑧SSW	5箇所	3F/消火訓練室 4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製窓 引違い窓	2000×1800	改修なし						
⑨SSW	4箇所	4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室 6.7F/はじご自動車架梯 訓練室	ステンレス製窓 引違い窓	1800×1000	改修なし	②SSG	1箇所	1F/機械室	ステンレス製ガラリ がり窓	1600×1500	改修なし
⑪SSW	4箇所	7F/はじご自動車架梯 訓練室	ステンレス製窓 片開き窓	800×1000	改修なし	③SSG	1箇所	2F/消火訓練室	ステンレス製ガラリ がり窓	800×500	改修なし
						④SSG	4箇所	3F/消火訓練室 4F/住宅火災消火訓練室 5F/共同住宅消火訓練室	ステンレス製ガラリ がり窓	1000×450	改修なし
						⑤SSG	2箇所	3F/消火訓練室	ステンレス製ガラリ がり窓	750×500	改修なし

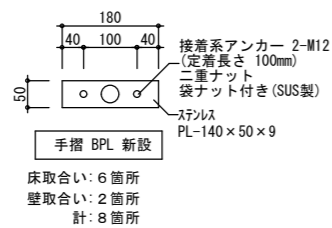
◎各建具周囲シーリング打替え(内外共)



ステンレス製手摺新設 平面図 1/50

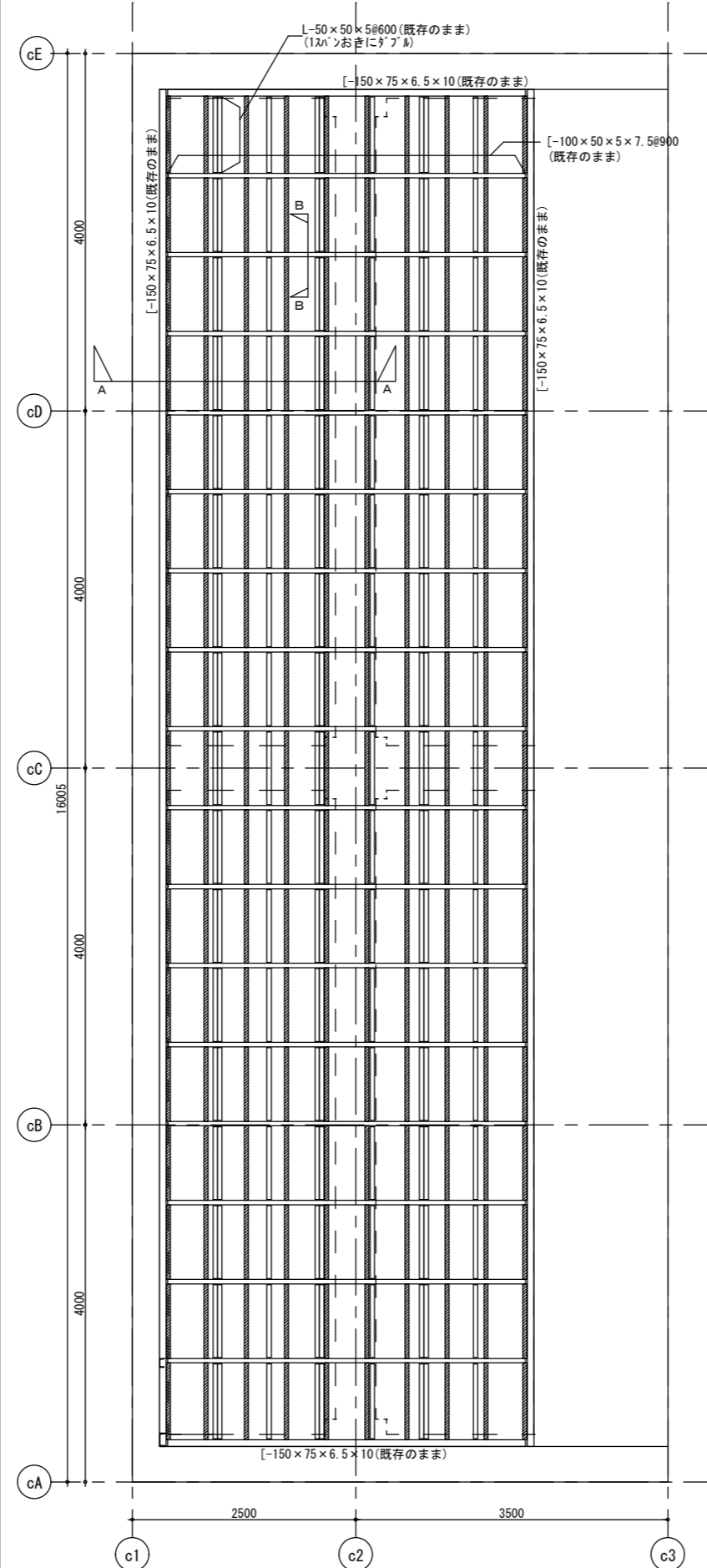
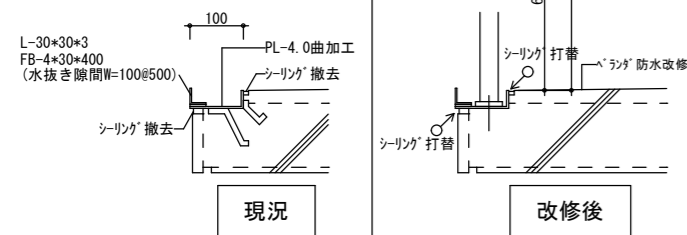


ステンレス製手摺新設 立面図 1/50



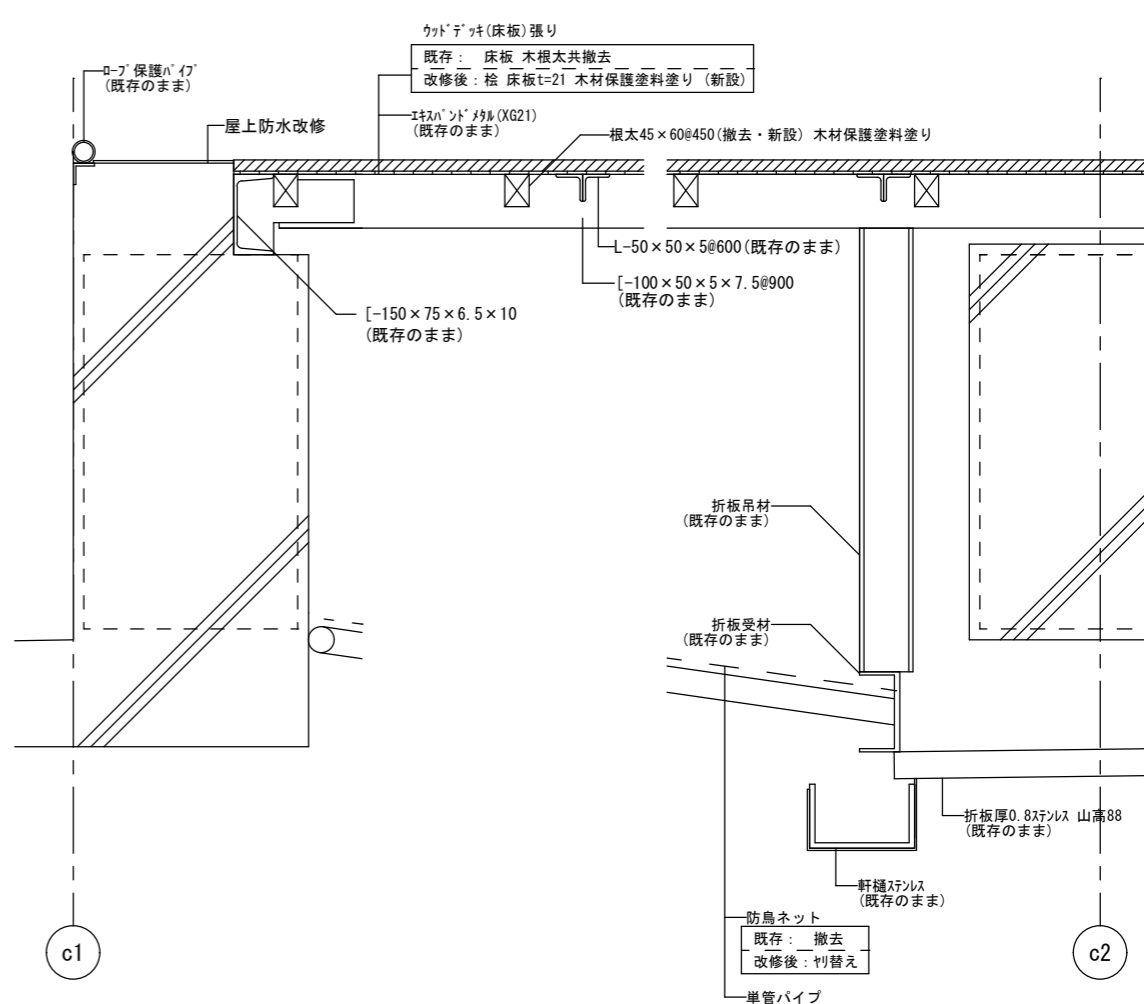
ステンレス製手摺新設

- 手摺 ステンレス 42.7φ x 3.0
- 支柱 ステンレス 34.0φ x 2.0 @ 980程度
- 中棧 ステンレス 34.0φ x 2.0

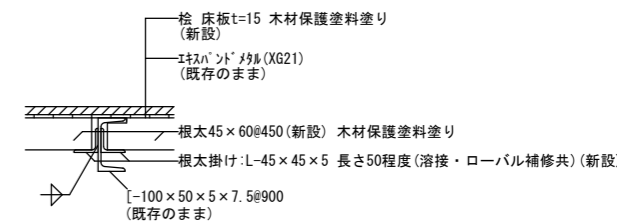


根太 伏図 1/50

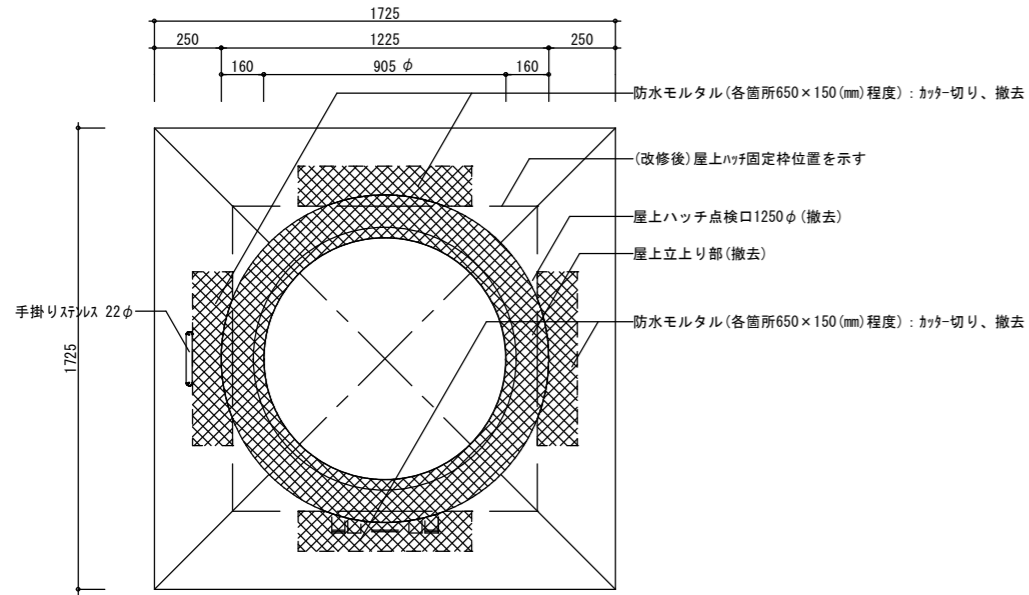
記号	内容
■	根太 45 x 60 @ 450 (新設) 木材保護塗料塗り L=860mm程度/本 両端根太掛け新設



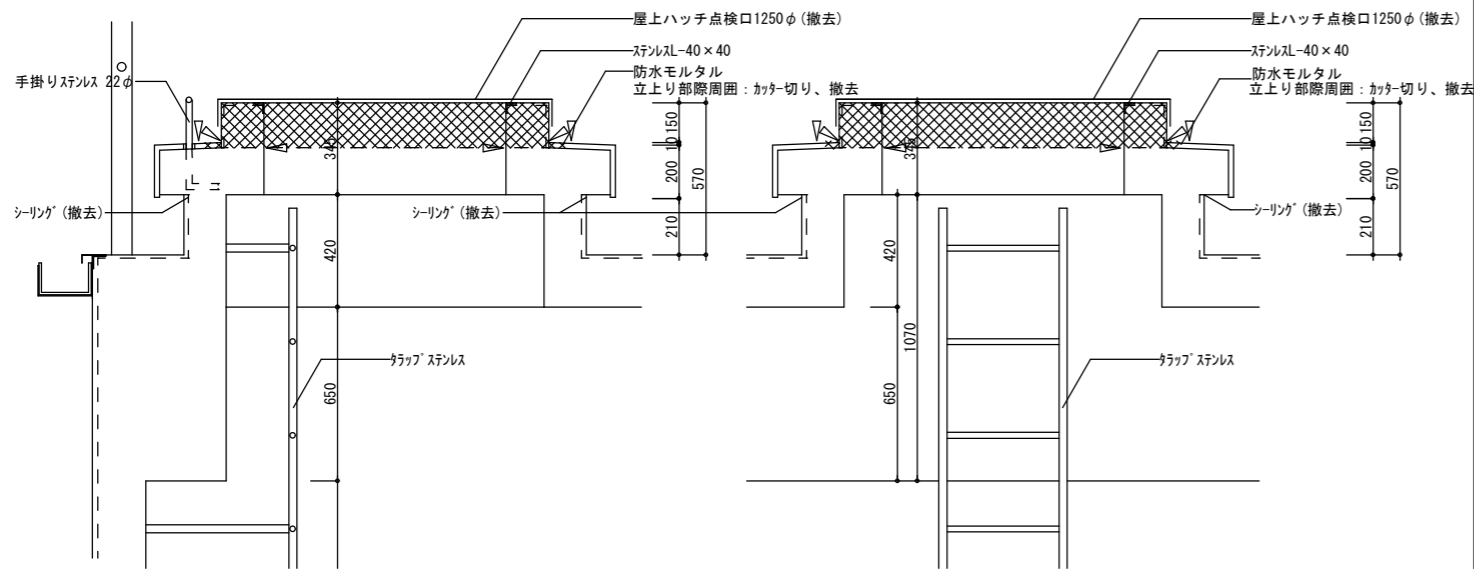
A-A断面図 1/10



B-B断面図 1/10
(根太掛け詳細)



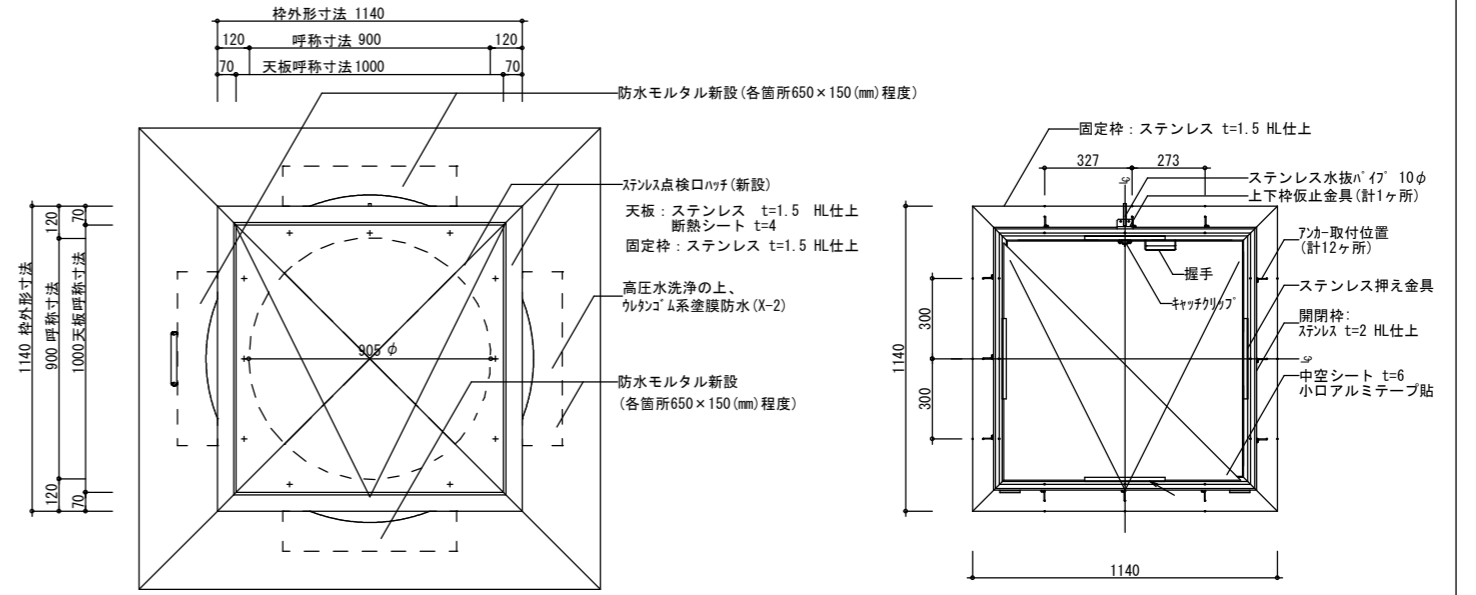
平面図



断面図

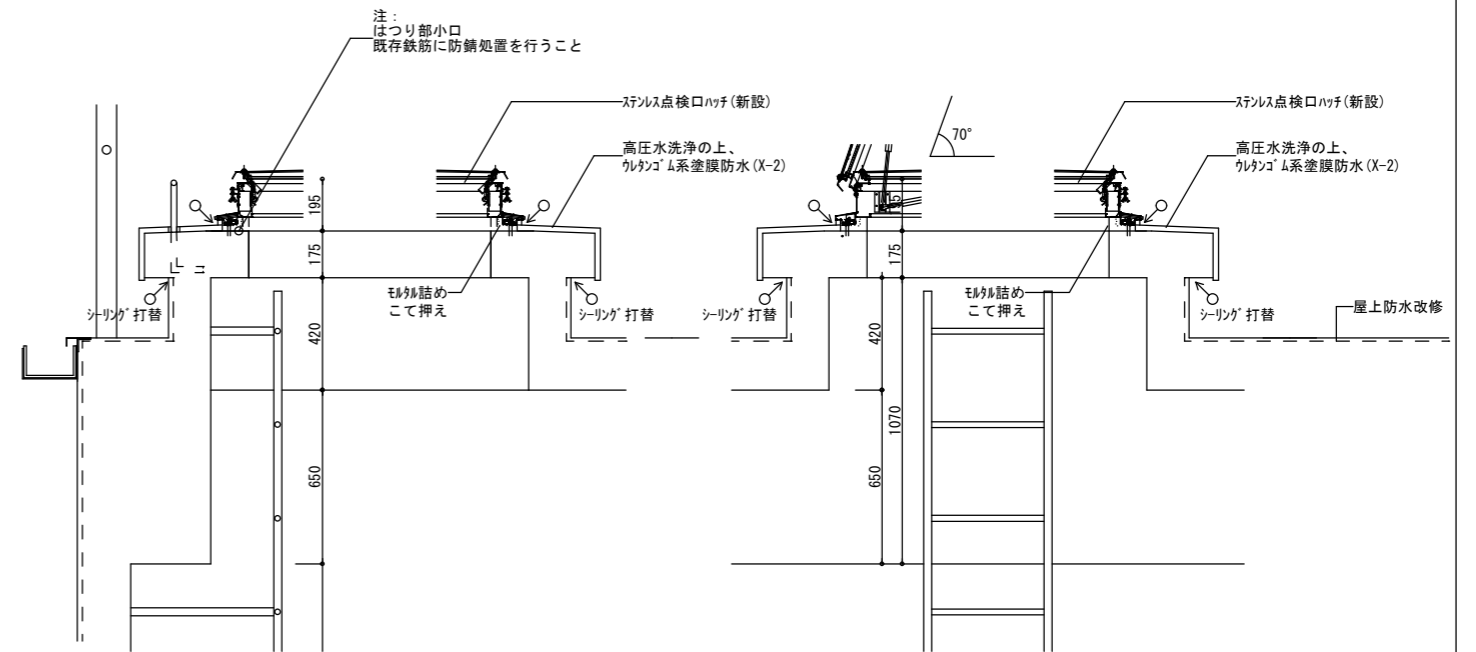
▽ : カッター切りの位置を示す

現況



平面図

枠伏図



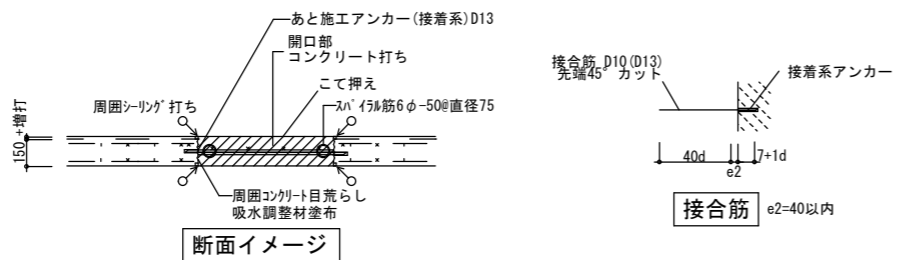
断面図

改修後

既設スラブ配筋

スラブ厚	位置	短辺方向		長辺方向	
		端部・中央部	端部・中央部	端部・中央部	端部・中央部
150	上端筋	D10・13-200@	D10・13-200@	D10・13-200@	D10・13-200@
	下端筋	D10-200@	D10-200@	D10-200@	D10-200@

監督員の指示により既設配筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。



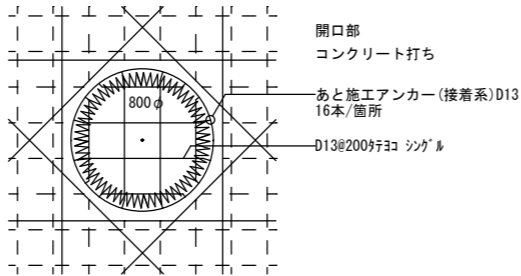
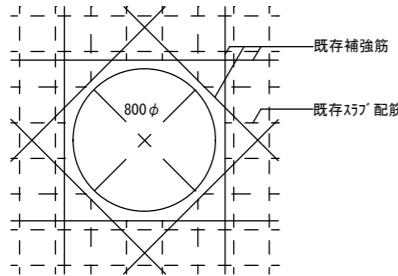
断面イメージ

接合筋 e2=40以内

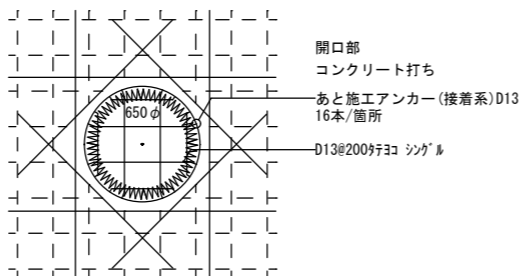
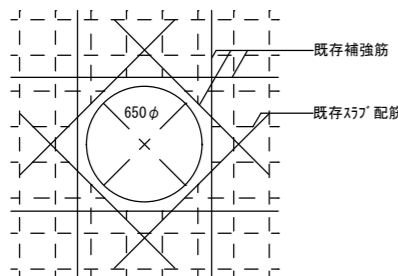
現況

改修後

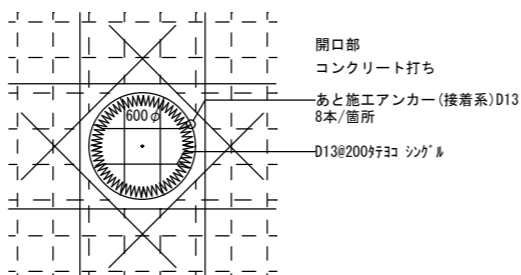
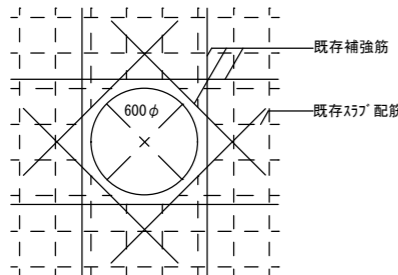
2階 消火訓練室 (1箇所)



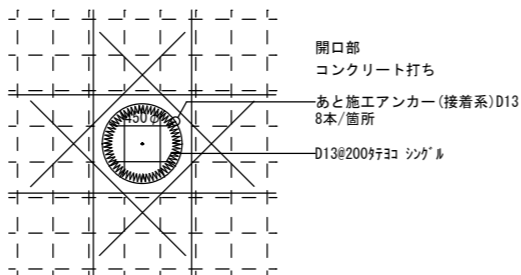
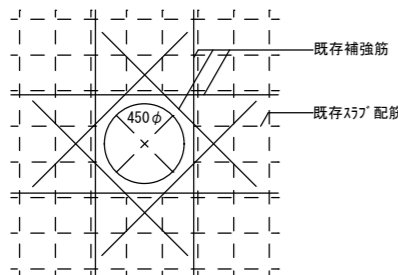
3階 消火訓練室 (1箇所)



4階 住宅火災消火訓練室 (1箇所)



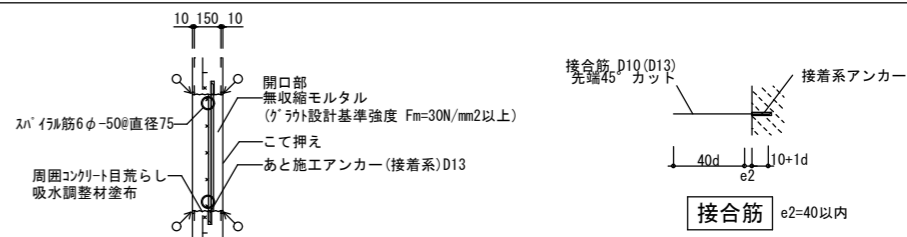
5階 共同住宅消火訓練室 (1箇所)



既設壁配筋

壁厚	150(+10*2)	
縦筋	D10@150 (S)	
横筋	D10@150 (S)	
開口補強筋	縦	1-D13 (S)
	横	1-D13 (S)
	斜	2-D13 (S)

監督員の指示により既設配筋を調査し、補強方法は十分協議のうえ施工すること。



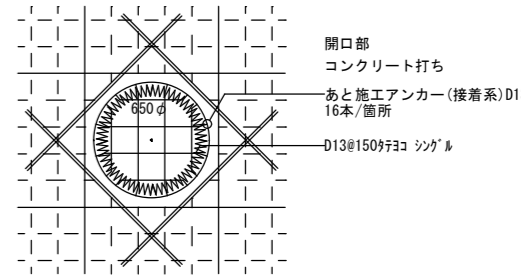
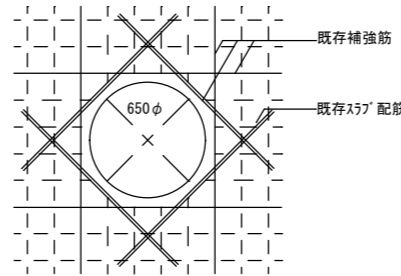
断面イメージ

接合筋 e2=40以内

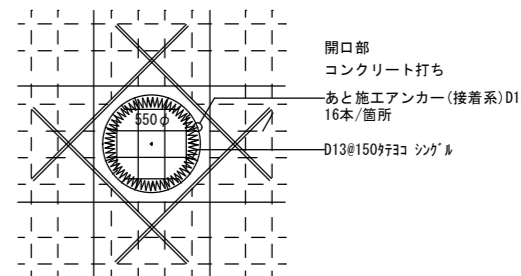
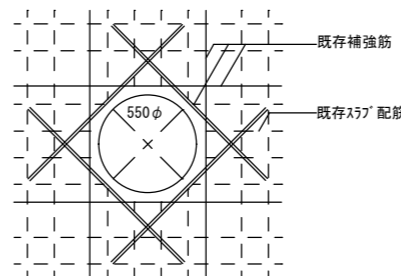
現況

改修後

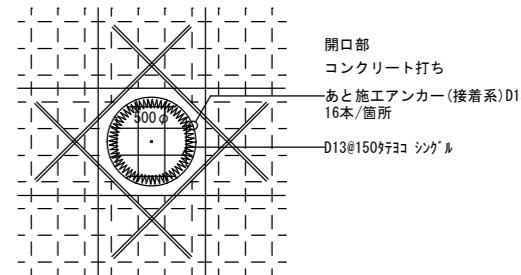
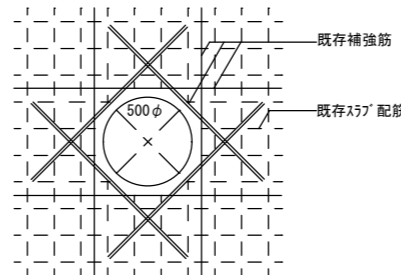
2階 消火訓練室 (1箇所)



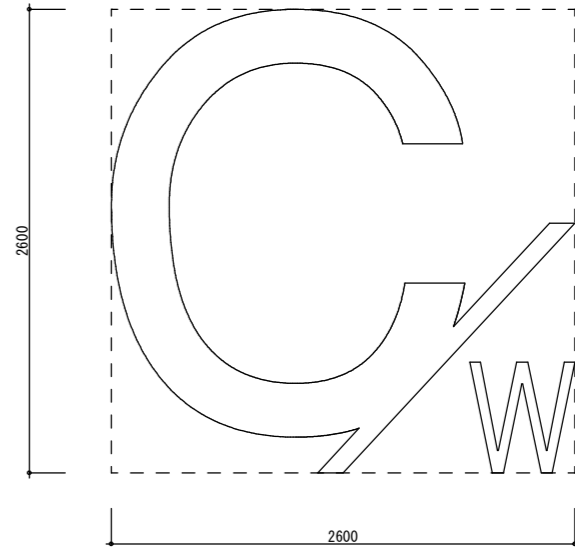
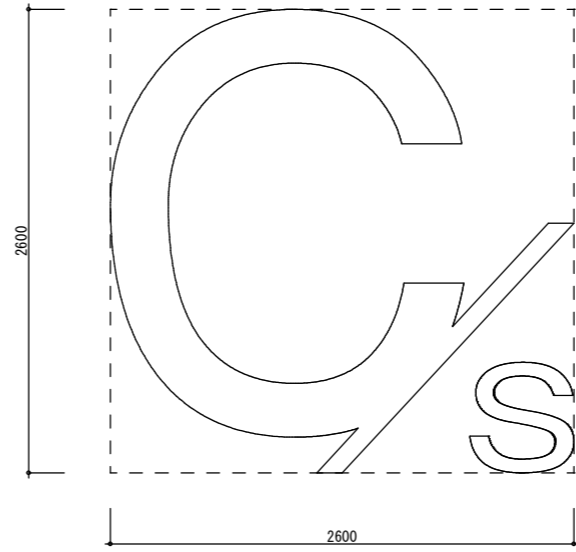
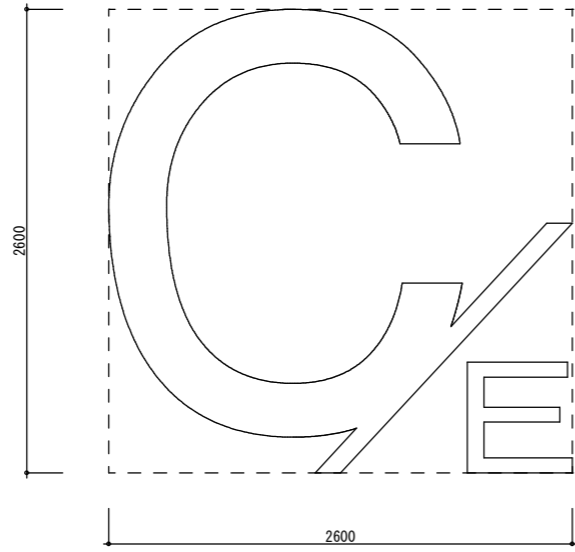
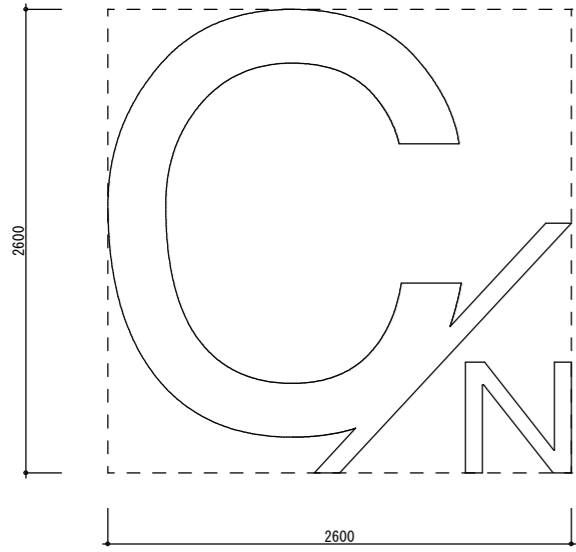
2階 消火訓練室 (1箇所)



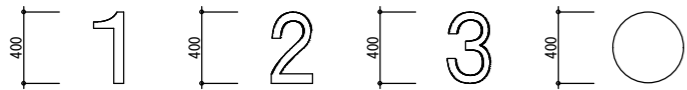
1階 機械室 (1箇所)
2階 消火訓練室 (1箇所)



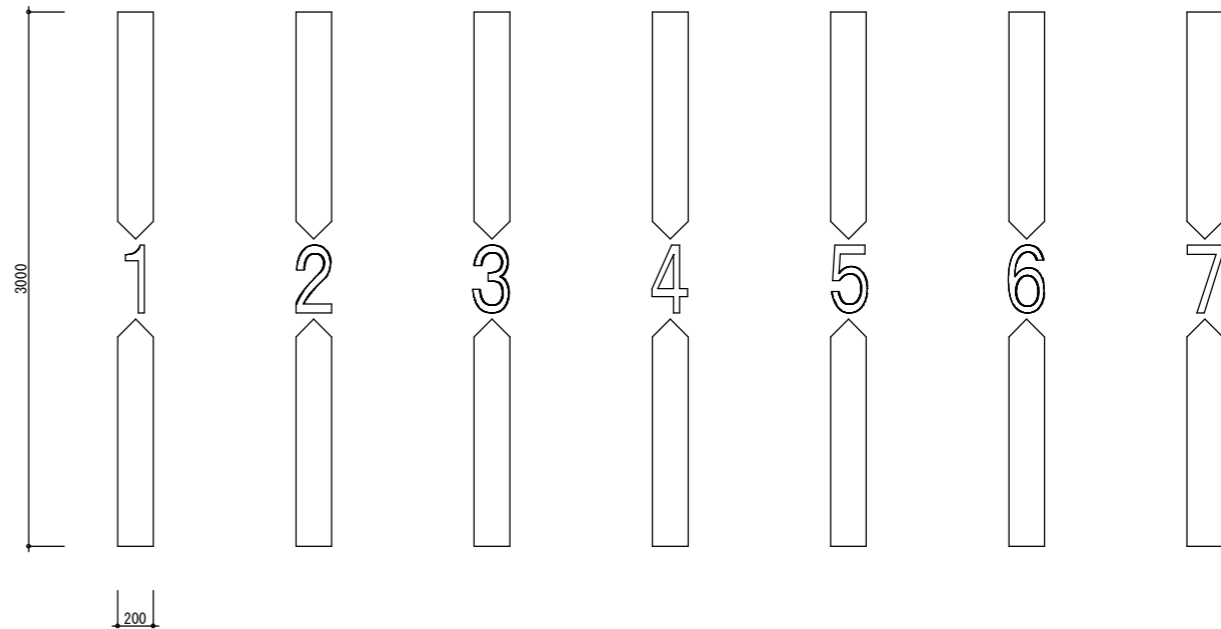
外壁 方位表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (計4ヶ所)



外壁 番号記号表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (計6ヶ所)

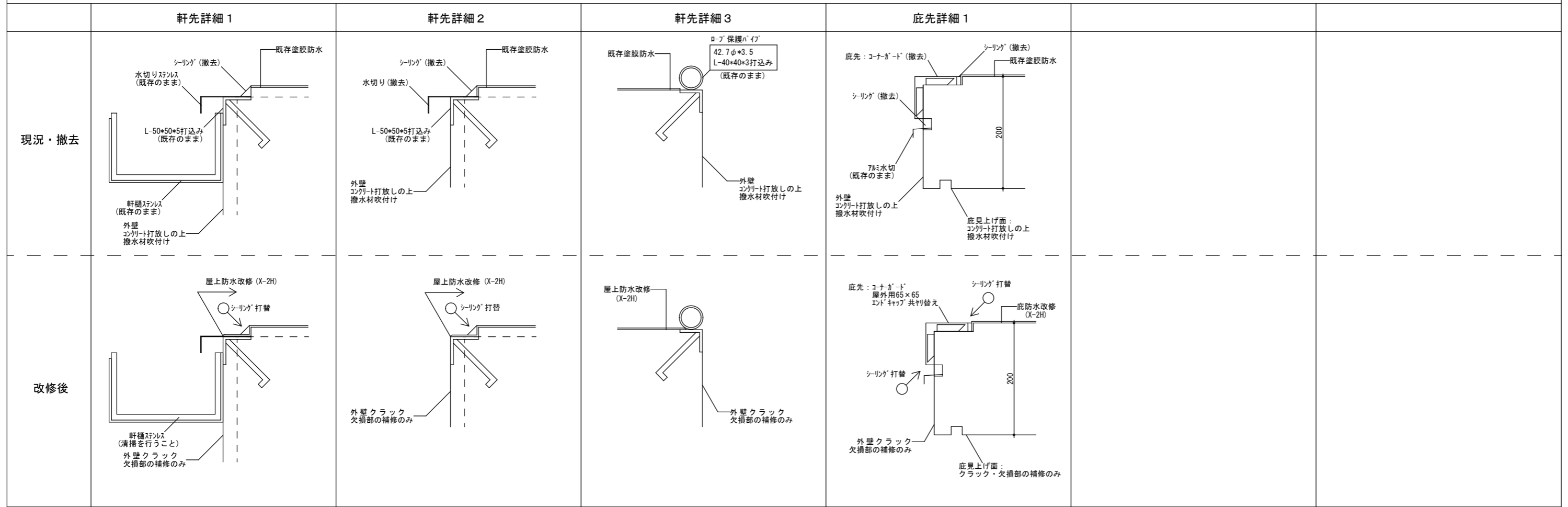


外壁 階数表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (計26ヶ所)



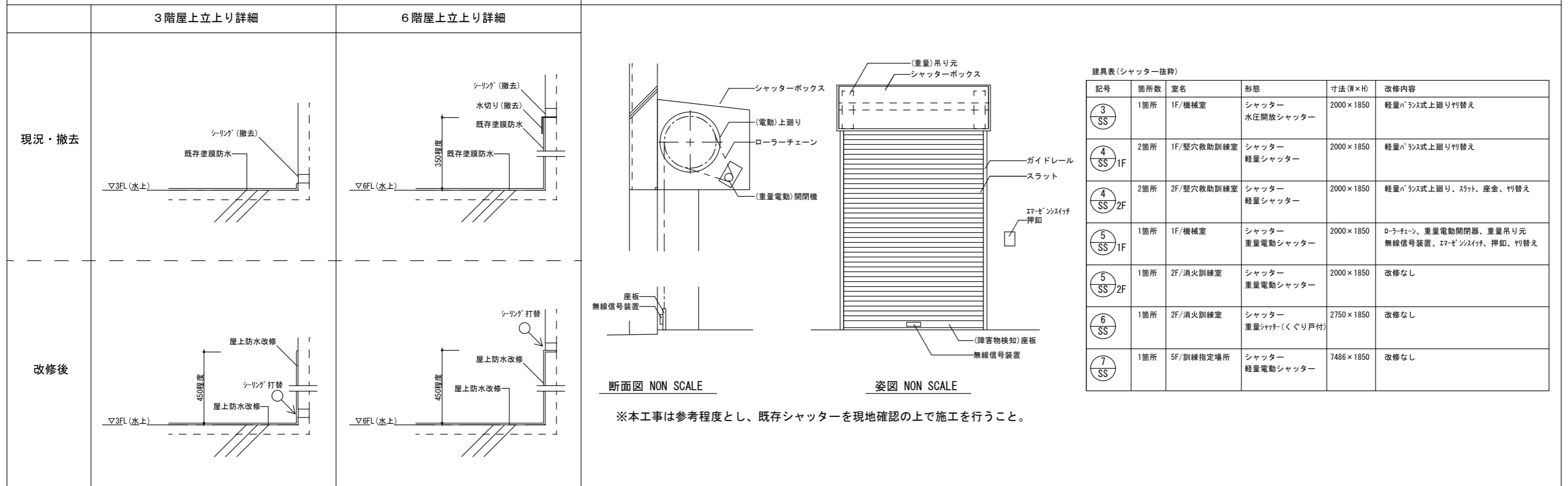
外壁 建具表示塗装 参考図 1/30 (既存建物に現存する表示の塗替えである。下記の図および寸法値はあくまで参考とすること) 改修: DP塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え (計55ヶ所)





屋上防水 立上り詳細図 1 / 5

シャッター改修 参考図 NON SCALE



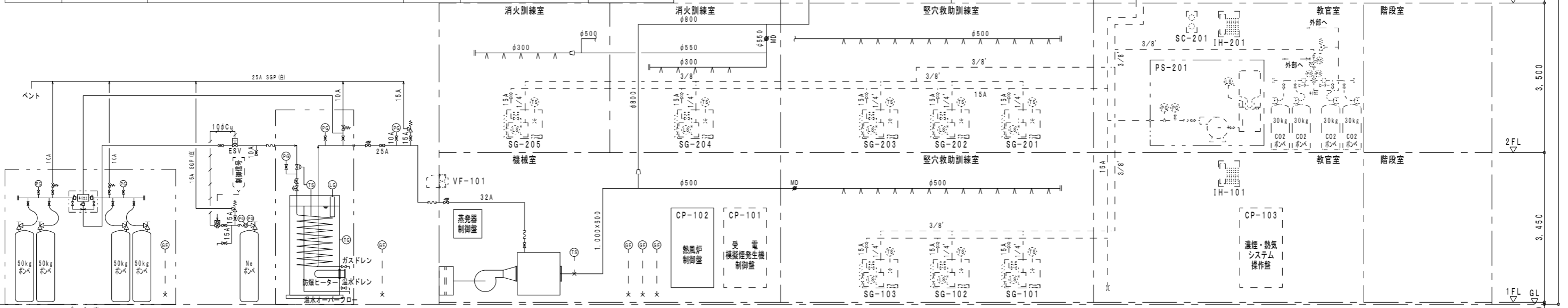
※本工事は参考程度とし、既存シャッターを現地確認の上で施工を行うこと。

主要機器仕様

記号	機器名称	仕様	台数	設置場所	備考
BL-101	遠心送風機	型式:片吸込み遠心送風機 風量:415m ³ /min 静圧:0.8kPa 電気容量:15.0kW 電源:3相200V、60Hz 付属品一式共 (LAF5 SI 株式会社)	1	1階機械室<1>	撤去処分
FU-101	熱風炉	型式:間接炉 最高出力:600cal/h 燃料:LPG 電気容量:1.5kW 電源:3相200V、60Hz 付属品一式共 (AH-600NM-A 株式会社)	1	1階機械室<1>	撤去処分
VP-1	蒸発器	型式:電熱式消費型 蒸発能力:50kg/h 供給圧力:30~50kPa 電気容量:7.5kW 電源:3相200V、60Hz 付属品:制御盤他付属品一式共 (MIN-50EB カグラインベスト機)	1	屋外<1>	撤去処分
	プロパン庫	型式:鋼製容器格納庫 サイズ:1,790W×760D×2,180H LPG:50kgボンベ(サイフォン付)×4本 付属品:集合装置他付属品一式共 (LPG自動切替装置:カグラインベスト機)	1	屋外<1>	配管及び集合装置他 付属品一式撤去処分は 本工事 ◎鋼製容器格納庫の 撤去処分は別図参照
PS-201 PS-401	模擬煙原液供給装置 (ポンプステーション)	ポンプ型式:ダイヤフラム式 吐水量:300ml/min 揚程:45.0m 電気容量:0.15kW 電源:単相100V、60Hz 付属品:原液タンク、フロートスイッチ、圧力計 レベルスイッチ、ドレンパン他付属品一式共 (川崎重工機)	2	2階教室<1> 4階教室<1>	既設そのまま再利用
SG-101~103 SG-201~205 SG-301~305 SG-401~404 SG-501~504	模擬煙発生機	型式:電熱式 発煙能力:150m ³ の空間を1分間で視界2m以下 原液:石油類 電気容量:1.1kW 電源:単相100V、60Hz 付属品:防水カバー、冷却ファン 他付属品一式共 (川崎重工機)	21	1階竪穴救助訓練室<3> 2階機械室<2> 2階竪穴救助訓練室<3> 3階竪穴救助訓練室<2> 3階消火訓練室<2> 3階階段室<1> 4住宅火災消火訓練室<4> 5階共同住宅火災消火訓練室<3> 5階階段室<1>	既設そのまま再利用
VF-101	換気扇	型式:有圧換気扇、耐圧防爆形 風量:1,980m ³ /h 電気容量:0.05kW 電源:単相100V、60Hz 付属品一式共 (EF-30BSC-V 三菱電機機)	1	1階機械室<1>	既設そのまま再利用
	CO2供給設備	半自動切替装置 CO2:30kgボンベ×4本 他付属品一式共	2	2階教室<1> 4階教室<1>	既設そのまま再利用

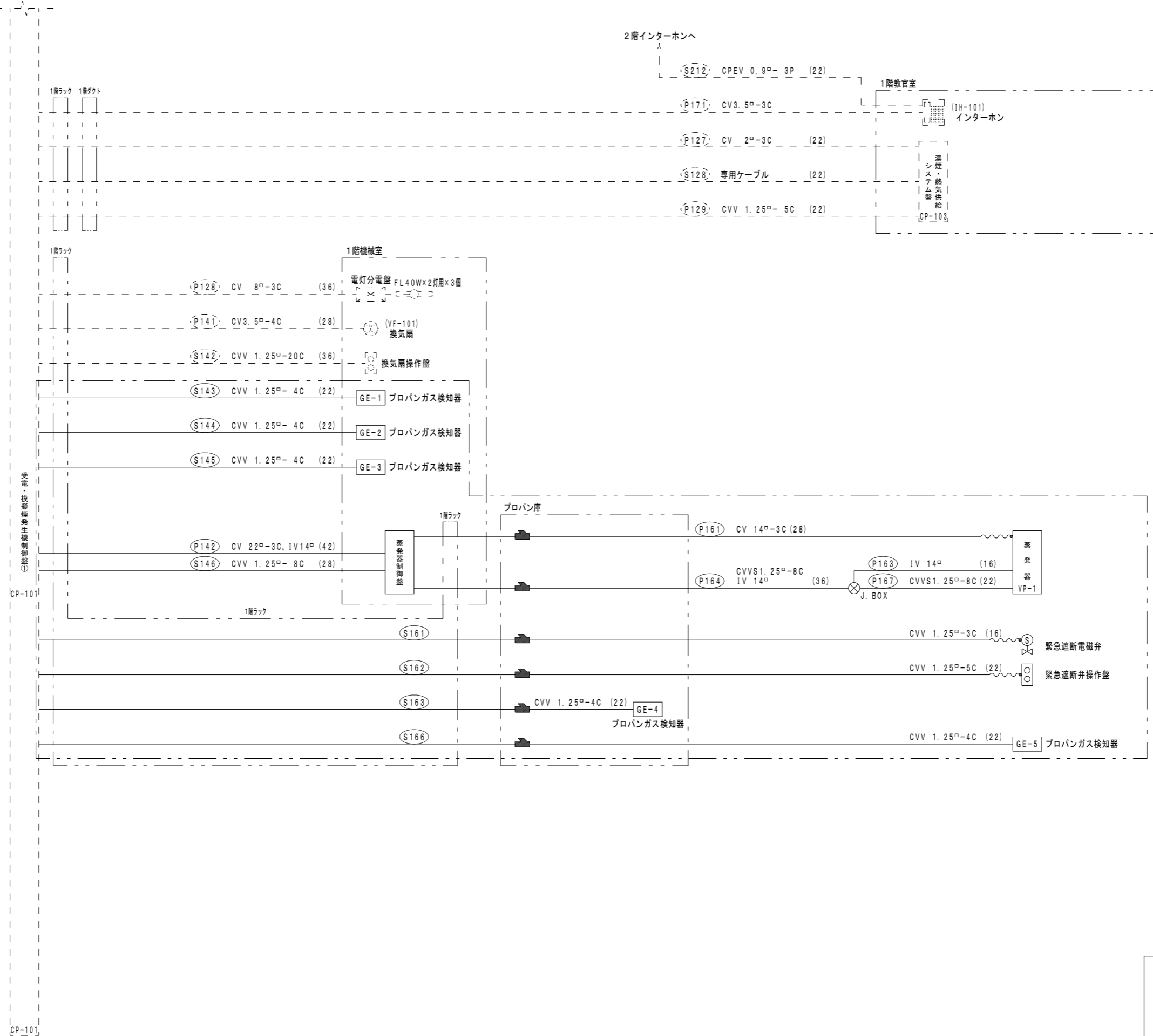
凡例

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
⊕	ボール弁	⊖	電磁弁	⊕	キャップ	PG	圧力計
∠	アングル弁	~	フレキシブルホース	—○—	カップリング	TS	温度スイッチ
⊕	パネ式安全弁(ストレート)	—	フランジ	—	配管/ダクト	TE	温度エレメント
∠	パネ式安全弁(アングル)	—○—	レジュウサ	—	ホース	LG	水位計
⊕	グローブ弁	—	ユニオン	—	電気信号	LS	レベルスイッチ
⊖	圧力調節弁	—	モーターダンパー	—	空気信号	FS	フロートスイッチ
⊖	空気圧作動弁	⊖	換気扇又はファン	—×	抽出機	GE	ガス検知エレメント



◎特記
 ・図示 - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 ・不要なダクト・配管・配線は全て撤去処分とする。

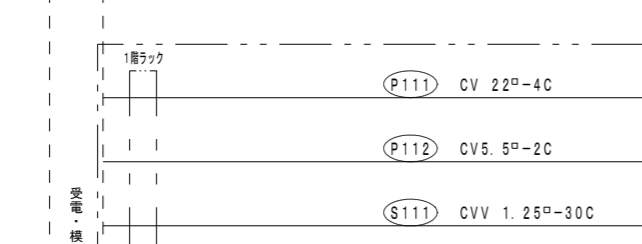
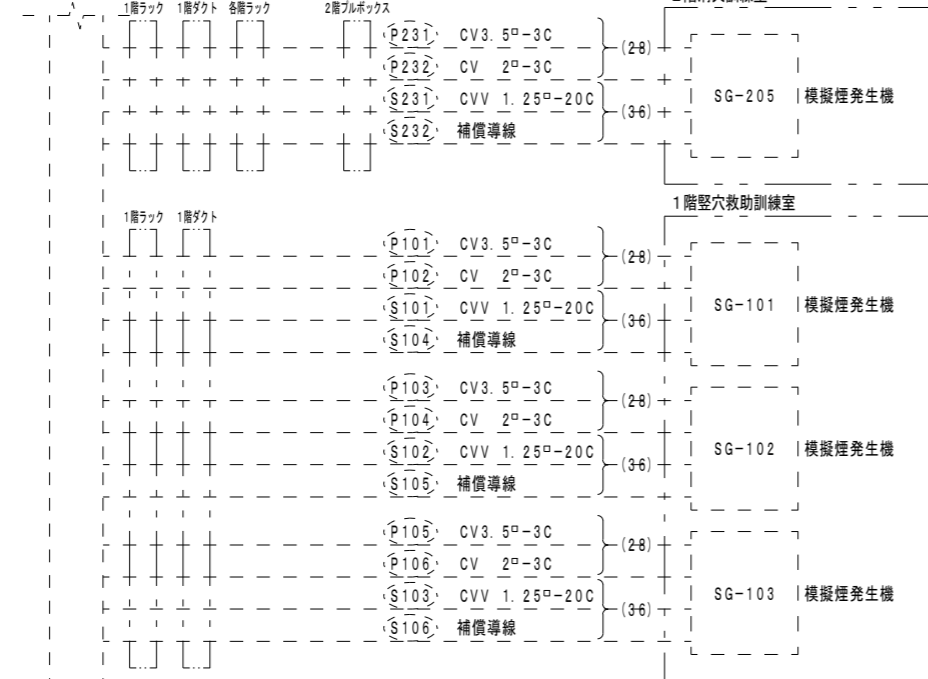
受電・模擬煙発生機制御盤②へ



◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 [] 部分は今回撤去処分範囲を示す。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 不要な配管配線は全て撤去処分とする。

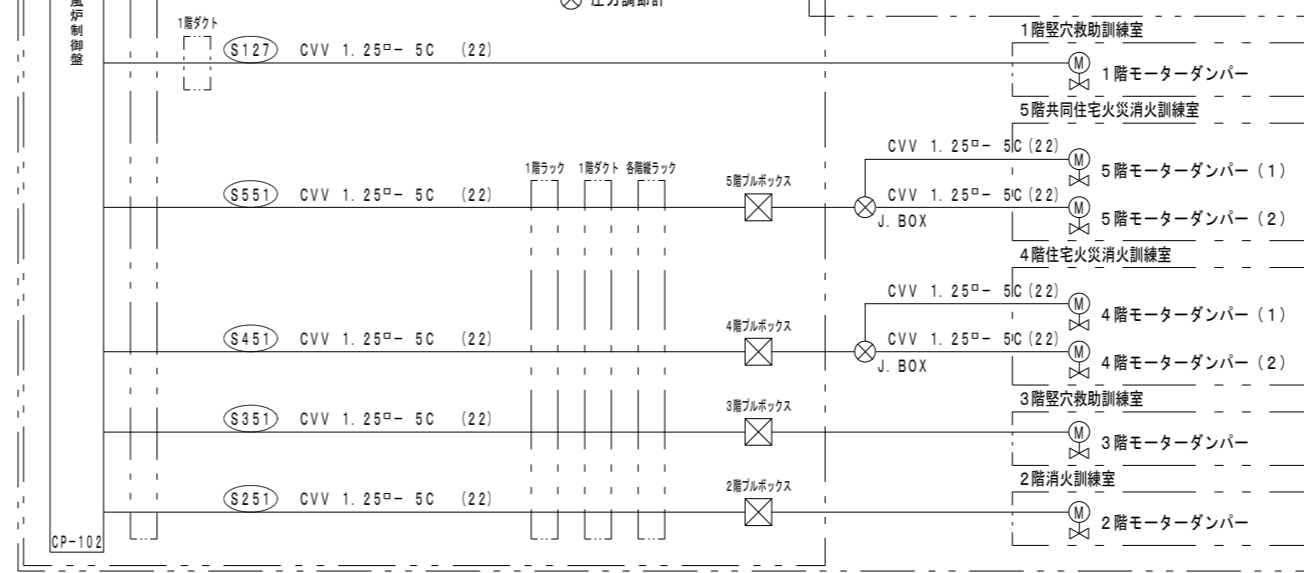
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号	C-021	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図 (1)	縮尺	NON	

受電・模擬煙発生機制御盤③へ



受電・模擬煙発生機制御盤②
CP-101

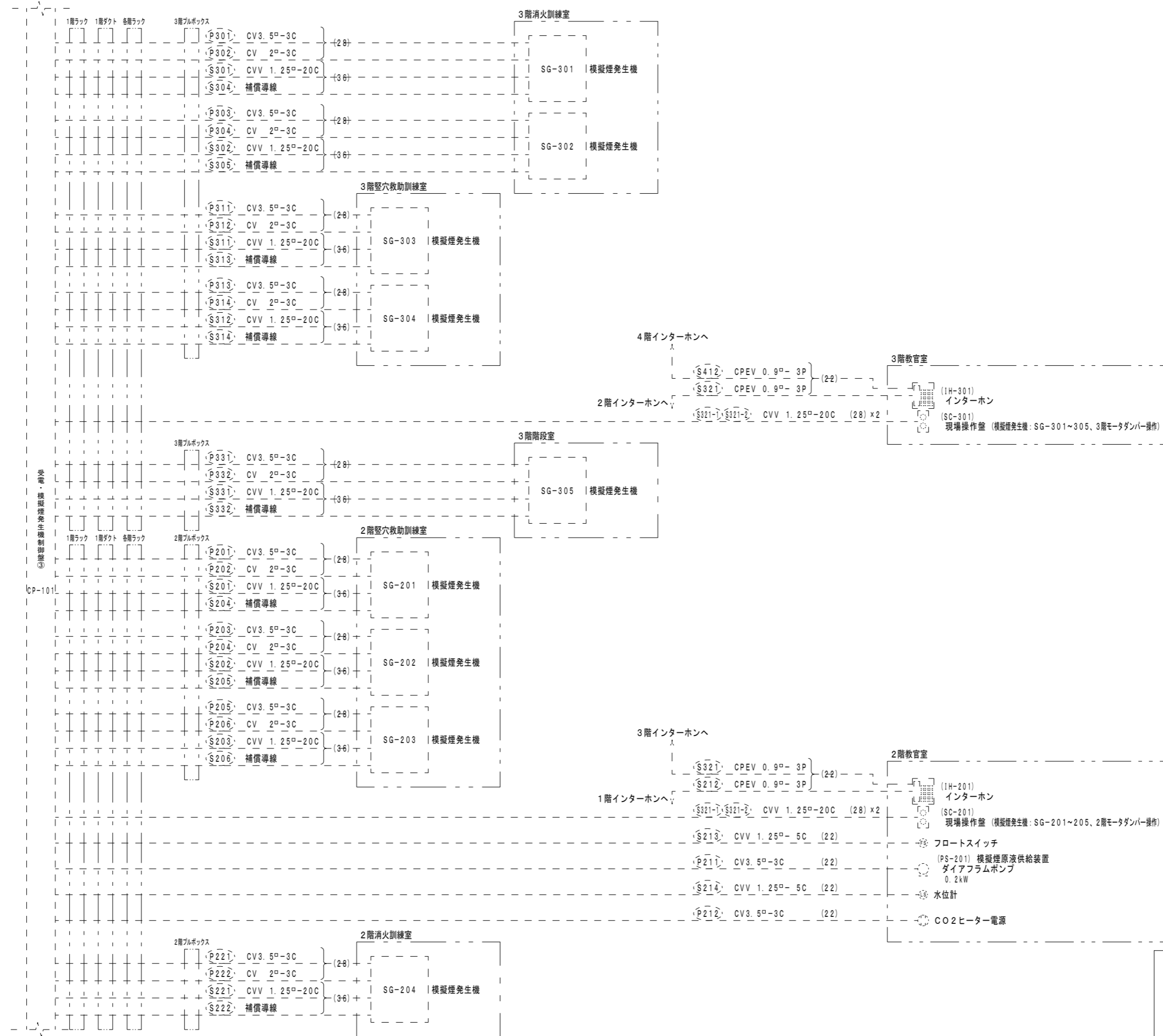
受電・模擬煙発生機制御盤①へ



◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 [] 部分は今回撤去処分範囲を示す。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 不要な配管配線は全て撤去処分とする。

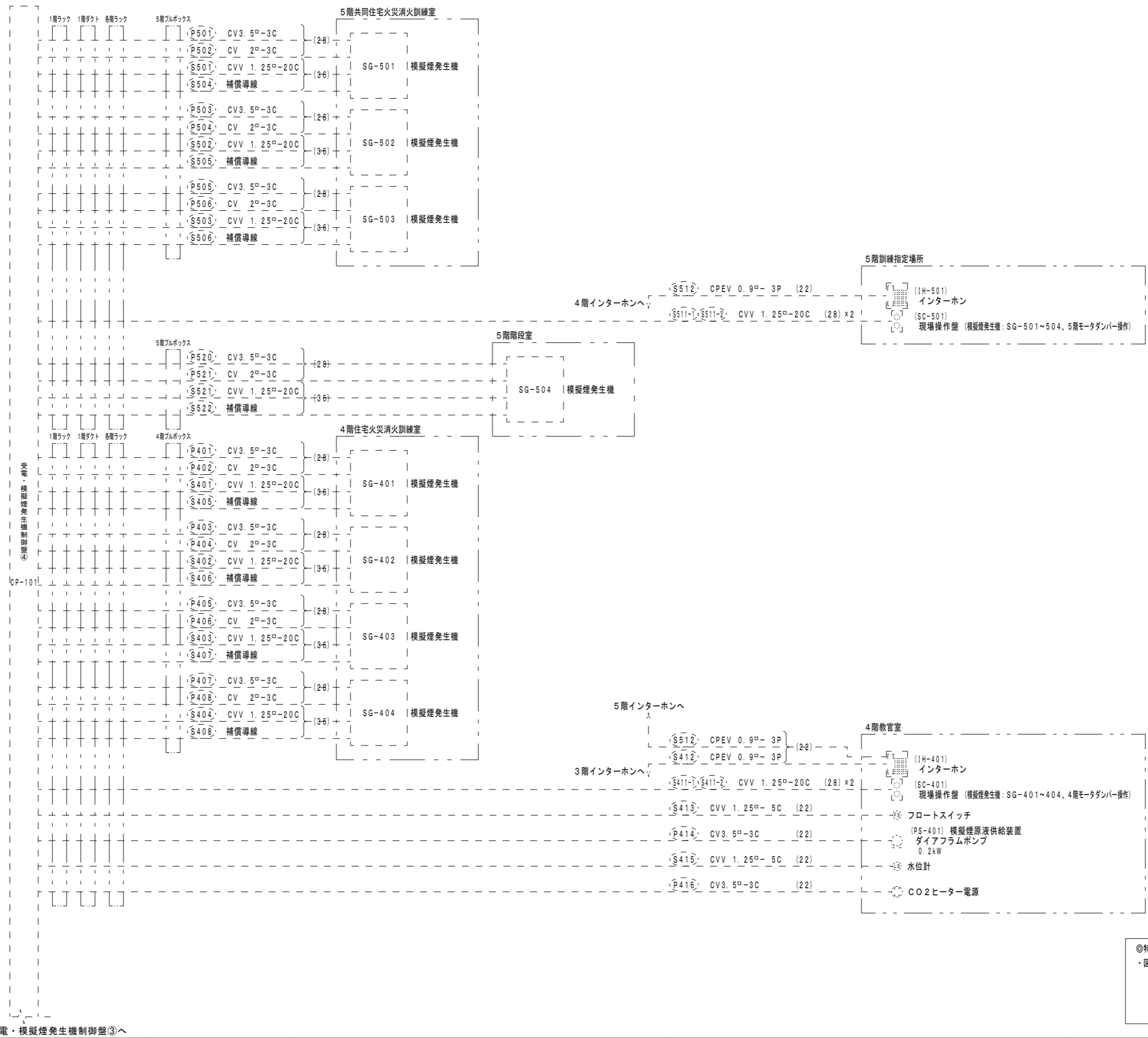
徳島県土木整備部営繕課	工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 C-022	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤 (CP-101) 配線系統図 (2)	縮尺 NON	

受電・模擬煙発生機制御盤④へ



受電・模擬煙発生機制御盤②へ

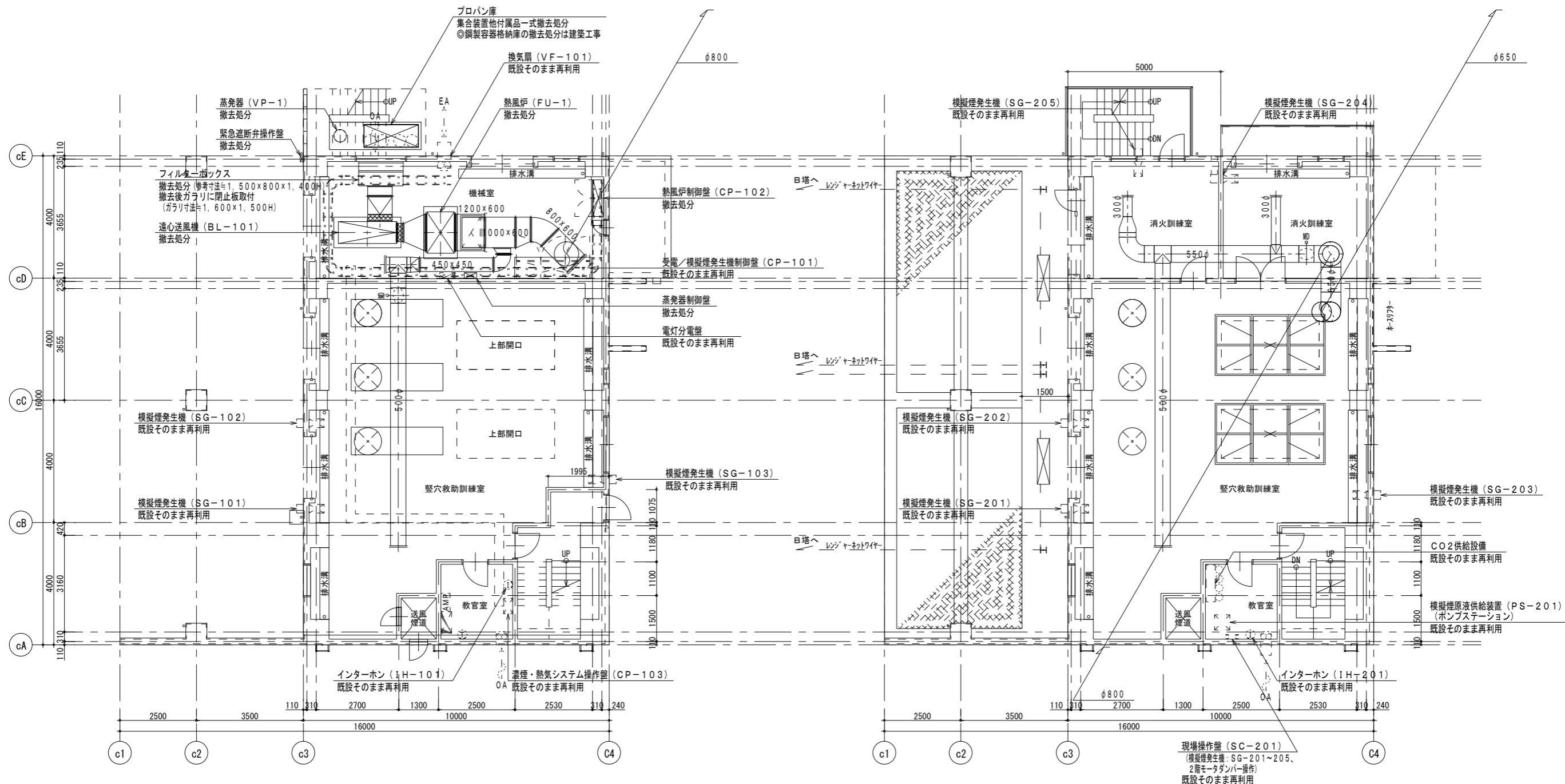
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鍋浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号	C-023	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図 (3)	縮尺	NON	



◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。

受電・模擬煙発生機制御盤③へ

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R8営繕 防災センター・消防学校 北・鋼浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号	C-024	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	消防訓練施設 C塔 受電・模擬煙発生機制御盤(CP-101)配線系統図 (4)	縮尺	NON	



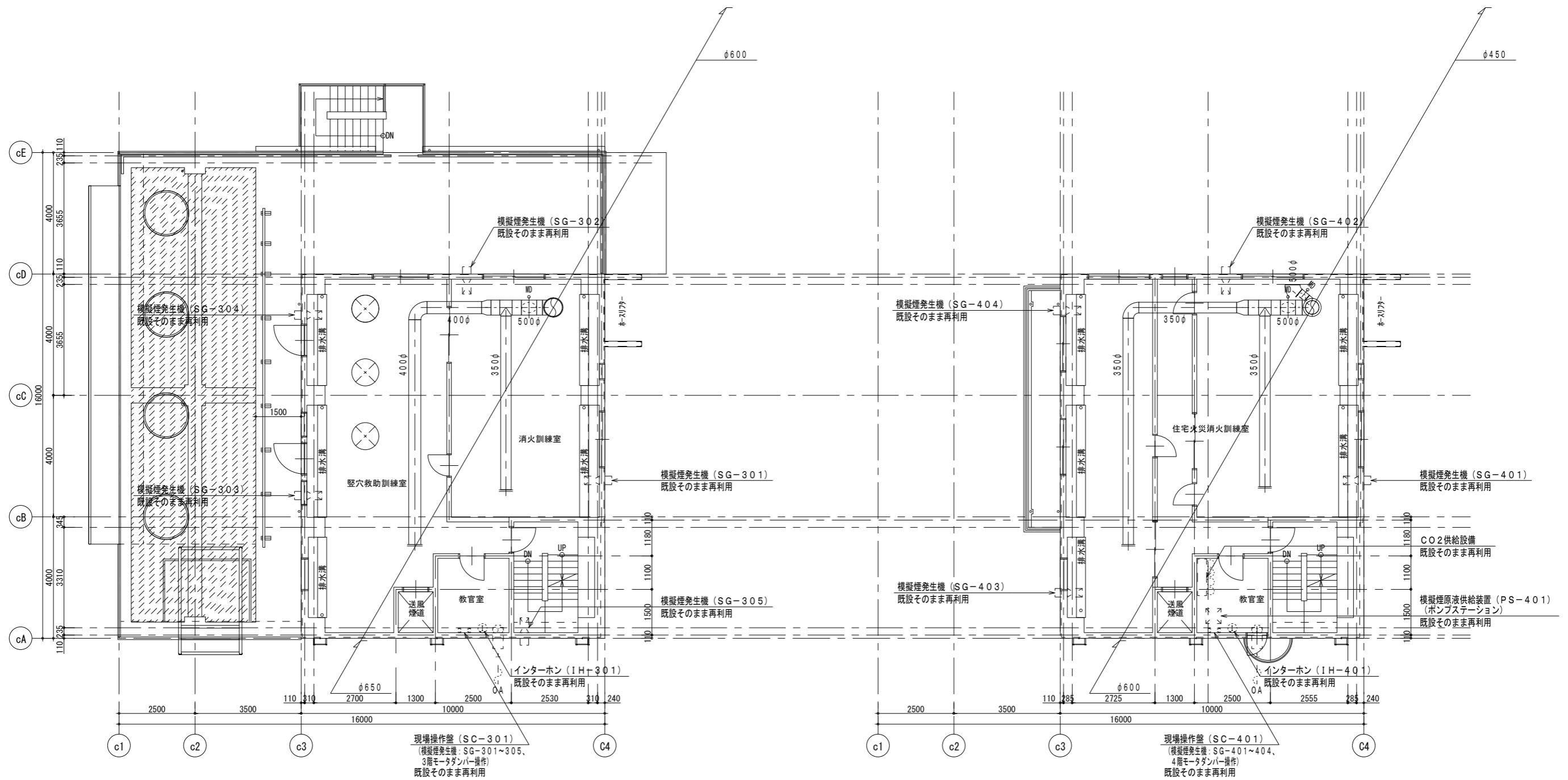
消防訓練施設C塔 1階

消防訓練施設C塔 2階

◎特記
 ・図示 - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 不要なダクト・配管・配線は全て撤去処分とする。

徳島県土木整備部営繕課	工事名	R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号	C-025	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 1・2階平面図	縮尺	A2 : 100% A3 : 70.7%	

株式会社 川建設

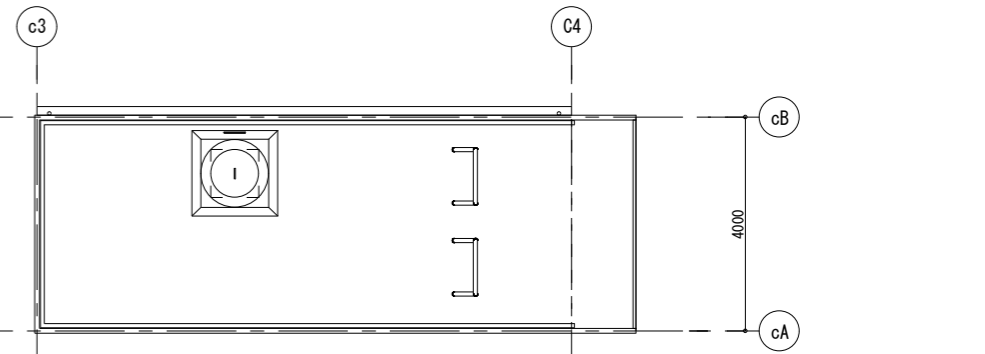


消防訓練施設C塔 3階

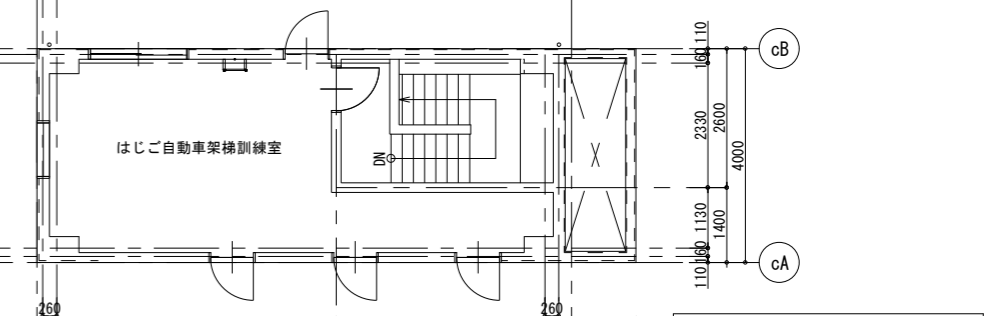
消防訓練施設C塔 4階

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 ・不要なダクト・配管・配線は全て撤去処分とする。

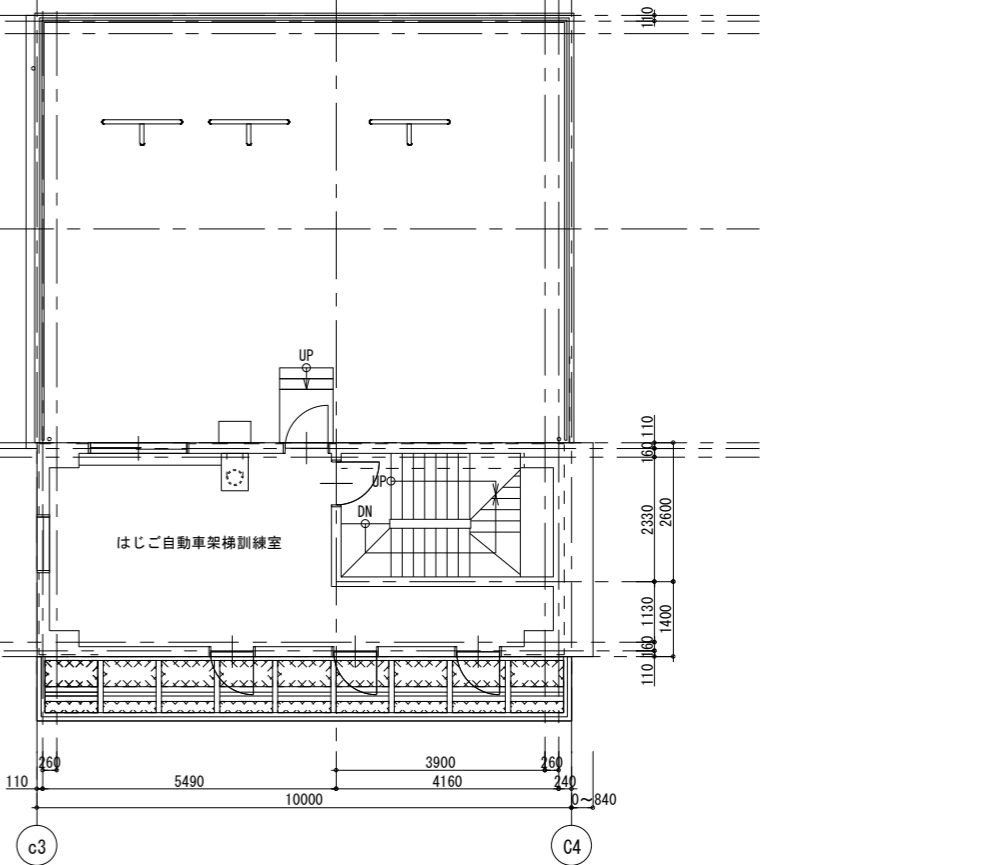
徳島県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事（着手日指定型）	図面番号	C-026	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 3・4階平面図	縮尺	A2 : 100% A3 : 70.7%	



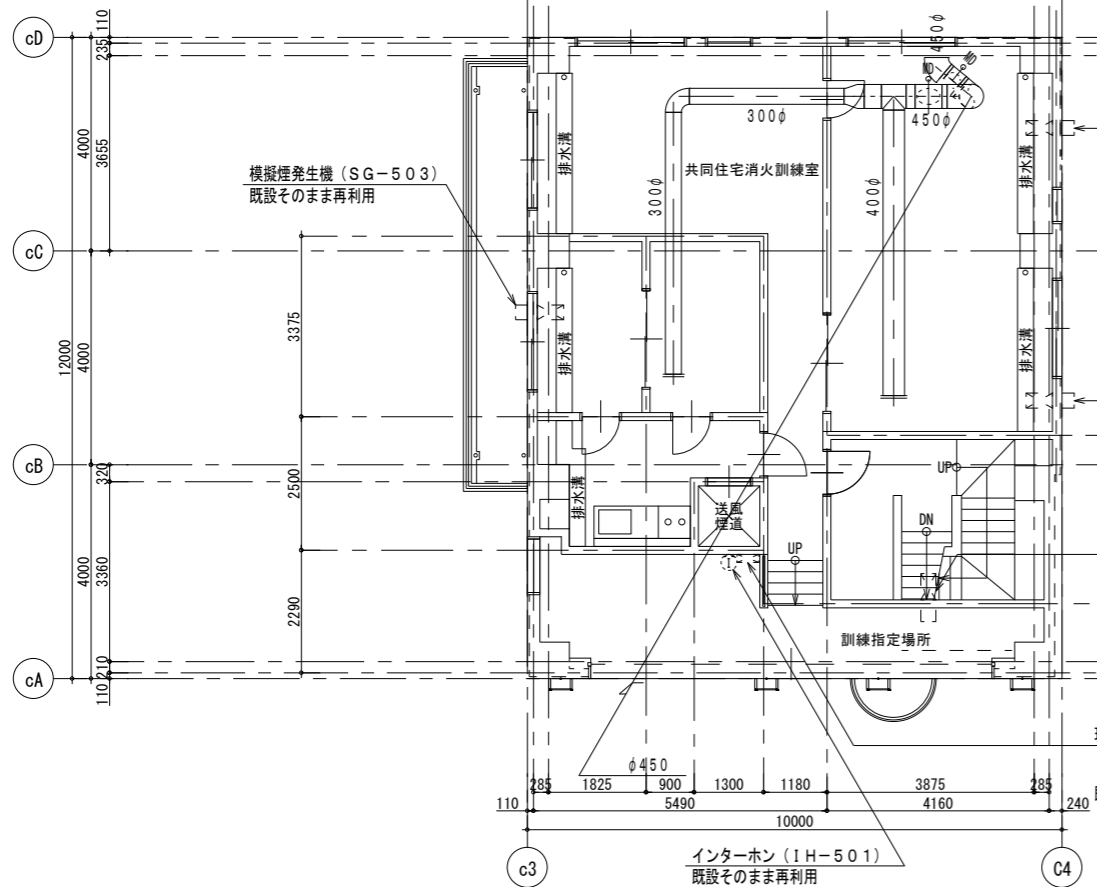
消防訓練施設 C塔 屋上



消防訓練施設 C塔 7階



消防訓練施設 C塔 6階



消防訓練施設 C塔 5階

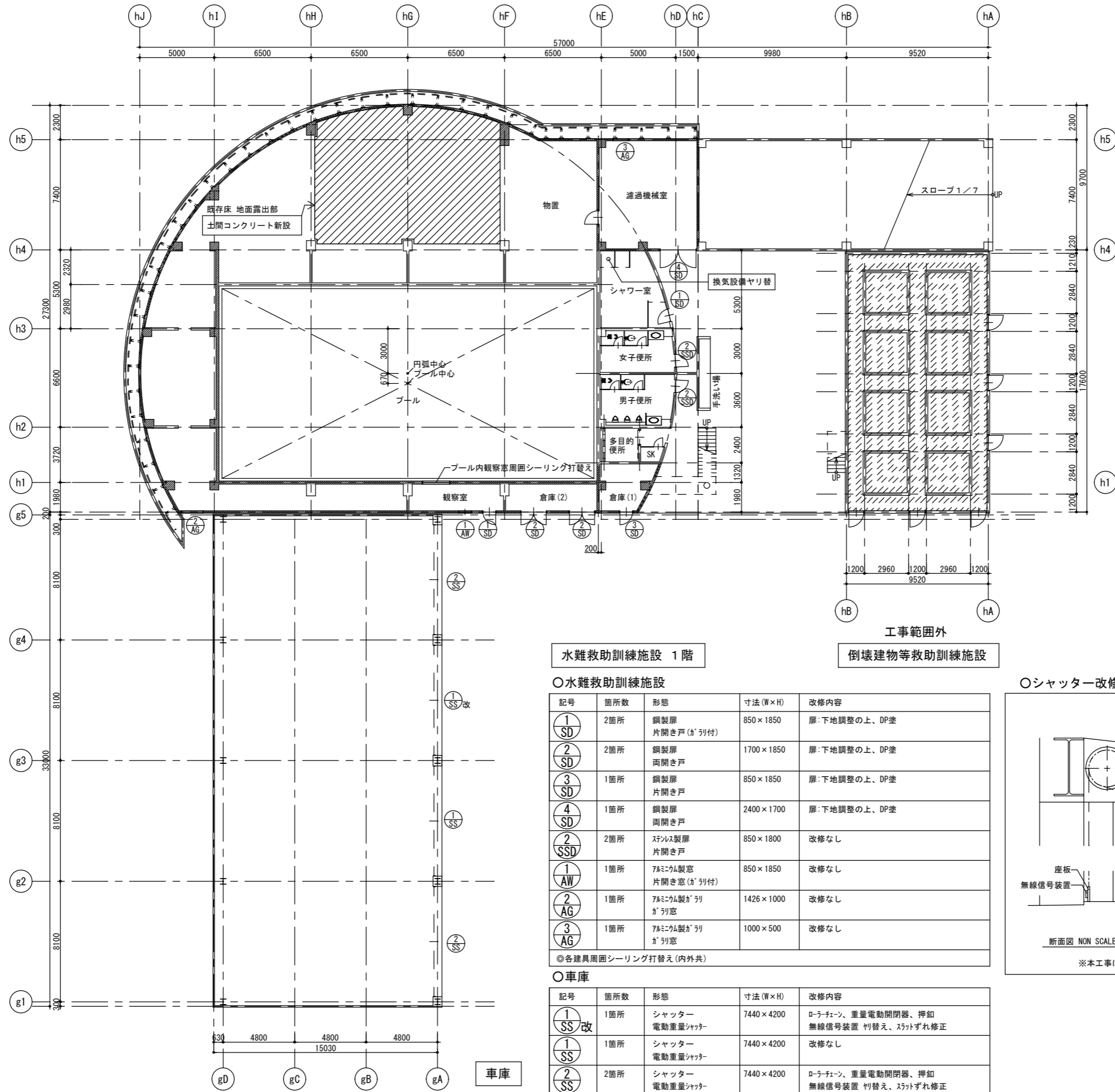
◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示実線部は既設撤去処分を示す。
 ・不要なダクト・配管・配線は全て撤去処分とする。

徳島県土木整備部管轄課

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
 改修工事 (着手日指定型)
 図面名 消防訓練施設 C塔 濃煙・熱気供給システム 5階~屋上平面図

図面番号 C-027
 縮尺 A2 : 100%
 A3 : 70.7%

株式会社 川建設
 1級建築士登録
 第126265号
 川端社一郎



記号	指定内容
■	クラック、欠損部補修を行う内壁

水難救助訓練施設 1階

○水難救助訓練施設

記号	箇所数	形態	寸法(W×H)	改修内容
① SD	2箇所	鋼製扉 片開き戸 (カ'リ付)	850×1850	扉: 下地調整の上、DP塗
② SD	2箇所	鋼製扉 両開き戸	1700×1850	扉: 下地調整の上、DP塗
③ SD	1箇所	鋼製扉 片開き戸	850×1850	扉: 下地調整の上、DP塗
④ SD	1箇所	鋼製扉 両開き戸	2400×1700	扉: 下地調整の上、DP塗
② SSD	2箇所	ステン製扉 片開き戸	850×1800	改修なし
① AW	1箇所	7&ミニ製窓 片開き窓 (カ'リ付)	850×1850	改修なし
② AG	1箇所	7&ミニ製カ'リ窓	1426×1000	改修なし
③ AG	1箇所	7&ミニ製カ'リ窓	1000×500	改修なし

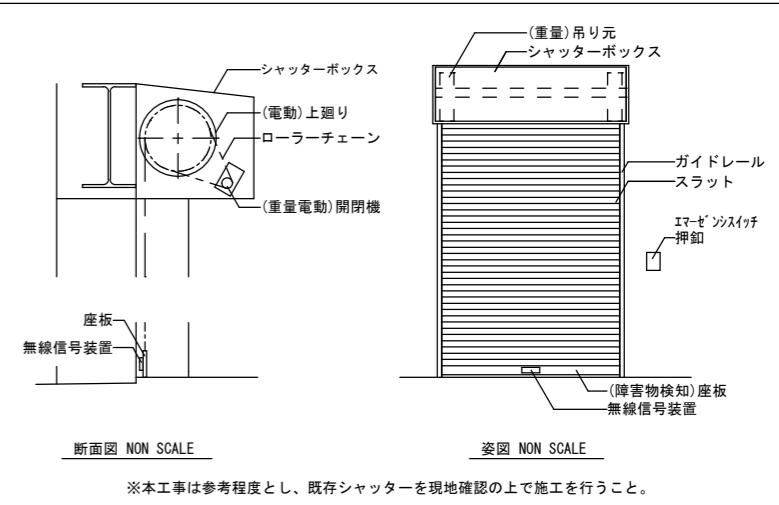
◎各建具周囲シーリング打替え(内外共)

○車庫

記号	箇所数	形態	寸法(W×H)	改修内容
① SS改	1箇所	シャッター 電動重量シャッター	7440×4200	ローチェーン、重量電動開閉器、押釦 無線信号装置 作り替え、スラットずれ修正
① SS	1箇所	シャッター 電動重量シャッター	7440×4200	改修なし
② SS	2箇所	シャッター 電動重量シャッター	7440×4200	ローチェーン、重量電動開閉器、押釦 無線信号装置 作り替え、スラットずれ修正

工事範囲外
倒壊建物等救助訓練施設

○シャッター改修 参考図 NON SCALE

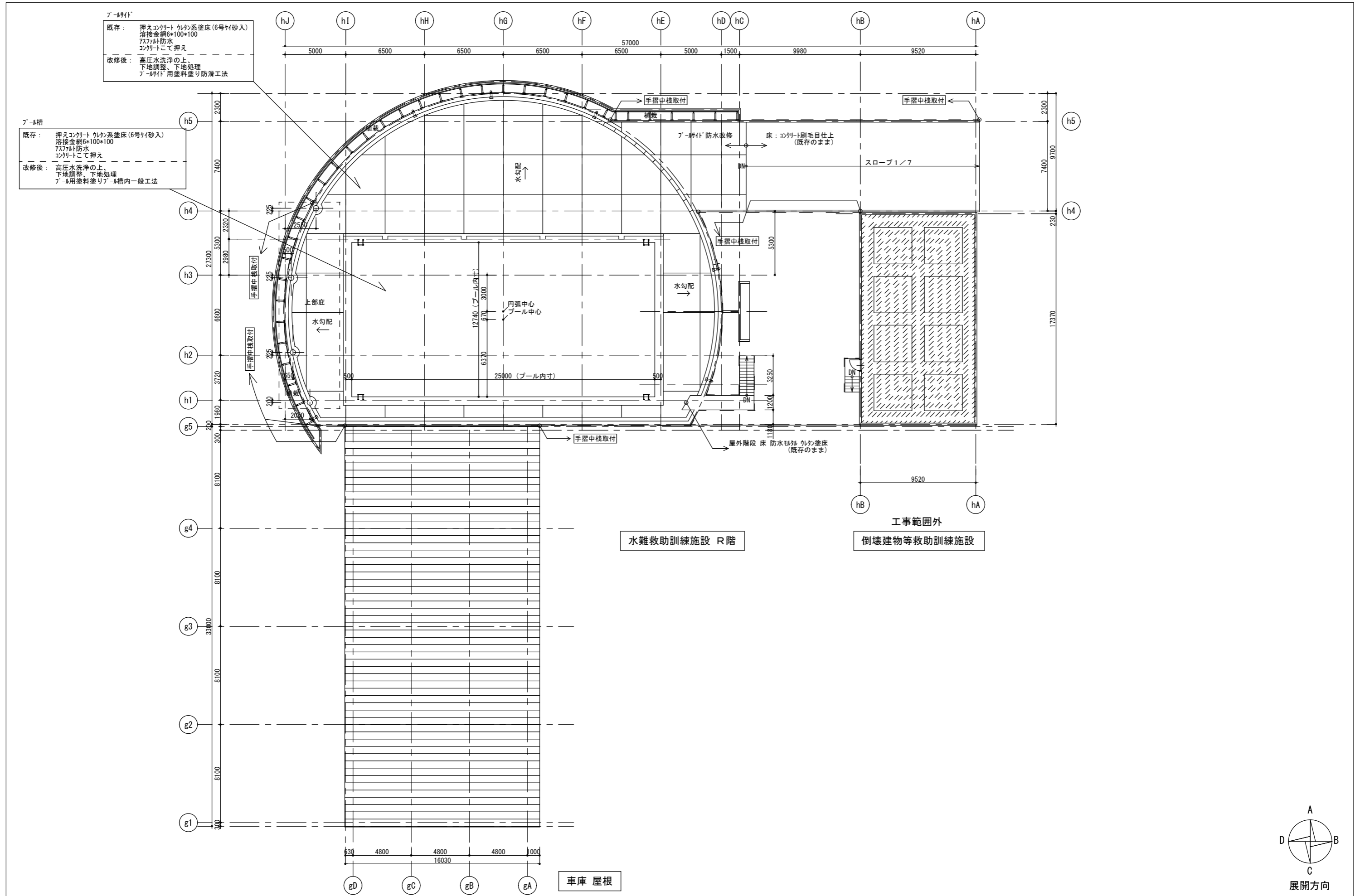


徳島県土木整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)
図面名 水難救助訓練施設・車庫 平面図(1)

図面番号 D-001
縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社一部



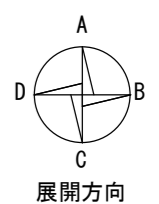
プールサイド
 既存： 押えコンクリート 珪砂系塗床(6号ケイ砂入)
 溶接金網6×100×100
 737防水
 コンクリートで押え
 改修後： 高圧水洗浄の上、
 下地調整、下地処理
 プール用塗料塗り防滑工法

プール槽
 既存： 押えコンクリート 珪砂系塗床(6号ケイ砂入)
 溶接金網6×100×100
 737防水
 コンクリートで押え
 改修後： 高圧水洗浄の上、
 下地調整、下地処理
 プール用塗料塗りプール槽内一般工法

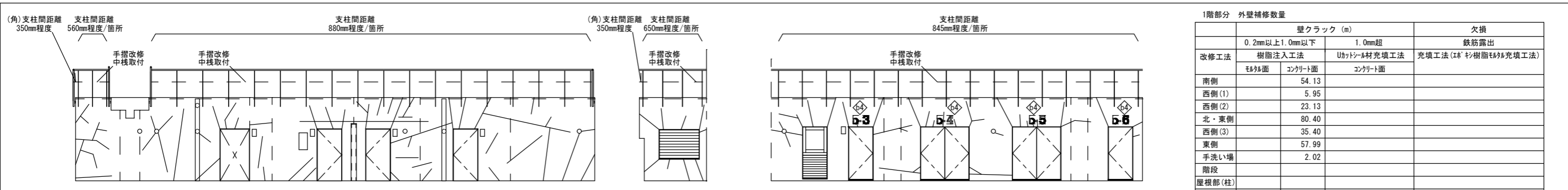
水難救助訓練施設 R階

工事範囲外
 倒壊建物等救助訓練施設

車庫 屋根



徳島県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 D-002	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	図面名 水難救助訓練施設・車庫 平面図(2)	縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	



水難救助訓練施設 南側(曲面を平面化)

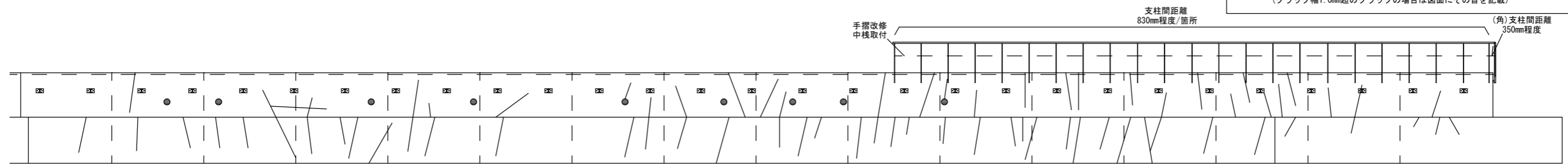
水難救助訓練施設 西側(1)

水難救助訓練施設 西側(2)

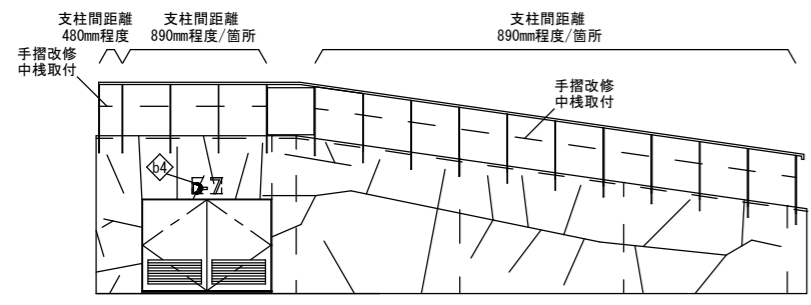
1階部分 外壁補修数量

改修工法	壁クラック (m)		欠損
	0.2mm以上1.0mm以下	1.0mm超	
	樹脂注入工法	Uパッド材充填工法	
	モルタル面	コンクリート面	コンクリート面
南側		54.13	
西側(1)		5.95	
西側(2)		23.13	
北・東側		80.40	
西側(3)		35.40	
東側		57.99	
手洗い場		2.02	
階段			
屋根部(柱)			
ブーム 東側			
北側			
西側		7.48	
南側			
計	259.02	7.48	

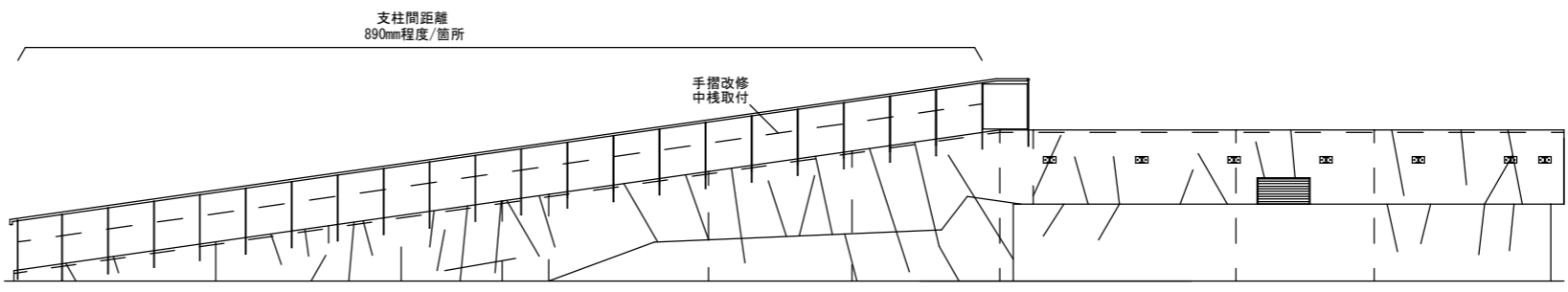
特記
 —— 壁クラックを示す(クラック幅0.2mm以上、1.0mm以下) 欠損部: 図示
 (クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載)



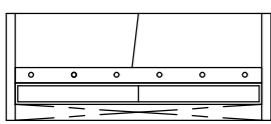
水難救助訓練施設 北・東側(曲面を平面化)



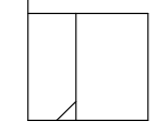
水難救助訓練施設 西側(3)



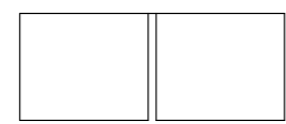
水難救助訓練施設 東側



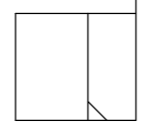
手洗い場 南側



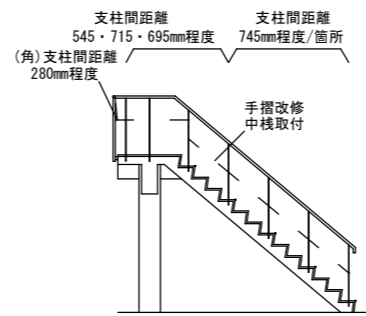
手洗い場 西側



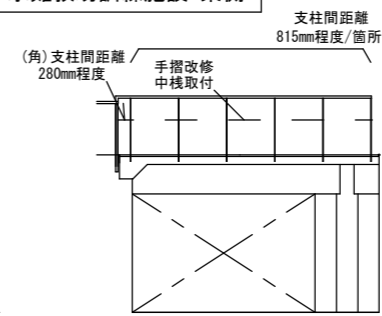
手洗い場 北側



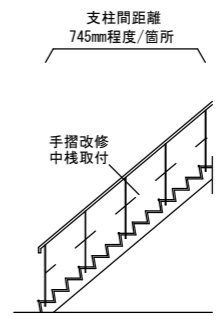
手洗い場 東側



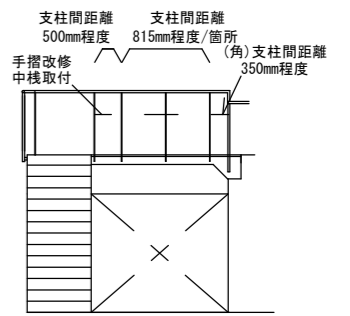
階段 南側



階段 西側



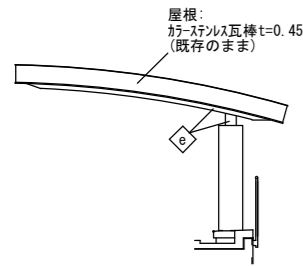
階段 北側



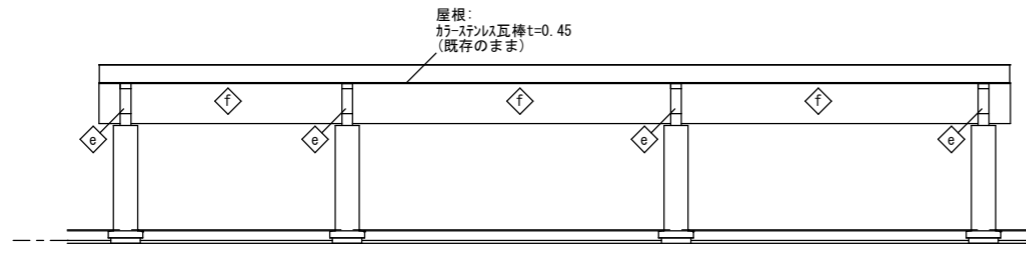
階段 東側

外壁改修仕様(水難救助訓練施設)

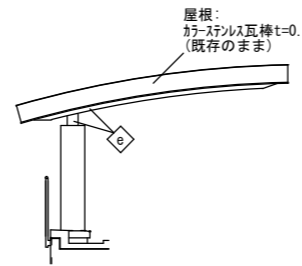
記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し 複層仕上塗材	クラック、欠損部の補修 水洗いの上、下地調整、防水形複層仕上塗材E
—	コンクリート打継目地 シーリング材撤去	シーリング打替え
◇4	外壁 建具表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント(600*300程度)	D P塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え



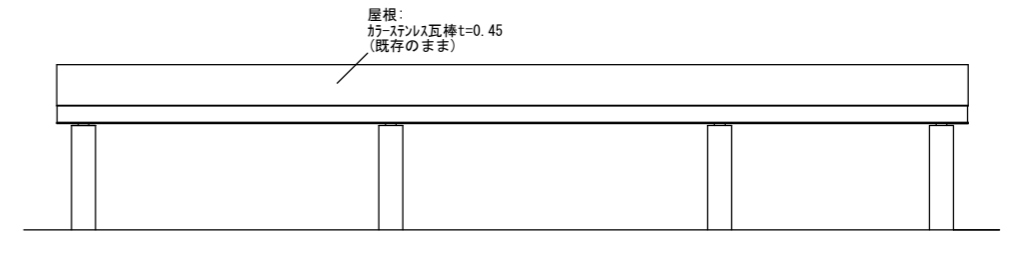
屋根部 北側



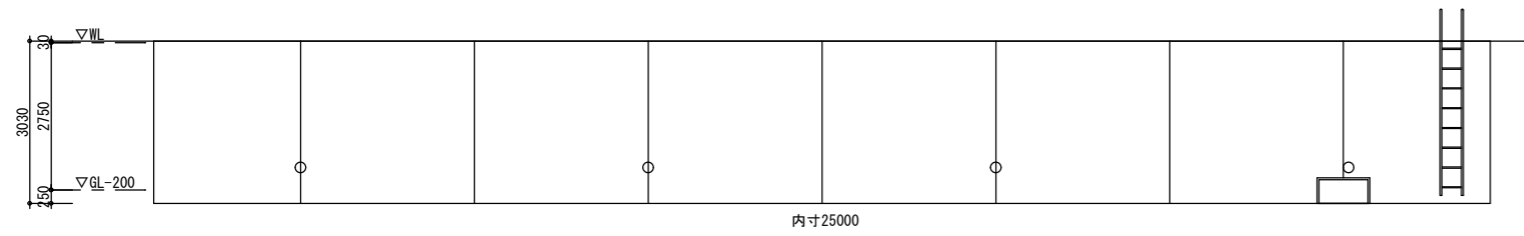
屋根部 東側



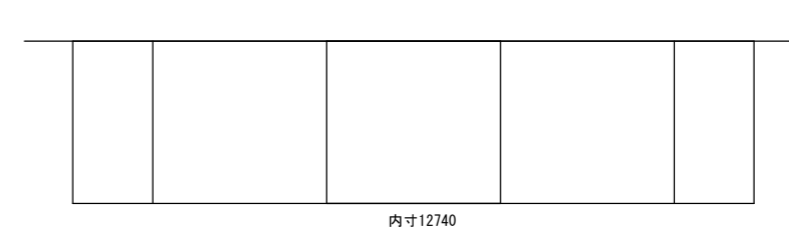
屋根部 南側



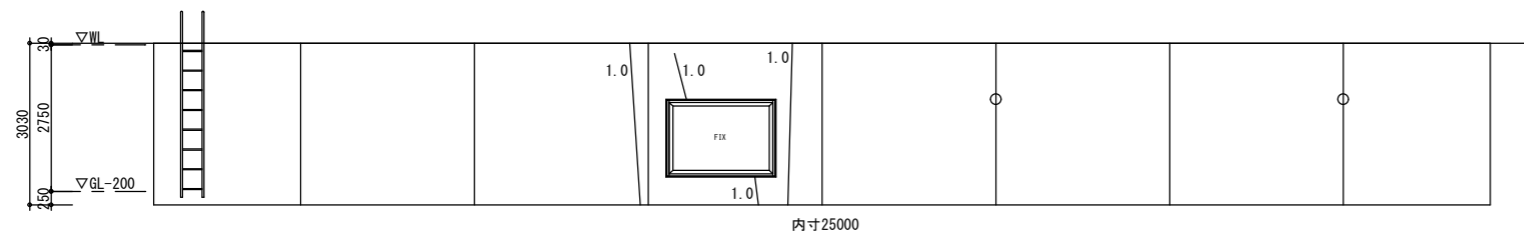
屋根部 西側



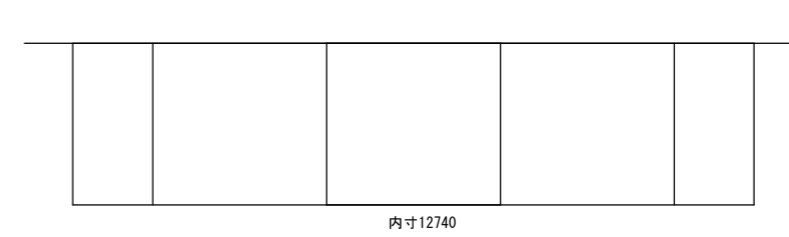
プール 東側



プール 北側



プール 西側



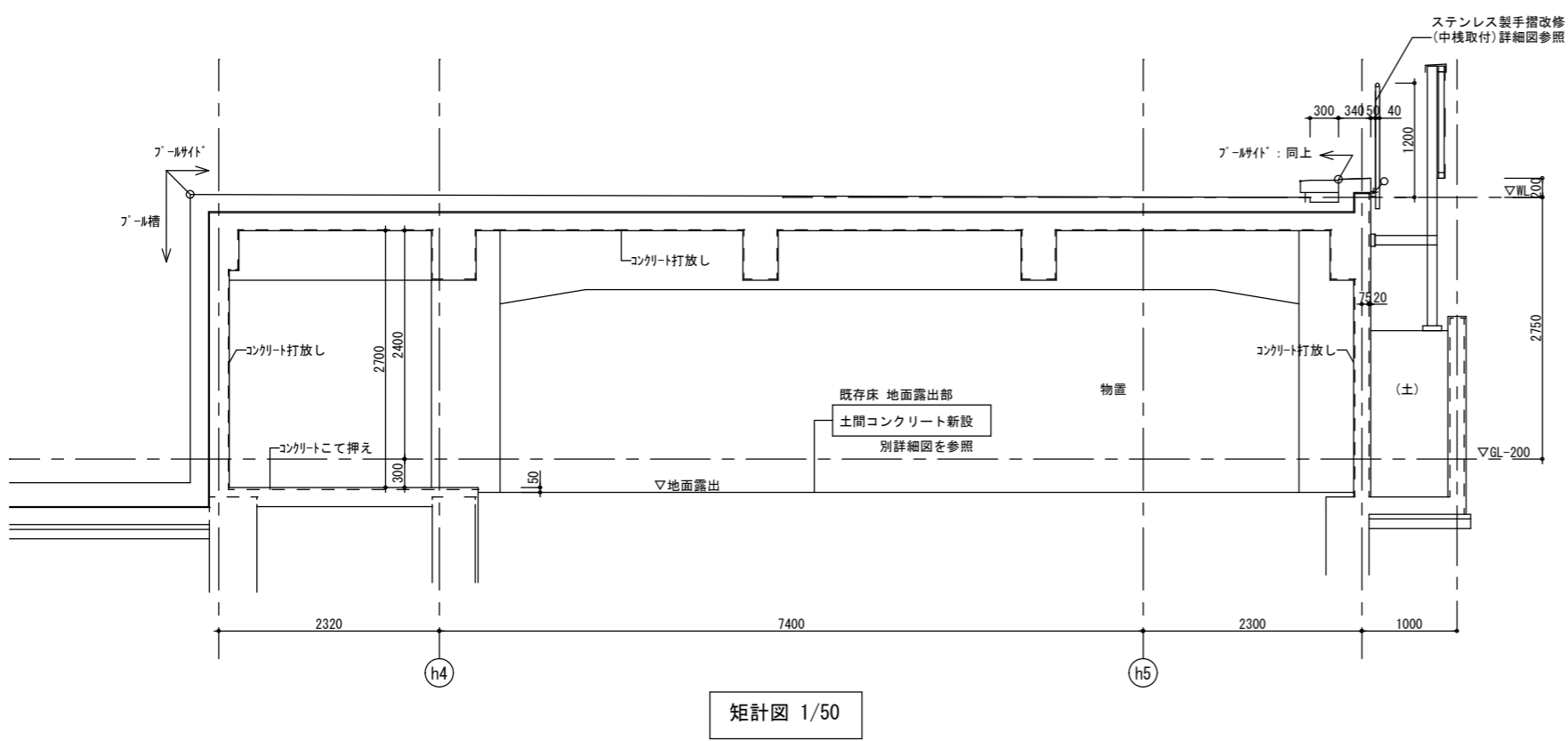
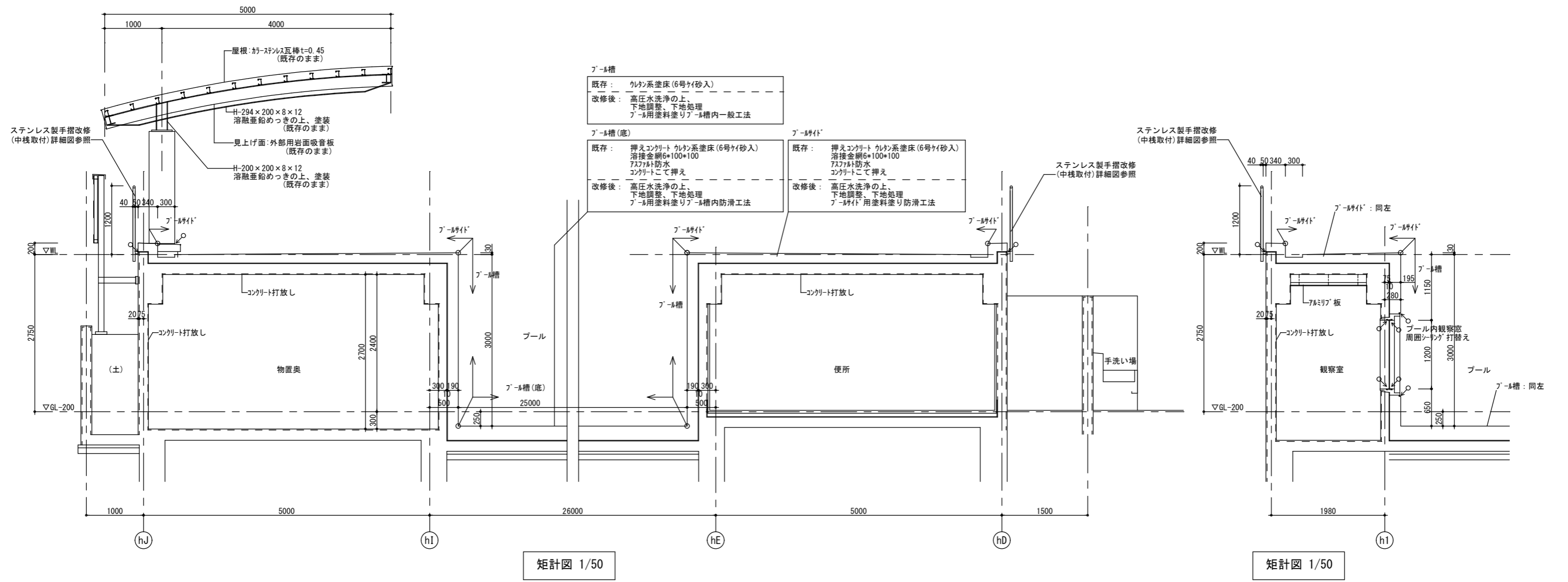
プール 南側

外壁改修仕様(水難救助訓練施設)

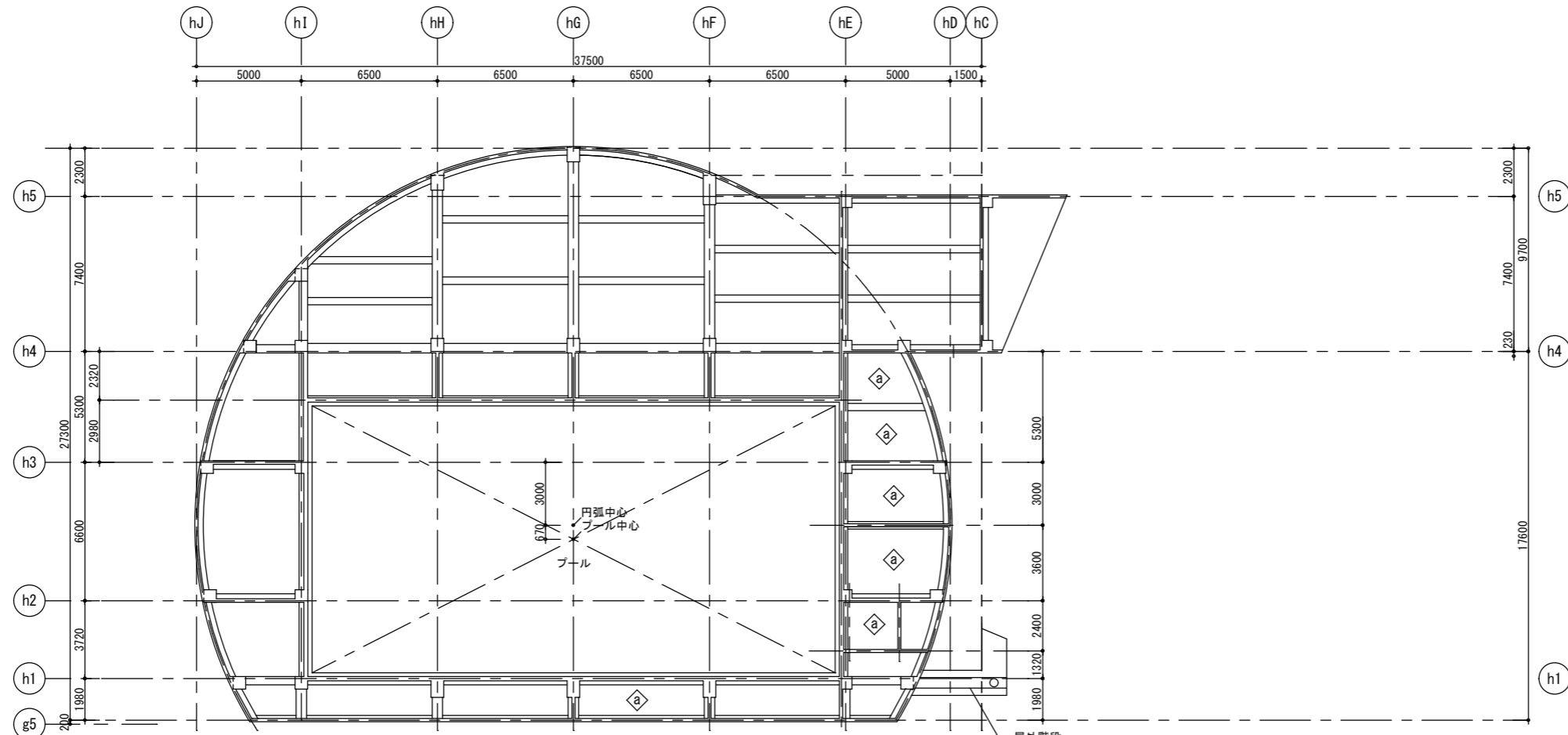
記号	現況・撤去	改修後
特記箇所以外	コンクリート打放し 複層仕上塗材	クラック、欠損部の補修 水洗いの上、下地調整、防水形複層仕上塗材E
—	コンクリート打継目地 シーリング材撤去	シーリング打替え
◇	外壁 建具表示塗装 フッ素樹脂塗料によるペイント(600*300程度)	D P塗り A種(ふっ素樹脂系) 塗替え
◇	柱鉄部 溶融亜鉛メッキの上、塗装	既存のまま
◇	見上げ面 外部用岩面吸音板	既存のまま
プール槽	押えコンクリート 珪砂系塗床(6号ケイ砂入) 溶接金網6*100*100 75*75防水 コンクリートで押え	高圧水洗浄の上、 下地調整、下地処理 (壁面)アール用塗料塗りアール槽内一般工法 ※(床面)防滑工法

1階部分 外壁補修数量

改修工法	壁クラック (m)		欠損
	0.2mm以上1.0mm以下	1.0mm超	
樹脂注入工法			鉄筋露出
モルタル面			充填工法(エポキシ樹脂モルタル充填工法)
コンクリート面			
南側		54.13	
西側(1)		5.95	
西側(2)		23.13	
北・東側		80.40	
西側(3)		35.40	
東側		57.99	
手洗い場		2.02	
階段			
屋根部(柱)			
プール 東側			
北側			
西側		7.48	
南側			
計	259.02	7.48	
特記	壁クラックを示す(クラック幅0.2mm以上、1.0mm以下) (クラック幅1.0mm超のクラックの場合は図面にその旨を記載)		
	欠損部: 図示		

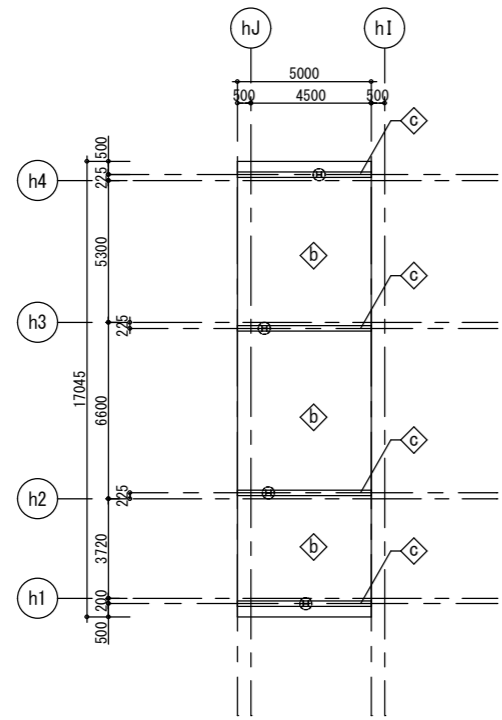


徳島県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号	D-005	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	水難救助訓練施設 矩計図	縮尺	A2: 100% A3: 70.7%	

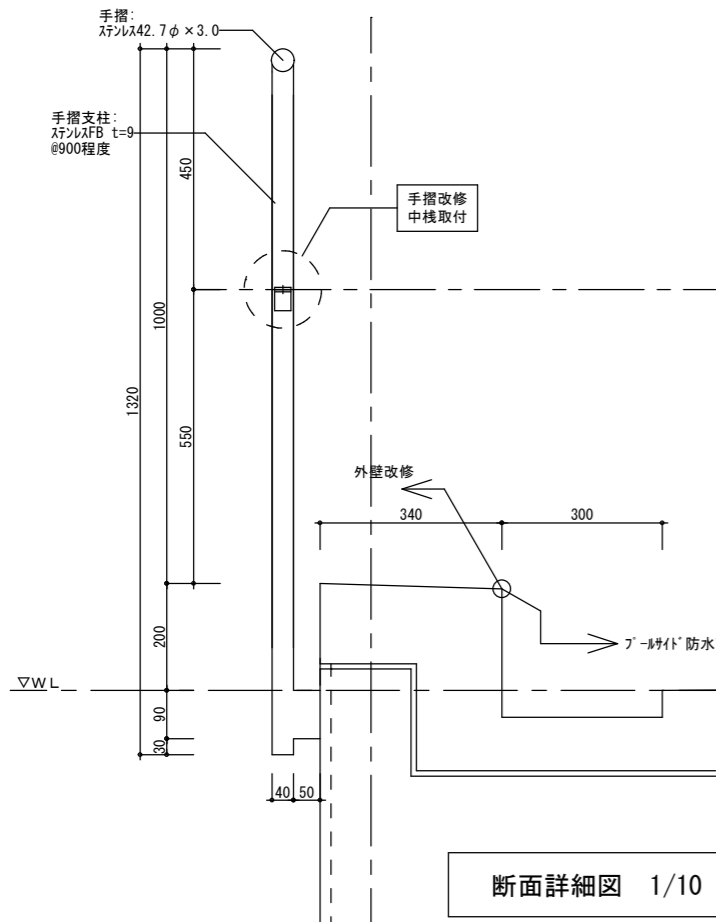


水難救助訓練施設 天井伏図

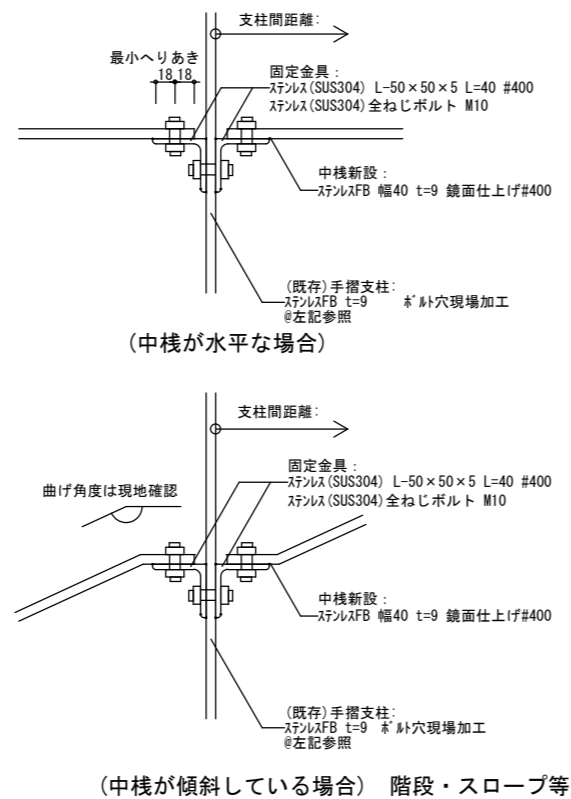
記号	既存天井仕上	改修内容
a	アルミリブ板	改修なし
b	外部用岩面吸音板	改修なし
c	鉄部 溶融亜鉛メッキの上、塗装	改修なし
上記以外 スラブ見上げ面 及び梁型	コンクリート打放し	クラック、欠損部の補修のみ 塗装改修なし
屋外階段 見上げ面	コンクリート打放し 複層仕上塗材	クラック、欠損部の補修 水洗いの上、下地調整、防水形複層仕上塗材E



水難救助訓練施設 屋根見上げ面



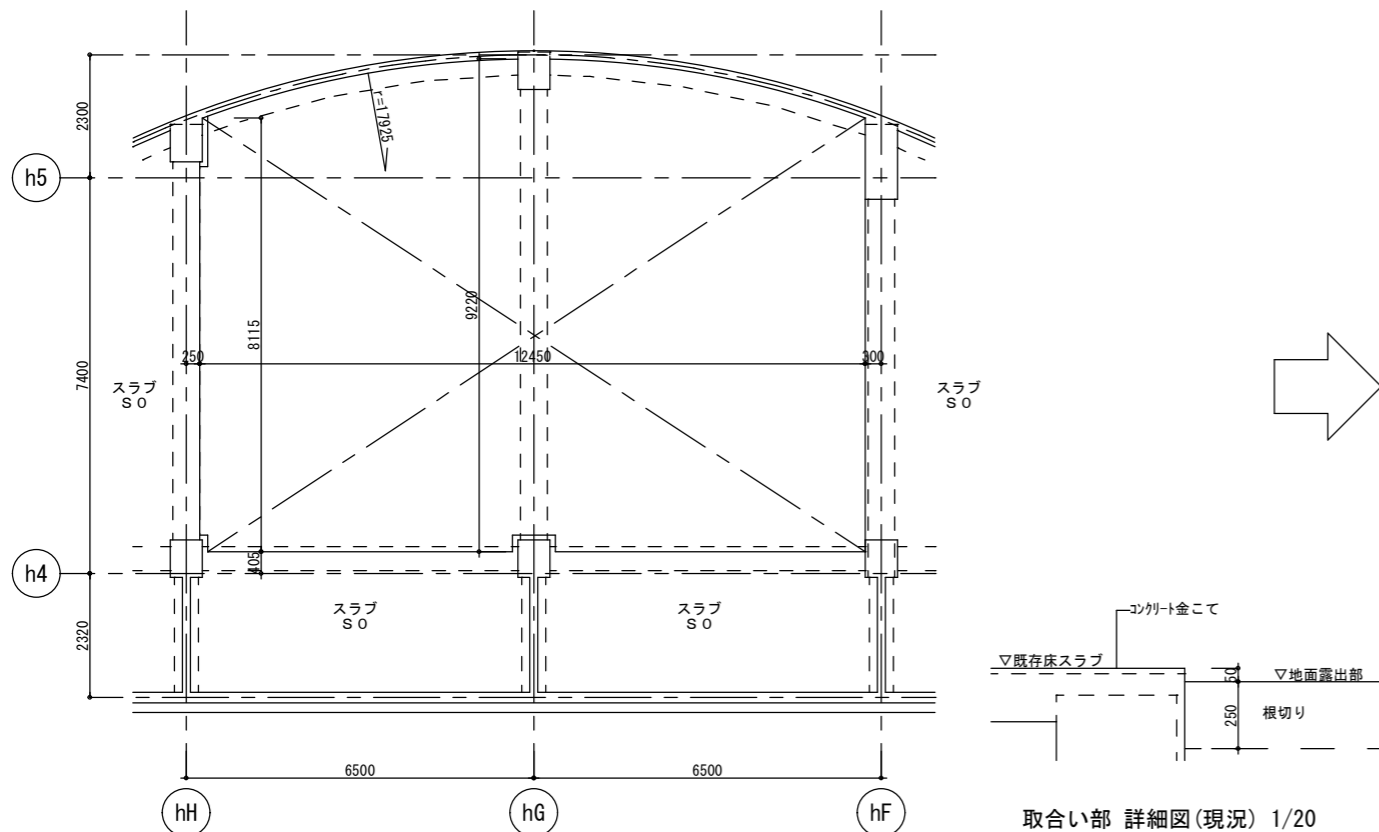
断面詳細図 1/10



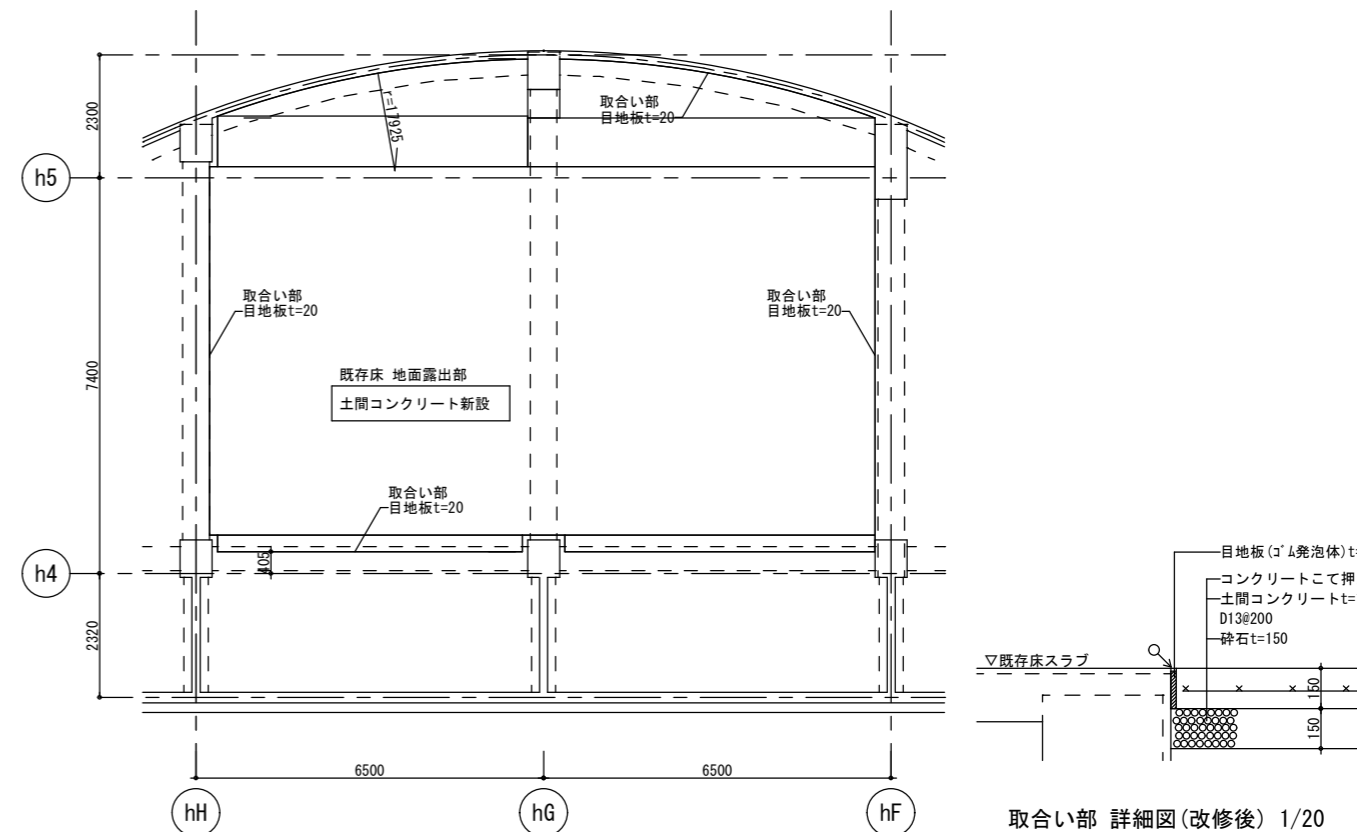
詳細図 (参考程度) 1/5

◎支柱間距離について(記載数値は参考程度とし、現場調査を元に施工すること)

面	支柱間距離																
	890mm	890mm(傾)	880mm	845mm	830mm	815mm	745mm(傾)	715mm	695mm(傾)	650mm	560mm	545mm	500mm	480mm	350mm	280mm	
南側																	
西側(1)																	
西側(2)																	
北・東側																	
西側(3)																	
東側																	
階段 南側																	
階段 西側																	
階段 北側																	
階段 東側																	
計	3	31	17	15	22	7	7	1	1	3	2	1	1	1	4	2	



取合い部 詳細図(現況) 1/20



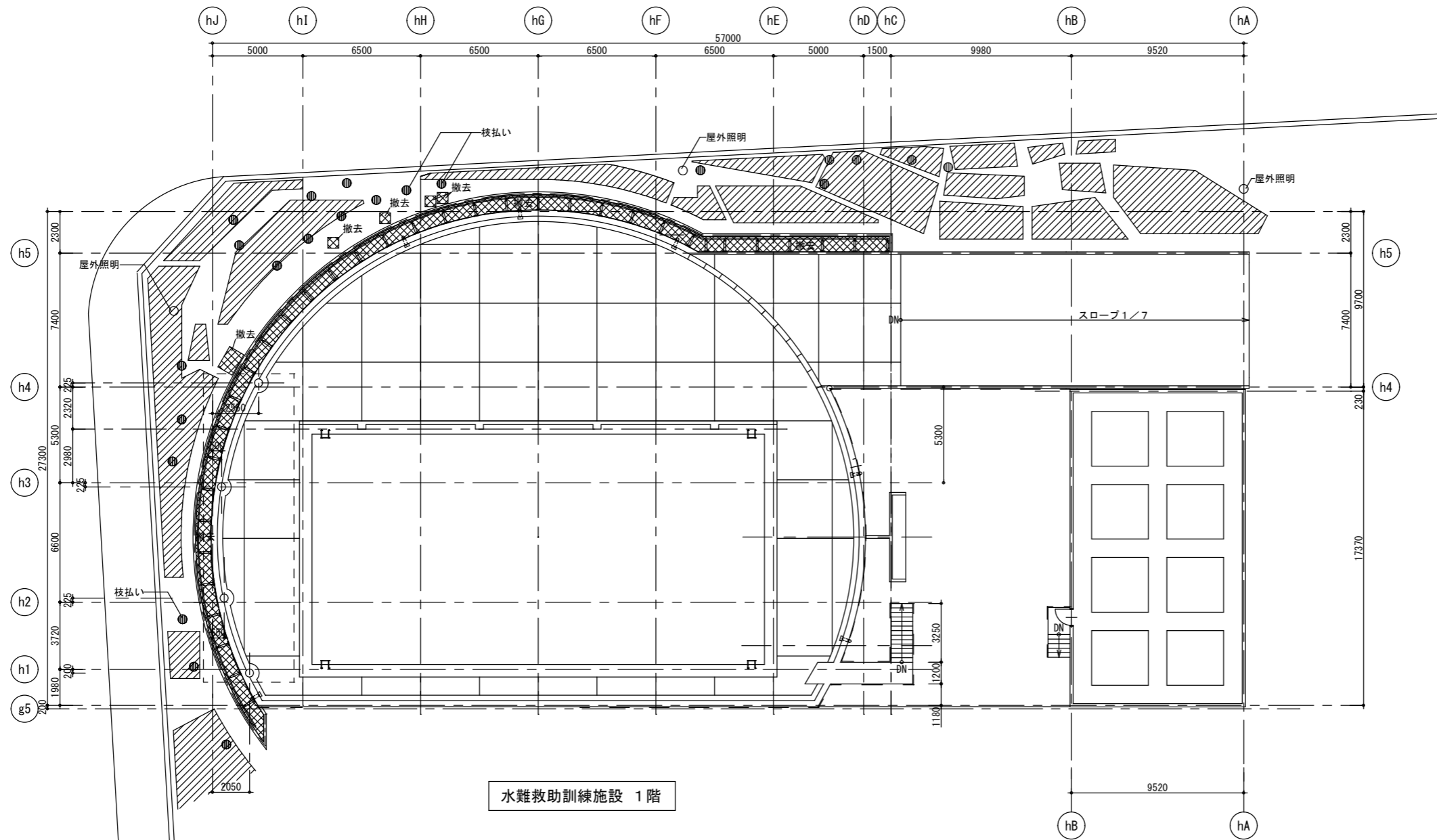
取合い部 詳細図(改修後) 1/20

床版リスト

符号	スラブ厚	端部	中央部
S0	150	D10@200	D10@200

現況

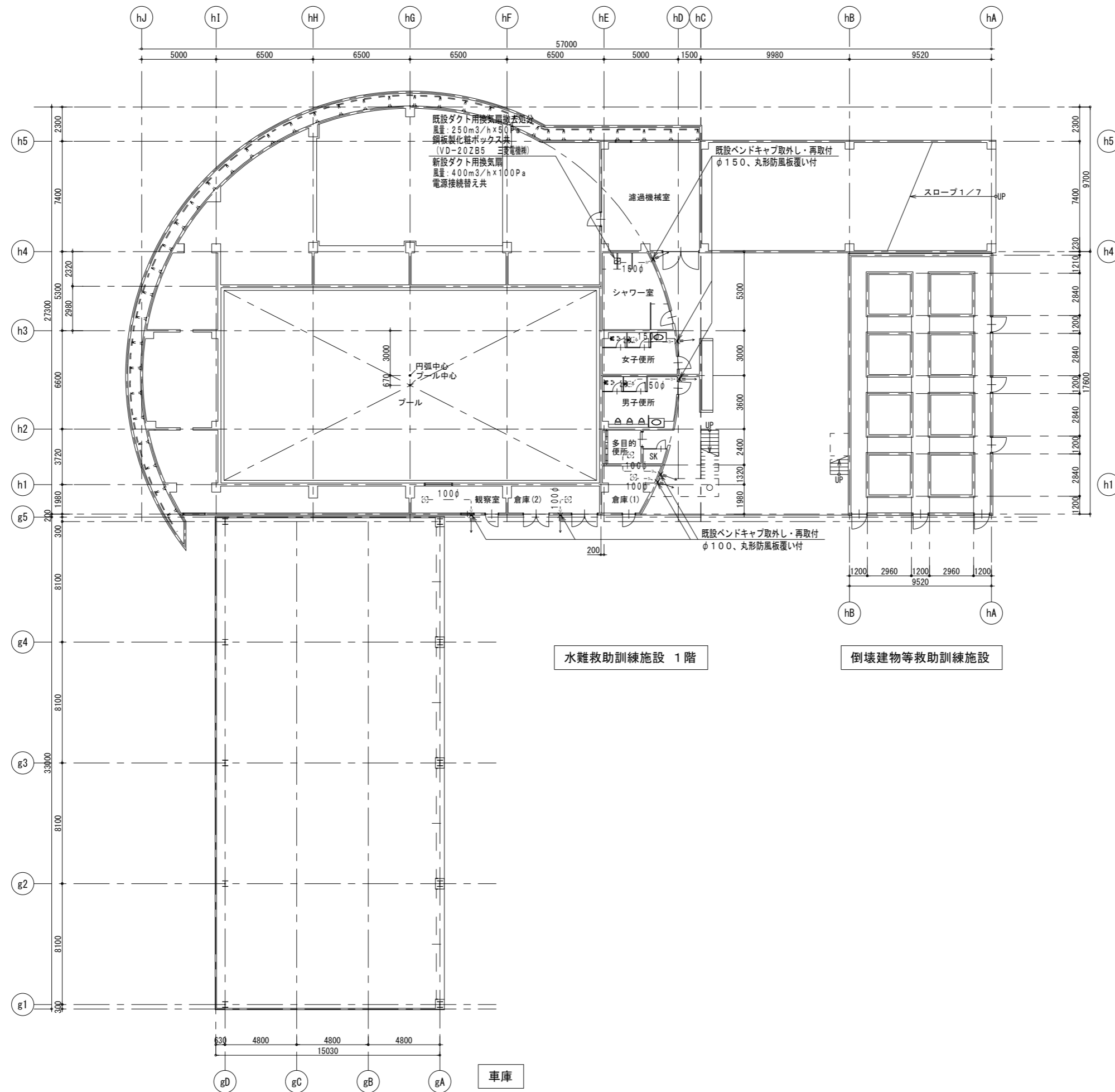
改修後



水難救助訓練施設 1階

○植栽リスト

記号	名称	工事内容
	樹木 低木(植込全般)	既存のまま (植込内に足場建地・ベース設置可)
	樹木 低木 (地上……植込全般) 箇所は図面記載 (建物上……高さ2.0m未満) 範囲内81箇所	撤去 (撤去跡は整地すること)
	樹木 中木(高さ3.0m程度(設計時))	既存のまま ただし、上記図内指示するもの他、足場設置に支障となるものは枝払いを行うこと
	屋外照明	既存のまま



水難救助訓練施設 1階

倒壊建物等救助訓練施設

車庫

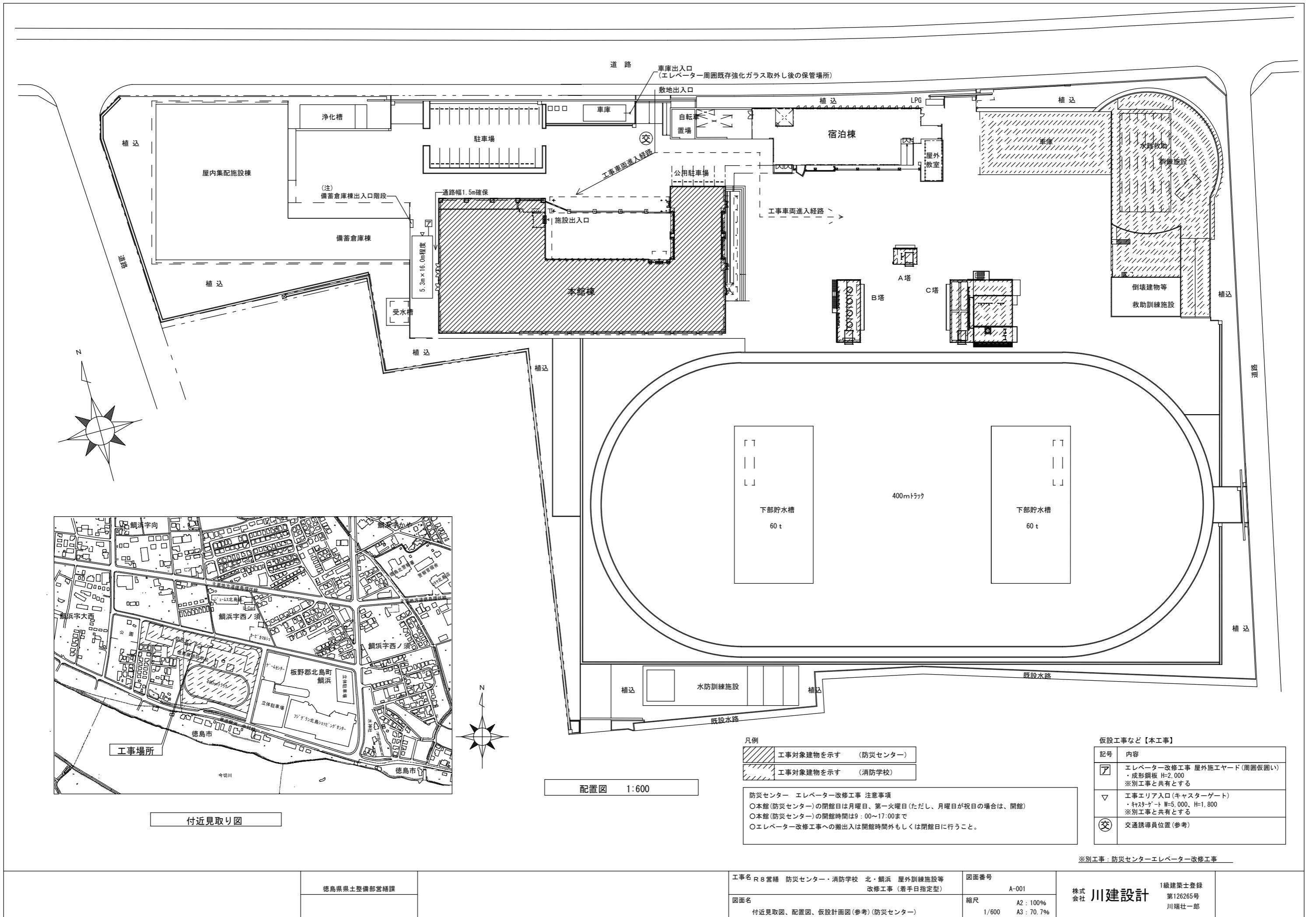
徳島県県土整備部営繕課

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事（着手日指定型）
図面名
水難救助訓練施設・車庫 換気設備 平面図

図面番号
D-010
縮尺
A2 : 100%
1/200 A3 : 70.7%

株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎



付近見取り図

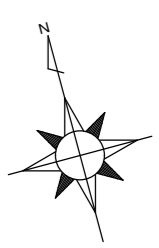
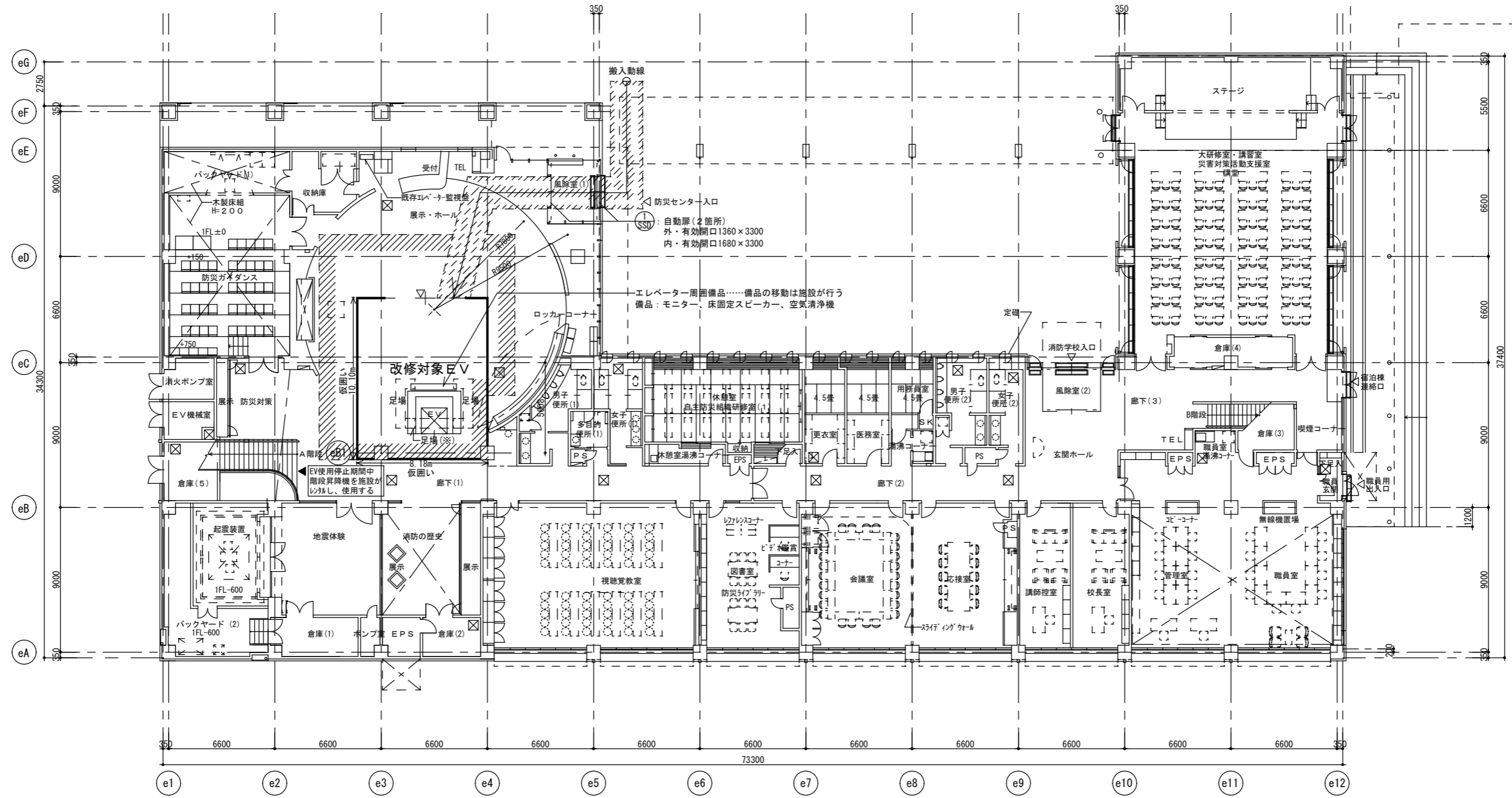
配置図 1:600

- 凡例
- 工事対象建物を示す (防災センター)
 - 工事対象建物を示す (消防学校)

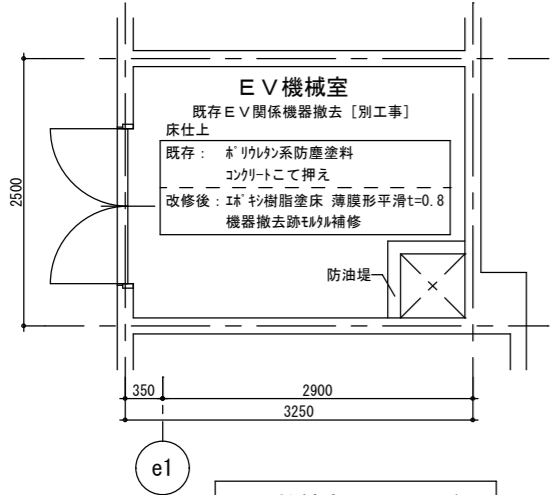
防災センター エレベーター改修工事 注意事項
 ○本館(防災センター)の閉館日は月曜日、第一火曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は、開館)
 ○本館(防災センター)の開館時間は9:00~17:00まで
 ○エレベーター改修工事への搬出入は開館時間外もしくは閉館日に行うこと。

仮設工事など【本工事】	
記号	内容
ア	エレベーター改修工事 屋外施工ヤード(周囲仮囲い) ・成形鋼板 H=2,000 ※別工事と共有とする
▽	工事エリア入口(キャスターゲート) ・キャスターゲート W=5,000、H=1,800 ※別工事と共有とする
交	交通誘導員位置(参考)

※別工事：防災センターエレベーター改修工事



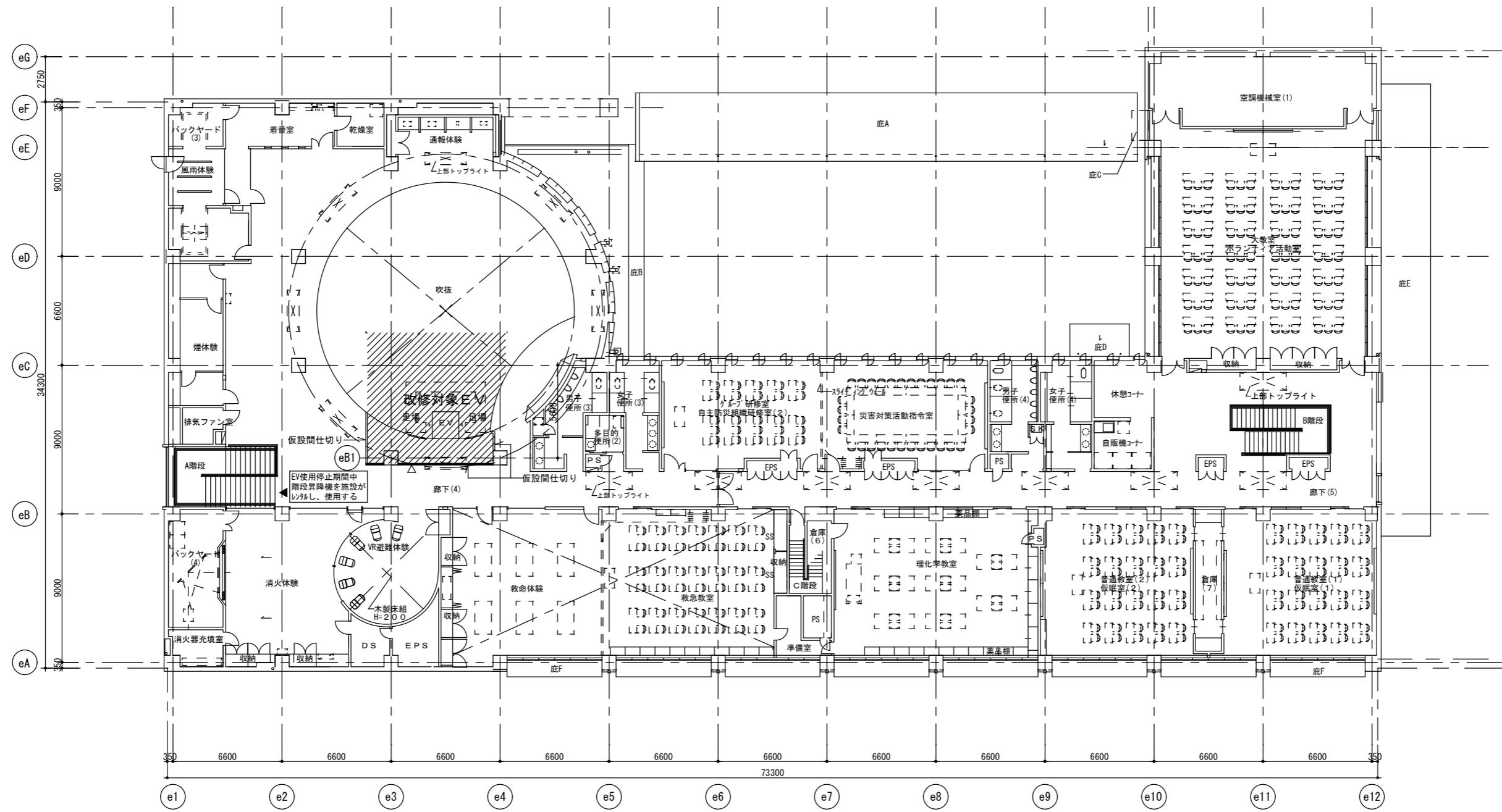
1階平面図 1/200



EV機械室 平面図 1/50

仮設工事など(本工事)	
記号	内容
	仮囲い(成形鋼板 H=2,000)内: 基本工事エリア・屋内施工ヤード 仮囲い(")外含む範囲: 建方時工事エリア・屋内施工ヤード 床養生(床プレートの上、コンパネ敷き程度) 注意: 仮囲い内での施工を基本とするが、建方時など施設の休館日に行う工事で広い施工ヤードを必要とする際は仮囲い外を含む範囲を施工ヤードとして活用することができるものとする。ただし床養生は必ず行うこと。
	搬入動線 搬出入時は床養生を行うこと。 (床プレートの上、コンパネ敷き程度)
	工事エリア入口(キャスターゲート) ・工事関係者以外が立ち入らないよう注意すること ・キャスターゲート W=5,000、H=1,800
	枠組本足場(手すり先行方式) 建枠600×1700 布枠500+240 養生シート(防音) (※)天井材撤去・新設時の想定位置

○図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度



2階平面図 1/200

仮設工事など(本工事)

記号	内容
	工事エリア・屋内施工ヤード 廊下-周囲仮設間仕切り B種(仕上 石こうボード) 床養生(床アルミシートの上、コンパネ敷き程度)
	工事エリア入口(片開きドア) ・片開きドア 木製 900×2000程度
	枠組本足場(手すり先行方式) 建枠600×1700 布枠500×240 養生シート(防音)

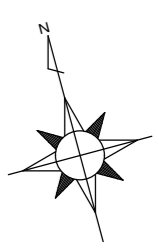
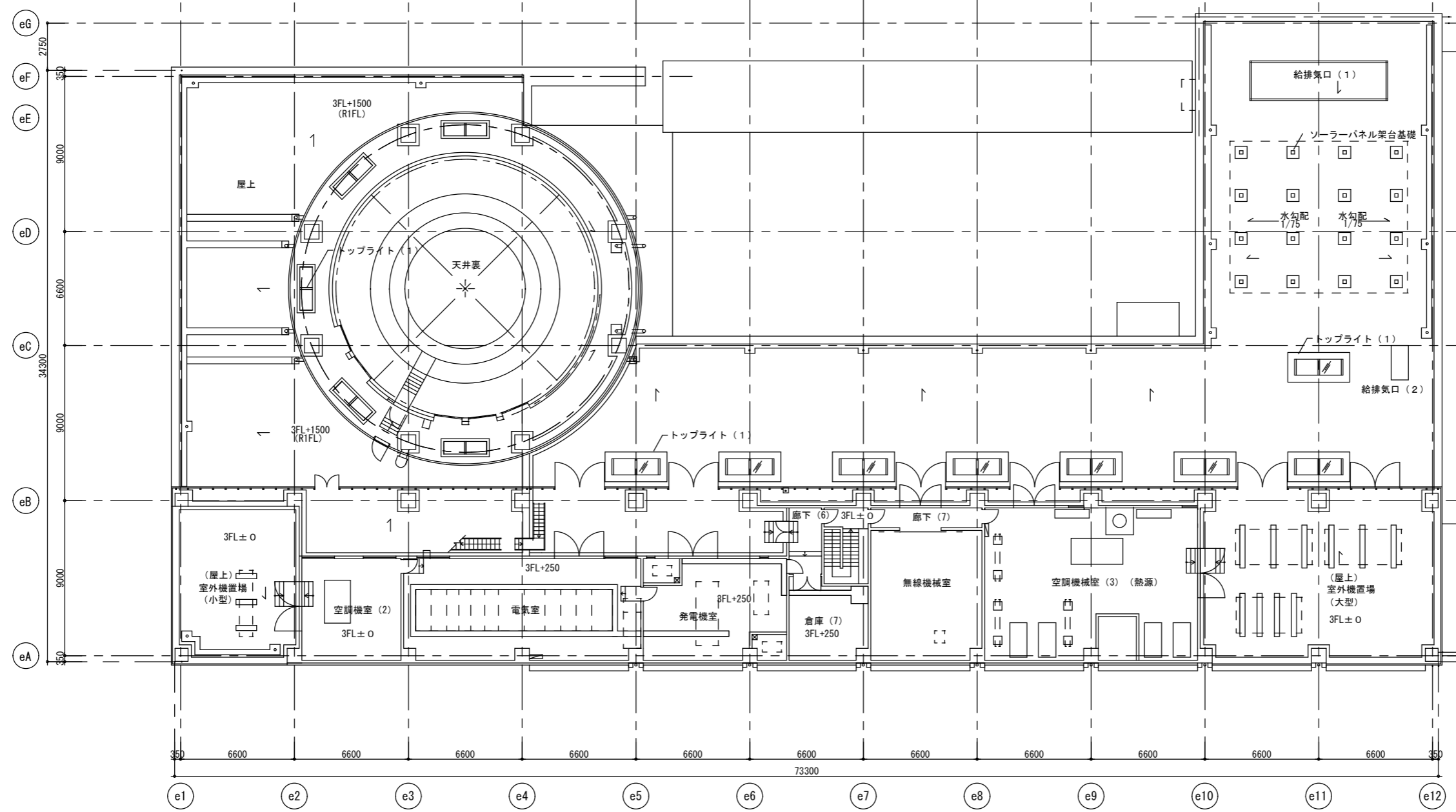
○図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度

徳島県土整備部営繕課

工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)
図面名 平面図 2階

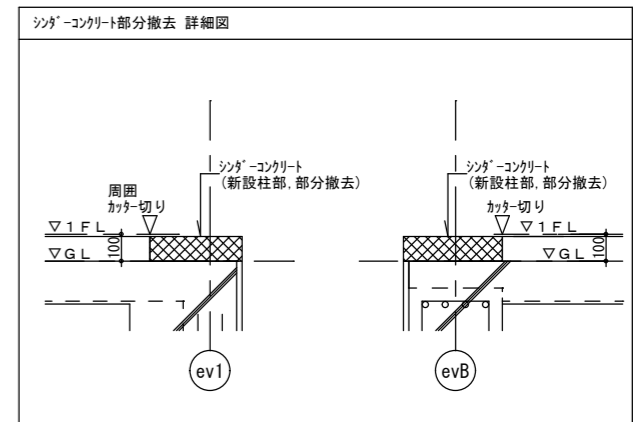
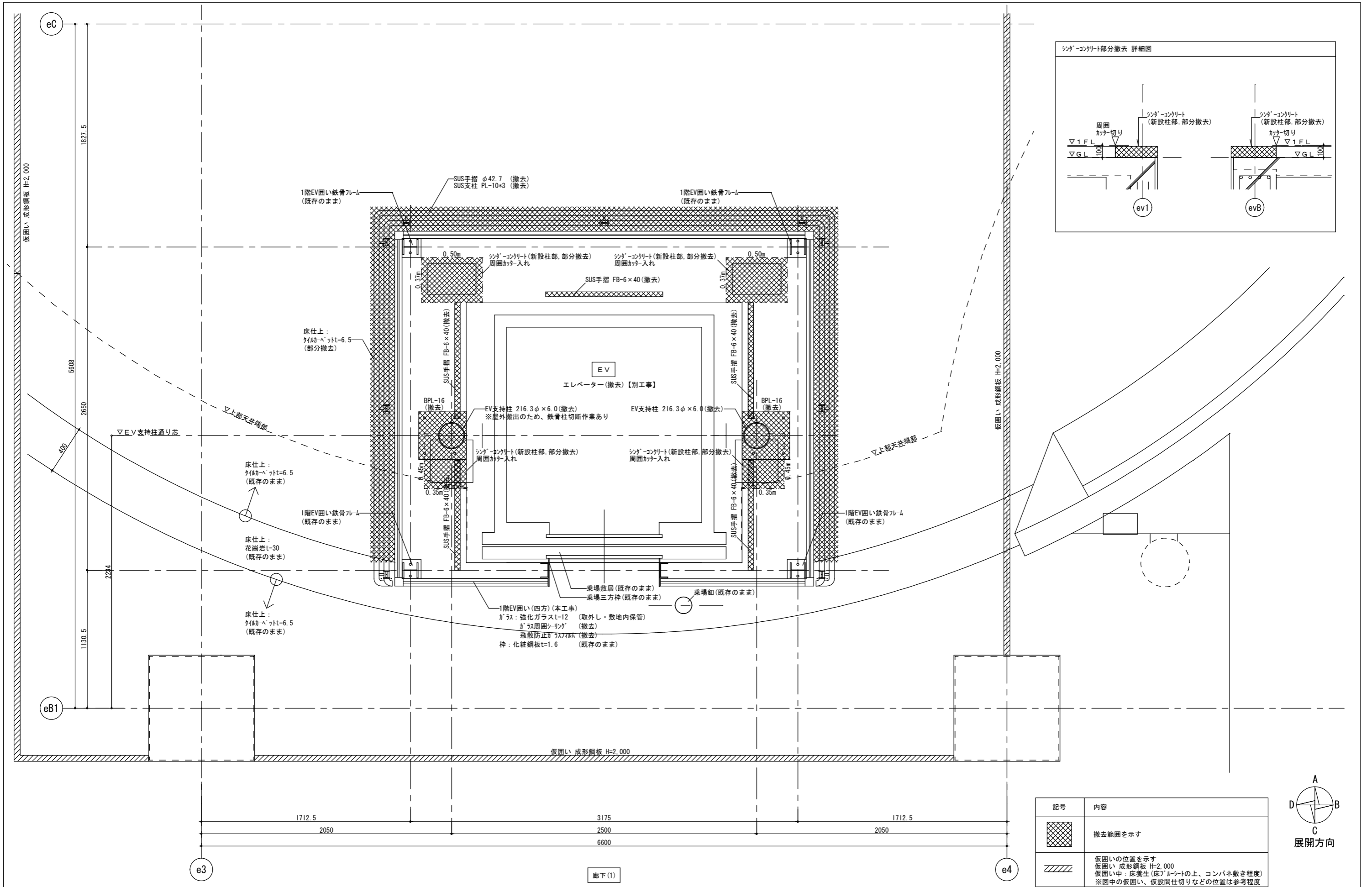
図面番号 A-003
縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社一部

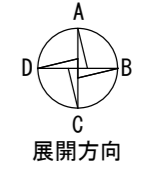


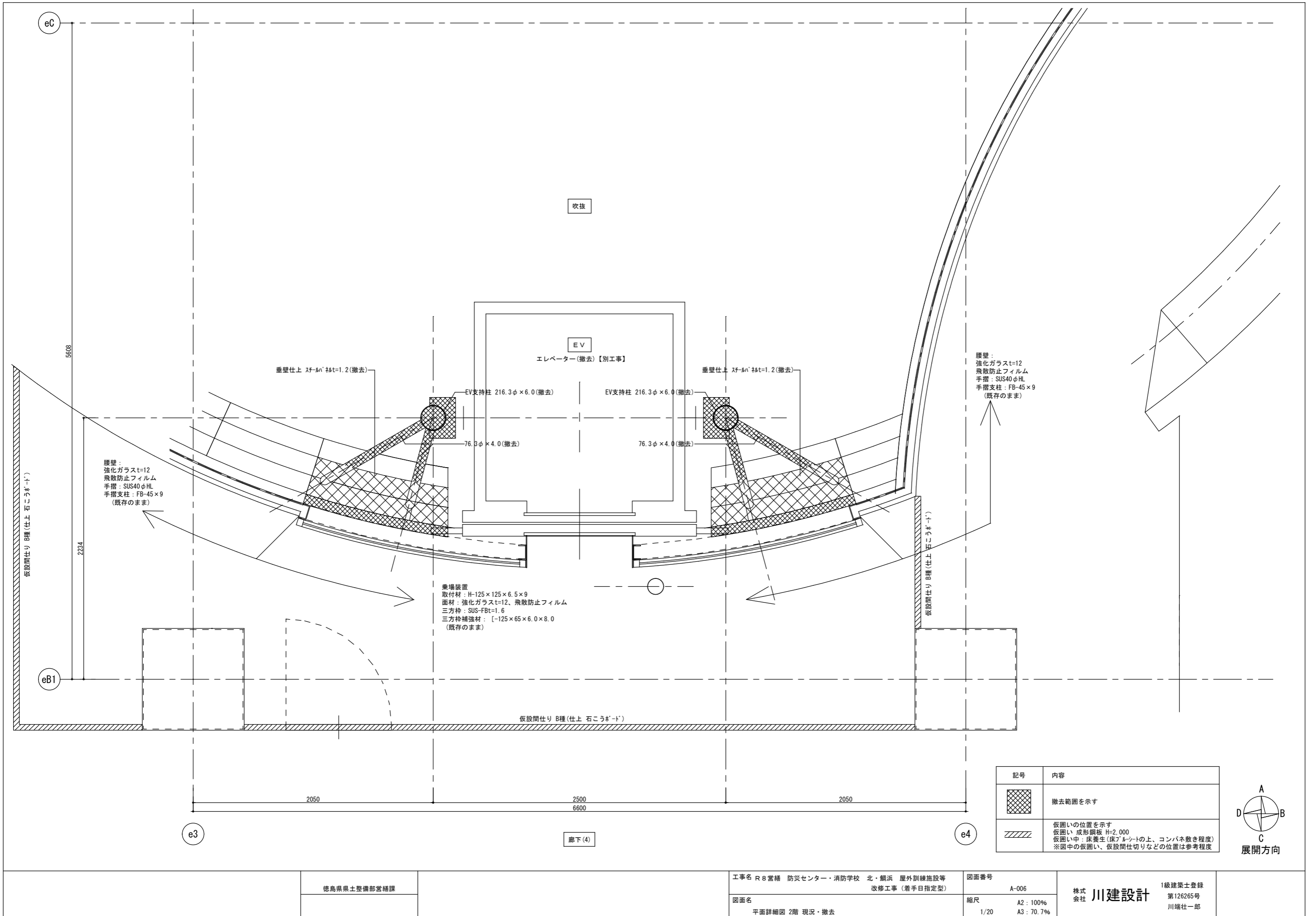
3階平面図 1/200

徳島県土整備部営繕課	工事名 R8営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 A-004	株式会社 川建設計 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 平面図 3階	縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	



記号	内容
	撤去範囲を示す
	仮囲いの位置を示す 仮囲い 成形鋼板 H=2,000 仮囲い中: 床養生(床フェルトの上、コンパネ敷き程度) ※図中の仮囲い、仮設間仕切りなどの位置は参考程度





徳島県土木整備部営繕課

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事(着手日指定型)

図面番号

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一部

図面名
平面詳細図 2階 現況・撤去

eC

eB1

e3

e4

吹抜

EV

エレベーター(撤去)【別工事】

壁仕上 繊維強化せっこうボードt=8(撤去)

壁仕上 繊維強化せっこうボードt=8(撤去)

EV支持柱 216.3φ×6.0(撤去)

EV支持柱 216.3φ×6.0(撤去)

76.3φ×4.0(撤去)

76.3φ×4.0(撤去)

5608


2234

2050

2500

6600

2050

記号	内容
	撤去範囲を示す



徳島県土整備部営繕課

工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事 (着手日指定型)

図面名
平面詳細図 2階上部 現況・撤去

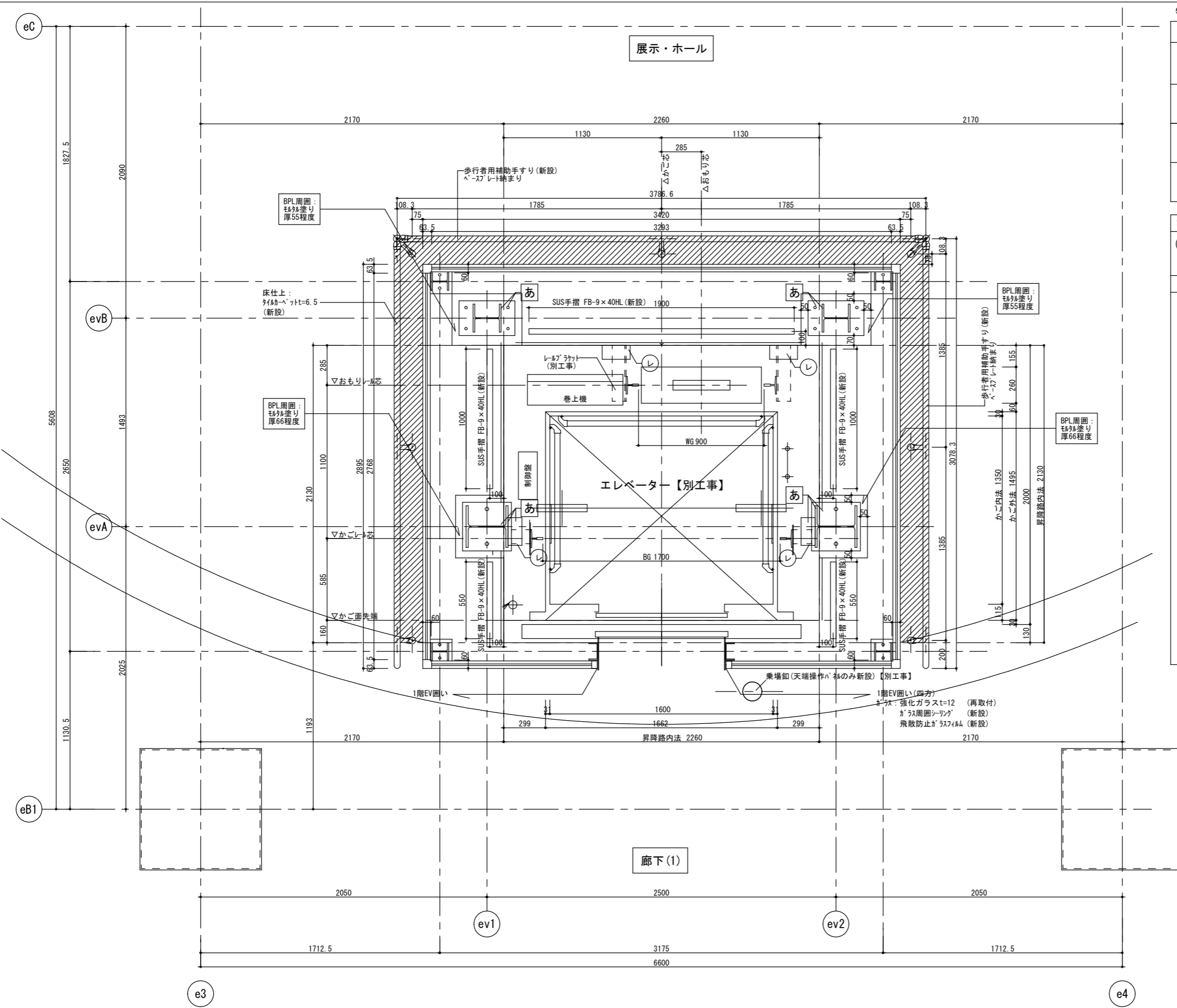
図面番号
A-007

縮尺
A2 : 100%
A3 : 70.7%

株式会社 川建設計

1級建築士登録
第126265号
川端社一部

展示・ホール

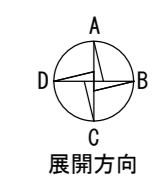
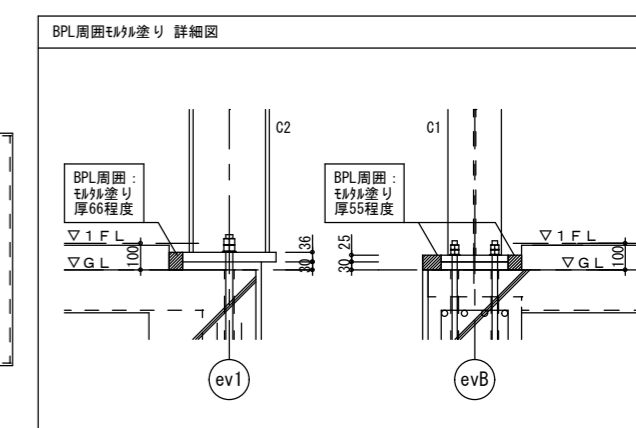
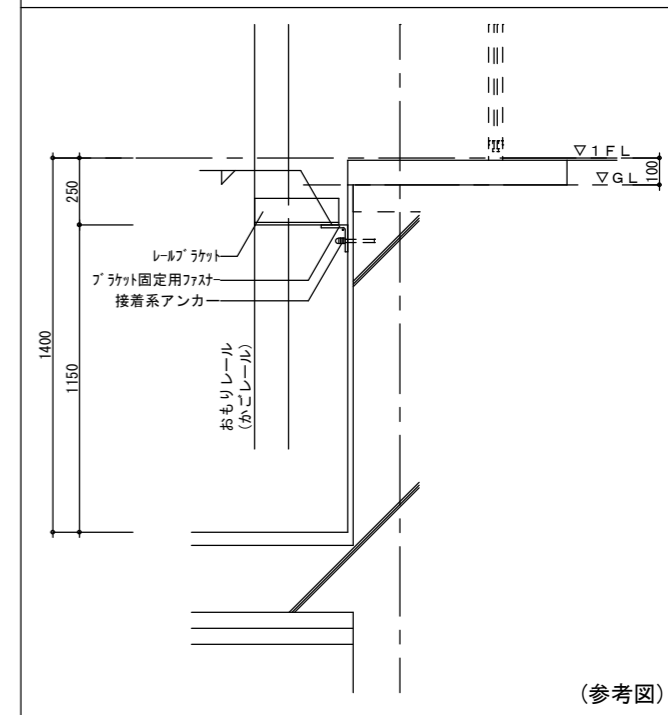


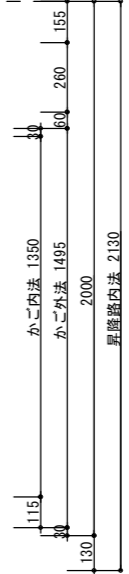
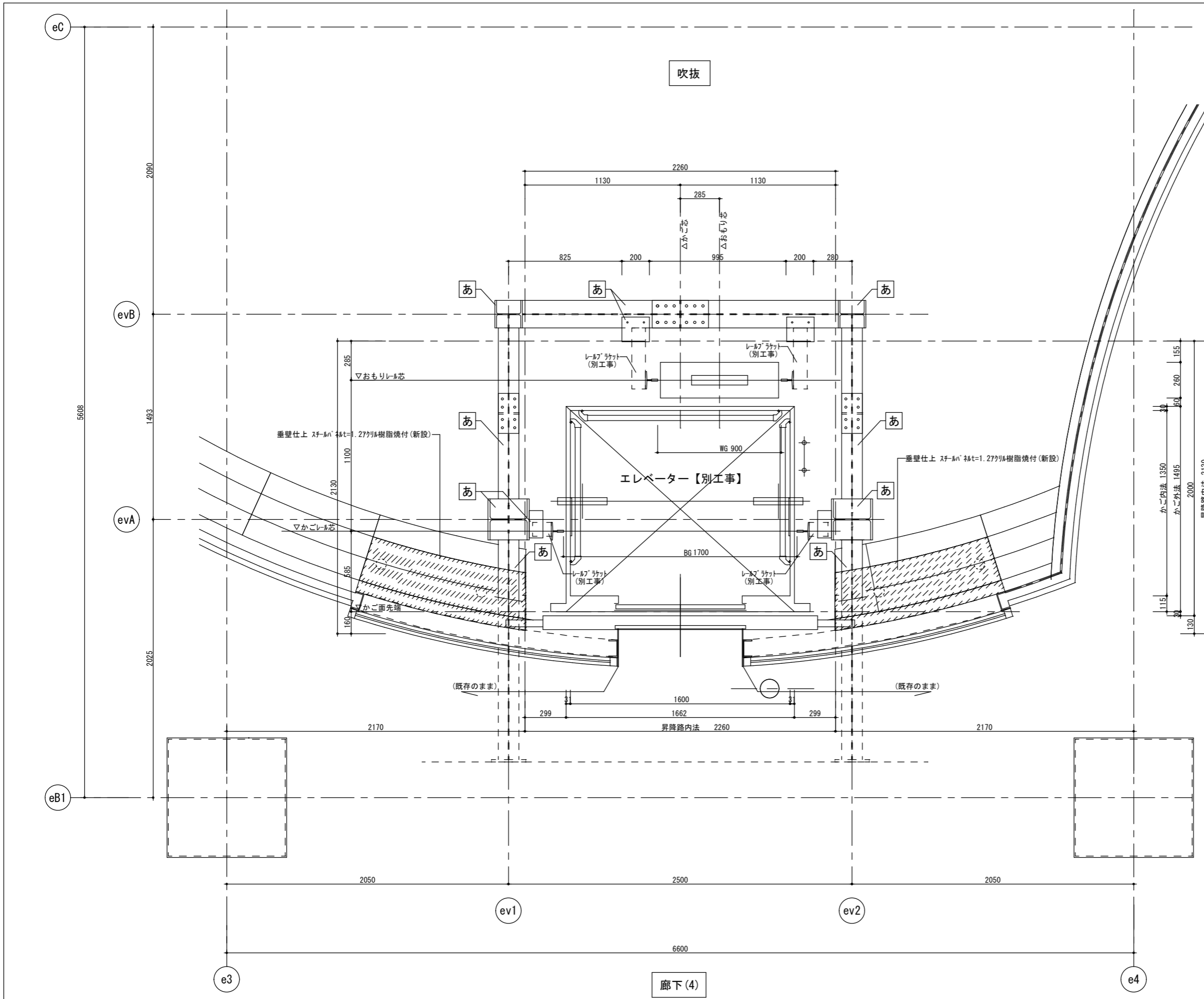
特記

記号	内容
	床タイルカーペット新設範囲を示す
あ	EV鉄骨柱、梁、ベースプレート等の新設鉄部 S O P 塗り
ガラス間仕切内側床	床シタ-コンクリート 柱・手摺等撤去跡 珪砂により補修 (設計上の数量は範囲内の10%を計上している)
EVネット内部	壁・床防水珪砂 エレベーター関係機器撤去跡 防水珪砂により補修 (設計上の数量は範囲内の10%を計上している)

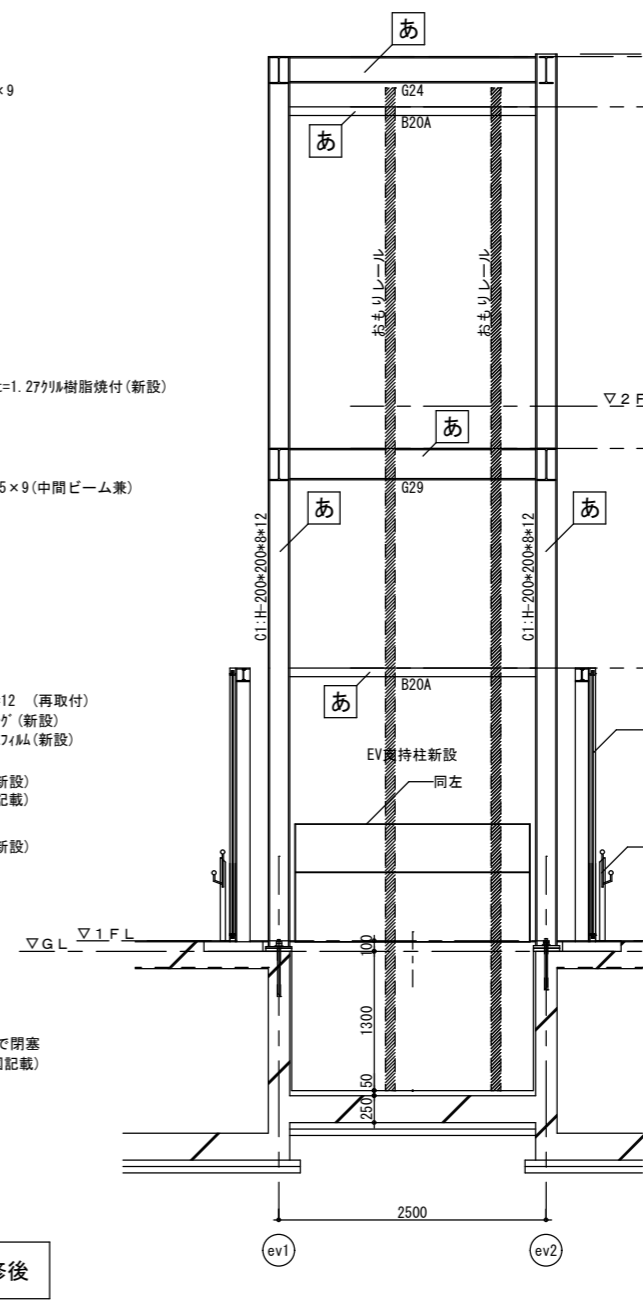
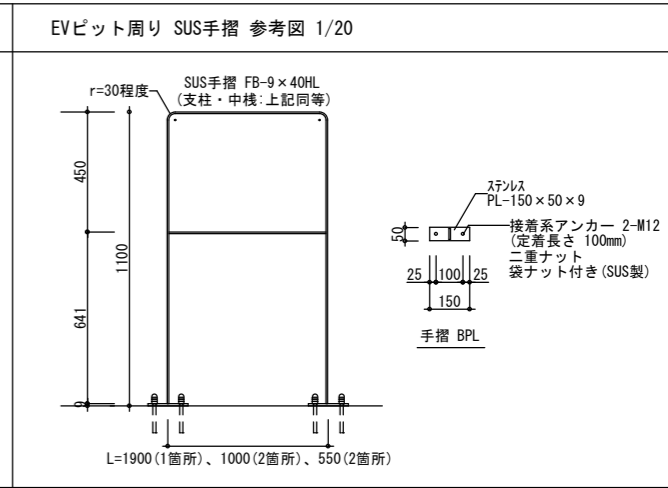
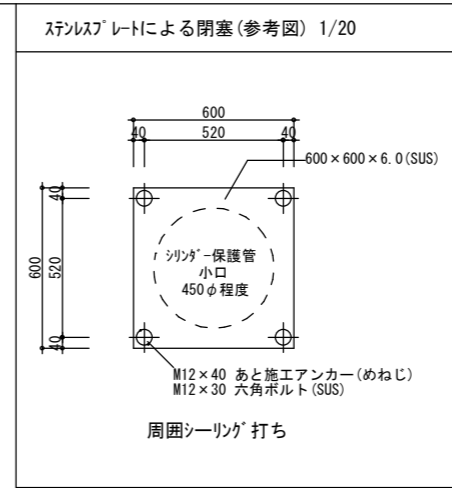
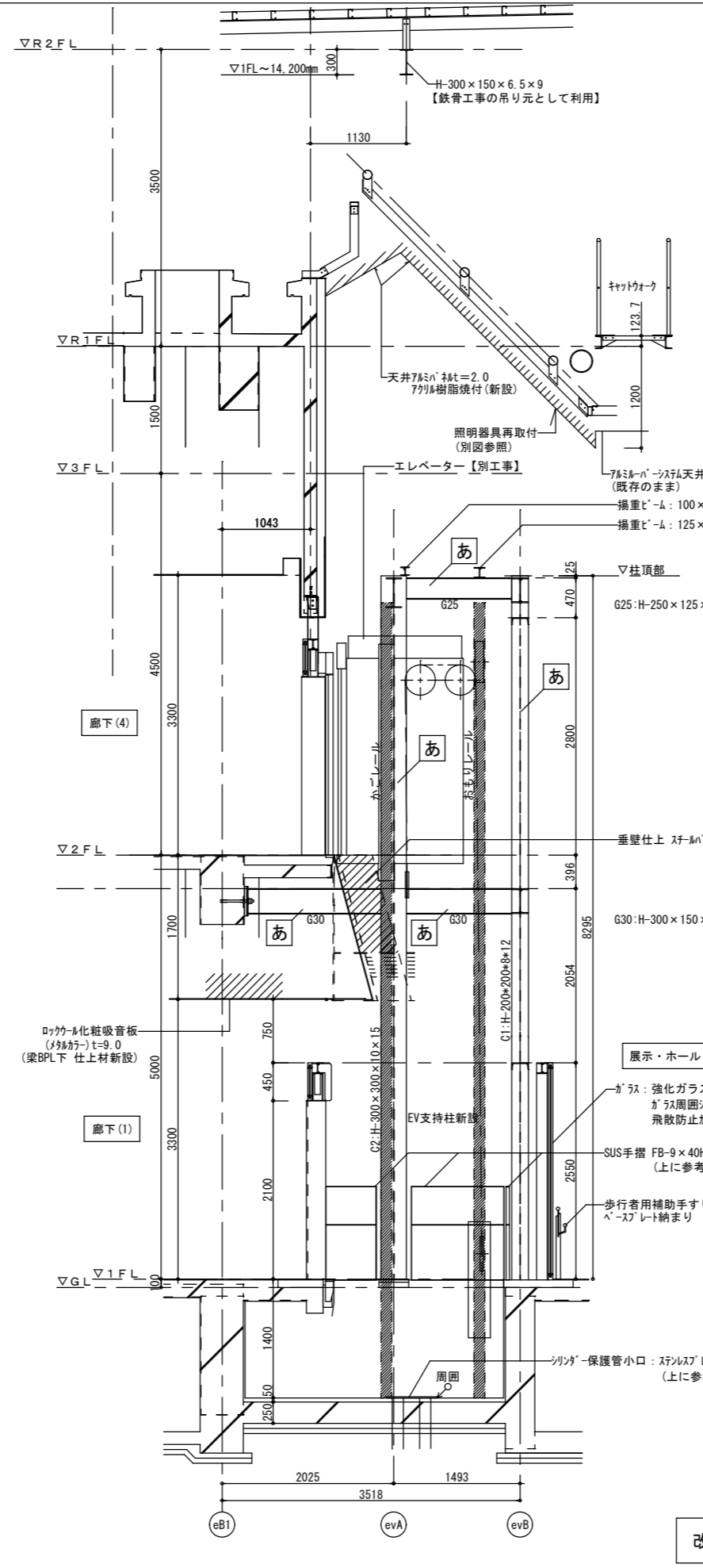
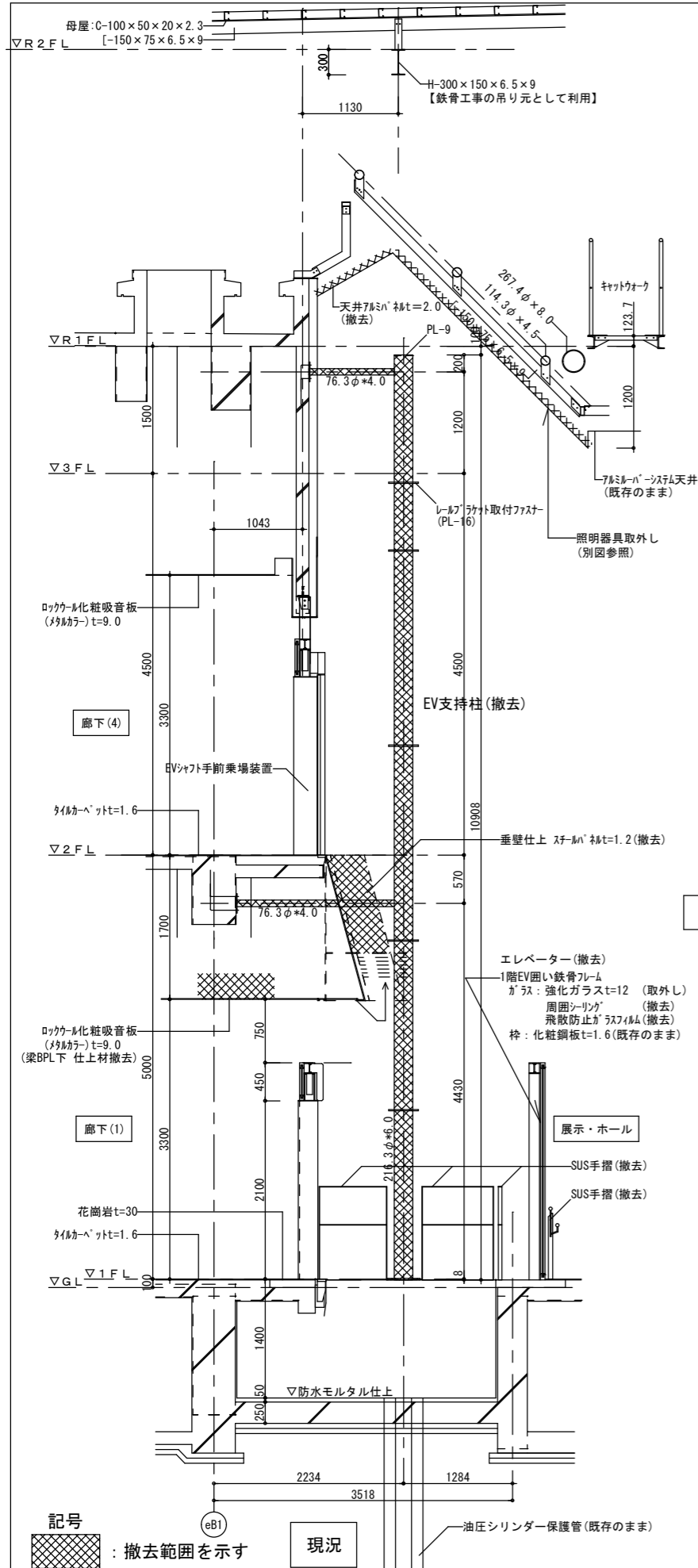
記号	仕様
レ	【別工事】 レールブラケット: L-100×100×10 (溶接によりブラケット固定用ファスターに留付け) 【本工事】 ブラケット固定用ファスター: L-100×100×10 接着系アンカー 2-M16 二重ナット袋ナット付き

ただし、上記の鉄部はレールブラケット含め、本工事で S O P 塗りを行うこと

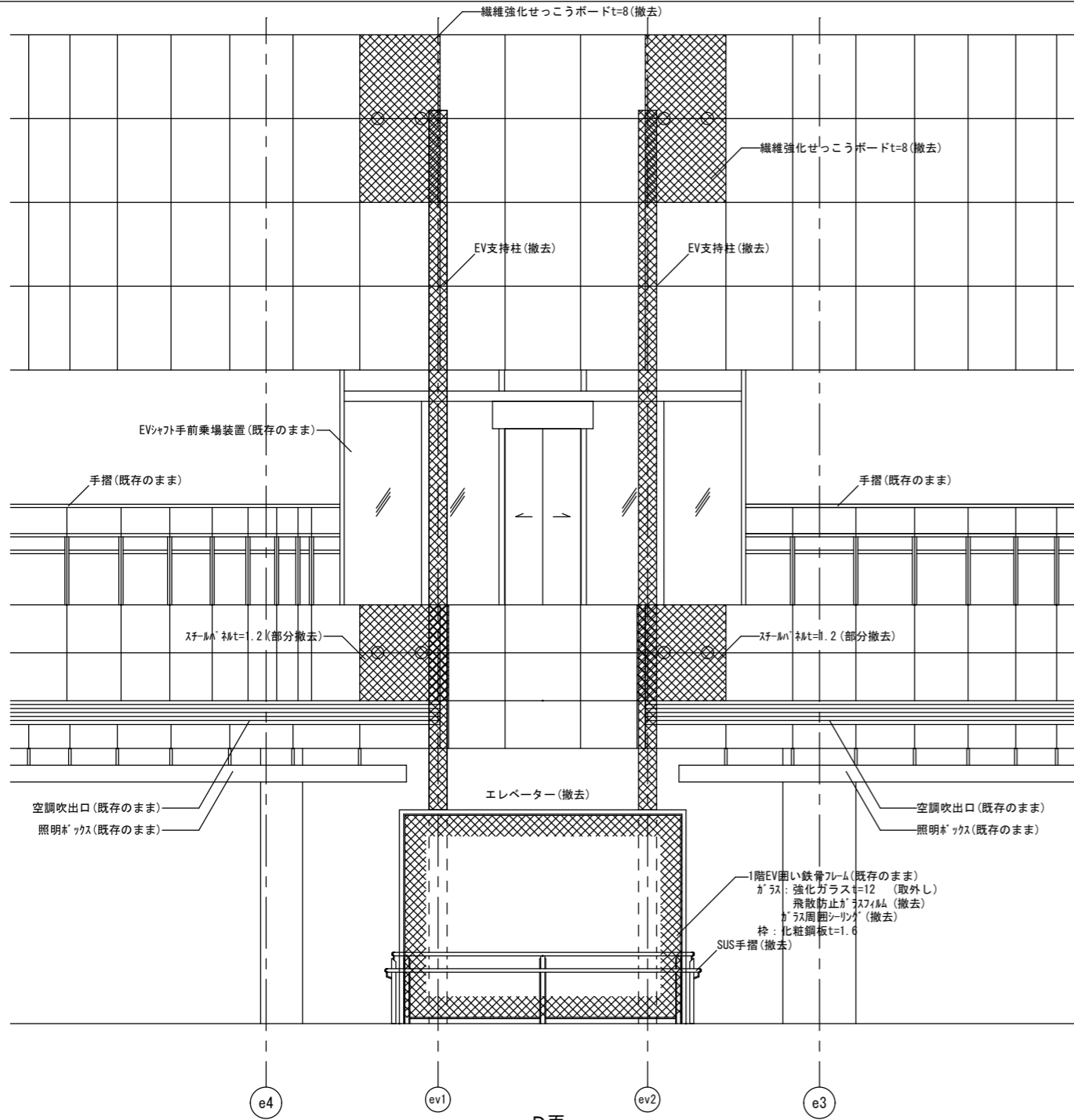




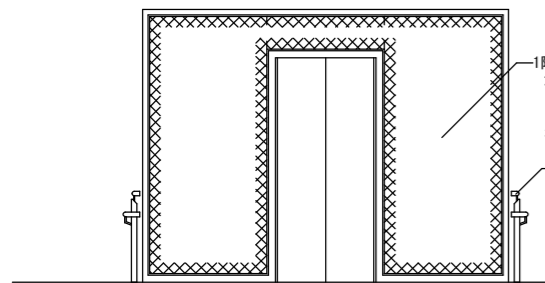
記号	内容
	垂直仕上スチール板張り替え範囲を示す
	EV鉄骨柱、梁、ベースプレート等の新設鉄部 SOP塗り



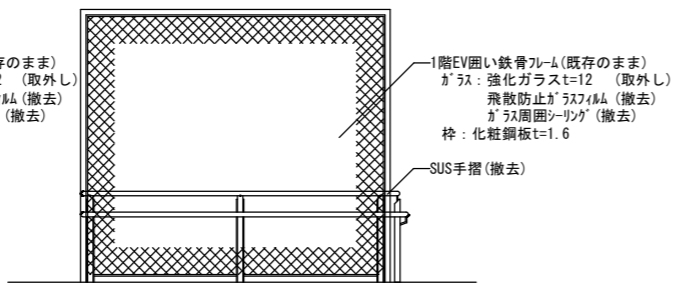
記号	内容
あ	EV鉄骨柱、梁、ベースプレート等の新設鉄部 SOP塗り
斜線	改修範囲を示す 注意：範囲の分りづらい既存仕上げ材の撤去・新設の工事範囲に記載している。
縦線	おもりレール・かごレールを示す【別工事】



D面



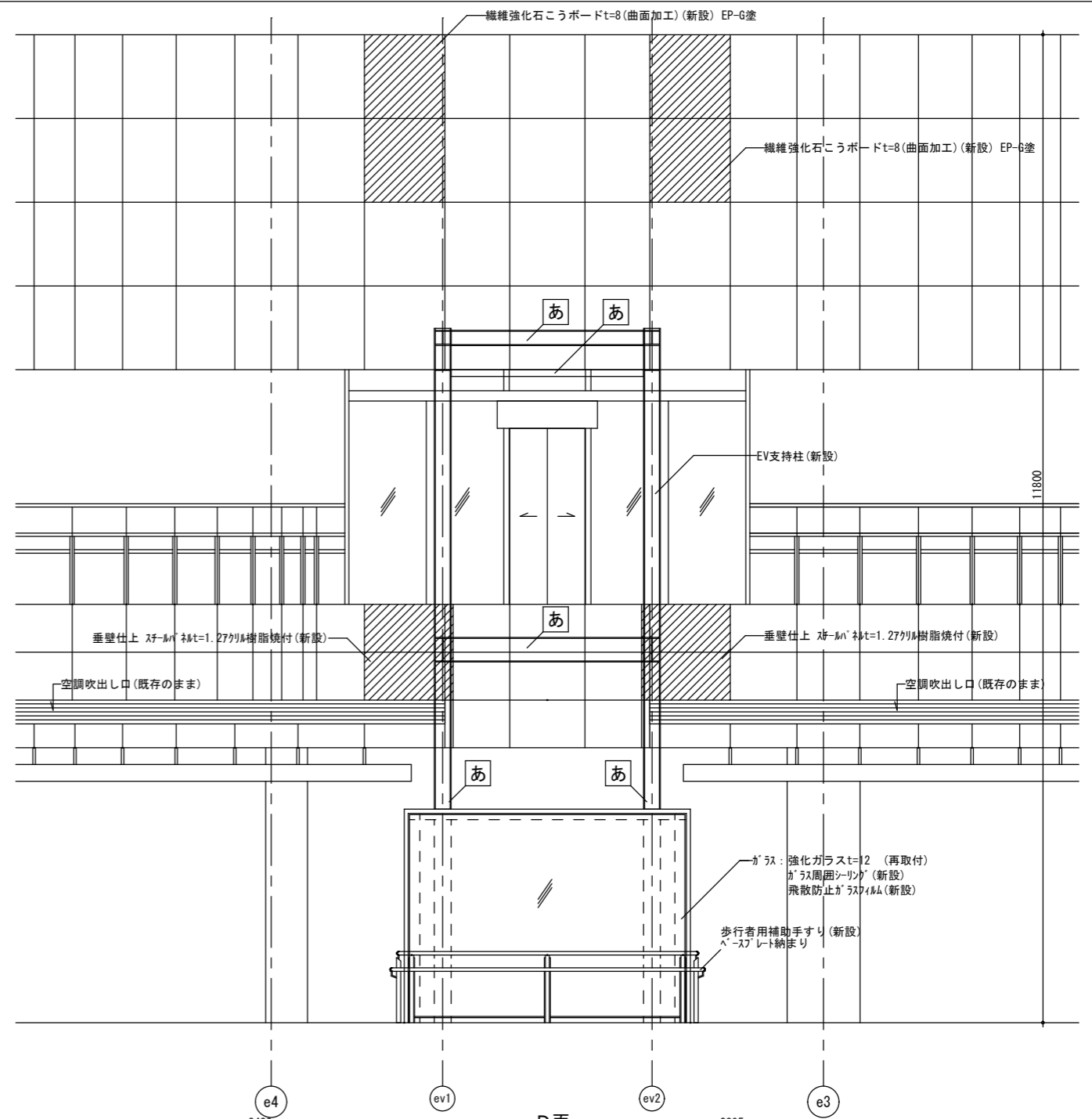
A面



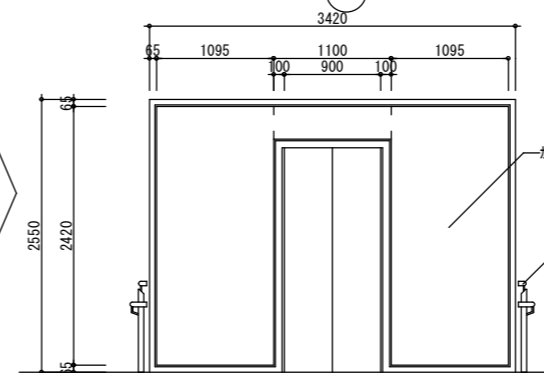
C面

現況 展開図

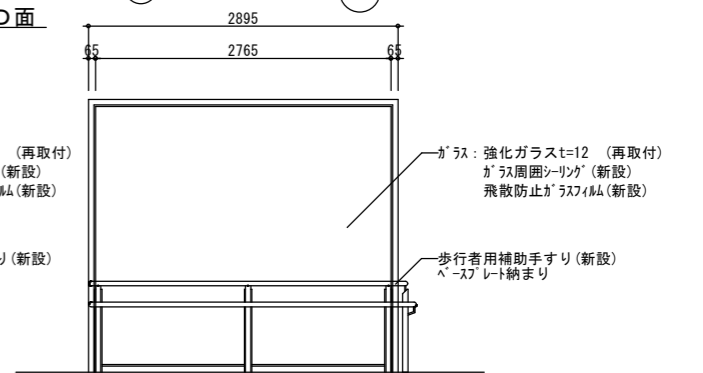
記号	内容
	撤去範囲を示す



D面



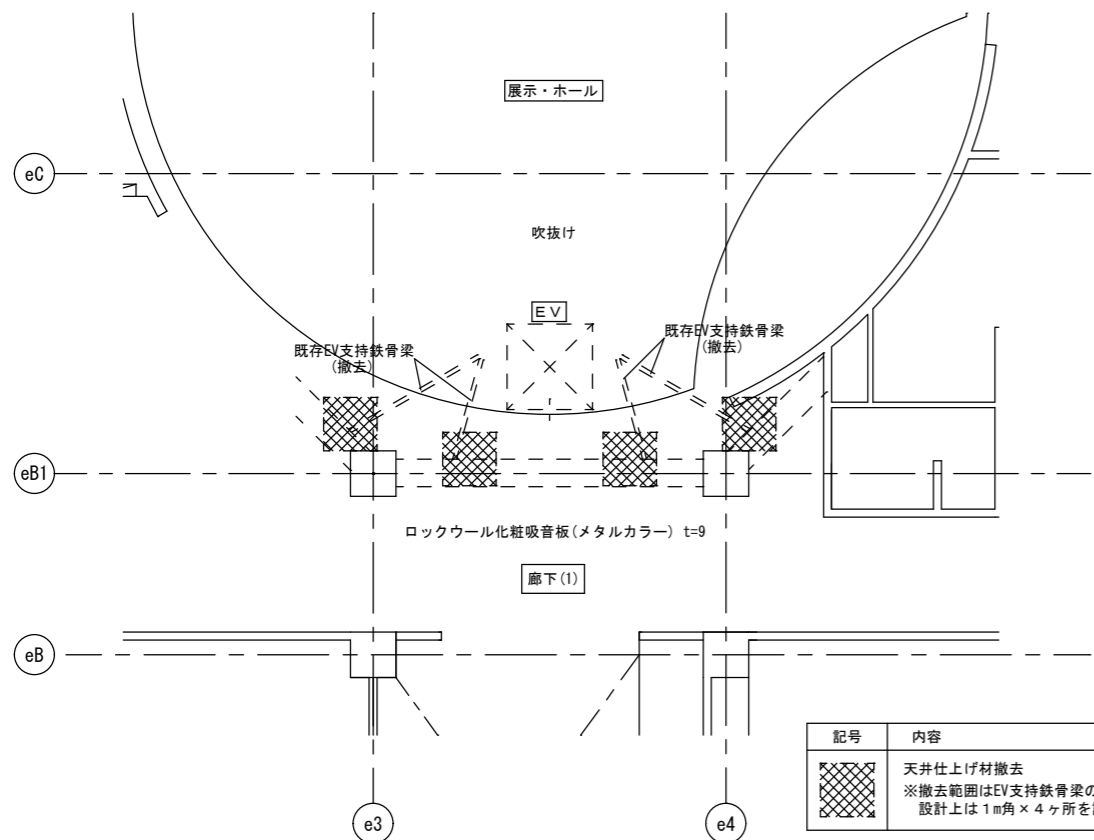
A面



C面

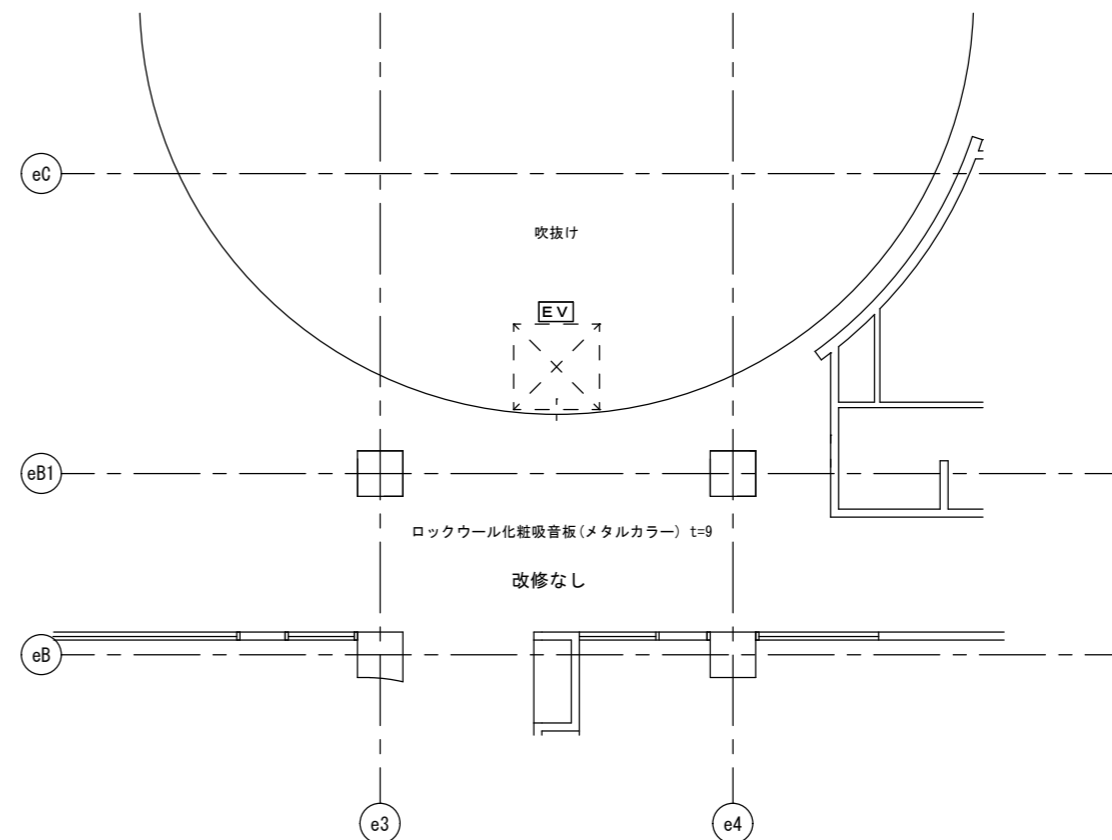
改修後 展開図

記号	内容
	壁仕上の張替え範囲を示す
	EV鉄骨柱、梁、ベースプレート等の新設鉄部

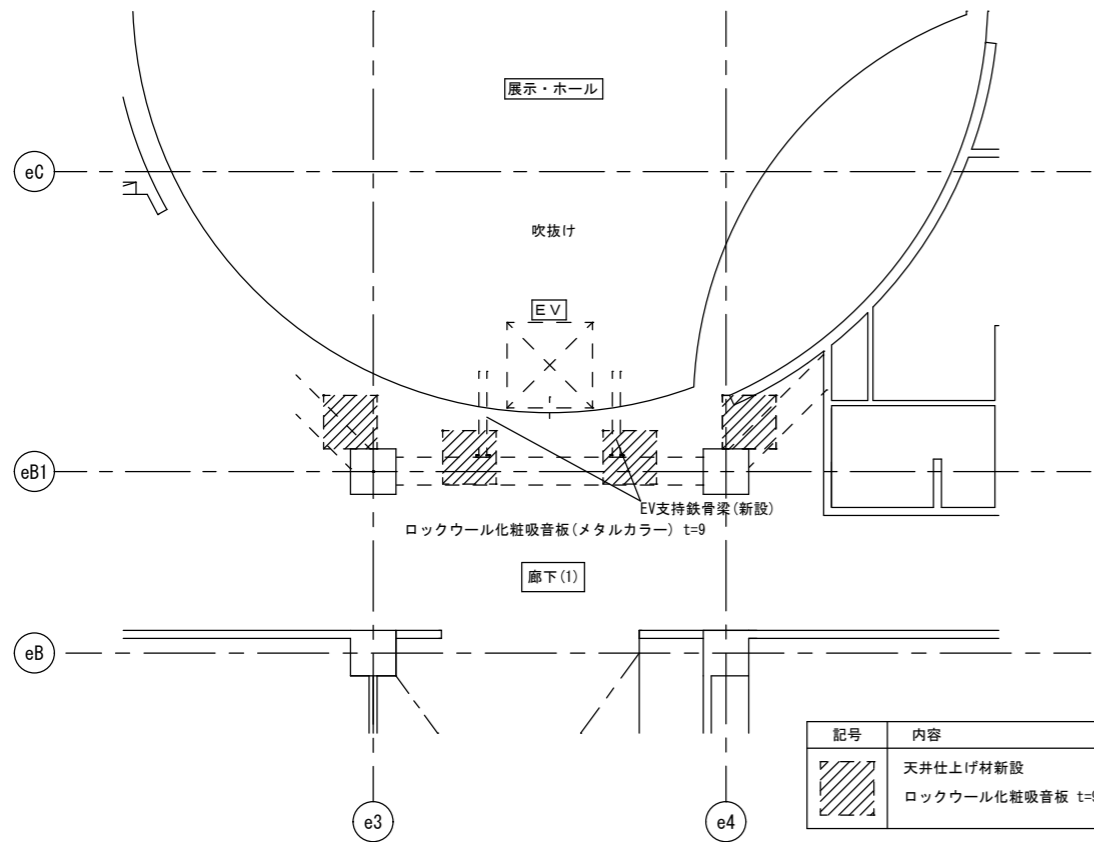
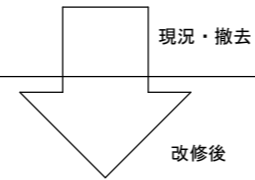


1階 天井伏図

記号	内容
	天井仕上げ材撤去 ※撤去範囲はEV支持鉄骨梁の撤去・新設の施工が行える程度とする 設計上は1m角×4ヶ所を計上している

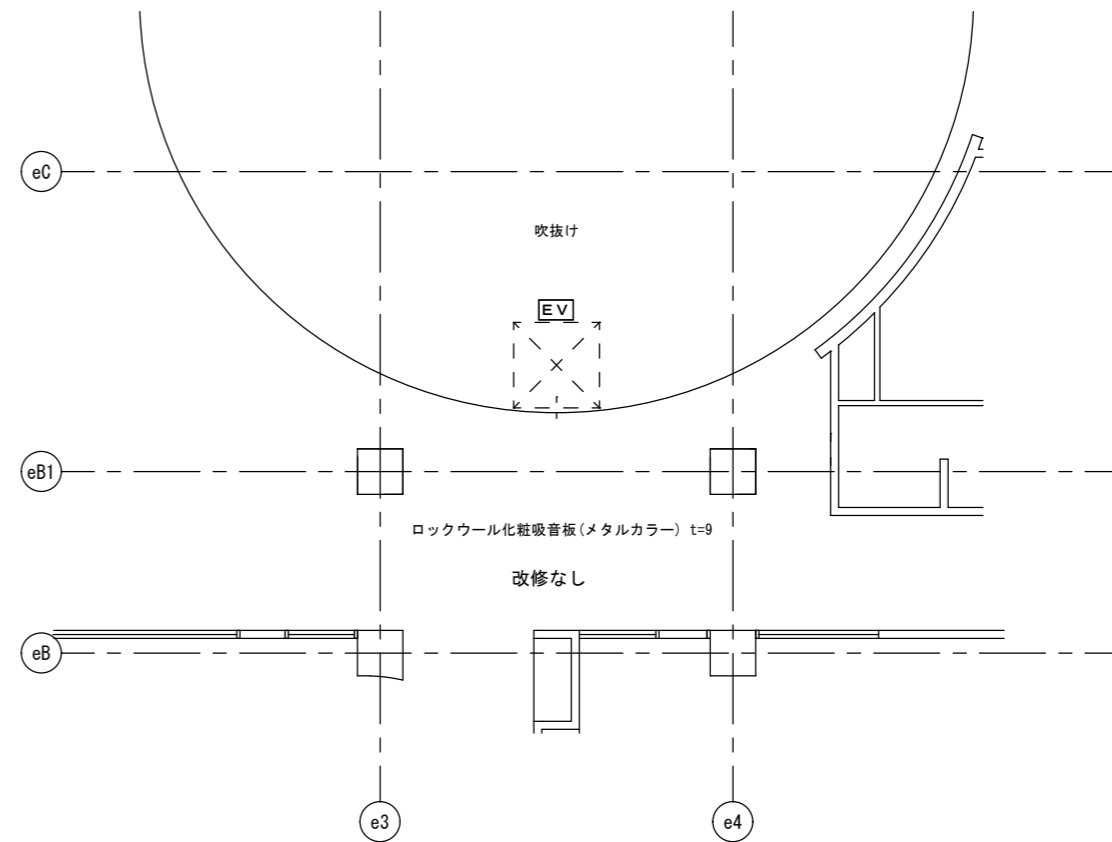


2階 天井伏図

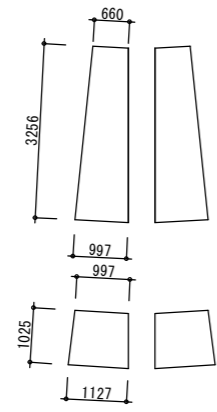


1階 天井伏図

記号	内容
	天井仕上げ材新設
	ロックウール化粧吸音板 t=9 EP塗

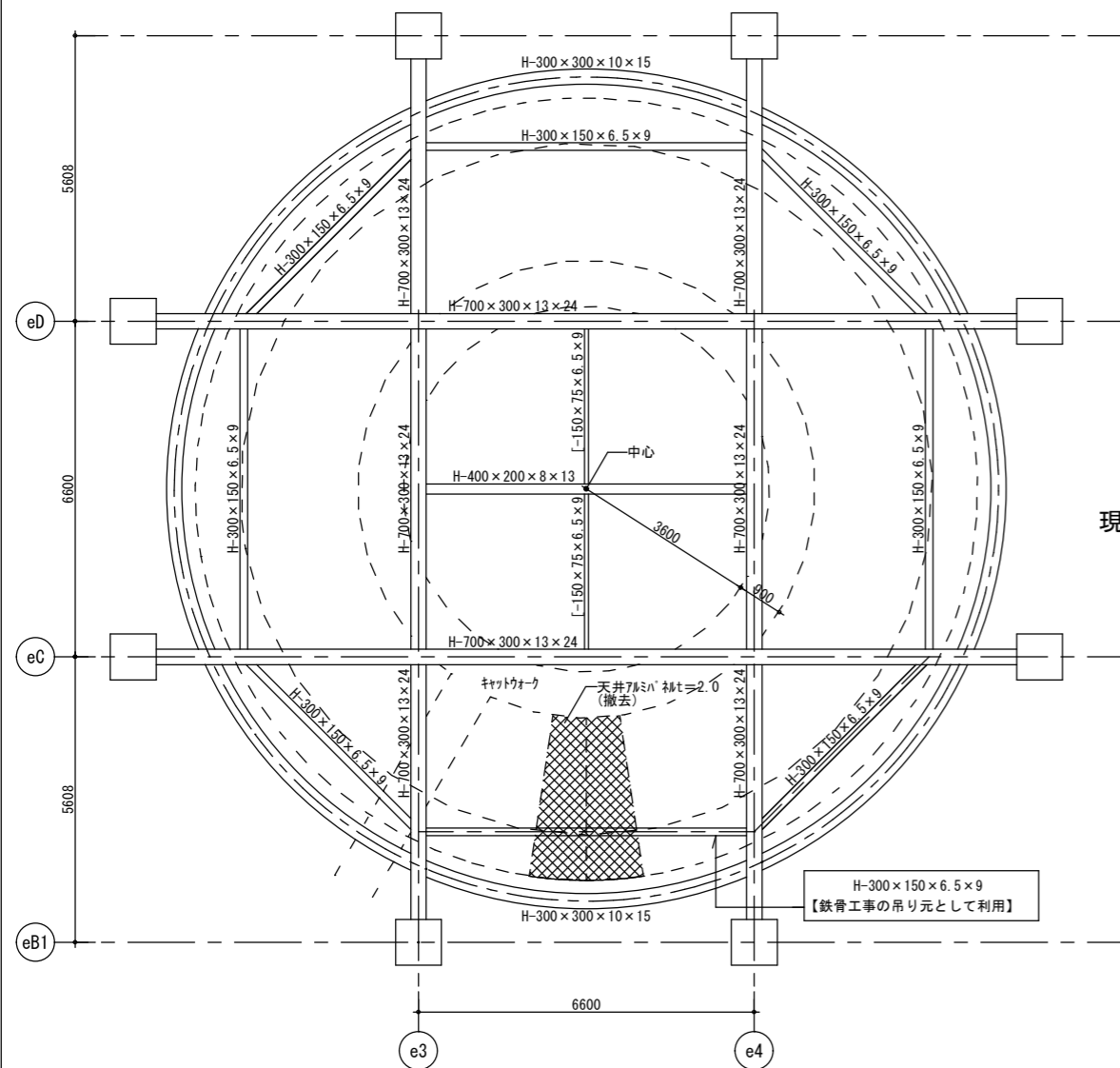


2階 天井伏図



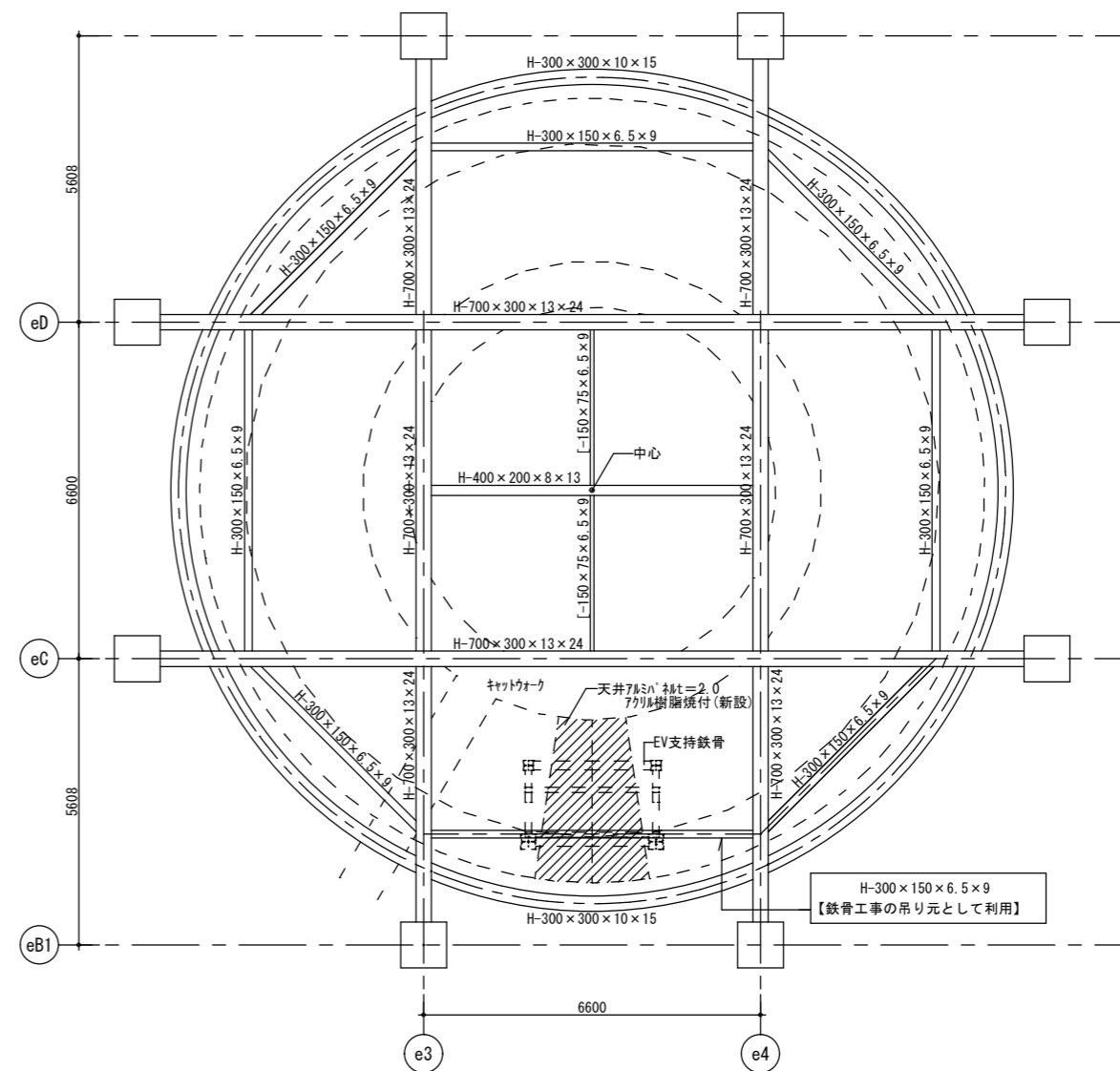
天井765mm 斜材=2.0
寸法イメージ図

※既存図面に記述が不足している為
取付状況及び寸法は現地調査により決定すること



現況・撤去

改修後



工事名 R8 宮崎 防災センター・消防学校 北・横浜 屋外訓練施設等
改修工事 (着手日指定型)

図面番号 A-014
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

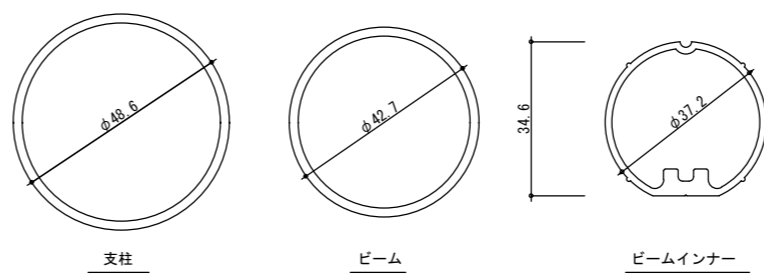
株式会社 川建設

1級建築士登録
第126265号
川端社一郎

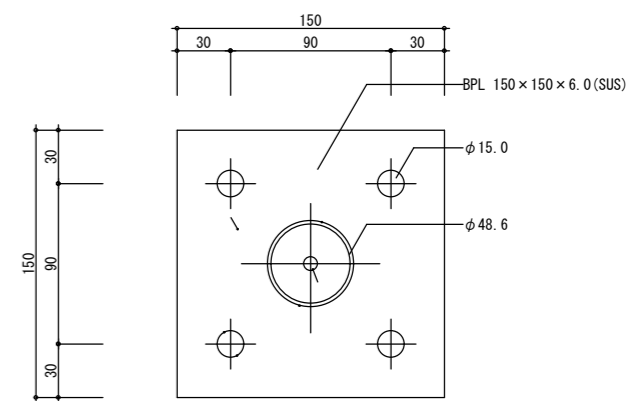
徳島県土整備部営繕課

図面名
天井伏図・R2FL伏図

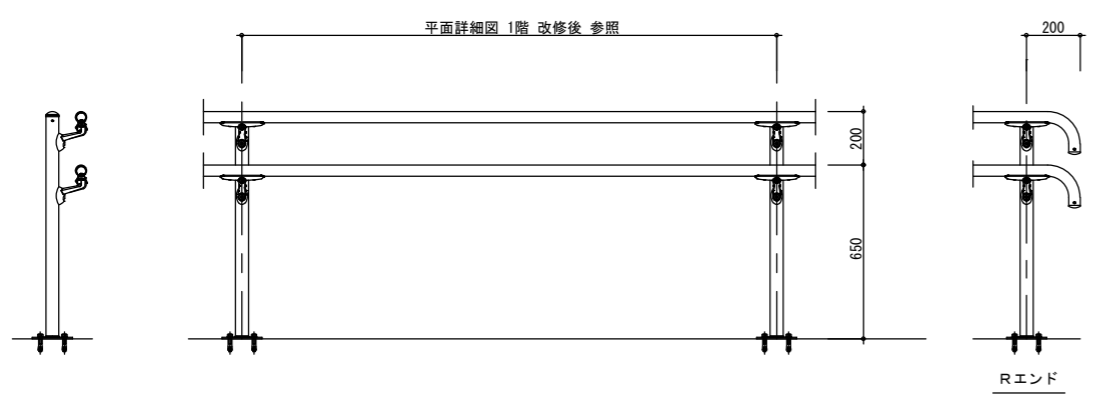
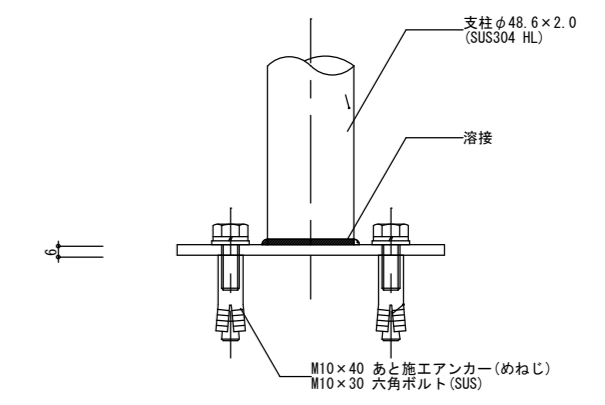
歩行者用補助手すり ベースプレート納まり / サポートレール1型フロントビーム2段 ベースプレート式			
部材名	規格・材質	部材名	規格・材質
ビームブラケット	JIS H5302 ADC12	柱インナー	JIS H4100 A6063S-T5
フロントブラケット	JIS H5302 ADC12	六角穴付タンボルト	JIS B1174
端部キャップ	JIS H5302 ADC12	十字穴付小ネジ	JIS B1111
支柱	SUS304	十字穴付タッピンネジ	JIS B1122
ビーム	SUS304	平座金	JIS B1256
ビームインナー	JIS H4100 A6N01S-T5	ハネ座金	JIS B1251
三次元コーナー上球	JIS H5302 ADC12	柱インナー	JIS H4100 A6063S-T5
三次元コーナー下球	JIS H5302 ADC12	ビーム	SUS304
柱キャップ	JIS H5302 ADC12	座金類	JIS B1251/1256



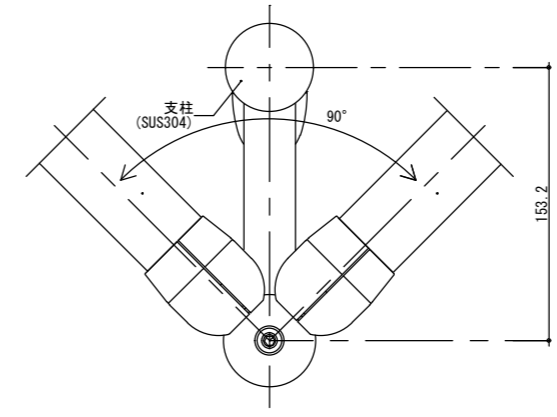
部材断面図 NON scale



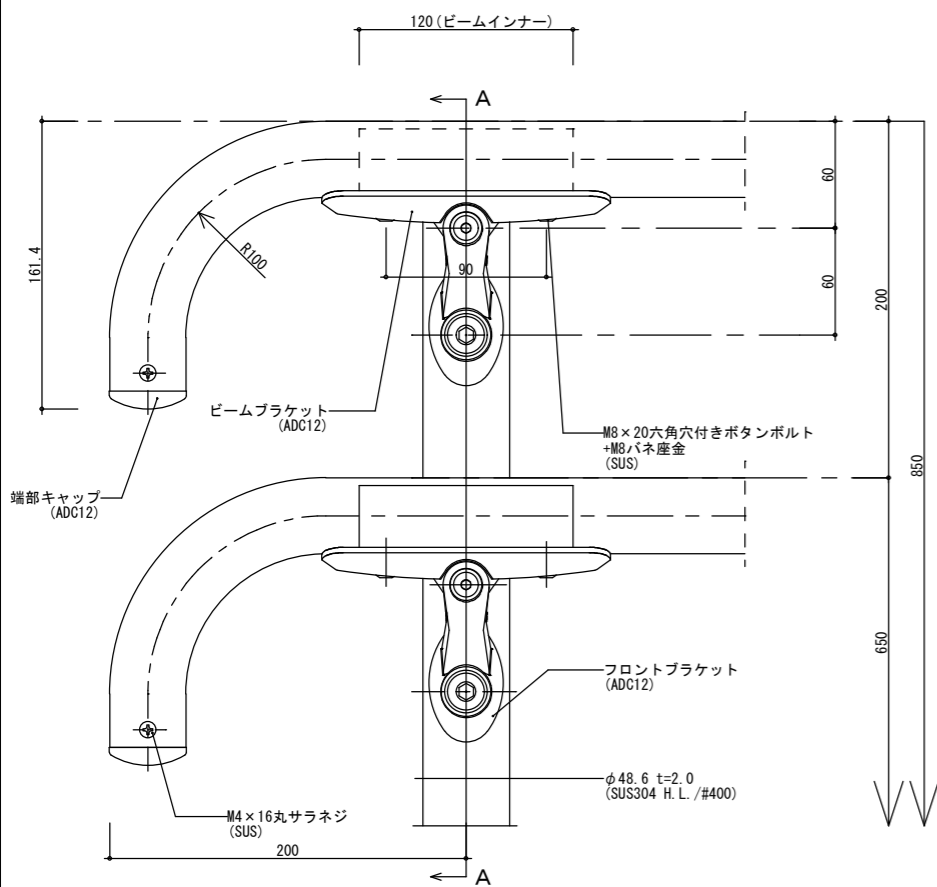
BPL詳細図



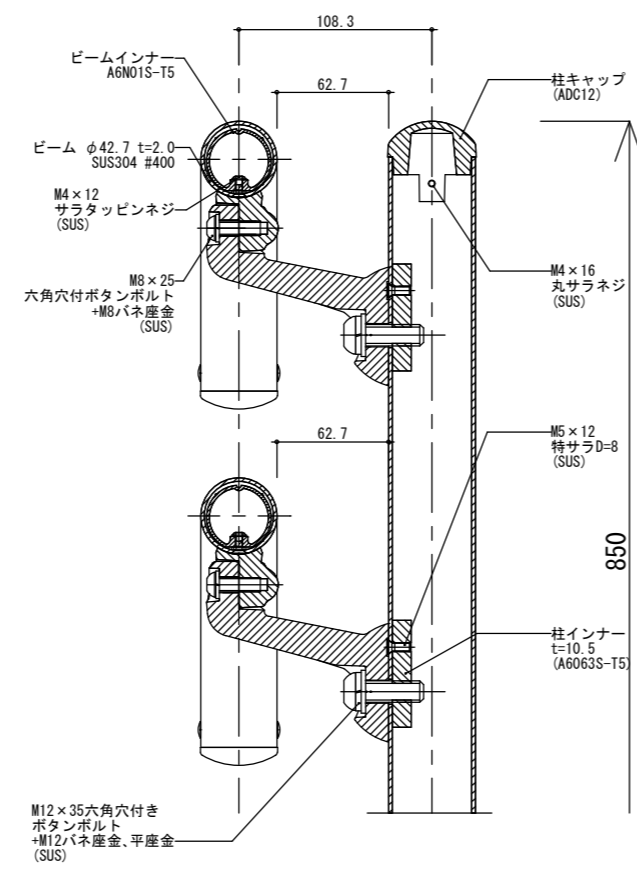
姿図 1/20



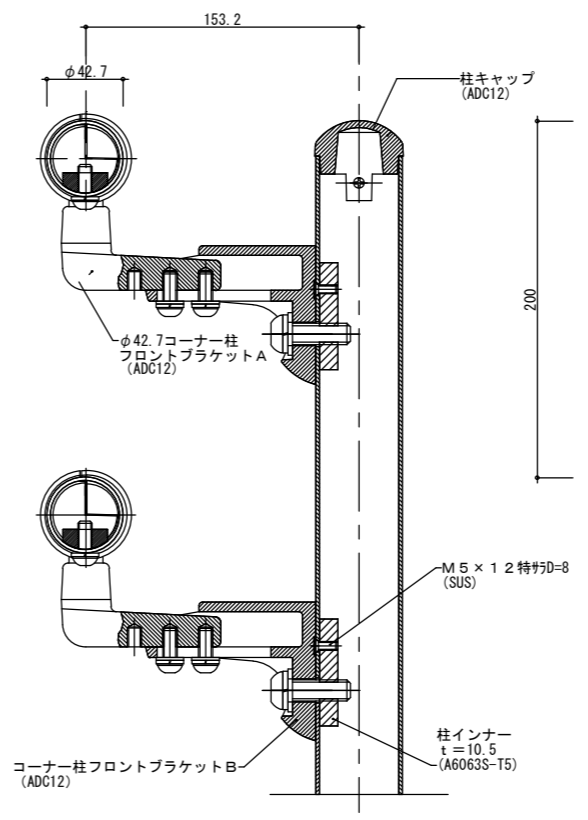
出隅 平面詳細



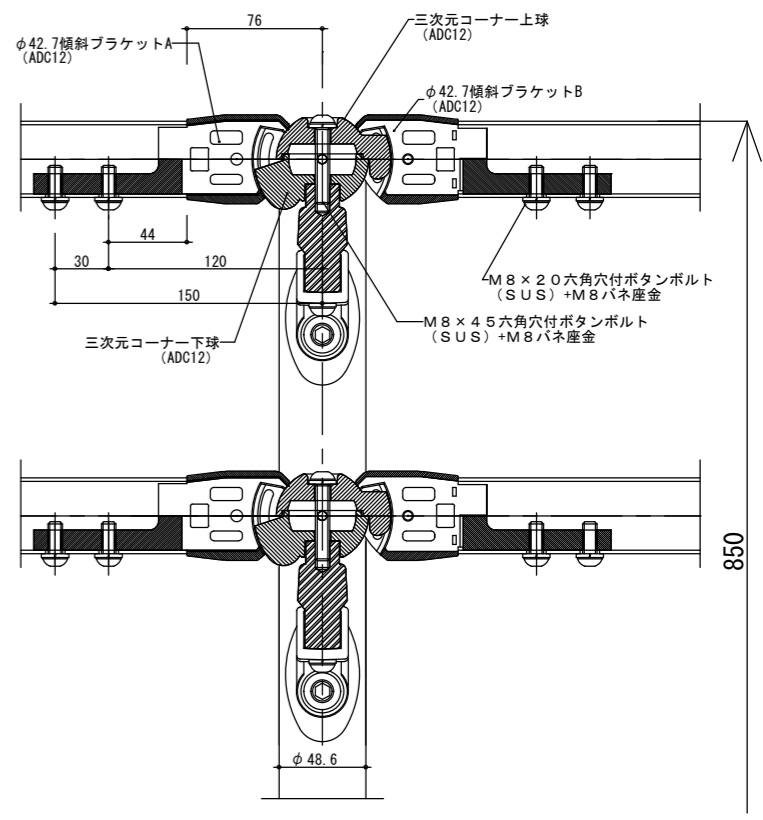
Rエンド組付詳細図



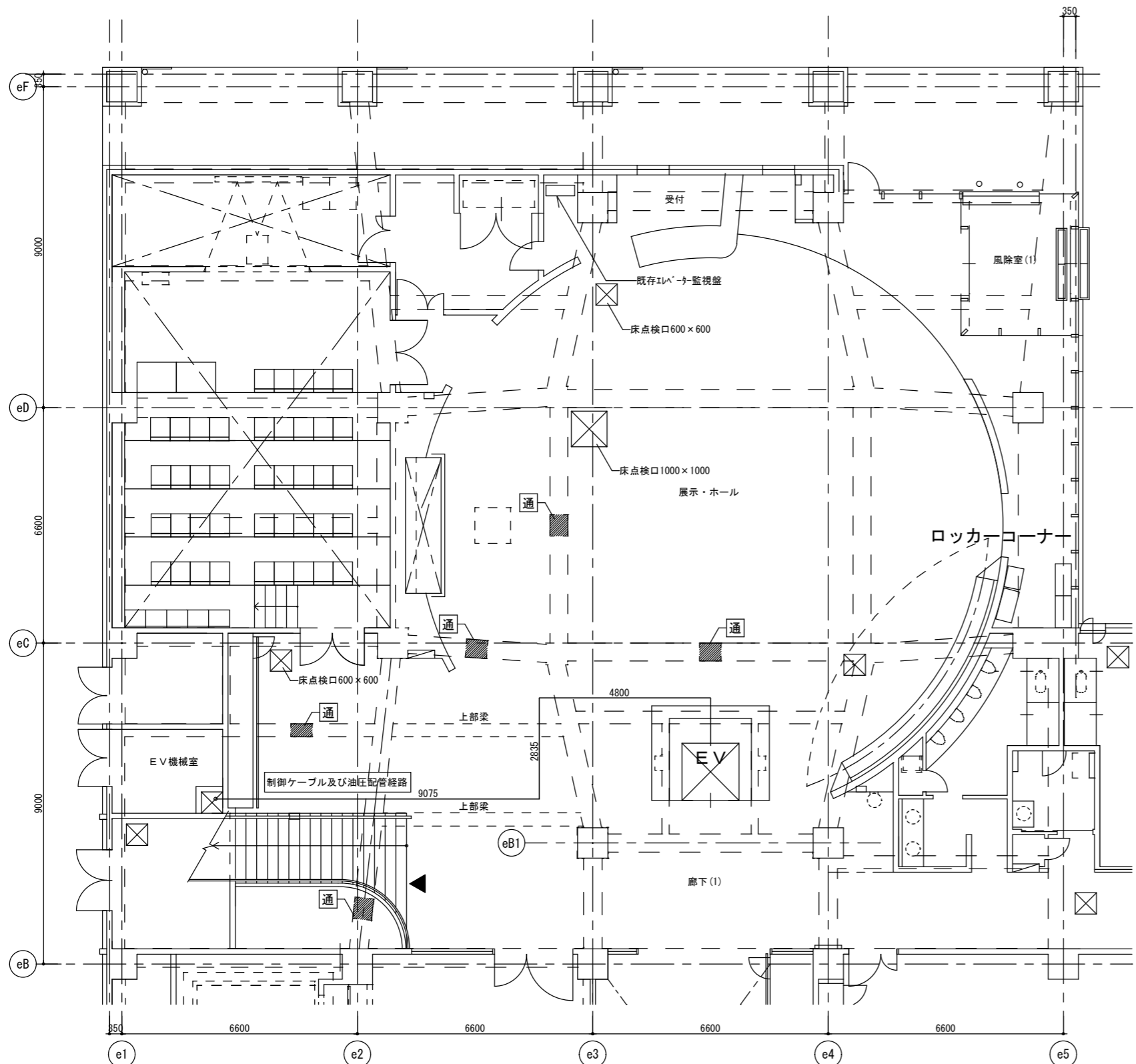
A-A 断面図



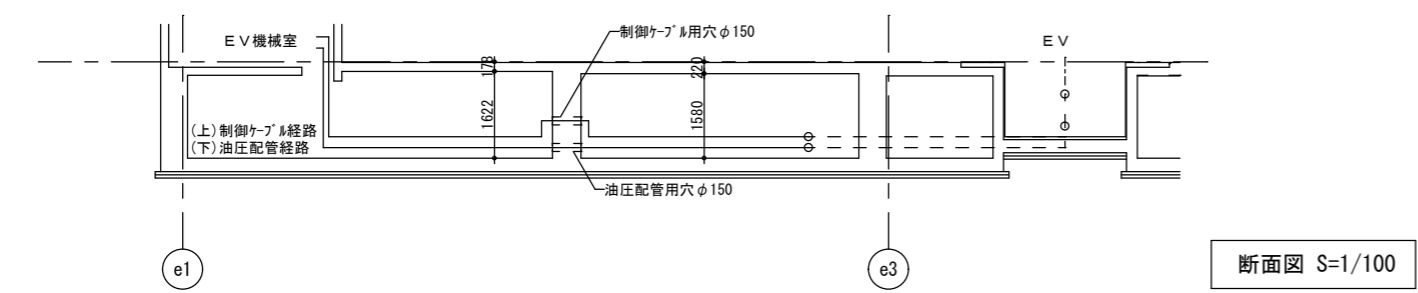
出隅 断面詳細(1)



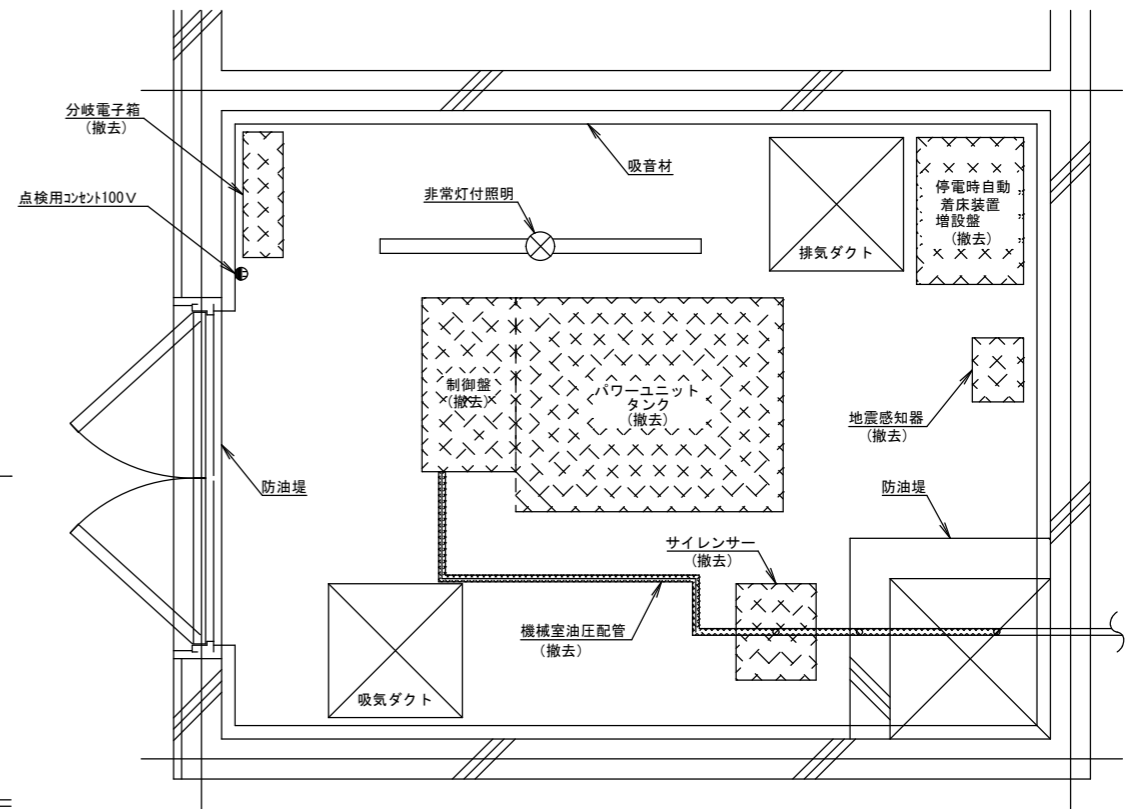
出隅 断面詳細(2)



平面図 1階 S=1/100



断面図 S=1/100



既設機械室平面図 S=1/20

✕ : 撤去機器【別工事】
○別工事：R8 営繕 防災センター 北・鯛浜 エレベーター改修工事

鉄骨構造基準図 7-1 (基礎配筋基準図)

I. 構造設計概要

1. 建築物の構造内容

- (1) 建築場所 板野郡北島町鯛浜
- (2) 工事種別 新築 増築 増改築 改築
- (3) 構造設計一級建築士の関与 必要 必要としない
- 法第20条第一号 (高さ60m超)
- 法第20条第二号 (RC造高さ20m超 S造4階建以上 木造高さ13m超 その他)
- 注(3) 構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認すること。
- (4) 階数
- 地下 階 地上
- (5) 主要用途 エレベーターシャフト
- (6) 増築計画 有 () 無
- (7) 構造計算ルート
- (8) 鉄筋の継手及び定義
- 建築基準法施工令36条及び73条による仕様規定に準ずる事。
- X Y両方向共ルート3及び限界耐力計算の場合は、政令73条の仕様規定によらずJASS(2009)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC基準2010とすることができる。

2. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート (レディミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIA A 5308)

適用箇所	種類	設計基準強度 F _c =N/mm ²	品質基準強度 F _q =N/mm ²	スランブ cm	種類
捨てコンクリート	<input type="checkbox"/> 普通	18		15	
土間コンクリート	<input type="checkbox"/> 普通	18		15	
基礎・基礎梁	<input type="checkbox"/> 普通	21		15	

単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

種類	径	使用箇所	継手工法	
			種類	径
異形鉄筋 (JIS G 3112)	<input type="checkbox"/> SD295 A	D10-D13-D16	基礎スラブ	<input type="checkbox"/> 重ね継手 D16以下
	<input type="checkbox"/> SD295 B			<input type="checkbox"/> ガス圧継手 D19以上
	<input type="checkbox"/> SD345	D19	基礎	<input type="checkbox"/> 溶接継手
	<input type="checkbox"/> SD390			<input type="checkbox"/> 機械式継手
高強度せん断補強筋	<input type="checkbox"/> 材種			
	<input type="checkbox"/> 大臣認定番号 MSRB-			
丸鋼 (JIS G 3112)	<input type="checkbox"/> SR235			
溶接金網 (JIS G 3551)	<input type="checkbox"/>			

種類	使用箇所	現場溶接	備考
<input checked="" type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SM400 <input checked="" type="checkbox"/> SN400A, B, C	柱, 梁, 間柱, BPL	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	JIS G3101
<input type="checkbox"/> STKR400 <input type="checkbox"/> STKR490	柱	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> BCR295 <input type="checkbox"/> BCP235	柱	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	MSTL-0141
<input type="checkbox"/> SM490A <input type="checkbox"/> SM490B <input type="checkbox"/> SN490C	ダイヤフラム	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	JIS G3136
<input type="checkbox"/> SSC400		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	JIS G3350

ボルト 使用箇所の詳細については別添図示とする。

高力ボルト

普通: F10T 特殊: S10T 認定品 (M12 M16 M20 M22 24)

溶融亜鉛メッキ高力ボルトF8T

中ボルト

M 12 M

アンカーボルト

SS400 M

SS490 M

ABR400 M

ABR490 M

ABM400 M

ABM490 M

大臣認定柱脚 (メーカー仕様による)

頭付きスタッドボルト

φ= L= mm 使用箇所 (柱 大梁 小梁)

φ= L= mm 使用箇所 (柱 大梁 小梁)

3. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画

有 (敷地内 近隣) 無 (調査計画 有 無)

規格番号	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画
ボーリング調査						
水平地盤反力係数の測定						
試験掘 (支持層の確定)						
AI-デジタリイ						

注) 上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4. 地業工事

- (1) 直接基礎 ベタ基礎 布基礎 独立基礎 試験掘 有 無
- 深さ GL- m、支持層-、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 有 無
- (2) 地盤改良 浅層混合処理工法 深層混合処理工法布基礎
- 深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 有 無
- 注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針; 日本建築センター2002」を参考とする
- (3) 杭基礎 支持層-

杭種	材料	施工法	備考
<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> PRC	PRC (<input type="checkbox"/> I種 <input type="checkbox"/> II種 <input type="checkbox"/> III種)	<input type="checkbox"/> 打ち込み	
<input type="checkbox"/> PHC <input type="checkbox"/> H鋼	PHC (A種 B種 C種)	<input type="checkbox"/> 埋込み (セメントミルク工法)	
<input type="checkbox"/> 鋼管 <input type="checkbox"/> 摩擦杭	鋼材 <input type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SKK400	<input type="checkbox"/>	評定第 号
<input type="checkbox"/> SSC杭 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> JIS	<input type="checkbox"/>	年 月 日
<input type="checkbox"/> 場所打ち	コンクリート F _c N/mm ²	<input type="checkbox"/> オールケーシング <input type="checkbox"/> 掘削杭	評定第 号
コンクリート杭	F _q N/mm ²	<input type="checkbox"/> リバースサーキュレーション	
	スランブ cm以下	<input type="checkbox"/> アースドリル <input type="checkbox"/> ミニアース	年 月 日
	セメント量 kg/m ³	<input type="checkbox"/> BH <input type="checkbox"/> 深礎 <input type="checkbox"/> 手掘	
	単位水量 kg/m ³	<input type="checkbox"/> 機械掘	
	鉄筋 主筋 SD		
	HOOP SD		

杭仕様 施工計画書承認 杭施工結果報告書

試験杭 (有 無) (打ち込み 載荷 孔壁測定) 本

杭径 (mm)	設計支持力 (kN)	杭先端の深さ (m)	本数	特記事項

5. 設備関係

- 建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
- 建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防錆のための有効措置を講ずること。
- 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
- 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
- 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
- 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
- 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
- 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

6. その他

- 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
- 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
- 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
- 本構造配筋基準図は、設計者の責任において使用すること。

II. 配筋基準図

1. 鉄筋の材料

鉄筋は表1により、種類の記号は特記による。

規格番号	規格名称	種類の記号
JIS G3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235 SR295 SD295A SD295B SD345 SD390

溶接金網は JIS G3551 (溶接金網及び鉄筋格子) により、網目の形状、寸法及び鉄線の径は特記による。

2. 鉄筋の表示記号

鉄筋径	異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
表示記号		●	×	○	●	○	●	⊗	⊙

3. 鉄筋の最小かぶり厚さ及び間隔

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

構造部分の種類	最小かぶり厚さ (mm)	
	仕上げあり	仕上げなし
スラブ、耐力壁以外の壁	20	30
	30	30
	30	30
柱、耐力壁	30	30
	30	30
	40	40
擁壁、耐圧スラブ	40	40
	40	40
柱、梁、スラブ、壁	*40	*60
	*60	*60
煙突等高温を受ける部分	60	60

- (注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、仕上塗材、吹付け又は塗装等の鉄筋の耐久上有効でない仕上げのものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、均しコンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

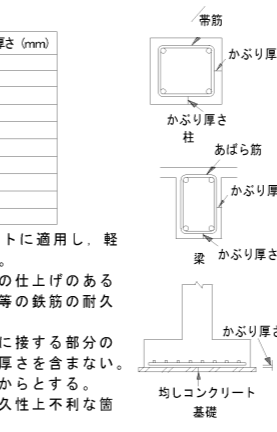
- (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

- (d) 鉄筋相互のあきは、下記のうち最大のもの以上とする。ただし、特殊な鉄筋継手の場合は、特記による。

- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
- (2) 25mm
- (3) 隣り合う鉄筋の平均径の1.5倍

- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは (d) による。

- (f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c) による。



4. 鉄筋の末端部

- 鉄筋の末端部には、次の場合にフックをつける。
- (1) 根巻き柱脚の主筋で末端部が頂部にあるもの。
- (2) 杭基礎のベース筋。
- (3) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋。

折曲げ角度	折曲げ図	表4.1 鉄筋の折曲げ		
		SD295A SD345	SD295B	SD390
		D16以下	D19~D38	D19~D38
180°		D	3d以上	4d以上
135°		D	3d以上	4d以上
90°		D	3d以上	4d以上
135°及び90° (幅止め筋)		D	3d以上	4d以上

5. 鉄筋の継手

- (a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。
- (b) 鉄筋の継手位置は、特記による。
- (c) 鉄筋の重ね継手は、次による。
- なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- (1) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は50d) と表5.1の重ね継手長さのうち大きい値とする。
- (2) (1) 以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表5.1による。
- (3) 隣り合う継手の位置は、表5.2にいる。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
- なお、先組工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

表5.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	L1 (フックなし)		L1h (フックあり)	
		L1	L1h	L1	L1h
SD295A SD295B	18	45d	35d	45d	35d
	21	40d	30d	40d	30d
	24, 27	35d	25d	35d	25d
SD345	18	50d	35d	50d	35d
	21	45d	30d	45d	30d
	24, 27	40d	30d	40d	30d
SD390	18	50d	35d	50d	35d
	21	45d	30d	45d	30d
	24, 27	40d	30d	40d	30d

- (注) 1. L1、L1h: 重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL1hは、図5.1に示すようにフック部分を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。



図5.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

表5.2 隣合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合		フックなしの場合	
	図	条件	図	条件
圧接継手の場合		a ≥ 0.5L1h		a ≥ 0.5L1h
		a ≥ 400mm		a ≥ 0.5L1
機械式継手の場合		aは、400mm以上、かつ、(b+40)mm以上		aは、400mm以上、かつ、(b+40)mm以上

鉄骨構造基準図 7-2 (基礎配筋基準図)

6. 鉄筋の定着

- (a) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。
 特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は50d) 表6. 1の定着長さのうち大きい値とする。
- (b) (a) 以外の鉄筋の定着の長さは、表6. 1による。

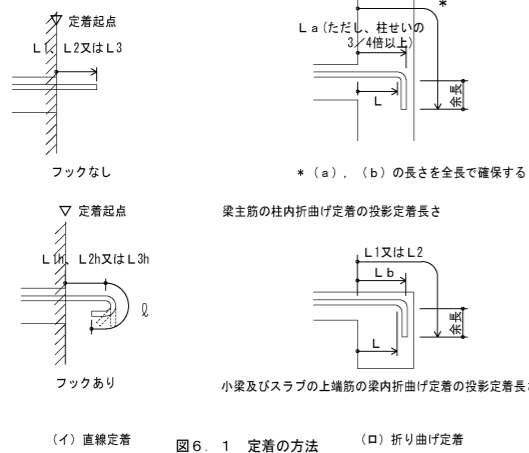
表6. 1 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	フックなし				フックあり			
		L1	L2	L3		L1h	L2h	L3h	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	21	40d	35d						
	24, 27	35d	30d						
	30, 33, 36	35d	30d						
SD345	18	50d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	21	45d	35d						
	24, 27	40d	35d						
	30, 33, 36	35d	30d						
SD390	21	50d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	24, 27	45d	40d						
	30, 33, 36	40d	35d						

- (注) 1. L1, L1h: (b) 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
 2. L2, L2h: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着長さ及びフックあり定着の長さ
 3. L3: 小梁及びスラブの下端筋の直線定着長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁を除く。
 4. L3h: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
 5. フックあり定着の場合は、図6. 1に示すようにフック部分 ϕ を含まない。また中間部での折り曲げは行わない。
 6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(c) 定着の方法は、図6. 1による。

なお、仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表6. 1のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表6. 1に示す直線定着の長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表6. 2に示す長さ(かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上)のみを定着させる。



- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ (基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。)
 2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ (片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

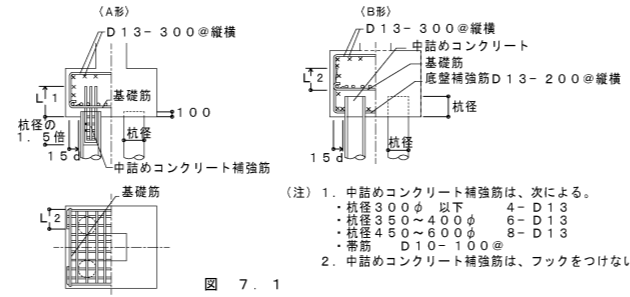
表6. 2 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	La	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

7. 基礎

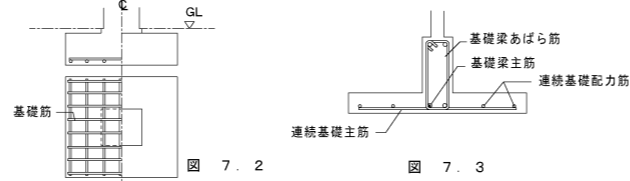
A. 杭基礎の場合

既製コンクリート杭の杭頭補強の方法は、図7. 1のA形又はB形とし、適用は特記による。特記がなければB形とする。
 なお、中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
 下図以外の場合は、特記による。



B. 直接基礎 (独立基礎) の場合の配筋は、図7. 2による。

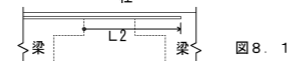
C. 直接基礎 (連続基礎) の場合の配筋は、図7. 3による。



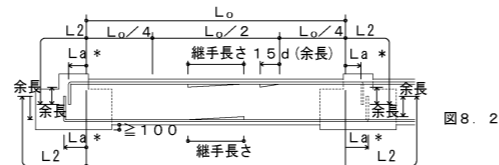
8. 基礎梁

A. 一般事項

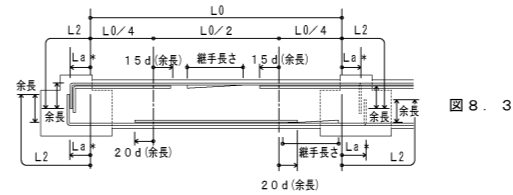
- (1) 梁筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図8. 1による。
 (2) 梁筋を柱内に定着する場合は次による。
 ①梁主筋のみ込み長さは、柱せいの3/4以上とする。
 ②上端筋: 曲げ降ろす。
 ③下端筋: 曲げ上げる。ただし、やむを得ない場合は、監督員の承諾を受けて、曲げ降ろすことができる。
 ④定着の方法は、6. (c)による。



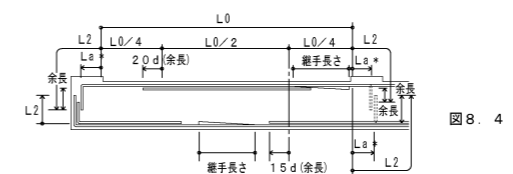
B. 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長



C. 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長 (耐圧スラブが付く場合は D. による)

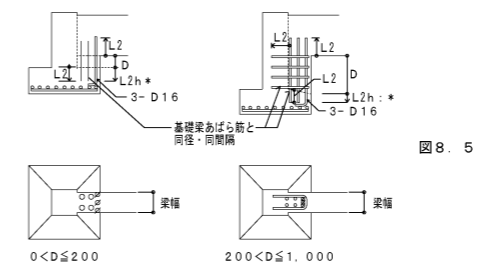


D. 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長



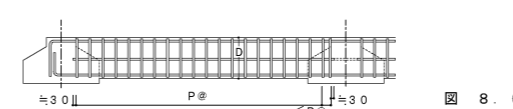
- (注) 1. 印は、継手及び余長を示す。
 2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
 3. Laの値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

E. 基礎接合部の補強



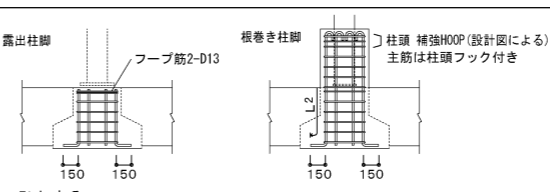
- (注) 1. L2hを確保できない場合は、6. (c)によることができる。

F. あばら筋の割り付け



- (注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

9. 基礎柱



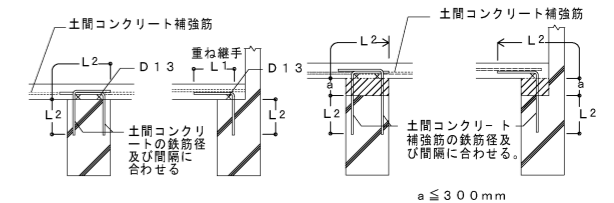
帯筋

- (1) H形とする。
 (2) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。
 (3) 溶接する場合の溶接長さLは両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。



10. 土間コンクリートの補強

- A. 土間コンクリートの補強
 土間コンクリートの補強筋は、特記による。
 なお、基礎梁との接合部は、図10. 1による。



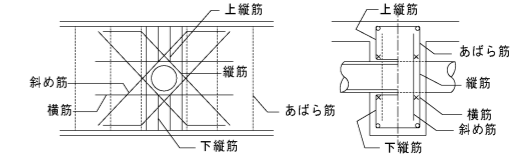
11. 梁貫通孔補強

(1) H形配筋

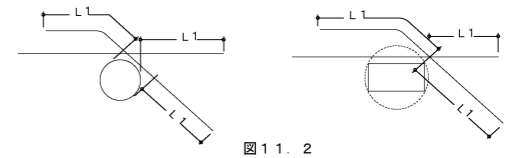
配筋	斜め筋	縦筋	横筋	縦筋	配筋	図
H1	なし	なし	なし	なし	なし	[Diagram H1]
H2	2-2-D13	なし	なし	なし	なし	
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	なし	[Diagram H3]
H4	4-2-D16	なし	なし	なし	なし	
H5	4-2-D16	なし	なし	なし	なし	[Diagram H5]
H6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	なし	
H7	4-2-D22	なし	なし	なし	なし	[Diagram H7]

- (注) 印は、一般部分のあばら筋を示す。

1. 梁貫通孔補強筋の名称などは図11. 1による。



2. 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこの外接円とする。
 3. 孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は、梁下端より1/3Dの範囲に設けてはならない。
 4. 孔の中心位置の限度は、柱及び直交する梁 (小梁) の面から原則として
 1. 5D (Dは梁せい) 以上離す。ただし、基礎梁、壁付帯梁は除く。
 5. 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
 6. 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
 7. 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは図11. 2による。
 8. 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げるにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
 9. 溶接金網の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
 10. 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13φのリング筋を取り付ける。
 なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
 11. 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

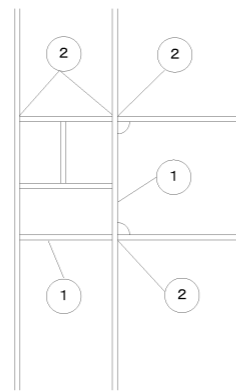


- (注) 採用する配筋については、特記による。
 大臣認定による既製品を使用する場合は、すべて認定内容による。

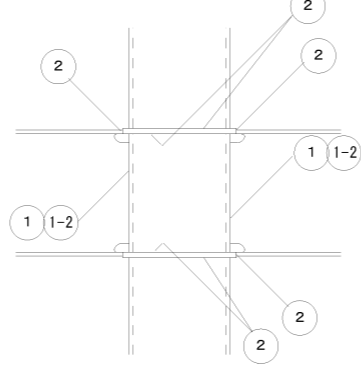
鉄骨構造基準図 7-3 (溶接 A)

6 仕口部溶接図示例

柱 H 形鋼の場合



柱角形鋼管の場合



特記事項

- 適用範囲
 - 本基準図は「溶接工作基準・同解説、Iアーク溶接、IVサブマージアーク自動溶接、IVガスシールド半自動溶接：日本建築学会」に従い、工場溶接を行う場合に適用する。
 - 特に設計者の指示がある場合はそれに従う。
 - 本図によらない場合は、設計者の承認を受ける。
 - 本構造基準図は、設計者の責任において使用すること。

2 適用鋼材

溶接法	鋼材の記号	板厚 (mm)
M	SS400, SSC400, STKR400, STK400, STK490	2.3~6
M	SS400, SM490YA, STKR400, STK490	6~25
M	SM400A, SM490YB, SN400B・C, SN490B・C	6~32
NG	SM490A, SM520B, SN400B・C, SN490B・C	6~38
G	SN400B・C, BCR295, BCP235, BCP295	6~45
S	SN400B・C, SN490B・C	6~45
	SM400B, SM400C, SM520C, SM570	6~50

予熱は、鉄骨工事技術指針に従い行うものとする。技術指針に該当しない鋼材については、必要な試験を行った上、適切な熱管理のもとで準用してよい。

3 適用溶接法と記号

- M アーク手溶接
- NG ノンガスシールドアーク半自動溶接
- G ガスシールドアーク半自動溶接
- S サブマージアーク自動溶接
- C 突合せ溶接
- P 部分溶け込み溶接
- F すみ肉溶接
- T T継ぎ手
- L 角継ぎ手
- B 突合せ継ぎ手
- I I形
- V V形
- レ レ形
- K K形
- X X形
- B 裏あて金
- 1 片面溶接
- 2 両面溶接 MC, NGC, GC は、表はつりをする。
(例) MC-TL-B1=Aアーク手溶接突合せ-レ形T継ぎ手-裏あて金付片面溶接

4 溶接姿勢

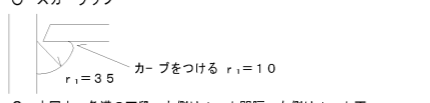
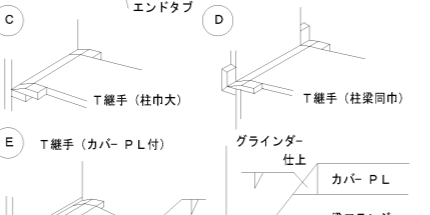
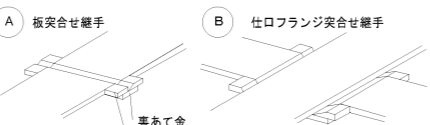
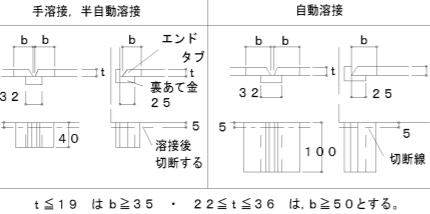
- F 下向姿勢
 - H 水平又は、横向姿勢
 - V 立向姿勢
 - O 上向姿勢
- 手溶接における姿勢は、特記あるものを除き、原則として下向とする。

5 その他

- 使用板厚は半自動、自動溶接の場合は6mm以上とする。
- 手溶接において、1層目の溶接を行う棒径は4mm以下とする。
- 寸法の許容誤差で図示したもの以外は、下記による。
 - 開先角度は、 $-3'$ 、 $+5'$ とする。
 - 裏あて金のすきまは0とし許容誤差は、 -0 、 $+1$ とする。
 - 重ね継ぎ手のすきまは0とし許容誤差は、 -0 、 $+2$ とする。
 - グループ溶接部の相互の目違いは0とし、許容誤差は、 -1 、 $+1$ とする。
 - 突合せ溶接および部分溶け込み溶接の余盛の高さは、特記なき場合は、右記詳細図によるものとする。

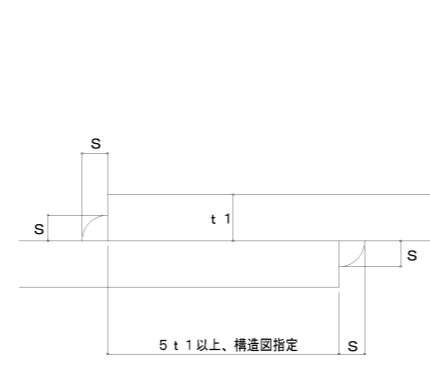
7 エンドタブ、裏あて金、補強すみ肉、スカールラップ

- 突合せ溶接の両端にはエンドタブを取付け、アークの開始および終了点とする。寸法は下図による。
- 裏あて金の厚さは、母材の厚さ6mmの場合6mm・25mmまでは、9mm・25mm以上は、12mmとする。
- スチール製エンドタブに替えてフラックススタブ・セラミックスタブを監督員の承認を得て使用することができる。



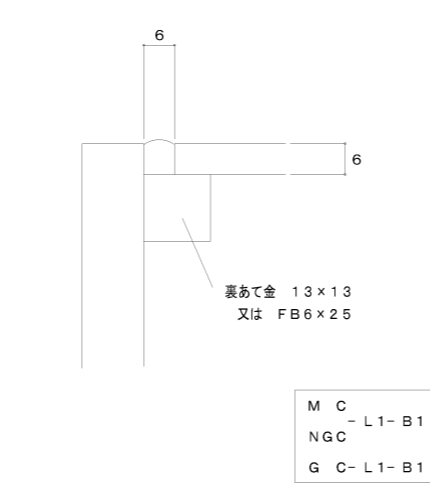
○ 本図中、各溝の下端、左側はルート開閉、右側はルート面の許容誤差寸法を示す。

1-4 重ねすみ肉溶接



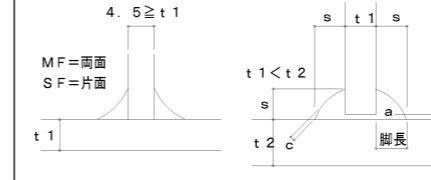
Sは1表による。
許容誤差
すきま e -0 、 $+2$ mm s, a, cは1に同じ

5 I型突合せ



裏あて金 13×13
又は FB6×25

1 すみ肉溶接



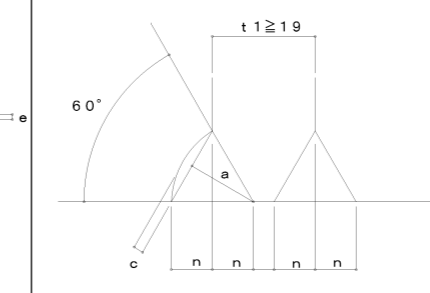
1 表

s	t1	3	2.4	5	6	9	12	16	19
手・半自動・自動	4	5	6	7	7	9	9	12	14

且つ、自動溶接では t1=3, 2, 4, 5 については片面溶接
終始端は、まわし溶接を行う。

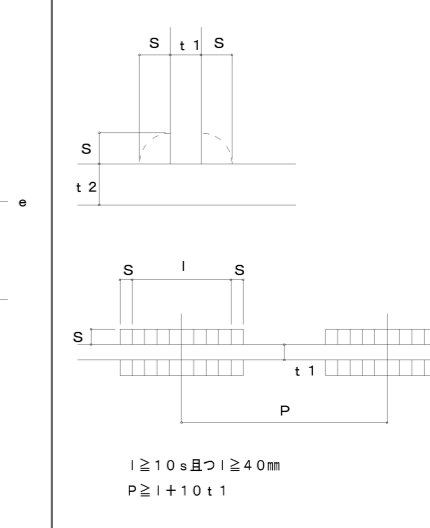
すきま e -0 、 $+5$ 、ただし e が 2mm をこえる場合はサイズを e だけ増加する。2mm をこえるすき間は全長に
且つてはならない。
サイズ s -0 、 $+3$ 、ただし溶接の長さの 10% 以内については
 -0 、1s を認める。
余盛 c -0 、 $+(0.1s + 1)$ 、ただし溶接長さの 10% 以内については -0 、0.7s を認める。

1-2 K型すみ肉溶接



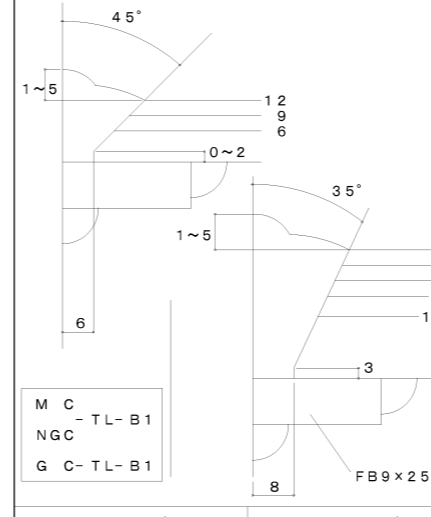
n1=n2=0, 4 t1
許容誤差
a, c, e, 同差 n1 n2 -0 、 $+3$

1-3 断続すみ肉溶接



l ≥ 10s 且つ l ≥ 40mm
P ≥ l + 10 t1

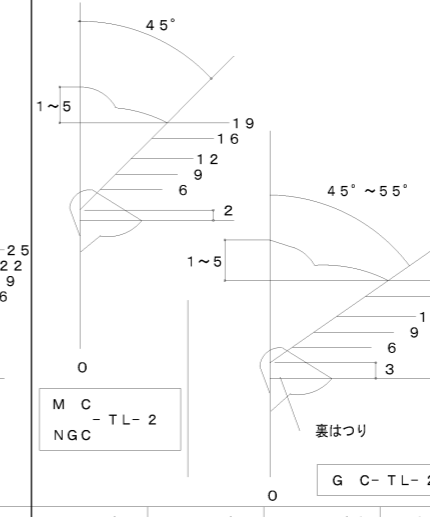
2 L型突合せ



M C - TL-B1
NGC
G C - TL-B1

-1 +2 -2 +0

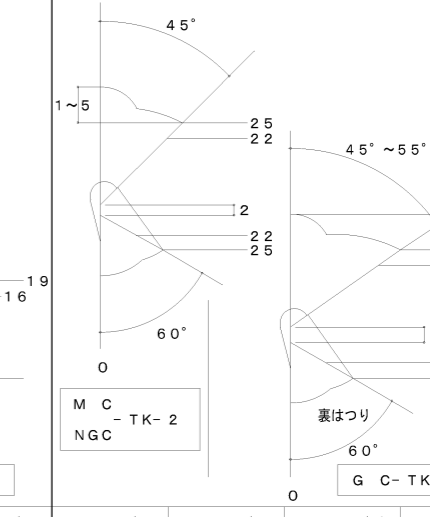
3 L型突合せ



M C - TL-2
NGC

-0 +2 -2 +0 -0 +3 -3 +0

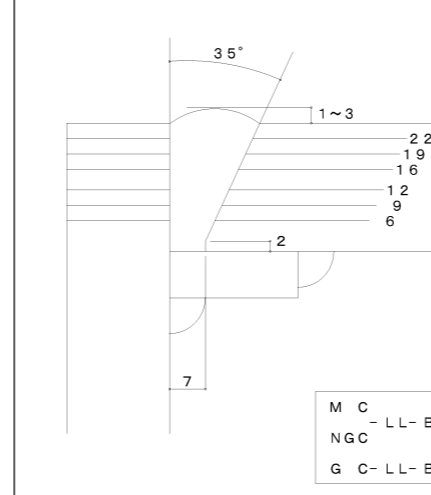
4 K型突合せ



M C - TK-2
NGC

-0 +2 -2 +0 -0 +3 -3 +0

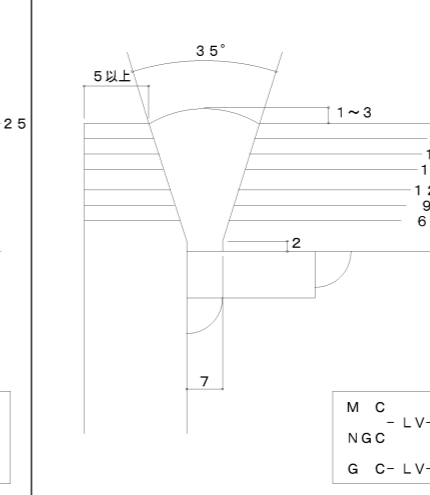
6 L型突合せ



M C - LL-B1
NGC
G C - LL-B1

-1 +2 -2 +0

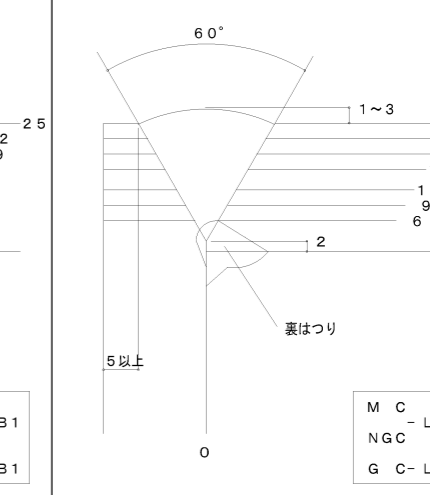
7 V型突合せ



M C - LV-B1
NGC
G C - LV-B1

-1 +2 -2 +0

8 V型突合せ



M C - LV-2
NGC
G C - LV-2

-0 +2 -2 +0

鉄骨構造基準図 7-4 (接合部)

◎H- 250 x 125 x 6 x 9

◎H- 300 x 150 x 6.5 x 9

◎H- 350 x 175 x 7 x 11

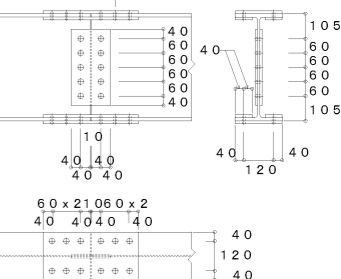
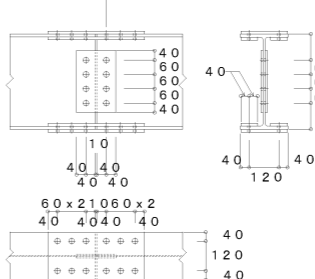
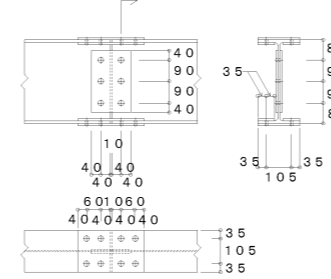
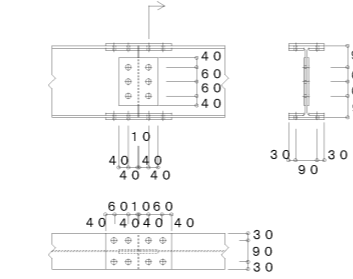
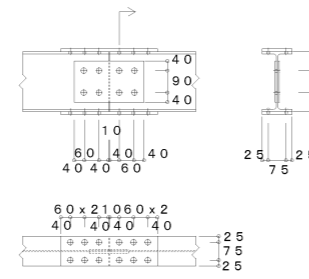
H- 400 x 200 x 8 x 13

H- 450 x 200 x 9 x 14

H型鋼標準接合部

特記事項

- 許容耐力設計において、存在応力が本基準図の許容耐力以内であることを確認すること。
- 当基準図は保有力接合を示す基準図である。
- 孔径はボルト軸径+2mm以内とする。
- 鋼材の材質は SS400 SN400A・B・Cとする。
- 高力ボルトは、S10T・F10Tとする。
- 垂鉛メッキを施した場合には本表は使用できない。
- 大梁の内法長さが本表に示す最小長さ以下の場合せん断耐力が不足するため本表は使用出来ない。
- 別途設計をした場合本基準図は使用しなくても良い。
- 継手部添板の切断はガス手動切断・シャー切断をしてはならない。



	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M16	2	12	125	410	0.80m
ウェブ	8	M16	2	6	290	170	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	16	M16	2	9	150	290	0.97m
ウェブ	6	M16	2	6	170	200	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	16	M20	2	9	175	290	1.25m
ウェブ	6	M20	2	9	170	260	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M20	2	9	200	410	1.52m
ウェブ	8	M20	2	9	170	260	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M20	2	12	200	410	1.56m
ウェブ	10	M20	2	4	170	320	

H- 500 x 200 x 10 x 16

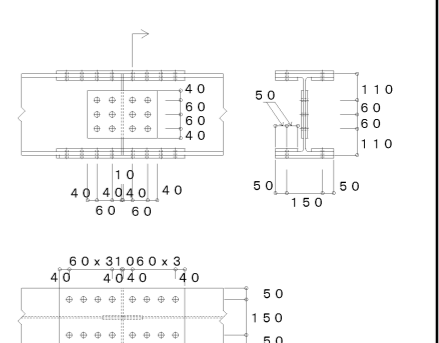
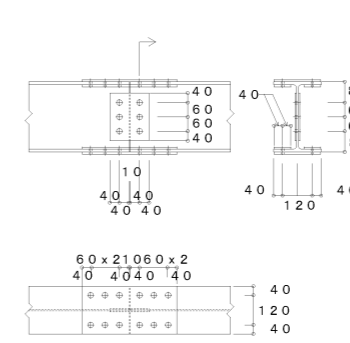
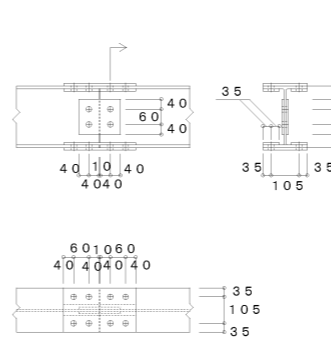
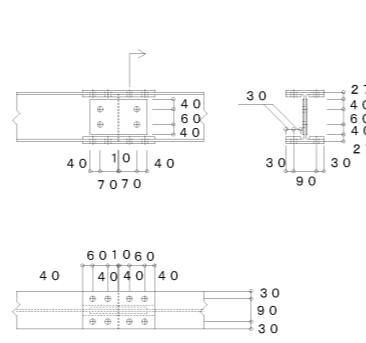
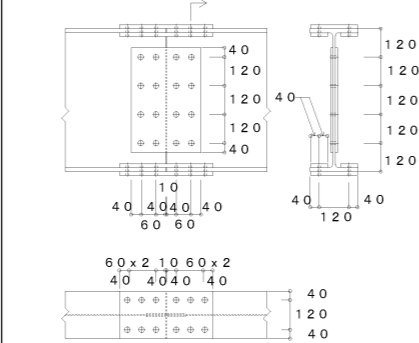
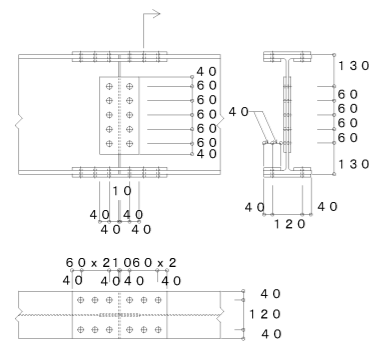
H- 600 x 200 x 11 x 17

H- 194 x 150 x 6 x 9

◎H- 244 x 175 x 7 x 11

◎H- 294 x 200 x 8 x 12

H- 340 x 250 x 9 x 14



	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M20	2	12	200	410	1.57m
ウェブ	10	M20	2	9	170	320	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M20	2	12	200	410	1.46m
ウェブ	16	M20	2	9	290	440	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	16	M20	2	9	150	290	1.01m
ウェブ	4	M20	2	6	230	140	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	16	M20	2	9	175	290	1.17m
ウェブ	4	M20	2	9	170	140	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M20	2	9	200	410	1.36m
ウェブ	6	M20	2	9	170	200	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	32	M20	2	12	250	530	1.65m
ウェブ	12	M20	2	9	290	200	

H- 390 x 300 x 10 x 16

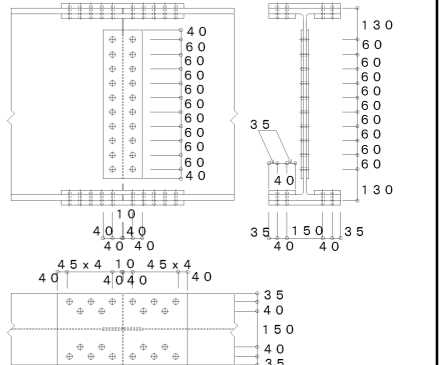
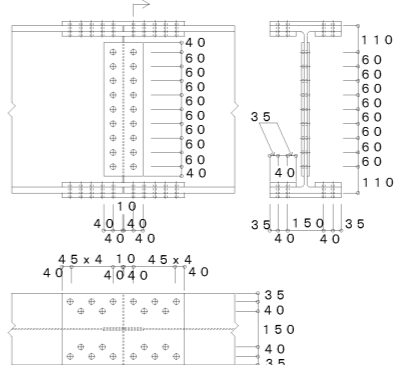
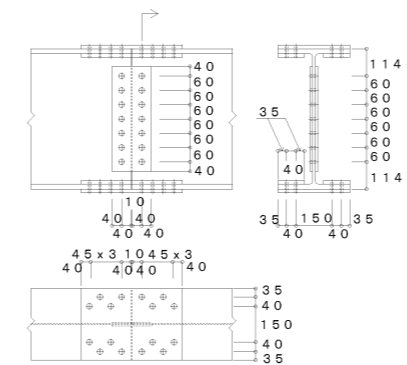
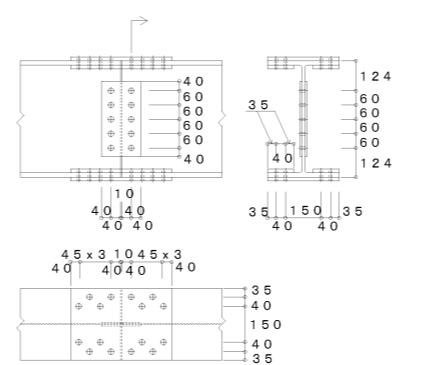
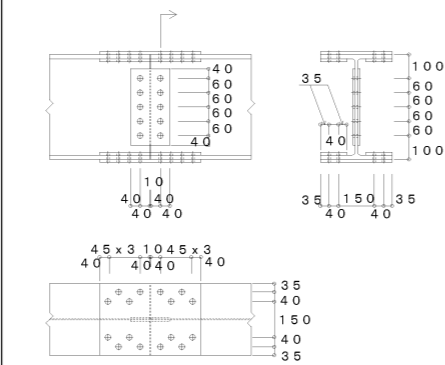
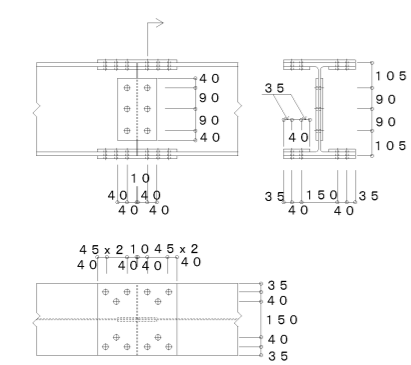
H- 440 x 300 x 11 x 18

H- 488 x 300 x 11 x 18

H- 588 x 300 x 12 x 20

H- 700 x 300 x 13 x 24

H- 800 x 300 x 14 x 26



	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	24	M22	2	12	300	350	1.98m
ウェブ	6	M22	2	9	170	260	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	32	M22	2	12	300	440	2.33m
ウェブ	10	M22	2	9	170	320	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	32	M22	2	12	300	440	2.27m
ウェブ	10	M22	2	12	170	320	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	32	M22	2	12	300	440	2.52m
ウェブ	14	M22	2	9	170	440	

	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	40	M22	2	19	300	530	2.95m
ウェブ	18	M22	2	9	170	560	

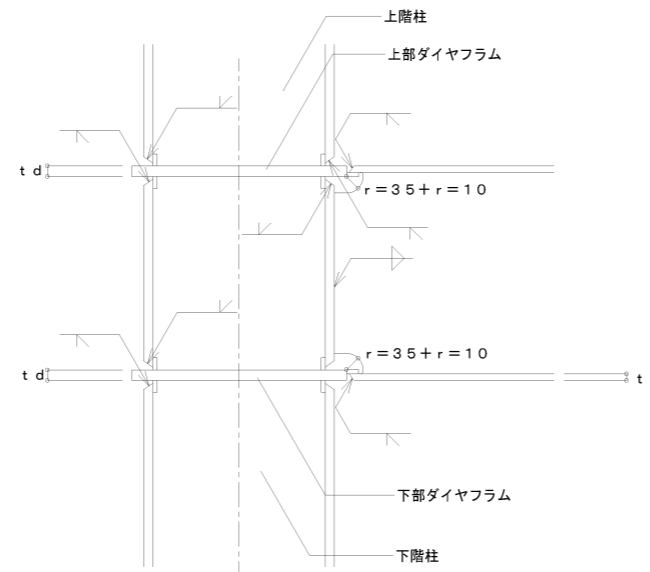
	高力ボルト		母材と同等品				使用可能な梁の最小長さ
	全数量 (本)	径 (mm)	数量 (枚)	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	
フランジ	40	M22	2	19	300	530	3.01m
ウェブ	20	M22	2	12	170	620	

鉄骨構造基準図 7-6 (角形鋼管柱仕口)

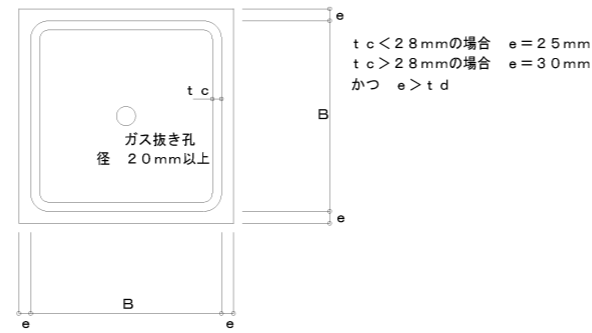
特記事項

- 本基準図は、冷間（熱間）成形角形鋼管を柱として使用した場合の基準を示す。
- 次項に記載する鋼材を使用しない場合は、別途設計による。
- 使用する鋼材の材質
 - 角形鋼管柱 材質・ SM400 ○ SS400 ・ SN400 B
・ SM490A ・ SS490 ・ SN490 B・C
 - 製造方法
・ 冷間プレス成形角形鋼管 ・ BCP235 (SN400BC)
・ 冷間プレス成形角形鋼管 ・ BCP325 (SN490BC)
・ 冷間ロール成形角形鋼管 ・ BCR295 (SN400B)
・ 熱間成形角形鋼管 ・ SHC400B・C (SN400級)
・ 熱間成形角形鋼管 ・ SHC490B・C (SN490級)
・ 冷間成形角形鋼管 ・ STKR400 ・ STKR490
 - ベースプレート等
・ ハイベース BOX- アンカーボルト 径
・ ベースパック □- アンカーボルト 径
・ NCベース □- アンカーボルト 径
○ その他 ・ 根巻き柱脚 ・ 埋込み柱脚
- ダイヤフラム等
 - 使用材質 ○ SS400 ・ SN400 (B・C)
・ SM490A ・ SN490 (B・C)
 - 加工方法 ○ 工場製作 ・ 鋳造製ダイヤフラム
- JIS規格等
 - 冷間プレス成形角形鋼管 (BCP) 建築センター評価品
 - 冷間ロール成形角形鋼管 (BCR) 建設大臣認定品
 - 熱間成形角形鋼管 建築センター評価品
 - 冷間成形角形鋼管 (STKR) JIS G 3466
 - ハイベース 建築センター評価品 BCJ-S1499
 - ベースパック 建築センター評価品 BCJ-S1582
 - NCベース 建築センター評価品 BCJ-S1488
- ベースプレート等の設置 (図面による)
 - アンカーボルトの設置は、指定各社の施工基準に基づき正確に設置すること。
 - 鋼管柱とベースプレートとの接合は、各社の施工基準に基づき入念な施工を行うものとする。
 - アンカーボルトの設置は、特記なき限りA種先付け工法とする。
 - アンカーボルトの設置は主請け業者の責任施工とする。
 - ベースプレートとコンクリートの空隙部は、特記なき限り無収縮グラウト注入とする。
 - 露出型固定柱脚は、メーカー毎で、剛性・強度が異なるため変更の際に注意すること。
- STKR・BCP・BCRには互換性がないので注意すること。
- 溶接部は全て製作所（社内検査）におけるUT検査を行うこと。
- 鋼材の使用区分について (参考)
 - 角形鋼管柱を使用した鉄骨造架構（通しダイヤフラム方式）
柱材・梁材・接合用板材 SN400B SN490B
ダイヤフラム・ベースプレート SN400C SN490C
小梁・間柱・根太母屋材 SN400A SN490A
 - 角形鋼管柱を使用した鉄骨造架構（内ダイヤフラム方式）
梁材・柱材・接合用板材・ダイヤフラム SN400B SN490B
ベースプレート SN400C SN490C
小梁・間柱・根太母屋材 SN400A SN490A

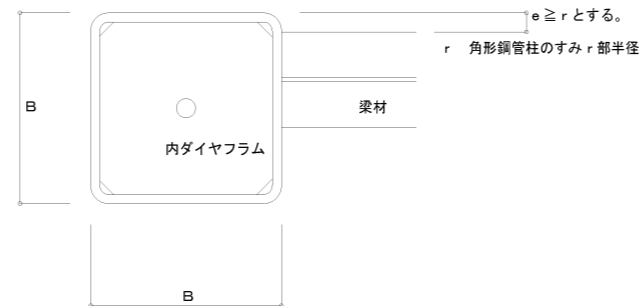
柱頭部（ダイヤフラムに段差のない場合）詳細図



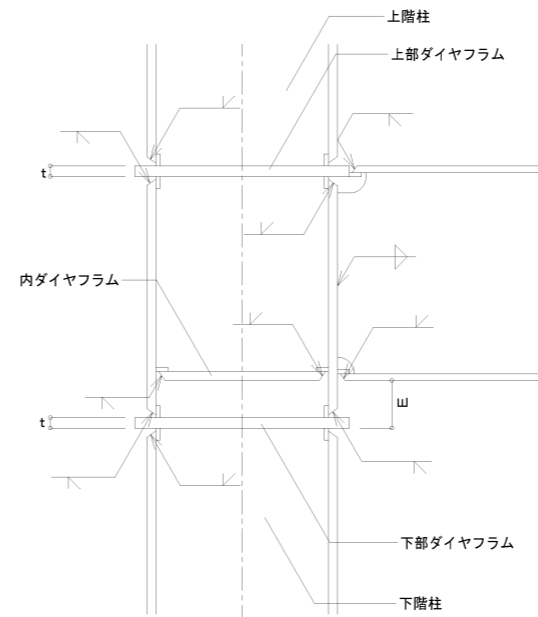
- ダイヤフラムに使用する鋼板は、SN400C・SM490Aを使用するのが望ましい。
- t > 取り付く大梁フランジの最大厚さを超える厚さかつ柱板厚以上



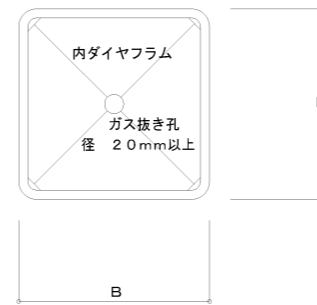
角形鋼管柱・梁仕口詳細図



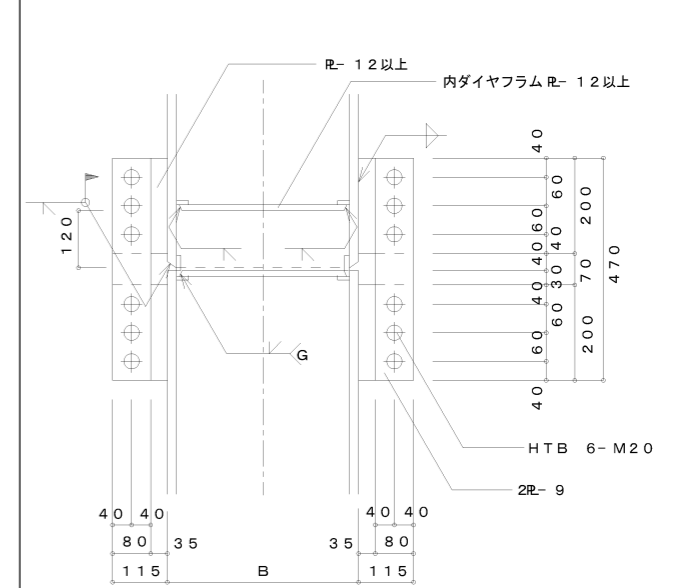
柱頭部（ダイヤフラムに段差のある場合）詳細図



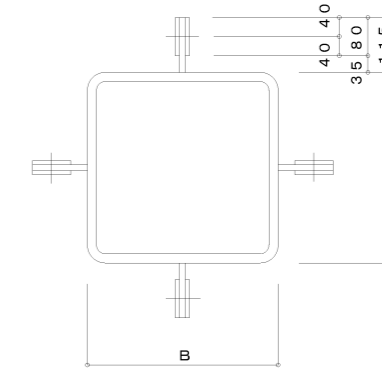
- E = 100mm未満の場合は、2段ダイヤフラム方式は採用しない。
- ダイヤフラムに使用する鋼板は、SN400C・SM490Aを使用するのが望ましい。
- t は取り付く大梁フランジの最大厚さを超える厚さかつ柱板厚以上。

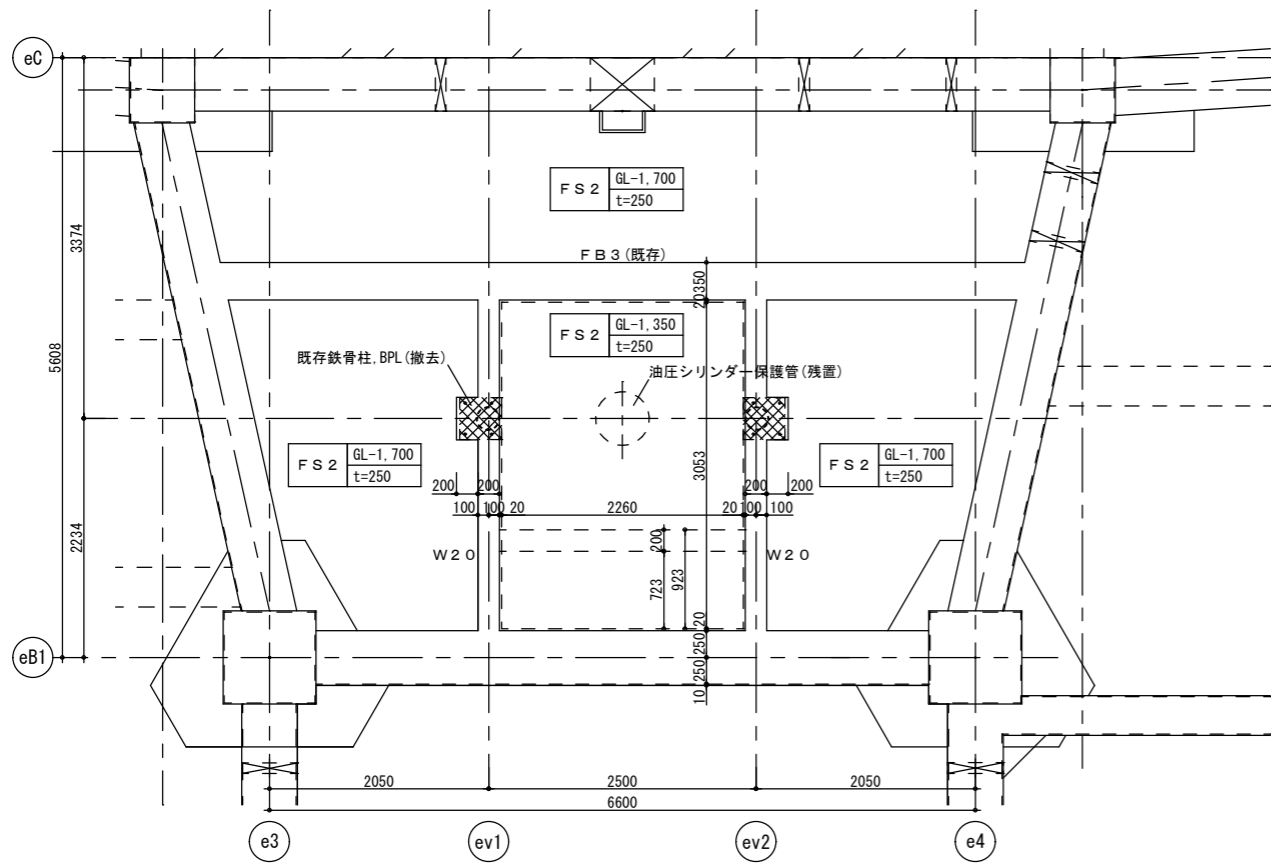


柱現場継手詳細図



注 板厚・ボルト数は最低量を示したものであり、組立てる部材の重量を考慮して設計して下さい。
当仮設継手は、8.0 x 8.0スパンで4階までは可能である。

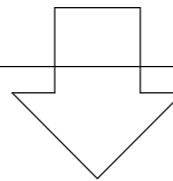




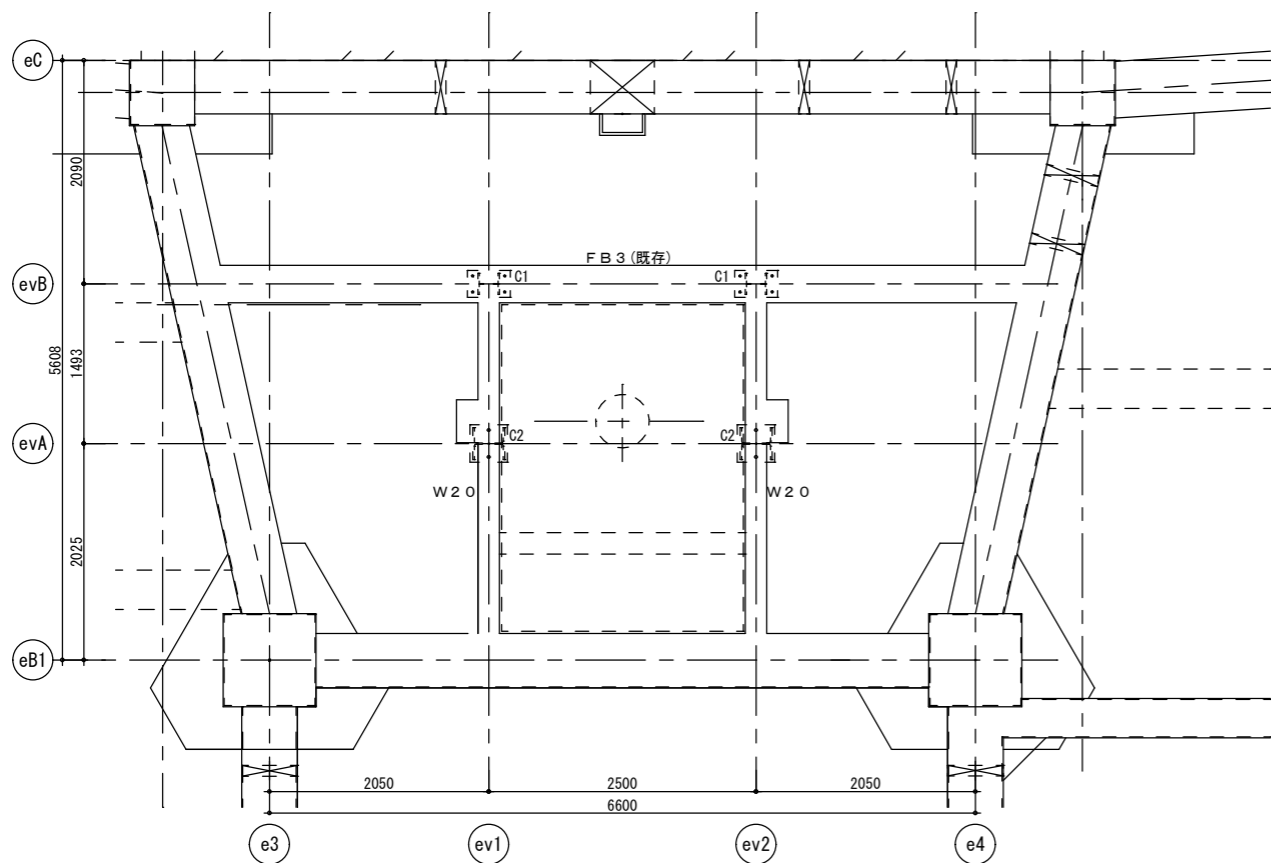
FB3 (既存)	
断面	
B×D	350×1800
上端筋	4-D25
下端筋	4-D25
スラップ	□-D10@175
腹筋	6-D13

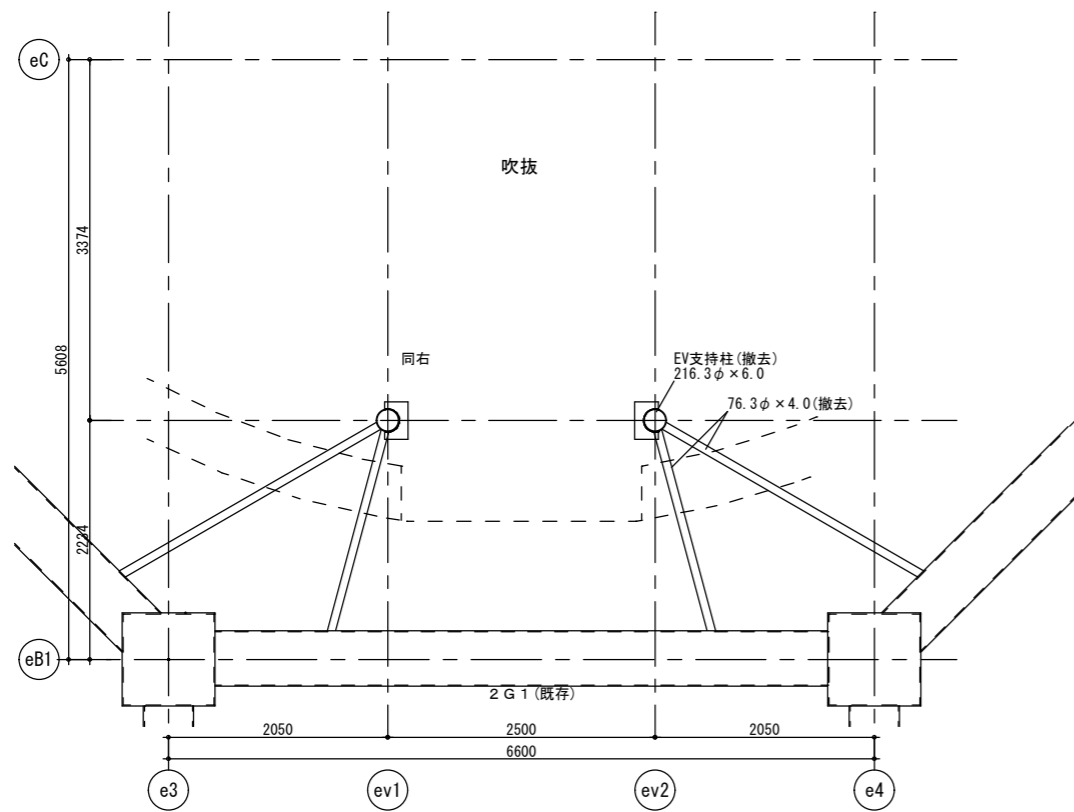
W20 (既存)		
断面		
縦筋	D10@200	
横筋	D10@200	
開口補強	縦	—
	横	—
	斜	—

現況・撤去

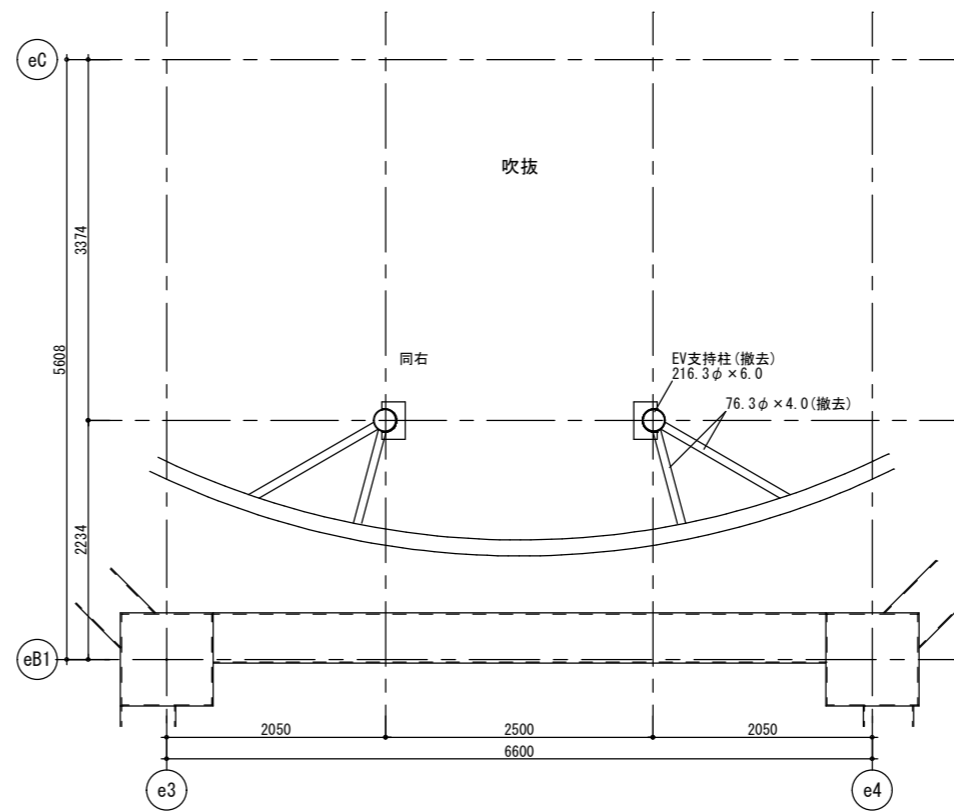


改修後





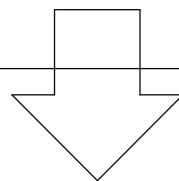
2階伏図



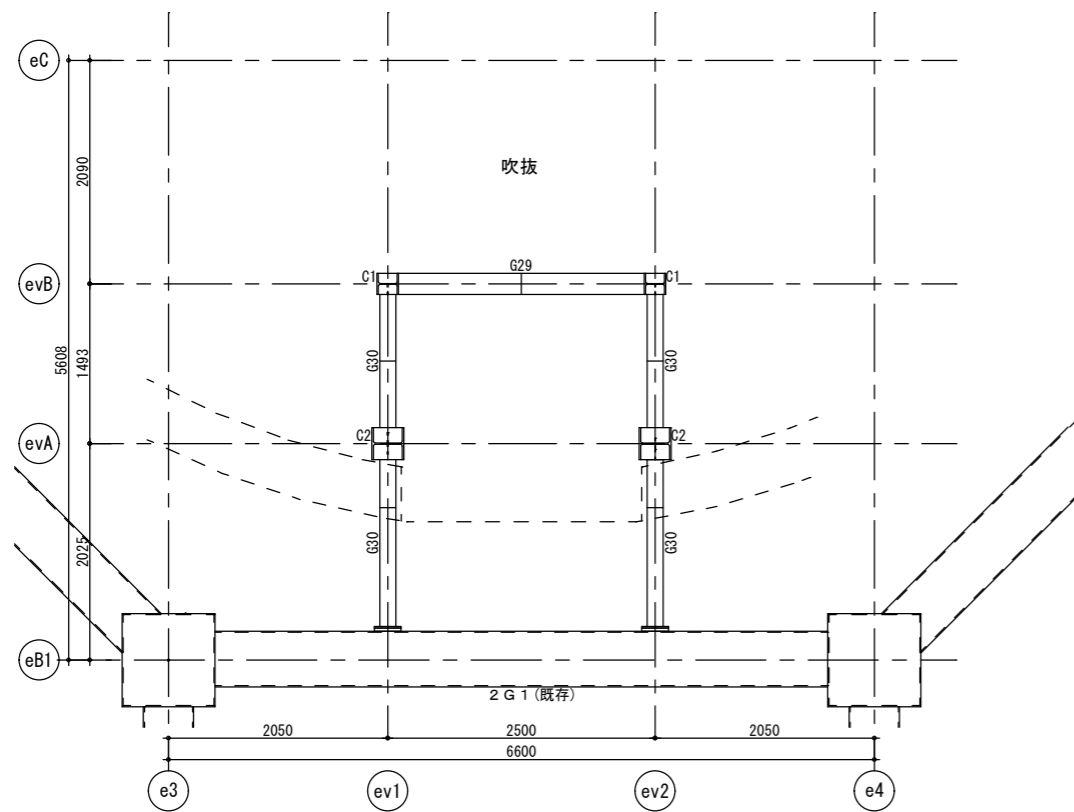
3階伏図

2 G 1 (既存)	
断面	両端部 中央部
B×D	500×800
上端筋	7-D25 4-D25
下端筋	5-D25 5-D25
スラップ	4-D13@100
腹筋	2-D10

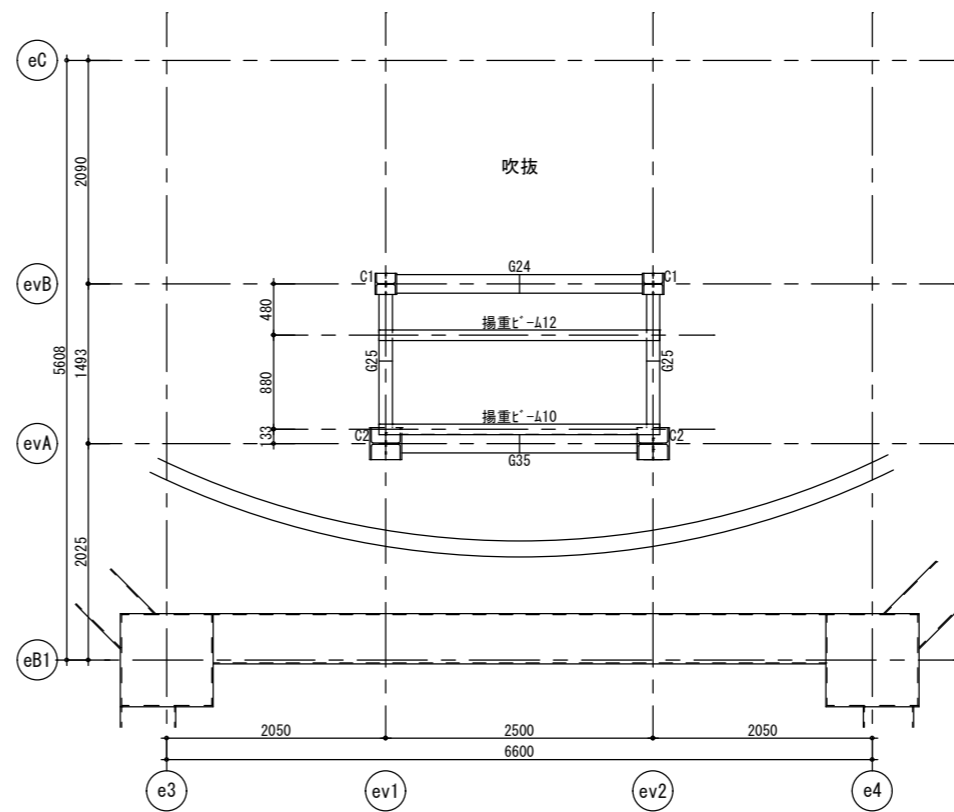
現況・撤去



改修後

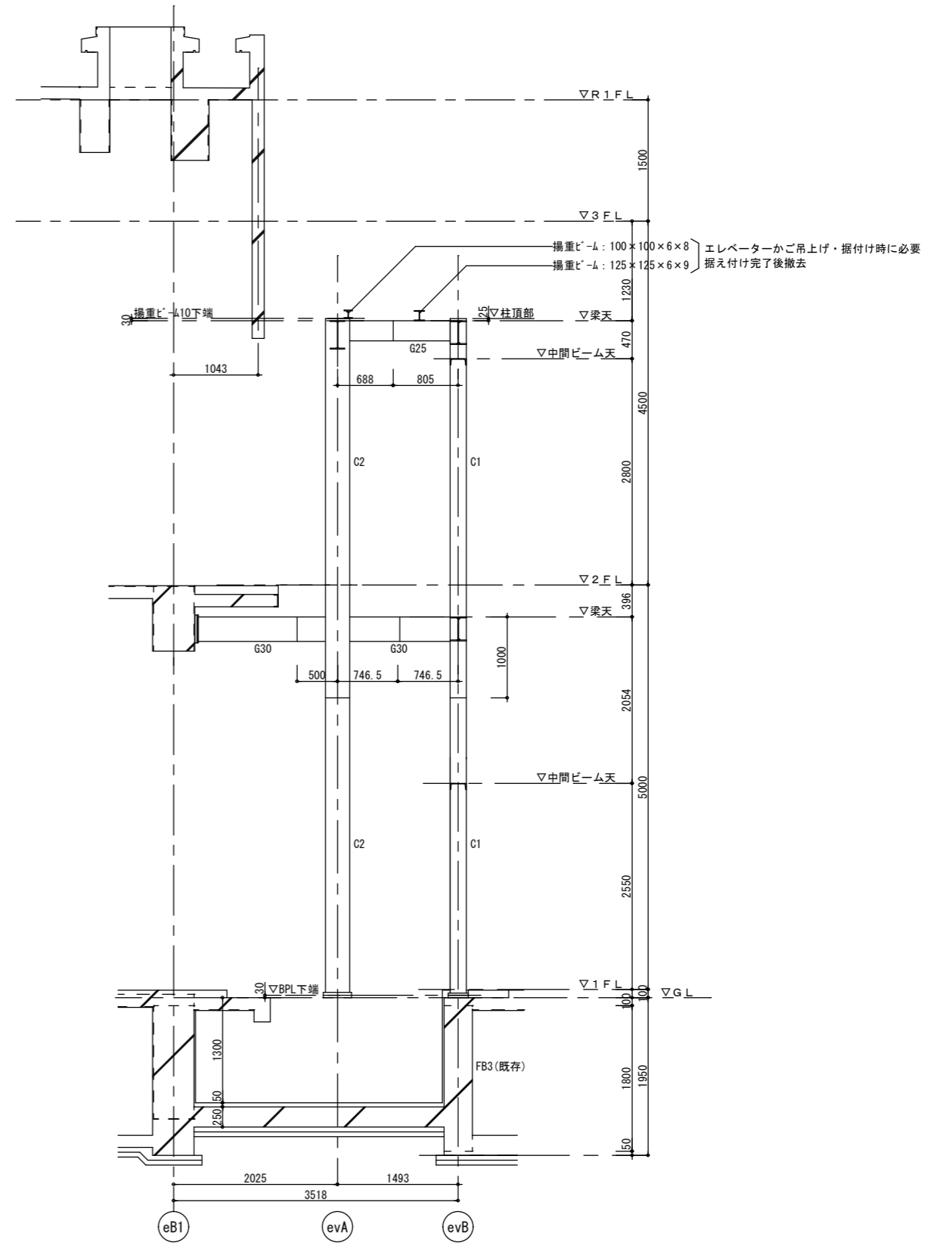
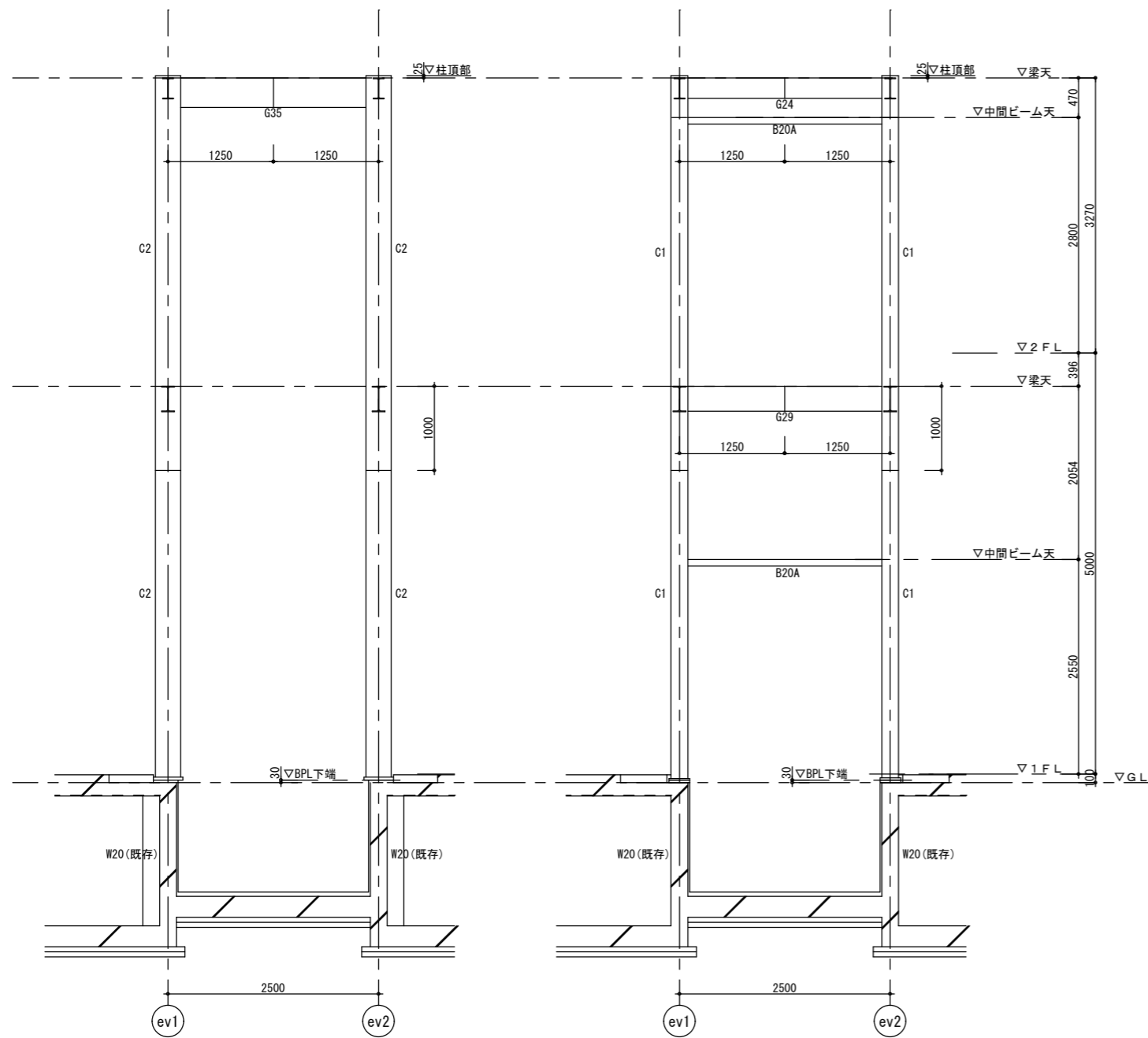


2階伏図



3階伏図

名称・記号	仕様	種類	備考
柱			
C1	H-200×200×8×12	SS400	
C2	H-300×300×10×15	SS400	
大梁			
G35	H-350×175×7×11	SS400	
G30	H-300×150×6.5×9	SS400	
G29	H-294×200×8×12	SS400	
G25	H-250×125×6×9	SS400	
G24	H-244×175×7×11	SS400	
小梁(中間ビーム)			
B20A	[-200×80×7.5×11	SS400	
揚重ビーム			
揚重ビーム10	H-100×100×6×8	SS400	リフトかご吊上げ・据付け時に必要。
揚重ビーム12	H-125×125×6.5×9	SS400	据付け完了後撤去



徳島県土整備部営繕課

工事名 R8 当館 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等
改修工事 (着手日指定型)

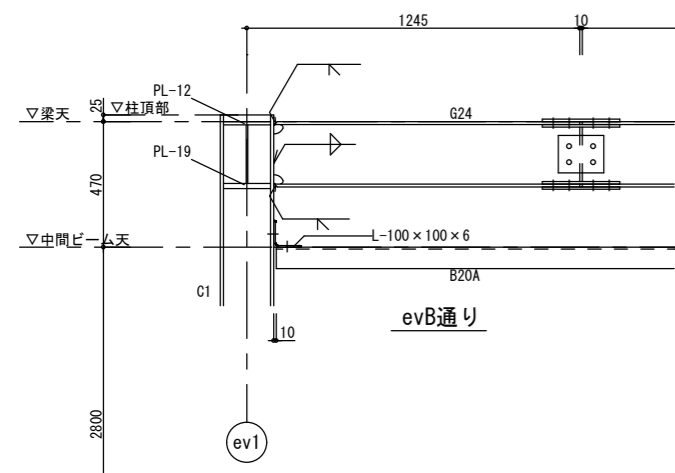
図面番号 S-008

株式会社 川建設

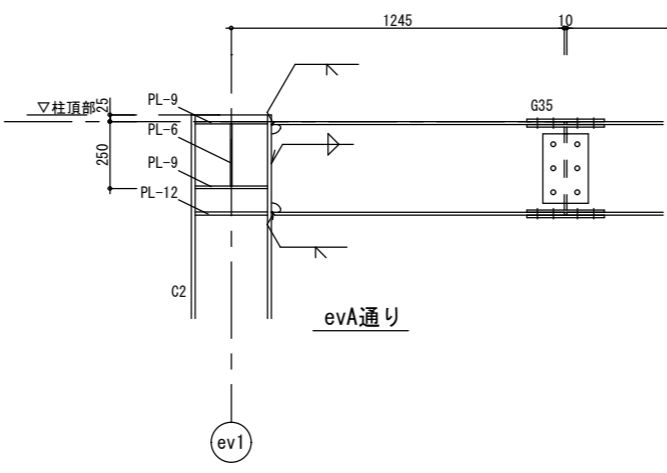
1級建築士登録
第126265号
川端社一部

図面名
軸組図

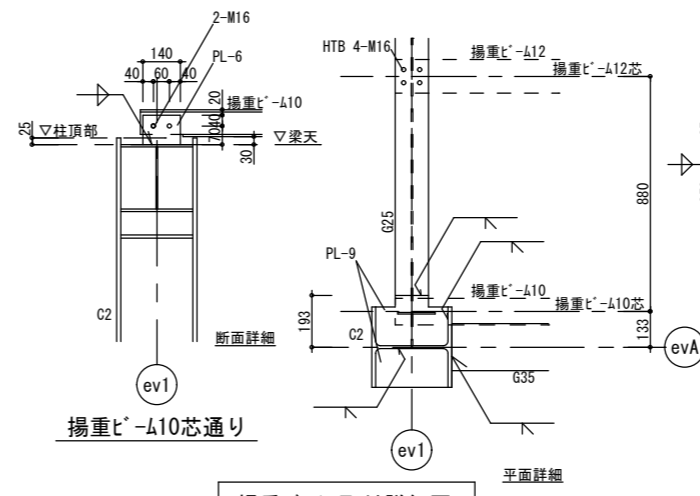
縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%



evB通り

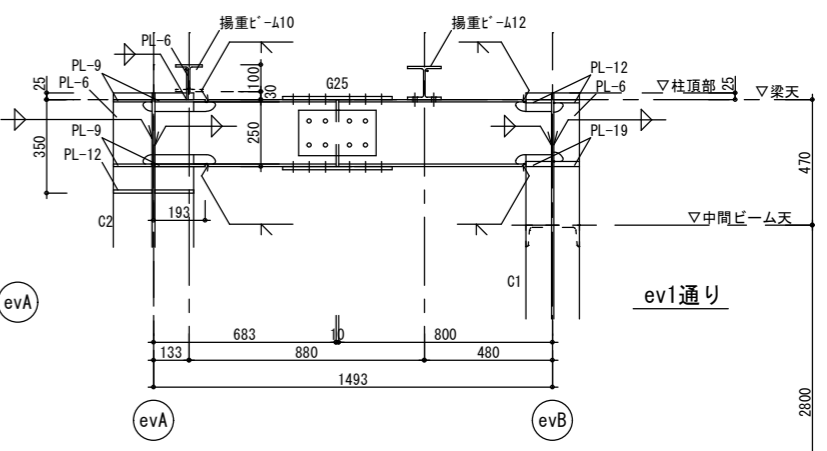


evA通り

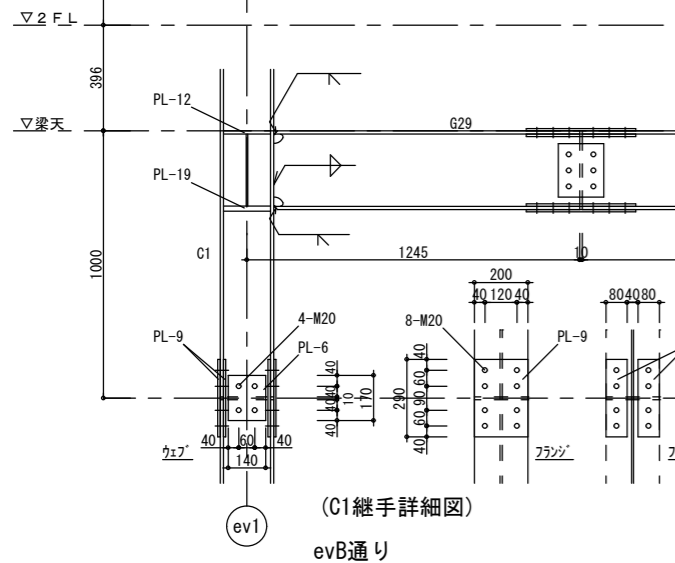


揚重ビーム芯通り

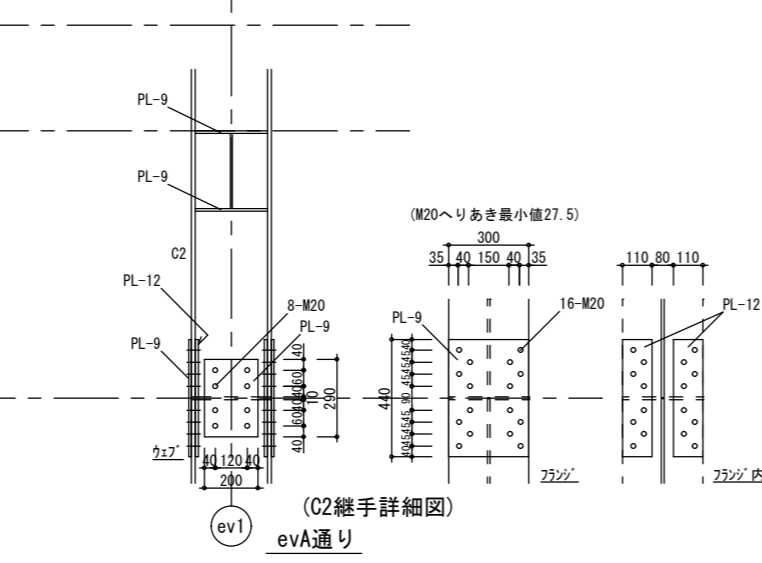
揚重ビーム取付詳細図



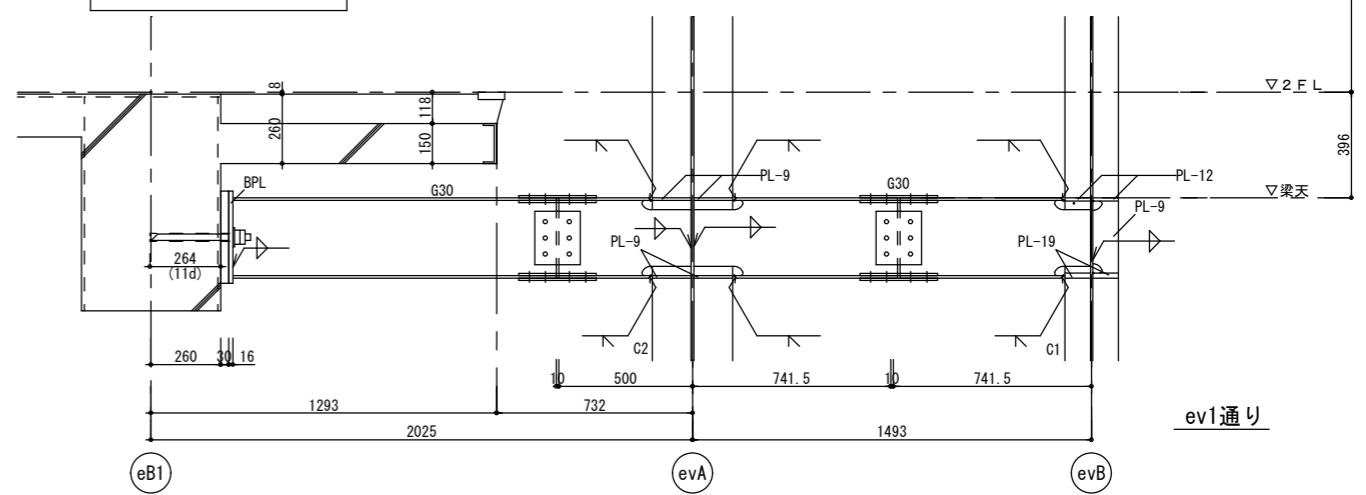
ev1通り



(C1継手詳細図) evB通り



(C2継手詳細図) evA通り



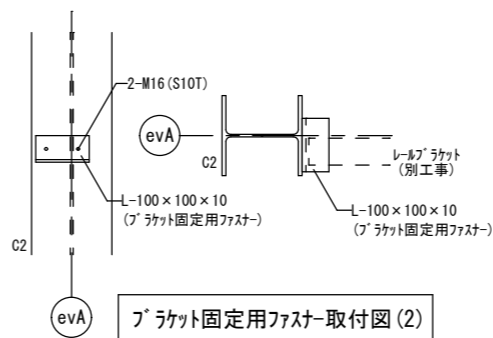
ev1通り

G30 BPL詳細図

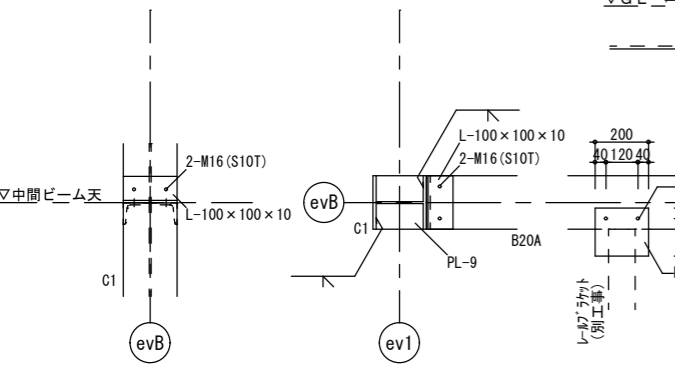
BPL-28*260*350
接着系アンカー 2-M24 (定着長さ264mm)
無収縮モルタルt=30

C1 BPL詳細図

BPL-25*400*250
接着系アンカー(注入型)
4-M20全ねじボルト(SS400) (定着長さ350mm)
無収縮モルタルt=30

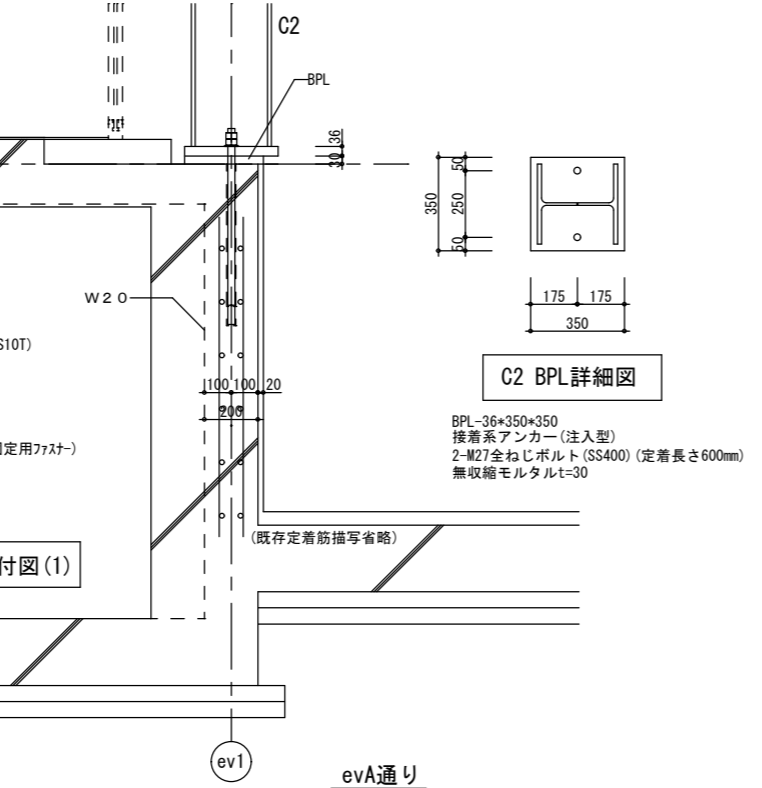


ブラケット固定用ファスナー取付図(2)



中間ビーム(B20A) 取付詳細図

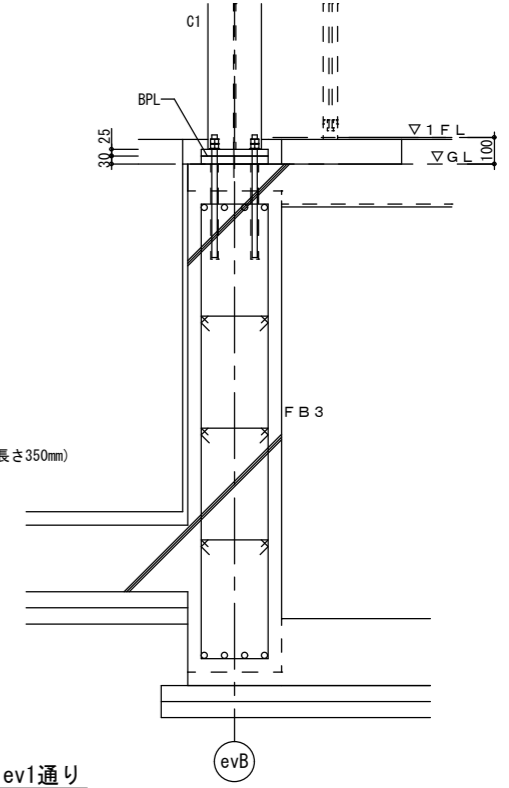
ブラケット固定用ファスナー取付図(1)



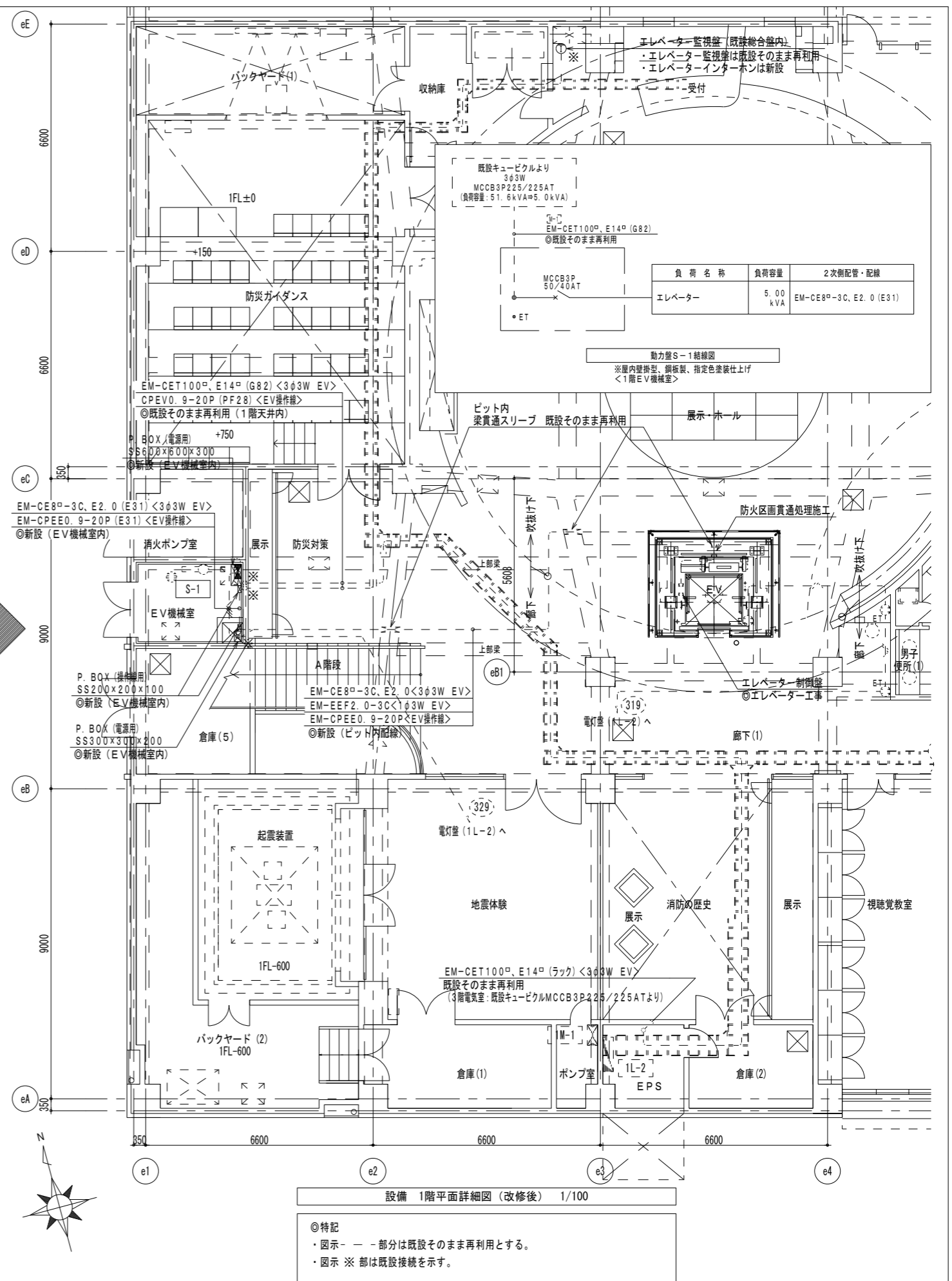
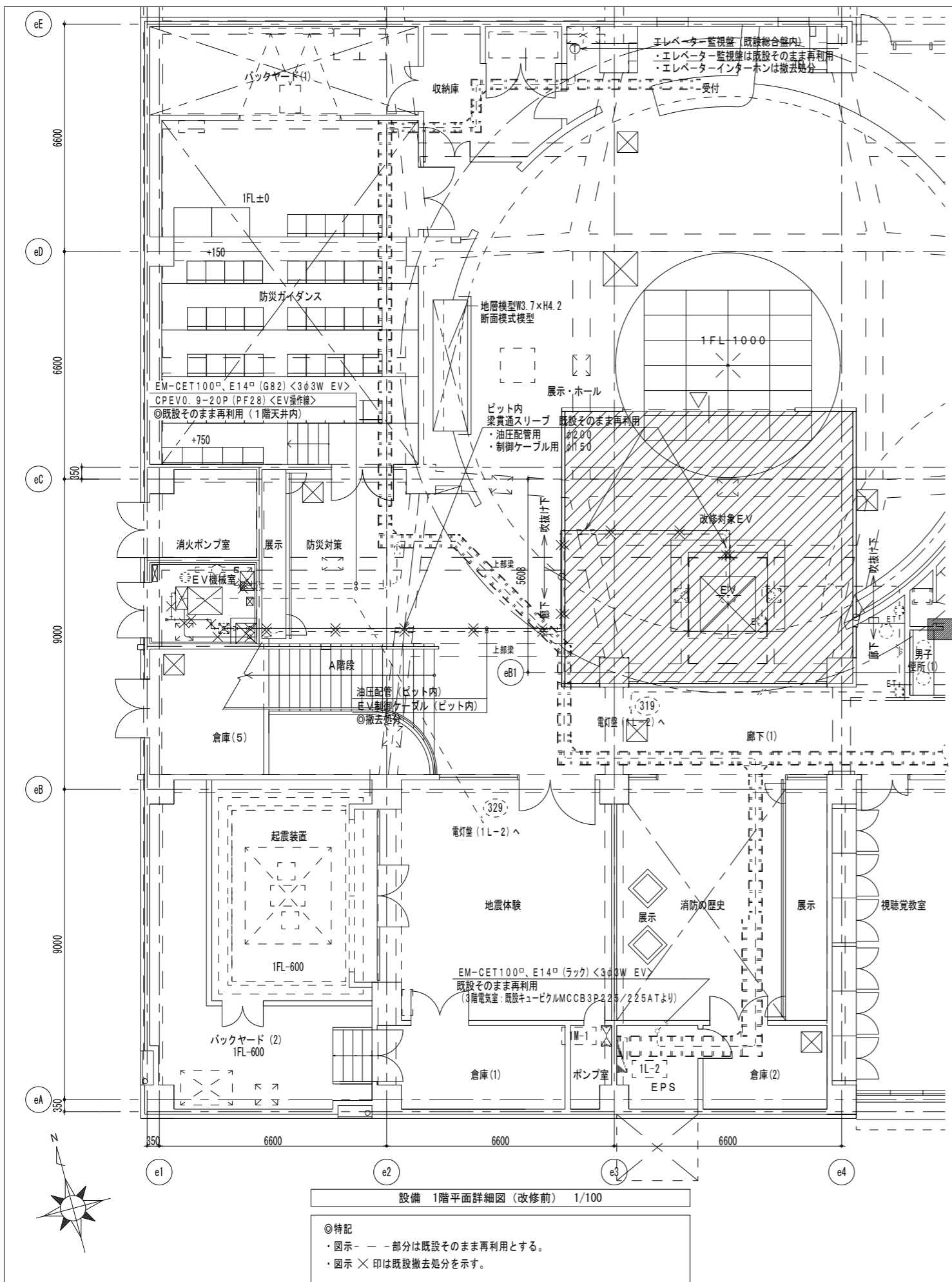
evA通り

C2 BPL詳細図

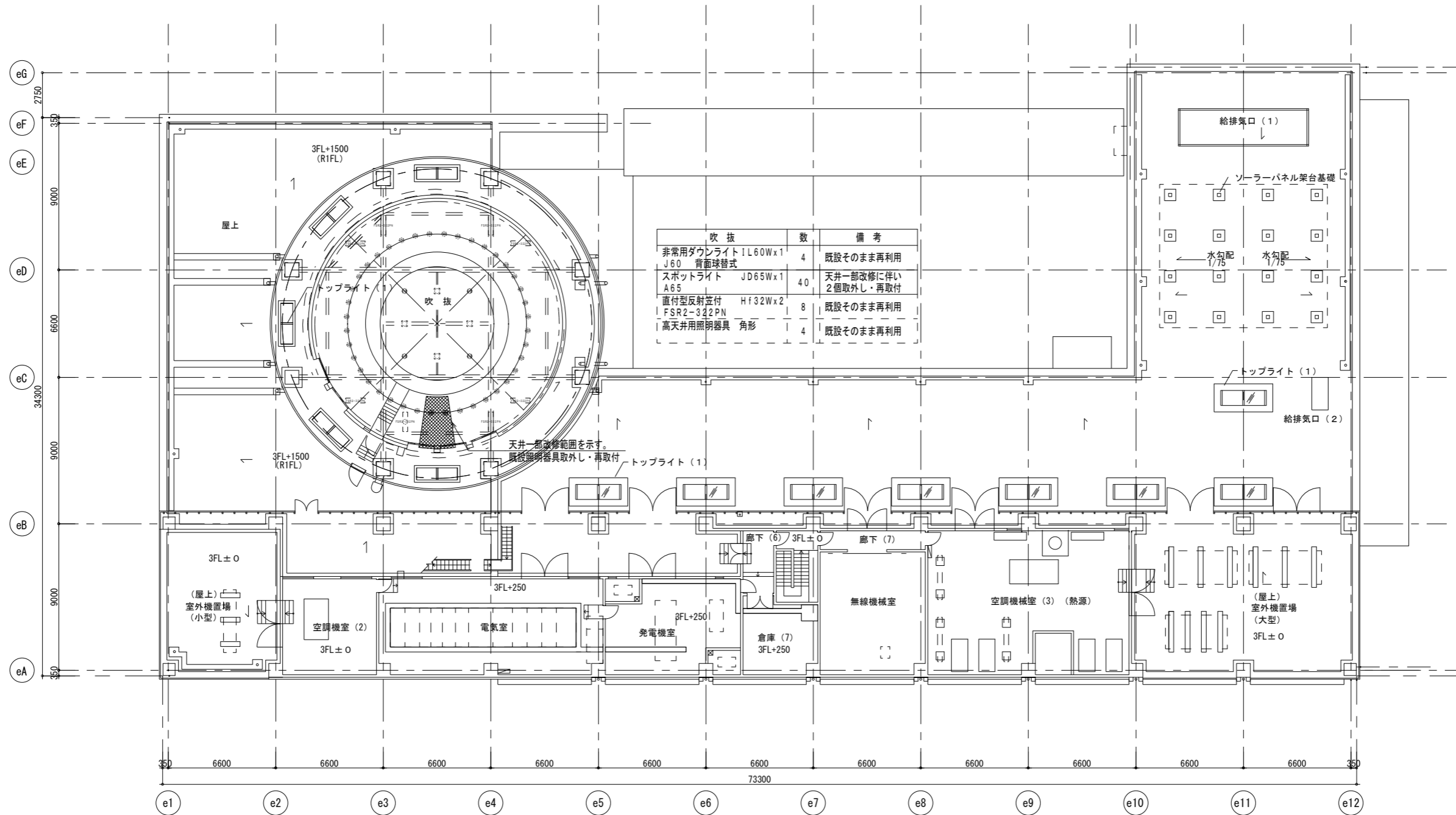
BPL-36*350*350
接着系アンカー(注入型)
2-M27全ねじボルト(SS400) (定着長さ600mm)
無収縮モルタルt=30



evB通り



徳島県県土整備部営繕課	工事名 R8 営繕 防災センター・消防学校 北・鯛浜 屋外訓練施設等 改修工事 (着手日指定型)	図面番号 M-001	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名 設備 1階平面詳細図 (改修前・後)	縮尺 A2: 100% 1/100 A3: 70.7%	株式会社 川建設計



3階平面図 1/200

